第1節 計画の目的と内容

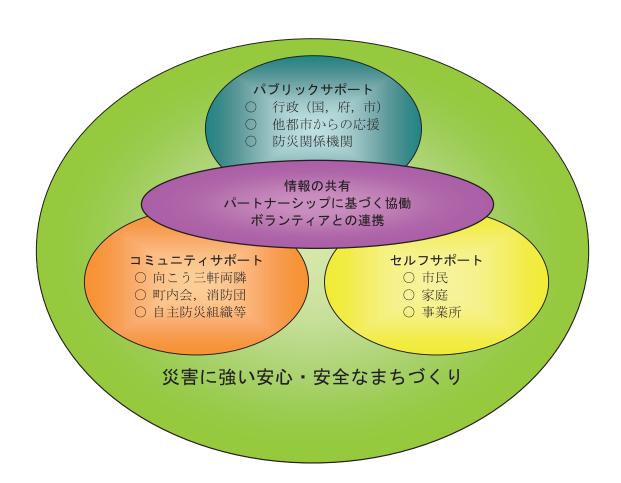
1 計画の目的

(1) 計画の目的

世界文化自由都市の理念及び「くらしに安らぎ、まちに華やぎ、21世紀の京都」を実現するために、地震、台風等の各種の災害から市民の生命、財産と暮らしを守る総合的な防災対策を推進し、「災害に強い安心・安全なまちづくり」を図ることを目的に、京都市地域防災計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条に基づき、京都市防災会議が作成する計画として、本市の地域における地震災害をはじめとする各種の災害予防、災害応急対策及び災害復旧計画等に関する事項を定めるものである。

(2) 計画の理念

「自らの身の安全は自らが守る」,「自らのまちは自らが守る」を基本に,市民,事業所,地域,行政機関がそれぞれの役割を自助(セルフサポート),共助(コミュニティサポート),公助(パブリックサポート)として明らかにし,情報の共有とボランティアとの連携も図りながら,相互の信頼関係に基づく協働により,災害への備えの充実や災害発生時の被害の軽減,早期復旧のための災害活動体制等の整備など,災害に強い安心・安全なまちづくりを推進する。



2 計画の内容

(1) 計画の構成

ア 京都市地域防災計画の基本構成

京都市地域防災計画は、地震による災害や警戒宣言が発令された場合の防災対策の基本を示す「震災対策編」と、風水害、土砂災害及び大規模火災が発生した場合の防災対策の基本を示す「一般災害対策編」並びに多数の者の被災を伴う航空事故その他の大規模な事故が発生した場合の防災対策の基本を示す「事故対策編」で構成する。また、各編に必要な資料を「資料編」として編集する。

イ 京都市地域防災計画「一般災害対策編」の基本構成

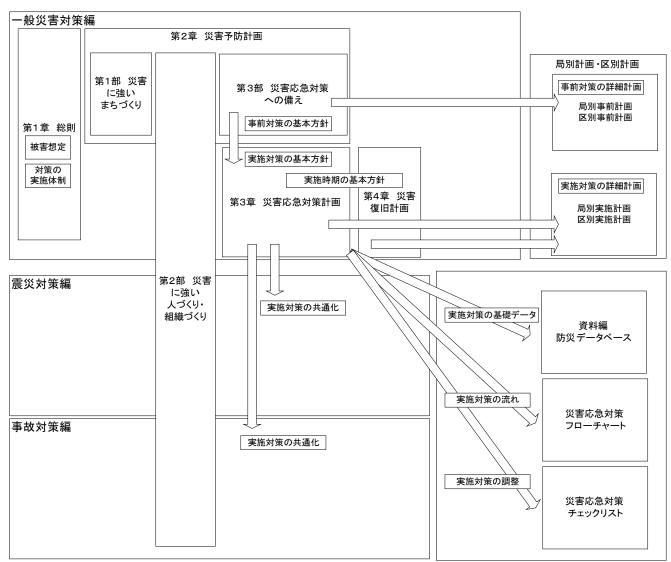
京都市地域防災計画「一般災害対策編」(以下「本計画」という。)は、一般災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものであり、本市が行うべき防災対策を「予防」、「応急」、「復旧」の時系列に配し、各局、区及び関係機関の防災計画の策定、防災活動の実施等に係る基本方針を示すものである。

ウ 「震災対策編」及び「事故対策編」との共通事項

震災対策編第2章「災害予防計画」第2部「災害に強い人づくり・組織づくり」について定める各計画は、震災対策のみならず、すべての災害対策に共通する対策であるため「一般災害対策編」及び「事故対策編」の「災害予防計画」との共通事項とする。

また、本計画第2章「災害予防計画」、同第3章「災害応急対策計画」及び同第4章「災害復旧計画」 について定める各計画については、災害の状況、規模によっては、「震災対策編」及び「事故対策編」 と共通の対策が必要となるため、各計画の共通化を図るものとする。

(京都市地域防災計画 一般災害対策編の構成)



工 実施計画

各局は、本計画に定める分掌事務の実施に関し、「局別計画」をあらかじめ定めるものとする。また、 区は、区本部の応急対策について、区の実状や地域性を踏まえたうえで「区別計画」をあらかじめ定め るものとする。

なお、関係機関においては、防災計画の策定に当たって、本計画の基本方針との整合を図るものと する。

(2) 「一般災害対策編」の目標

本計画は、本市域における気象、地勢、地域等の特性によって起こり得る各種の災害を想定し、対策を図るものとする。

想定される災害は、その発生原因によって異なるが、概ね、暴風、豪雨、洪水、土砂災害、雪害等の自然現象による災害のほか、火災によるものとする。

本計画は、それぞれ異なる災害に対処するための基本的な計画であり、最悪の事態を想定して各種対策を樹立しておくことを目標とする。

(3) 「一般災害対策編」の基本方針

本編の対象となる災害の特性は、災害の規模、内容が極めて大きく、いわゆる複合災害となって広範囲にわたって壊滅的打撃を受け、社会機能が一時的にマヒ状態に陥ることである。

このような災害から、「市民の安全を確保し、被害を最小限度にとどめる」には、長期的総合的な施策を通じて、災害に強いまちづくりを進めていくことと、いかなる時に災害が発生しても、これに対処し得る体制を整備しておくことが必要である。また、被害を少なくするためには、災害に強い市民の育成も大きな要素である。

本市の災害対策は、次の3つを基本目標として推進していくものとする。

- ア 災害に強いまちづくり
- イ 災害に強い人づくり・組織づくり
- ウ 災害応急活動体制及び復旧体制の整備

(4) 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

また,各局,区は,「局別計画」,「区別計画」に毎年検討を加え,必要があると認めるときは,これを修正するものとする。

(5) 計画の周知徹底

本計画は、本市の職員及び防災関係機関等の職員に周知徹底するとともに、市民に対しても周知徹底を図るものとする。

(6) 京都府地域防災計画等との関係

本計画は、災害対策基本法第42条に基づき、京都府地域防災計画「一般計画編」との整合性を図るとともに、指定行政機関の防災業務計画との整合性を図るものとする。

第2節 防災関係機関の処理すべき大綱

本市及び指定地方行政機関等が、防災に関して処理する事務及び業務の大綱は、概ね次のとおりである。

1 京都市

1 不刊)	1,			
			(1)	京都市防災会議及び京都市災害対策本部に関する事務
			(2)	地震防災に関する施設,組織の整備
			(3)	自主防災組織の育成指導,その他市民の災害対策の促進
			(4)	防災思想の普及及び防災訓練の実施
			(5)	災害等に関する情報の収集及び伝達
			(6)	災害等による被害の調査報告と災害広報
			(7)	避難の準備、勧告又は指示
			(8)	災害の防除と拡大の防止
			(9)	救助, 防疫等被災者対策
	- 1 z17	市	(10)	災害応急対策及び復旧資材等の確保
京	都	Ш	(11)	消防,水防,その他の応急措置
			(12)	被災市管理施設の応急対策
			(13)	被災企業等に対する融資等の対策
			(14)	食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保
			(15)	災害時における保健衛生及び文教対策
			(16)	災害時における文化財の保護
			(17)	災害対策要員等の動員
			(18)	災害時における交通,輸送の確保
			(19)	被災施設の復旧対策
			(20)	関係機関,関係団体が実施する災害応急対策等の連絡調整

2 指定地方行政機関

	1日亿地。	נוני		J		
					(1)	電波の統制管理
近	畿 総	合	通信	局	(2)	災害時における電気通信の確保及び非常無線通信の運用管理
					(3)	非常通信協議会の育成指導
					(1)	被災公共土木施設等の査定の立会
2년 2	※ 計	古本	7日教育	公司	(2)	地方公共団体に対する災害融資
儿ョ	畝川 伤川	尔伯) 別 伤 爭	1分り	(3)	国有財産の無償貸付等
					(4)	災害時における金融機関の緊急措置の指示
京	都	労	働	局	(1)	産業災害予防対策
					(1)	農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指
					墳	算並びに助成
				(2)	土地改良機械の緊急貸付	
\E.	262	畿 農 政		(3)	農業関係被害情報の収集報告	
近	武		以 同	(4)	農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病害虫の防除対策の指導	
					(5)	被災農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成
					(6)	野菜、乳製品等の食料品、飼料及び種もみ等の供給あっせん
					(7)	災害時における主要食料の応急配給
					(1)	国管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること
					(2)	公共土木施設等の査定の立会 公共団体に対する災害融資 財産の無償貸付等 時における金融機関の緊急措置の指示 逐害予防対策 及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指 こ助成 故良機械の緊急貸付 関係被害情報の収集報告 物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病害虫の防除対策の指導 農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成 乳製品等の食料品、飼料及び種もみ等の供給あっせん 時における主要食料の応急配給 理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること 関田資機材の整備及び備蓄に関すること 関田公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること 可川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達に関すること 時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること 関の公共土木施設の二次災害の防止に関すること 関の公共土木施設の復旧に関すること 関の公共土木施設の復旧に関すること 対における自動車運送業者に対する運送の協力要請 時における自動車運送業者に対する運送の協力要請
					(3)	国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
近	畿 地	方	整備	局	(4)	指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達に関すること
					(5)	災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること
					(6)	国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること
					(7)	国管理の公共土木施設の復旧に関すること
					(1)	災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請
近i	 総 給 合 通 信 局 (2) 災害時における電気通信の確保及び非常無線通信の運用管理 (3) 非常通信協議会の育成指導 (1) 被災公共土木施設等の査定の立会 (2) 地方公共団体に対する災害融資 (3) 国有財産の無償貸付等 (4) 災害時における金融機関の緊急措置の指示 都 労 働 局 (1) 産業災害予防対策 (1) 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業 導並びに助成 (2) 土地改良機械の緊急貸付 (3) 農業関係被害情報の収集報告 (4) 農作物,蚕,家畜等の防災管理指導及び病害虫の防除対策の指 (5) 被災農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成 (6) 野菜,乳製品等の食料品,飼料及び種もみ等の供給あっせん (7) 災害時における主要食料の応急配給 (1) 国管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること (2) 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること (3) 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること (5) 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること (6) 国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること (6) 国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること (7) 国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること (7) 国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること (7) 国管理の公共土木施設の(日に関すること (7) 国管理の公共土木施設の(日に関すること (7) 					
					(3)	災害時における不通区間における迂回輸送等の指導

京都地方気象台

- (1) 気象, 地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- (2) 気象, 地象及び水象の予報及び警報
- (3) 気象, 地象及び水象の資料に関する情報の収集及び発表

3 自衛隊

4 京都府

			(1)	市町村,その他の防災関係機関等の連絡調整,指示,斡旋
₊	.1 z17	17.5	(2)	京都府防災会議及び災害対策本部に関する事務
京	都	灯	(3)	災害救助法の適用
			(4)	防災に関する施設,組織の整備

(8) 災害復旧(瓦礫撤去)

5 京都府警察本部

	(1)	災害に関する情報収集及び広報
	(2)	被災者の救出救助及び避難措置
京都府警察本部	(3)	被災地及び避難場所における犯罪の予防検挙
(警備部警備第一課)	(4)	被災地及びその周辺の交通規制
	(5)	危険物の保安措置
	(6)	災害警備用装備資機材の整備充実

6 指定公共機関等

郵便事業株式会社	(1) 災害時における郵便物の配送計画
郵便局株式会社	(2) 被災者に対する郵便はがきの無償交付

一般災害対策編 第1章 総則 第2節 防災関係機関の処理すべき大綱

	(1)	災害時における救護班の編成並びに医療及び助産救護の実施
日本赤十字社京都府支部	(2)	災害時における被災者の救助保護
日本亦十子任泉郁府文部	(3)	義援金品の募集,受領,救援物資の受領配分
	(4)	防災ボランティアの組織整備,指導普及及び連絡調整
日本放送協会京都放送局(NHK)	(1)	気象予警報及び被害状況等の報道
日本派及勝云京印派及河(NIK)	(2)	京都市域等の災害対策状況等の報道
西日本高速道路株式会社	(1)	高速道路の保全
関西支社茨木管理事務所	(2)	高速道路の応急対策及び災害復旧
西日本旅客鉄道株式会社	(1)	鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設の保全
京 都 支 社	(2)	災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送協力
西日本電信電話株式会社	(1)	電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全
京 都 支 店	(2)	災害非常通信の調整及び気象予警報の伝達協力
大阪ガス株式会社	(1)	ガス施設等の安全保安対策
導管事業部京滋導管部	(1)	スへ 他
日本通運株式会社京都支店	(1)	災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力
関西電力株式会社京都支店	(1)	電力施設等の安全保安対策
澱川右岸水防事務組合	(1)	組合の属する区域の水防活動
桂川・小畑川水防事務組合	(1)	組合の属する区域の水防活動
株式会社京都放送(KBS京都)	(1)	気象予警報及び被害状況等の報道
体式云红泉郁波运(MDS京郁)	(2)	京都市域等の災害対策状況等の報道
社団法人京都府医師会	(1)	災害時における医療救護の実施
世よるサイフェル京都	(1)	気象予警報及び被害状況等の報道
株式会社エフエム京都	(2)	京都市域等の災害対策状況等の報道
社団法人京都府トラック協会	(1)	災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力
阪神高速道路株式会社	(1)	高速道路の保全
京 都 管 理 所	(2)	高速道路の応急対策及び災害復旧

第3節 京都市の防災組織及び推進体制

災害の予防、応急対策及び復旧対策等防災諸活動に即応するため、府、市その他の関係諸機関相互の有機 的連携を図るとともに、地域住民の協力を得て、総合的かつ一体的な防災体制を確立するものとする。

1 京都市防災会議

災害対策基本法第16条の規定に基づき本市の附属機関として設置し、本市域に係る防災に関する基本方針の作成並びに本市の業務を中心に本市域内の公共的団体その他関係機関の業務を包括する総合的な地域防災計画の作成及びその実施の推進を図るとともに、災害が発生し、又はそのおそれのあるときには、情報の収集及び関係機関の実施する災害応急対策の連絡調整等を行い、防災活動の円滑な推進と有機的な運営を図る。

※ 資料1-3-1 京都市防災会議条例

資料1-3-2 京都市防災会議運営要綱

資料1-3-3 京都市防災会議委員名簿

資料1-3-4 京都市防災会議専門委員名簿

資料1-3-5 京都市防災会議幹事名簿

2 地震洪水等対策委員会

(1) 地震や洪水等に対する対策の審議

地震や洪水等に対する対策の前提となる被害想定、応急対策、都市安全対策等について審議を行う。

(2) 地震洪水等対策委員会の運営

地震洪水等対策委員会の運営は、次によるものとする。

ア 地震洪水等対策委員会は、地震洪水等対策委員会要綱に基づいて運営する。

イ 地震洪水等対策委員会は、京都市防災会議会長が指名する同会議の委員及び専門委員並びに京都市 防災会議会長が必要と認める者で構成する。

※ 資料1-3-6 京都市防災会議地震洪水等対策委員会要綱

資料1-3-7 京都市防災会議地震洪水等対策委員会委員名簿

資料1-3-8 地震洪水等対策専門委員会運営要領

3 区防災会議

(1) 趣旨

区の地域に係る災害対策の円滑な推進と有機的な運営を図るため,区における本市及び本市以外の防 災関係機関による区防災会議を設置する。

(2) 所掌事務

区防災会議の所掌事務は、次のとおりである。

- ア 防災知識の普及に関すること。
- イ 災害危険箇所の調査等災害予防に関すること。
- ウ 災害発生時における災害情報の収集、伝達(連絡)等応急対策に関すること。
- エ 防災訓練の実施に関すること。
- オ 自主防災組織の設置育成に関すること。
- カ その他区における災害対策の実施に関すること。

(3) 組織及び運営

区防災会議の組織及び運営は, 区長が定める。

4 京都市防災対策推進会議

本市における防災対策の円滑かつ総合的な推進を図るとともに、他都市等で災害が生じた場合における支援対策の実施について協議を行うため、本市庁内の連絡調整組織として京都市防災対策推進会議を設置する。

※ 資料1-3-10 京都市防災対策推進会議要綱

5 京都市災害対策本部

本市域又は周辺において地震,洪水等の災害が発生し,又は発生するおそれがある場合において,防災活動を実施する必要があると認めるとき,市長は,災害対策基本法第23条の規定に基づき京都市災害対策

本部を設置する。災害対策本部の組織及び運営等については、本編「第3章 災害応急対策計画 第1節 災害対策活動体制の整備計画」の災害対策本部に関する計画に基づくものとする。

※ 資料1-3-11 京都市災害対策本部条例 資料1-3-12 京都市災害対策本部要綱

6 京都市事故対策本部

本市域において航空事故,鉄道事故,道路事故等の大規模事故が発生した場合,危機管理監は京都市事故対策本部を設置し,関係機関と密接に連携して,住民に対する適切な広報,捜索,救助,消火,避難誘導及び医療活動その他の応急救助を実施する。ただし,災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたときは,「京都市災害対策本部」を設置し、必要な対策を実施する。

7 京都市災害警戒本部

本市域に災害が起こるおそれがある場合に,京都市災害対策本部の設置に至らない段階の体制として, 情報収集及び連絡体制を確保するため,消防局長が設置する。

8 雪害対策本部

積雪が30センチメートル以上となり、なお降雪が続くか又は大雪のおそれが予想され、道路交通に支障が生じたときは、雪害対策に万全を期するため、それぞれの区を単位として区役所、土木事務所、教育委員会等の関係機関で構成する「〇〇区雪害対策本部」を設置し、道路除雪のほか、災害の未然防止に必要な対策を実施する。ただし、著しい豪雪のため、災害対助法の適用を必要とする程度の被害が生じたときは、「京都市災害対策本部」を設置し、必要な対策を実施する。

9 市民及び事業所等

阪神・淡路大震災の教訓として,大規模災害時には,市民一人一人,家庭,事業所,自主防災組織等それぞれの活動や協働が救出,初期消火,更には日常生活の維持,復興等に大きな役割を果たすことが明らかとなった。また,災害時におけるボランティア活動についてはその重要性が広く認識された。

(1) 市民

市民は、地震や洪水等の災害が発生した場合、あわてず冷静な行動がとれるように、普段から家族と話し合い、各々の役割を決めておくなど防災意識の向上を図る。また、普段から建物の耐震、防火、家具の転倒防止に努め、最低3日分程度の食料や水を備え、地域で行われる防災訓練や行事への積極的な参加に努める。

(2) 自主防災組織

地域住民は連帯協同して, 地震その他の災害による被害を未然に防止し, 又は被害を軽減するために, 地域の実情に応じて, 自主防災組織を自主的に設置し運営する。特に, 地域での助け合いの仕組みをつくり, 高齢者や障害のある方などを地域ぐるみで災害から守るように努める。

(3) 事業所

市内の事業所では、その社会的な責任に基づき、従業員や利用者の安全確保や経済活動の維持、地域への貢献などのため、普段から防災体制の整備や防災訓練の実施など、積極的に地域と連携した防災対策の推進を図る。

(4) その他(公共的団体)

産業経済団体、厚生社会事業団体、文化教育事業団体等は、普段から防災関係機関や地域との協力体制を整え、防災訓練に積極的に参加するとともに、災害時には防災関係機関等の実施する災害応急活動に組織的に協力する。

(5) ボランティア

市民,自主防災組織,事業所及びその他公共的団体による防災活動の取組は,それぞれの関係する地域が被災していないときには,他の被災した地域あるいは他都市においてボランティアとして活動することが可能であるため,ボランティアの支援を受ける側と支援する側とは,防災活動の取組では常に表裏一体なものとしてあることを理解し,災害時にはボランティア活動を志すよう努める。

第4節 京都市の概要

1 自然的条件

(1) 位置

本市の位置する京都盆地は、断層運動による基盤岩の断裂、破壊、上昇、沈降によって形成された東西約10km、南北約20kmの構造盆地であり、東山、桃山丘陵を挟んだ東側には同じ断層起源の山科盆地を伴っている。

また、盆地の北西部から桂川、北東部から鴨川が盆地中央の南部へ向かって流下し、東南部から宇治川、更に南部から木津川が流入し、南西部で合流して淀川となり大阪湾へ注いでいる。宇治川と木津川の合流点付近にはかつて巨椋池があり、現在は干拓されている。

市内における最高地点は標高971.5m, 最低地点は同9.2mと大きな差があるが, 市街地の大部分は, 標高20~70mの範囲内にある。

(2) 地形・地質

地形の概略をみると、北から本市の北半分を占める山地、丘陵、段丘、低地の順で雛壇状に配列し、 市街地は丘陵、段丘、低地に形成されており、高度は地形の変化にあわせて、北から南に低下している。 低地部は、鴨川水系の河川により形成された扇状地、桂川及び宇治川、木津川の氾濫により形成され た自然堤防帯に大きく分けられる。

ア山地

中古生代の丹波層群(砂岩,頁岩,チャート等)とこれを貫く花崗岩の固結した基盤岩類から構成され、北部から南部にかけて次第に高度を下げている。また、東側、西側の山地と盆地との境界には、活断層による急斜面が形成されている。

イ 山地の斜面は、土砂生産の場であり、現在安定している斜面でも、降雨や地震により山麓崩壊、地 すべり等の土砂災害の可能性が考えられる。

ウ 丘陵

山地との裾をなす高度200m以下の地形で、本市の東側に桃山丘陵、宇治丘陵、西側に向日丘陵、西山山麓丘陵が分布している。

丘陵の地質は、主に第四期前期、中期(30万から100万年前)の大阪層群からなる安定した洪積地盤である。

工 段丘

かつての平野面が河川の浸食を受け、氾濫を受けなくなった安定した地形で、平坦な段丘面と急な段丘崖からなり、高位、中位、低位の三段に分類される。現在の河川影響がないため、洪水、氾濫等の水害は発生しにくい。

才 扇状地

河川が山地から低地に出るところに形成される地形で、山地で生産された土砂が山間から低地に出ると河川の勾配が緩くなるため、谷の出口を頂点として扇状に広がる砂礫層を主とした堆積地形である。

カ 自然堤防帯

自然堤防帯は、自然堤防と呼ばれる微高地、浅い皿状の凹地である後背低地、帯状の凹地である旧河道などにより構成される地形である。本市域では、桂川流域に形成されるとともに、高度25~30m以下で低平な自然堤防帯に移り変わり、南部のかつて巨椋池などが存在した低湿地帯に連続していく。この地形面上には、旧河道や自然堤防などが発達している。

キ 谷底低地

主に山間部等の細長い谷間に形成される低平な地形で、礫、砂、粘性土などの未固結の堆積物により形成されている場合が多い。

ク 麓屑(ろくせつ)面・土石流堆

麓屑面は、斜面脚部に崩壊や地表面の浸食によって形成される堆積地形であり、崩壊による土砂災害の可能性がある。土石流堆は沖積錐とも呼ばれ、小渓流からの土石流などの土砂の流出により形成される急勾配な扇状地である。主に山地の小渓流の谷口にみられ、土石流の危険性がある。

ケ 干拓地・逆デルタ

干拓地は、かつて池であったところを人工的に排水し、整地した陸地化地形である。逆デルタとは、 洪水時、河川からの逆流によって形成されるデルタのことである。三川合流点付近(巨椋池干拓地) に存在する逆デルタは、淀川から巨椋池へ流入する洪水により形成されたものである。

(3) 気象

本市の気象は、大きく見れば太平洋側(瀬戸内海型)の特性である。しかし、海からは遠く、山城盆

地の奥部に位置するため平野部では盆地性、山間部では山岳性の気象特性を示す。また、市街地では平均気温の上昇など都市化の傾向もうかがわれる。

ア 季節の気象特性

(ア) 冬 (12月~2月)

平野部では太平洋側気候の特性が顕著となり、期間降水量は平年約165mmと少なく、空気が乾燥して火災の危険が大きくなる。

北山一帯から比良山系にかけての山間部では、冬型気圧配置のもとで「しぐれ」現象など日本海側の特性が見られる。

平野部での積雪は昭和29年1月に41cmの記録があるが、20cmを超すことはまれである。

冬型の気圧配置が強まると、山間部では警報基準(山地で60cm)を超すこともある。

(イ) 春(3月~5月)

この期間の京都の平年降水量は約390mmである。

冬から春にかけては、低気圧が相次いで日本付近を通過し、天気は周期的に変化する。低気圧が接近して通過するとき、いわゆる「春の嵐」となって風雨が強くなる。3月中・下旬頃、南岸の低気圧の通過とともに寒気が流入し、思いがけない雪害を生じることがある。春の雪は着雪しやすく、近年はビニールハウスの損壊など農業関係の被害が目立ち始めている。

低気圧が日本海北部を通過するとき、南寄りの風が強まり、空気が乾燥して火災の危険が大きくなる。移動性高気圧に連続的に覆われ晴天が続くときも同様である。寒暖の差が大きく晩霜には注意が必要である。

(ウ) 夏(6月~8月)

水害の最も多い季節である。ほとんどは梅雨前線の活発化に起因する。台風の接近が梅雨前線を刺激することも多い。近畿地方の梅雨入りの平年値は6月7日頃,梅雨明けは7月21日頃である。梅雨末期には局地的大雨になりやすい。平年の梅雨の期間に相当する6~7月の月降水量合計値は約434mm,梅雨期から9月にかけて,京都市とその周辺では雷による被害が多く,古文書にも多く記録されている。前線活動に伴う「界雷」は梅雨期に,日射による熱対流に伴う「熱雷」は盛夏に多く発生する。「熱雷」のうちでは丹波山地で発生し南東進しながら発達して京都市に至るものと,南西気流が収束されて京都市付近で急に発達するものとが多く,琵琶湖方面から西進してくるものの回数は少ない。

これらの雷は局地性が強く,被害地域は比較的狭いものの落雷やときには降雹の被害もあり,思いがけない短時間大雨をもたらすこともある。

(エ) 秋 (9月~11月)

台風の接近は9月が最も多く、本邦付近に秋雨前線が停滞しがちで、台風が接近し前線を刺激して大雨を降らせ大きな災害につながった例は多い。9月の平年降水量は176mmと7月及び6月に次いで多いが、冬が近づくにつれて降水量は目立って少なくなる。

イ 風の特性

本市は風の弱い地域である。

平均風速10m/秒以上の平年日数はわずかに0.4日で、舞鶴の16.8日に比べて、目立って少ない。これは地形によるもので、一般に市南部(南区、伏見区など)や丘陵地の高台では、市街地に比べてかなり強く吹くものと考えられる。

悪天時には、風の吹き上げる斜面で風雨とも強まる傾向がある。

ウ 台風の気象特性

京都に被害をもたらす台風は9月が最も多い。次いで8月、7月の順で、6月、10月にも被害を受けた例がある。

台風の中心付近では反時計方向に強い風が吹き込んでおり、進行方向の右側では左側よりも一段と風が強い。進行方向の前面に強い雨域を伴うことが多いが、陸地では地形の影響で風、雨とも台風の経路によって状況が異なる。

強い台風が京都に接近して通過するとき、風雨共に厳戒を要するのは論をまたないが、東側を通るときよりも、西側を通るときの方が大きい被害となる傾向がある。特に、南西気流が持続する場合(四国、中国地方東部を北上したのち日本海を北東進など)には降水量が一段と多くなる。

日本付近に前線があるときは、台風の強弱、遠近にかかわらず広い範囲で大雨になる場合が多い。 台風単独では、京都から500km以上離れて通過するときには被害はほとんどない。

台風がはるか南方洋上にあるときから降雨が始まるときは、大雨・洪水となるおそれが大きい。

※ 資料1-4-1 京都の気象

2 社会的特性

(1) 人口分布

ア 人口の分布

京都市の人口は約 147万人(平成17年国勢調査)である。災害が発生した場合,その後の被災者の 行動や防災関係機関等の活動にも制約を与えるため、次のような人口の分布をもとに、震災後の迅速 な救助活動や消火活動などの初期初動体制を考えていく必要がある。

イ 昼間人口の分布

京都市の昼間人口は約 158万人(平成17年国勢調査)で、人口の約 147万人に対し約11万人上回っており、市外から市内へ通勤・通学などの理由で約24万人が流入している。

昼間の活動時間帯に災害が発生し、道路や鉄道など交通機関のマヒが発生すると、京都市に市外等から流入している通勤・通学者に「帰宅困難」な状況が発生すると予想される。

ウ 高齢者等の分布

京都市の人口を年齢別にみると(平成17年国勢調査),15歳未満の年少人口は約18万人(12.0%)である。また,65歳以上の老年人口は約29万人(19.9%)である。近年,年少人口の減少に対し老年人口の増加が著しく,昭和45年の老年人口と比べると実数値で2倍以上の増加を示している。

高齢者は、災害時には若年者に比較して機敏な避難行動が困難となることが予想され、健康面、食料や生活必需品等の物資供給面においても、高齢者特有のニーズが発生することが予想される。

エ 観光客の分布

京都市の考慮すべき人口等の特性として、観光客による人口の増加がある。観光客の多くは、市内の避難施設等の地理に不案内であると考えられ、適切な情報提供や避難誘導などの必要がある。また、昼間京都市に流入する通勤・通学者と同様に、「帰宅困難」となる可能性が高い。平成22年中に京都市を訪れた観光客は 4,955万人で一日平均すると約14万人となり、そのうち約26%が市内への宿泊客である。

(2) 木造建物の分布

京都市は非戦災の都市であり、伝統的な木造建築物の占める割合が特に高い。木造建築物が高密度に 集積している地域では、これらの家屋が老朽化している可能性も高い。京都市の居住住宅を建築時期で みると終戦前の住宅の構成比が約12%で、全国平均の6%を大きく上回っている。これらの建築物の集 中している地域は、火災が発生した場合潜在的な延焼危険度が高い地域である。

(3) 文化財の分布

非戦災の京都市では世界に誇る文化財が多数存在しており、災害に対する文化財保護への対応は、京都市にとって重要な課題である。平成23年4月1日現在、市内の重要文化財は 1,836件であり、行政区別では右京区が、最も多くを占めている。また、重要文化財のうち国宝に指定されているものは 206件である。また、京都市では14の社寺等が世界文化遺産に登録されている。

(京都市の人口・建物分布状況)

	世帯数	人口	老 年 人口比(%)	年 少 人口比(%)	昼間人口	人口比(%)	全 建 物 棟 数	木造建物 比率(%)
北区	55, 982	124, 266	21.1	11.6	128, 308	103.3	54, 540	79. 5
上京区	41,876	83, 534	23.6	9. 2	98, 864	118.4	48, 123	73.3
左京区	80, 298	169, 587	20.7	10.5	170, 961	100.8	70, 752	74. 1
中京区	51, 580	102, 129	21.0	9. 9	159, 055	155.7	51, 785	60.2
東山区	21,016	42, 464	27.4	7. 3	58, 184	137.0	22, 918	75. 2
山科区	56, 429	136, 670	18.9	12.7	117, 623	86. 1	52, 073	70.3
下京区	38, 455	75, 437	22.7	9.4	140, 624	186.4	37, 174	62.0
南区	43,063	98, 193	19.2	12.6	140, 119	142.7	45, 619	56. 1
右京区	86,622	202, 356	19.6	12.4	182, 207	90.0	80, 459	71. 2
西京区	59, 525	154, 756	16. 1	15. 1	119, 382	77.1	45, 954	71. 1
伏見区	119, 014	285, 419	18.4	13. 7	267, 653	93.8	91, 946	58.8
合 計	653, 860	1, 474, 811	19.9	12.0	1, 582, 980	107. 3	601, 343	67.8

(注) 人口,世帯数は平成17年国勢調査,建物は「京都市第 3 次地震被害想定」で作成したデータベースによる。 人口比=昼間人口÷人口imes100

橋梁ほ

既往災害 裋 部55

京都地方気象台の観測値 京都市域での最大観測値 (右京区京北地域は平成17年4月以降) 平成14年までの降水量は, 平成15年以降の降水量は, 00

(昭和)

主として桂川氾濫 台風の影響と寒冷前線の活動 台風7号の影響と前線の停滞 大雨により鴨川, 桂川氾濫, とんど流出 ₩ 靊 平和池決壞, 河川破堤 陆川猫水 消 日 88 Ŋ 消 38 消田 74 **沙藤** 決壊 138 決 を 63 2 68 398 堤防破損 30954 4503 1710 2158 9260 14984 778 3227 165 床浸下水 迟 12335 2649 2915 415 4566 1034 165 557 **床浸上水** 共 上 横 類 删 1928 260 41 129 21 23 27 1477 33 1874 **米** 1223 全 35 流187 2412 全135 25 36 18 13 71 4 3 3 4 被 坐 活 選 田 全流 全流 全流 全流 \oplus \Leftrightarrow \mathbb{H} 849 傷者 71 28 63 2129 **重** 12 Ŋ 10 $^{\circ}$ 85 死者 90. 46. Ή 最大雨量 降水量(mm) 24H 148.9 110. .08 20. 290. 94. 100. 51. 39. 288. 風向 最大瞬間風速 (17 日 21:56) 西北西 42.1m/s (21 H 8:30) (25 日 12:30) (26 H 19:45) (29 月 13:24) (16 🛭 13:48) 南南西 28.8m/s (3 H 12:55) 36.7m/s 22.1m/s 25.9m/s 29.0m/s 34.3m/s 北北西 北北西 東北東 (起時) 北東 ₩ 最低海面気圧 (起時) 957.8hPa (21 ⊞ 8:03) 957.8hPa (26 H 20:51) 994. 2hPa (29 月 18:00) 937. 6hPa (16 ∏ 14:04) 978. 9hPa (25 H 17:05) (17 🛭 21:17) 974. 6hPa (3 ⊞ 13:33) 978. 7hPa 風水害, 台風 13号テス 第2室戸台風 風水害 台風24号 エン台風 風水害 台風15号 伊勢湾台風 風水害 台風18号 風害 室戸台風 風水害 台風16号 災害種別 **山** 大哥 大害 水 大馬 $10 6/27 \sim 29$ $34 8/13 \sim 14$ $36 | 6/23 \sim 29$ Ш 発生日 40 9/17 28 9/25 35 8/29 9/21 26 7/11 34 9/26 25 9/3 #

	無	集中豪雨により, 主として中小 18 河川, 側溝の溢水	2	集中豪雨により, 主として中小 5 河川, 側溝の溢水			9	n	21		寒冷前線の通過,左京区を中心 1に集中豪雨	台風の接近と前線の影響
	橋 破損		0						2			
	堤防 破損	217	09									
況	半 淡水	12276	12320	1325	150	73	1587	1059	5567	79	113	95
共	半 資 水 水	564	1435	27		3	79	12	414		2	
ful-	一部損極								_			
Ħ	半	2		2			1	3	20		2	
稵	全 流 田	金 3	1	1			全 1		全 4			
	負傷者		1				1	1	14			
	死者		Ţ						2			
	雨量 1.11											
降水量(mm)	最大雨量 24H											
塑	•	258.6	158. 5	154.0	201.5	64. 5	220.0	305.0	164.0	96. 5	62. 0	307. 5
風向	最大瞬間風速 (起時)					東北東 19.8m/s (30日21:30)			北西 22.8m/s (16日23:00)	南 22.9m/s (23日 7:10)		南東 15.8m/s (13日11:10)
日子子子	坂は海岡ス圧 (起時)					986. 4hPa (31 日 4:40)			972. 5hPa (16 H 21:58)	979. 2hPa (23 H 6:20)		1000.6hPa (13 H 15:40)
	災害種別	大雨7月豪雨	大曆	大雨梅雨前線	大雨梅雨前線	大雨 台風23号	大雨秋雨前線	大雨梅雨前線	大雨 台風20号	風水害 台風6号	大雨 梅雨前線	大雨 台風17号
1	H H		43 8/18	44 6/25~26	45 6/14~16	46 8/30	46 9/6.7	47 7/9~13	47 9/16-17	50 8/22•23	51 6/9	519/8~14
^	拼	42	43 8	44 '	45 (46 8	46	47	47	209	51	51

	אוה					ħ			所では雨量	集	~20 H Ø 2	~7 H Ø 2	
	備考					東山五条坂のがけ崩れ			西京区役所大枝出張所では雨量 を観測	府下南部中心心被害集中	14日~15日及び19日 度の大雨	2日~3日及び5日 度の大雨	
	橋梁	破損	1							4			
	堤防	破損	10		12	1							
完	不	浸水	206	4	3354	61	12	893	213	266	334	80	570
共	来	浸水			115		5	18	8	2	5	8	27
	一部	損壊											
[I	哲兴	十级		1		2	1				1		
綾	全壊	流出				က		1					
	負傷	幸				2		3	1				
	4	死有											
	重	1H										36.5 (6日)	49.0 (13日)
水量(mm)	最大雨量	24H										138.0 (3日)	92. 0 (13 🗎)
降小			218.0	51.5	143. 5	11.5	111.0	329. 0	0.0	200.5	270.0	257.0	92. 0
風向	最大瞬間風速	(起時)		北西 28.4m/s (30日24:00)			西 19.2m/s (2日2:20)	北 18.1m/s (28日23:00)					
1: 1: 1: 1: 1: 1: 1: 1: 1: 1: 1: 1: 1: 1	最低海面気圧(計監)			975. 3hPa (30 H 23:20)			982. 9hPa (1 H 24:00)	994. 4hPa (28 H 15:50)					
	災害種別		大雨 梅雨前線	風水害 台風16号	大雨 寒冷前線	大曆	大雨 台風10号	大雨 台風10号	大雨 梅雨前線	大雨 梅雨前線	大雨梅雨前線	大曆	大曆
7 %	H H T	年 月 日	$54 \frac{6/26^{\sim}}{7/2}$	$54 \frac{9/30}{10/1}$	55 8/26•27	26 9/6~8	57 8/1.2	58 9/27~29	69 7/9	61 7/20~22	62 7/14~21	元 9/2~7	2 9/12~13

	備			強風による住居・公共施設等の 一部損壊多数発生	山間部を中心に道路や河川被害 が多数発生。左京区大原百井町 で山腹が崩壊し,建物1棟全壊							
	(1)			強風(三一一部)	山間部 が多数 で山彫							
	桶架	TXX										
	堤防油											
況	未	15	695			21	92		1	1	9	-
关	不不	1	35				6					
**	一部	1月		22				18				
#1	半	4		1								
稵	全海田				1							
	負傷	д						2				
	死者				1							
	重	17. 5 (19日)	59. 5 (15日)	1.5 (27 🖽)	22. 5 (19 日)	38.0	29.0 (5日)	6.0 (29日)	17.5 (12日)	37.5 (3 日)	14. 0 (21 日)	25.0
降水量(mm)	最大雨量	24H 88. 5 (19日)	138.5 (15日)	1.5 (27日)	63. 0 (19日)	106.0	91.5 (5日)	23. 0 (29 日)	140.5 (12日)	116.0 (3 日)	29.0 (21日)	26.0
数		93. 0	146.0	3.0	107.5	106.0	169. 5	24.0	193.0	208.0	49.5	α α
風向	最大瞬間風速 (起時)	北北西 28.0m/s		南西 23.2m/s (28日 0:21)				東北東 24. 9m/s (29日21:23)				
里 佐%五层正		975. 1hPa (19 H 23:11)		992. 7hPa (27 H 21:41)				976. 7hPa (29 \boxplus 22:51)				
	災害種別	大雨 台風19号	大曆	風害 台風19号	大雨 台風11号	大冊	大層	風水害 台風26号	大冊	大圖	大圖	HE +
路作日	I H	2 9/18·19	3 7/15•16	3 9/27•28	4 8/18~20	5 6/19	57/3~6	69/29•30	7 5/11~13	7 7/2~7	7 7/20~24	78/30.31

7 7		7 1	風向	数	降水量(mm)				殺	₩I	关		完			
笼尘口	災害種別	最低海面気圧(起降)	最大		最大雨量		水	1m112	分類	- 埋	一一部				播彩	備 考
年 月 日		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	(起時)		24H	1H	E J	种				浸水	浸水 和	破損		
10 9/21.22	風水害 台風7,8号	980. 1hPa (22 H 14:51)	西 30.2m/s (22日15:40)	99. 0	80.0 (22 日)	18.5 (22 日)	4-11 1111	軽 8		က	166	1				
10 10/15·16	大區			255.0	155.5 (15日)	73.5 (15日)					ಣ	40	203			
10 10/17・18	風水害 台風10号	982. бhРа (18	南南西 22.4m/s (18日 2:01)	135. 5	110.0 (17目)	23. 5 (18日)					21	က	31			
11 5/27	大區			67.5	67.5	25.0					<u> </u>					
11 6/27	大画			117.0	117.0	68.0		2				18	194		禁刃	清水寺敷地内で土砂崩れが発生。住宅兼用茶店が全壊
12 7/ 2	大雨			4.5	4.5	4.5							2			
12 8/17•18	大			3.5	3.5 (17日)	3 (17月)							1		五 東	増水により山科川河原橋下に避難していた子供6人を救助
12 9/11.12	大商			181.5	112 (11月)	15.5 (12月)									Щ	民家裏山崩土による石垣崩壊
12 11/2	大雨			78. 5	78.5	21.5					1					倒木による被害
13 6/19.20	大雨			103. 5	87.0 (19日)	32. 0 (19日)							2		1/	ブロック塀倒壊1
13 7/15	大雨			40.5	40.5	24.0							12			
138/6	大落雷雷			37	37							1			<u>企</u> 来	停電2,790戸 断水 600戸

然任田		日花浴片在日	風向		降水量(m)	1)			쓣	冊	共	12	涗			
H H H	災害種別	東仏海田河上 (記時)	最大瞬間風速		最大雨量	重	对	1m112	分水	· 単	5年	床上	上		播彩	備素
年 月 日		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	(起時)		24H	1H	H J C	种						破損	破損	
13 8/21•22	風水害 台風11号	982.3 (22 日 1:39)	南南西 19.0m/s (21日11:46)	82. 0	59.5 (21日)	10.0 (21日)	4-41	重 1			2					
13 9/ 7	大丽			56.5	56.5	15.0					1					
14 4/21	大哥			28. 5	28.5	4.5									·/ -	河川(国有水路石積崩壊)
147/15~18	風水害 台風7号	991.4 (16日 4:52)	西 16.9m/s (17日 4:30)	83. 0	24.5 (18日)	18.0 (16日)					1					ビニールハウス等3
14 10/15	路看															農作物2.2ha
15 3/1~7	大曆			165.0 花青	41.0 久多	9.5 花譜										地山崩壊による通行障害
15 4/21	大圖			58.0	44.0 久多	14.5 峰床山					П					
15 5/30•31	大圖			51.0 大原	52.0 大原	14.5 雲ヶ畑					က					ビニールハウス等3
15 6/7	降雹,突風		南 16.7m/s (7日 14:55)	46.5 淀	46.5 淀	46.0 淀					ಬ					ビニールハウス等1
15 6/24.25	大丽			162. 0 南	147.5 深草	45.0 伏見					1		2		/15 / IS	道路冠水, 道路への倒木による 通行障害多数
15 7/6	大翢			46.5	46.5	46.0					1		က		, , <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	道路冠水,法面崩壊による通行 障害

	無	停電300戸,道路冠水,倒木に よる通行障害,左京区キャンプ 場の客が自主避難		農林水産施設1, 畦畔崩壞1	ビニールハウス等1			東山で総雨量101mmを観測	強風による人的被害		渡月橋通行止 中ノ島冠水		
	橋梁 破損												
	堤防 破損												
况	床下浸水		2				62	205		8	7	8	1
共	床上浸水							30				1	
	一部損壞	3				1					1		
冊	半툟												
緓	全壊流出												
	負傷 者					重 1 軽 4			重 1 軽1				
	死者												
(m	最大雨量 /4H 1H	44. 5 大原	72.5 修学院	30.0		49.0 久多	55.5 4L	102.0 鹿ケ谷	18.0 花背	51.0 雲ヶ畑	41.0 鞍馬	44.5 醒醐	48.0 消防局
降水量(mm)	最大 24H	173.0 久多	83.0 修学院	72.0 峰床山		97.0 久多	59.0 4L	104.5 鹿ケ谷	37.0 久多	71.0 雲ヶ畑	226 久多	60.0	61.0 消防局
逛		227.0 久多	83.0 修学院	72.0 峰床山		97.0 久多	59.0 北	104.5 鹿ケ谷	37.0 久多	71.0 雲ヶ畑	289 久多	60.0	61.0 消防局
風向	最大瞬間風速 (起時)	南 20.0m/s (9日 6:59)			西南西 9.6m/s (11:33)	東 25.8m/s (21日12:43)			南南西 24.7m/s (7日18:51)		北西 31.0m/s (20日22:18)		
14 14 14 15 16 16 17	最低海面內上 (起時)	976.9 (9日 6:57)				980.3 (21 🛭 12:56)			993.2 (7 🛭 16:47)		976.6 (20 ∏17:50)		
	災害種別	風水害 台風10号	大雨	大雨	突風	風害 台風6号	大雨	大雨	風害 台風18号	大區	風水害 台風 23 号	大雨	大圖
# # #	年月日	15 8/8.9	15 8/19	15 8/24~26	15 12/18	16 6/21	16 7/26	16 8/7	16 9/7	16 9/23~24	16 10/21.22	17 7/13	17 8/8

	備			避難勧告 北区雲ヶ畑 4世帯, 12人			道路被害等23	堀川押小路付近で溢水	落雷で負傷	醍醐寺で落雷2棟焼失			農業用倉庫の浸水1件
	橋梁	破損											
	堤防	破損											
況	黑下	浸水	4	8	3	2		63					2
米	無上	浸水						9			2	12	1
	一瓣	損壊											
垂	華未	Ä											
被	全壊	流出								2			
	負傷	早		2			П		1				
	水水												
1)	雨量	1H	36.0 東部 山間	30.5高雄	42.5 東山	38. 5 北	74.5 久多	45 御室	21 修学院	28 神川	33 岩倉	30 伏見	49 久世
降水量(mm)	最大雨量	24H	40.0 山科	134. 5 久多	42.5 東山	39. 5 AL	123 久多	56 剣室	33 鹿ケ谷	46 神川	115 岩倉	40.5	75 久世
数			40.0 山科	306.5 花青	42.5 東山	39. 5 4L	197.5 峰床山	56 御室	33 鹿ケ谷	46 神川	115 岩倉	40.5	75 久世
風向	最大瞬間風速	(起時)											
	取以得国对庄 (起時)	;											
	災害種別		大雨	大雨	大雨	大圖	大雨· 台風4号	大雨	電配	重雨	大翮	大雨	大哥
整	I H	月 日	6/6	18 7/15~19	8/22	8/27	19 7/12~15	8/22	9/8	8/23	9/21	6/16	6/18
K	<u></u>	#	17	18 7	18	18	19 7	19	20	20	20	21	21

	重				廃材置き場の小屋の崩壊 1 件	停電850戸,文化財被害等7件			
	橋梁	破損			盤	停			
	堤防	破損							
況	来	浸水		1				43	114
关	床上	浸水						11	20
	5堤—	損瘫	Н		1	2	Н		
争	車示	Ļ Ķ			п				
娗	全壊	流出							
	負傷	幸							
	五	7.C.T							
n)	最大雨量	1H	26 深草	32 西京		17 花背	24.5 鞍馬	75.5 京北 岩藤	85.5 東山
降水量(mm)	最大	24H	78.5 深草	96 西京		139 久多	88.5 城山	198 岩 片 河	149 西京
			78.5 深草	96 超京		139 久多	88.5 城山	270. 5 中川	149 西京
風向	最大瞬間風速	(起時)			東 7.4m/s (1日15:44)	東 24.7m/s (8日5:19)			南 12.4m/s (12日1:50)
1. 化油工厂厂	現場 (起) (記 時)	;				981.9hPa (8 🛭 4:53)			
	災害種別		七 區	大圖	強風	風水害 台風18号	七雁	大圖	風水害 台風4号
路任日		Я В	67/9	7/19	8/1	10/8	2/3	$\frac{7/13}{\sim 16}$	8/12
×	1	#	21	21	21	21	22	22	22

第6節 災害の想定

1 浸水想定

淀川水系の浸水想定区域は、国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所及び京都府から公表されている。これらの浸水想定区域は、複数の箇所で堤防が壊れたり、水が溢れた場合を想定したときの氾濫区域を重ね合わせたものであり、想定される最大の浸水区域と水深を示している。実際には、これらの浸水区域のうち限られた箇所が氾濫し、その箇所から浸水区域が広がっていく。

(1) 淀川水系桂川・宇治川・木津川の浸水想定区域

浸水想定の前提条件としては、「平成12年9月の東海豪雨」規模相当として、昭和28年9月洪水の2倍の降雨(2日間雨量約500mm)を想定している。

(2) 淀川水系の京都府管理河川の浸水想定区域

京都府が管理する鴨川・高野川の浸水想定区域は平成15年5月に、山科川は平成17年2月に、100年に1回程度起こりうる降雨と平成12年9月の東海豪雨規模の降雨(2日間雨量約500mm)による想定をもとに公表されている。

古川,小畑川他は平成19年9月に,東海豪雨規模の降雨をもとに,右京区京北地域の桂川・弓削川については平成20年3月に,昭和35年台風16号の降雨(2日間雨量363mm)の想定により公表されている。

天神川, 岩倉川は平成21年7月に, 東海豪雨規模の降雨による想定をもとに公表されている。

備考 浸水想定区域図名 担当 公表年月日 (該当地域) 国土交通省 淀川水系淀川・宇治川・木津川・桂川 平成14年6月 近畿地方整備局 淀川水系鴨川 北,上京,左京,中京, 平成15年5月 京都府 (鴨川・高野川) 東山・下京・南・伏見 山科川 平成17年2月 (山科川, 合場川, 旧安祥寺川, 四宮川, 山科·伏見 府京都土木事務所 西野山川, 西野山川支川, 藤尾川) 小畑川他 平成19年9月 府乙訓土木事務所 西京・伏見・南 (小畑川, 善峰川他) 古川 平成19年9月 府山城北土木事務所 伏見区向島 (古川, 井川他) 桂川・弓削川 平成20年3月 府京都土木事務所 右京区京北 (右京区京北地域) 天神川 北・上京・中京・下京・ 平成21年7月 府京都土木事務所 (天神川, 御室川, 宇多川) 南・右京 岩倉川 平成21年7月 府京都土木事務所 左京 (岩倉川,長代川)

(浸水想定区域図の公表状況)

2 土砂災害の危険箇所

京都府が作成した「土砂災害警戒箇所点検マップ―土砂災害の防止のために」(平成15年5月修正版)より、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所を公表している。このマップは、「土砂災害による被害のおそれのある箇所」を点検し、日頃からの備えや警戒避難に役立てることを目的としている。

また,京都府では,これらをもとに現地調査を実施して,土砂災害防止法に基づく,土砂災害警戒区域,特別警戒区域の指定を行い,公表している。

土砂災害の発生危険度は,降雨,地形,地質の状況及び土砂災害対策施設の有無等により異なるため,表示している箇所以外でも土砂災害が発生する可能性があり,異常気象時には注意が必要である。

(土砂災害危険箇所)

区 分	調査年度	地形要件	保全対象要件
土石流危険渓流	平成 14 年	渓流の勾配が 15°以上で保全対象 要件に該当する渓流	保全人家が存在するか,住宅等 新規立地が可能と考えられる
急傾斜地崩壊危険箇所	平成 14 年	傾斜度 30°, 高さ5m以上の急傾 斜地(人工斜面を含む)で保全対 象要件に該当する箇所	渓流又は箇所
地すべり危険箇所	平成9年	地すべりが発生するおそれのある 箇所	

(土砂災害警戒区域等の要件)

	区分	地形要件	保全対象要件
	土石流	土石流の発生のおそれのある渓流において、扇 頂部から下流で勾配が2度以上の区域	
警戒区域	急傾斜地の崩壊	イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の 区域 ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以 内の区域 ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍 (50mを超える場合は50m)以内の区域	保全人家が存在するか,住宅等新規 立地が可能と考えられる渓流又は 箇所
	地すべり	イ 地すべり区域 (地すべりしている区域または地すべりするおそれのある区域) ロ 地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離 (250mを超える場合は、250m)の範囲内の区域	
特別	引警戒区域	警戒区域のうち、建物の損壊等により、 住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそ	れのある区域

第1節 水害予防計画

■ 計画の目的

台風や集中豪雨等の水害から市民の生命や財産を守るため、気象情報等の連絡体制や観測体制、水防体制を整備し、迅速な対応が可能な体制づくりが必要である。また、河川排水路の改修、保水、遊水機能の向上、下水道施設の整備などによる総合的な治水対策や道路、橋梁、農林施設等の維持補修による、災害に強い市街地の形成が必要である。

更に,地下街や地下階,人が生活等を行う地下室の所有者,管理者等は,水防法に基づく洪水予報河川の 浸水想定区域を基に,浸水防止措置及び早期避難体制の整備を進めることが必要である。

1-1 気象、水位、雨量等の観測体制の整備

■ 基本方針

京都地方気象台や近畿地方整備局、京都府等が発する各種予報及び警報等や、本市が実施する水位や雨量の観測情報を関係機関や地域住民に迅速に通報できる体制の整備を図り、気象、水位、雨量の変化に即応できるよう努める。

1 予警報の連絡体制の整備

気象予警報,洪水予報及び水防警報等の河川情報,流域の雨量や水位情報等を迅速に把握し,効率的な水害予防対策が実施できるように,地域防災無線等を活用し,京都地方気象台,近畿地方整備局,京都府等との情報連絡系統の強化を図る。

また、本市が実施する水位及び雨量観測情報や水防に関する対応状況等の情報を関係機関が相互に共有 し、迅速で総合的な水害応急対策の実施が可能なように、情報通信ネットワークの整備による対応を検討 する。

2 水位観測体制の整備

近畿地方整備局、京都府及び京都市等の水位観測所のデータを水災情報システム(防災情報端末)で共 有し、状況判断等の支援に活用する。

3 雨量観測体制の整備

(1) 雨量観測データの活用

近畿地方整備局、京都府及び京都市等の雨量観測データを水災情報システム及び防災情報システムで 共有し、状況判断等の支援に活用する。

(2) 観測所の増設等

局地的集中豪雨等に対処できるよう,周辺部の出張所等を中心に観測所の増設又は雨量計の設置を図り,奥地及び常時浸水地域に重点を置き,随時,降雨状況の推移の把握に努める。

(3) 近畿地方整備局との連携

木津川,淀川等の2府にまたがる水位雨量状況等の情報は,近畿地方整備局との間で本市地域内の水位雨量状況を定時に資料交換することによって,災害防止に万全を期す。

※ 資料2-1-1 近畿地方整備局管轄の雨量観測所及び水位観測所 (淀川水系)

資料2-1-2 京都市雨量観測所及び京都市水位観測所

資料2-1-4 京都府の雨量観測所及び水位観測所

※ 水位観測体制の整備(建設局)

- 近畿情報ネットの活用
- 水位観測情報等に係る国・府との連携強化
- · ※ 雨量観測所の整備・設備改善(消防局他)

4 水害発生予想箇所等の調査

消防局長は、水防応急対策の効果的な実施と水害予防対策に資するため、所轄消防署に対し、出水期その他の適当な時期に期間等を指定し、管内河川の堤防等で水害発生危険の高い箇所及び浸水による被害拡大のおそれのある地域について、事前調査等を計画的に実施させるものとする。

1-2 河川・排水路の改修等の治水事業

■ 基本方針

都市化の進展に伴い,これまで緑地や田畑,ため池などが持っていた保水,遊水機能が低下し,一時的な集中豪雨などによる出水の危険性が高まっている。

このため、河川、排水路の整備をはじめ、流域調節池や強制排水施設の整備など、各地域のそれぞれの 立地条件等を勘案しつつ、総合的な治水事業の促進を図る。

1 河川・排水路の整備と維持管理

(1) 国・府への河川改修事業促進の要請

淀川や桂川など国及び府が管理する一級河川での災害は市民生活に甚大な被害を与えることから、国 及び府にその改修事業の促進と維持管理の強化を強く要請する。

(2) 市が実施する河川及び排水路改修

一級河川のうち本市が京都府との協議に基づき改修事業を行う河川(都市基盤河川),準用河川,普通河川,排水路については、出水時に氾濫溢水する危険性があるなど,整備の必要性の高いものから,順次、改修、整備事業を推進する。

また,上記の本市が管理する河川,排水路等にあっては,その雨水流下能力を保全するため,除草, 浚渫等の機能管理に努める。

※ 資料2-1-5 河川改修計画

2 流域調整池の整備

河川等の流域,特に市街化区域における集中的な出水の抑制のため,流域内の雨水を一時貯留する施設を整備する。また,集中的な出水の抑制に有効な機能を有する池沼等については,事前の調査や関係機関との協議を経て,流域調整池として整備する。

※ 資料2-1-6 雨水貯留池整備計画

3 排水機場及び樋門等の維持管理

(1) 排水機場の維持管理

本市南部地域は平坦で勾配が緩いため、雨水や河川水が自然流下せず、豪雨時には滞水が起きる。自然排水が困難なこうした地域では、内水を強制的に排水するための排水施設の設置と運営が必要となる。本市においては、必要な排水機場の整備を終えているが、その日常的な管理運営を行うとともに、その改良補修を行う。

更に、老朽化の著しい施設については、施設拡充、全面改修を検討する。

(2) 樋門等の維持管理

平坦地の下流側本川の増水時に支川に向けて逆流することを防ぐための樋門,樋管等の日常的な管理 運営のほか,設備の維持,改良補修を行う。

※ 資料2-1-7 排水路整備計画

資料2-1-8 排水機場施設一覧表

資料2-1-9 樋門施設一覧表

資料2-1-9-1 樋門改修計画

4 治水施設の総合的防災力の強化

治水施設については日常的な維持管理のほか、震災等の緊急時にあっても、その機能が保全されなければ、水害等の二次災害を引き起こす可能性がある。

そのため,施設の耐震性の向上を図るとともに,緊急時の点検,緊急補修と緊急運転体制の強化を図る。また,河川等が緊急時の避難や消防水利等に対応できるよう配慮しながら,治水施設の整備に努める。

1-3 下水道施設の整備、維持補修

■基本方針

下水道事業は、面整備や高度処理の推進により、公共用水域の水質保全に努める。また、全市的な浸水防除を推進するための雨水対策やあわせて合流式下水道改善を重点施策として事業を進める。

水害発生時における早期排水及び被害防止のため、特に停電によるポンプ等の停止を避けるため、各ポンプ所にディーゼル機関又は発電機の予備動力装置等を設置するほか、災害発生のおそれがあるときは、沈砂池、排水管路等の巡視を強化して、必要な補強を行い、また、常に排水ポンプをはじめ機械設備の整備点検を実施する。

1 災害に強い下水道の整備

(1) 管渠施設の構造強化対策

- ア 法定耐用年数を超える管渠について管渠調査を実施し、その結果に基づき布設替や更生工法等による 更新事業を実施する。
- イ 下水道システム全体として災害に対して強くするため、老朽管渠の更新事業や合流式下水道改善事業の中で、幹線に損壊があった場合にも代替管渠により流下可能となる幹線の2系統化を進めていく。

(2) ポンプ場施設,処理場施設の対策

- ア 施設の一部の複数化,バイパス化,ネットワーク化の推進
- イ 被害状況の早急な把握が可能な施設情報網の整備

2 災害予防対策

(1) 防災訓練の実施

災害応急復旧対策の完全遂行を図るため、毎年度2回以上、大規模災害の発生を想定した防災訓練を 実施する。訓練内容は、実践的で効果的なものとなるよう、事前に十分な準備を行うとともに、実践後 にその結果を評価し、必要に応じ防災対策の点検、見直しを行う。

(2) 下水道管渠台帳の整備及び保管

ア 台帳整備の推進

- (ア) 下水道管渠工事竣工図のマイクロフィルム化及び分散管理
- (イ) 下水道管渠台帳管理システムの導入及びデータベースの構築
- イ 台帳データベース、バックアップの分散管理
 - (ア) データベース,アプリケーションソフト,ハードウェア回りソフトのバックアップ及び分散管理 の実施
 - (イ) システム仕様の同様な都市間における相互支援体制の構築
- ウ 下水道管渠台帳管理システムの管路管理センターへの配備
- (ア) 出力図の配備
- (イ) ワークステーションの配備

(3) ポンプ場、水環境保全センターの使用機器台帳等の整理及び保管

ア ポンプ場、水環境保全センターの使用機器台帳等の整理

- (ア) 処理プロセスによる機器管理台帳の整理の実施
- (イ) 機械, 電気設備の分類, 整理の実施
- イ ポンプ場,水環境保全センターの使用機器台帳等の保管
 - (ア) 使用機器台帳の分散管理の実施
 - (イ) パソコン等による統一的な整理の実施

(4) 管渠の防災活用

今後においては、計画的に実施する幹線管渠内及び既設幹線管渠内に、通信用ケーブル(光ファイバーケーブル等)を布設し、水位、水量、水質等の情報やポンプ場の遠隔運転情報の伝送に役立てるとともに、災害時の通信回線としての利用を検討する。

※ 中期経営プラン (2008-2012) 下水道事業 (上下水道局)

- 雨に強く安心できる浸水対策
- 地震等の災害に強い上下水道施設の整備
- 市内河川と下流水域の水環境を守る下水の高度処理の推進
- 雨の日も水環境を守る合流式下水道の改善
- 基盤施設の機能維持・向上のための改築更新
- 道路の下でくらしを支える管路施設の改築更新

1-4 道路・橋梁の新設、維持補修

■ 基本方針

災害時における道路,橋梁は,水防,避難,応急救助活動等の動脈として重要な役割を持つ施設である。 したがって,平素から風水害に備え,道路,橋梁等の被害を未然に防止し,又は被害発生の誘因となるも のを排除するなど,常に維持補修に努めるものとする。

1 道路の整備

- ア 災害時に道路機能を確保するため、震災対策計画との整合を図りながら道路隣接法面の危険箇所等 を調査し、崩土、落石等の危険箇所については、法面保護等の防災工事を推進する。
- イ 国や府の道路整備計画に併せ、市の幹線道路整備事業などによる道路の新設等の強力な推進を図る。
- ウ 水害により絶えず路面が水没する箇所及び道路決壊のおそれがある箇所に対し、これを防止するため嵩上げ等を行う。
- エ 一つの道路が災害によって交通不能となった場合の迂回路又はバイパスとして,代替道路の改良を 行う。
- オ 崩土、落石等が発生した場合は、その拡大を防止するために法面保護等の復旧工事を行う。

2 橋梁の整備

震災対策計画との整合を図りながら,災害時に橋梁の機能を確保するため,木橋の永久橋への架け替え, 老朽橋の架け替え,補強を推進し,水害による橋梁の流出,破損を防止する。

3 トンネルの整備

震災対策計画との整合を図りながら、災害時におけるトンネルの交通機能を確保するため、トンネルの 安全点検調査を実施し、危険箇所を把握して、防災補修工事が必要なところについては、その対策工事を 施工する。

4 道路情報提供装置の整備

異常気象時や災害時の道路情報を通行者に知らせるため,電光式道路情報提供装置を整備する。

※ 道路防災総点検(建設局)

○ 道路法面危険箇所調査,橋梁耐震調査,歩道橋耐震調査,トンネル安全点検調査の実施(平成8,9年度)

※ 道路·橋梁等整備事業(建設局)

- 災害防除事業 (平成21年度:一般国道162号ほか14路線)
- 道路改良事業(平成21年度:一般国道477号ほか9路線)
- 橋梁整備事業(平成21年度:西砂川橋ほか9橋)
- ※ 社会資本整備重点計画に基づく、特定交通安全施設等整備事業の実施計画(建設局)
- 道路情報提供装置,交差点改良,歩道・自転車歩行者道整備等の実施(平成15年度~)
- ※ 資料2-1-4-1 道路・橋梁の現況

資料2-1-4-2 道路·橋梁等整備計画

1-5 農林施設等の防災対策

■ 基本方針

梅雨期や台風期において、ため池等の農林施設に起因する災害の発生防止を図るため、各施設の管理責任者等に対し、維持管理の徹底、老朽化施設等の改良を指導する。また、農林産物等の生産物自体が水害により被害を被ることを防止するため、生産者等に対し、災害予防策の徹底を指導する。

1 ため池, 排水機等の整備,維持補修

(1) ため池

ア 管理責任者への指導

市内総数148箇所のため池のうち改修が必要と考えられるものが30箇所程度あるが、①関係耕地の減少に伴い、平素の維持管理等が不良となる傾向があること、②ため池付近も都市化され、住宅、人口

一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第1節 水害予防計画

が増加している等に鑑み、次の事項を行うよう指導し、梅雨期及び台風期には各管理責任者に注意を促すとともに、緊急時に迅速な措置が講じられるように連絡体制を確立する。

- (ア) 余水吐の整備, 堤体の補強
- (イ) 用水に支障のない程度で貯水を減水
- (ウ) ため池に流入するおそれのある物件の処理
- イ ため池の存廃等の指導

ため池の存廃等については、産業観光局と建設局、消防局等が協議し、災害時における効用、消火 用自然水利としての活用、廃止時の宅地化等に対する指導等を検討し決定するものとする。

(2) 頭首工

洪水叶、樋門等で角落ち方式によるものは、洪水時に操作が可能となるよう指導する。

(3) 排水機

農地等の湛水被害を除去するため設置されている排水機場は、いずれも非常の場合の操作運転に支障のないよう整備点検を指導し、また老朽化等能力の低下したものについては、新設、改良工事を実施するよう指導する。

※ 資料2-1-10 排水機場施設一覧表(農業用)

2 農林産物の水害予防対策

- (1) 農作物関係
 - ア 品種の選定
 - イ 作付, 栽培方法等
 - ウ 農薬の備蓄及び防除器具の整備
 - (ア) 農薬の備蓄

市内各農業協同組合及びその支部における農薬の備蓄

(イ) 防除器具の整備

嵯峨農舎(右京区嵯峨釣殿町),各農業振興センター及び京北農林業振興センターにおける散粉 粒、ミスト兼用機等の防除器具の整備

- (2) 畜産関係
 - ア 飼料の備蓄に関し、農家及び取扱い団体等に対する指導
 - イ 防疫用資材,緊急医薬品及び所要器具の整備
- (3) 林業関係

ア 林道

路線数 177路線

延 長 257 km

イ 作業道

路線数 155路線 延 長 121 km

※ 農林施設の安全対策指導(産業観光局)

○ 防災パトロールを実施し、危険個所の点検を行うとともに、要改 修ため池については、ため池等整備事業としての改修、補強を指導

1-6 水防資器材倉庫等施設の整備,維持補修

■ 基本方針

効果的な水防活動を実施するため、水防資器材の計画的な充実を図り、常時点検整備に努め、災害時に即応できるようにする。

1 京都市の水防資器材の整備

- (1) 建設局所管の水防資器材
 - ア 建設局は、毎年度過去の実績を参考とし、一定備蓄計画量を調達し、各土木事務所において分散保 管する。
 - イ 応急用水防資器材の調達及び修理等については、行財政局財政部契約課と協議し、あらかじめ業者 を指定しておき非常事態に備える。

※ 資料2-1-11 建設局所管水防資器材一覧表

(2) 消防局所管水防資器材

- ア 消防局が管理する水防資器材は、消防局が管理する水防倉庫に保管する。
- イ 水防工法用の器材については、別に定める配置基準により、各所轄消防署において保管する。
- ウ 資材中,腐食損傷のおそれのあるものは、水防に支障のない範囲でこれを転用し、常に新しいもの を備えるよう留意する。
- エ 器具材料を減損したときは、直ちに補充の措置を行うものとする。
 - ※ 資料2-1-12 消防局所管水防資器材一覧表

2 水防事務組合の水防資器材の整備

水防事務組合は、水防法の規定及び組合の水防計画等に基づき、当該水防事務組合の水防団が担当する 区域の水防を行うため、水防倉庫の設置、管理及び水防資器材の整備、管理を行う。

※ 資料2-1-13 水防事務組合所管水防資器材・倉庫一覧表

1-7 避難応急体制の整備

■ 基本方針

大規模な災害時に市民の身の安全を確保するため、日ごろから市民に対し避難場所や避難方法等について周知徹底を図り、地域住民相互の連携による避難体制の確立を図る必要がある。

特に、水災害に係る避難行動については、地域における浸水想定及び土砂災害警戒区域等を考慮した近くで高い安全な場所へ避難することを原則とする。

災害により避難を要する事態が発生した場合に、本市は、迅速な避難準備・勧告・指示の発令及び伝達を行い、的確な避難誘導及び避難行動を行うため、防災関係機関や自主防災組織等と連携し、訓練の実施や指導等を通じて避難体制の確立を図っていく。

また、自主防災組織等は、災害発生時に迅速な避難活動が実施できるよう、平常時から避難場所や避難 方法等についての理解を図るとともに、訓練の実施や指導等を通じて地元住民を中心とした避難体制の確立を図っていく。

※ 本計画については、第2節 地盤災害防止計画において準用する。

1 避難誘導体制の整備

(1) 避難に関する情報の伝達体制の整備(区役所,消防局)

区役所及び消防署は、自主防災組織等と連携して、避難に関する情報の伝達体制、特に、高齢者、障害のある方、乳幼児、傷病者、妊産婦、日本語を解することができない外国人等の要配慮者に対応できる伝達体制を整備する。

(2) 避難準備・勧告・指示の発令体制の整備(市長,区長,消防局等)

市長、区長及び消防局等は、降雨等による災害の発生又は災害発生のおそれが認められることによって避難を要する事態が発生することを想定し、避難準備・勧告・指示の発令計画をもとに、時期を逸しない避難準備・勧告・指示のための情報収集、分析、判断等の体制を整備する。

(3) 避難準備・勧告・指示の発令伝達体制の整備(総合企画局,区役所)

総合企画局は、避難準備・勧告・指示が発令された場合を想定し、放送機関を通じて迅速に情報伝達 を実施する体制を整備する。

また、区は、消防署、警察署、自主防災組織等と連携して、現地における避難準備・勧告・指示の伝達体制、特に、高齢者や体の不自由な方等の要配慮者に対応できる伝達体制を整備する。

(4) 警戒区域の設定体制の整備(消防局,区役所)

消防局及び区は、災害の発生後において広範囲の区域で立入りを制限、禁止する必要が発生する場合を想定し、関係機関と連携した警戒区域の設定体制を整備し、区総合防災訓練等によって習熟を図る。

- ⇒ 第3章 6.1 避難の準備・勧告・指示を発令する
- ⇒ 第3章 6.2 避難の準備・勧告・指示を伝達する
- ⇒ 第3章 6.3 警戒区域を設定する
- ⇒ 第3章 30.4.9 避難対策を実施する

2 避難システムの整備

(1) 避難体制の周知

災害発生時に住民の避難行動が迅速的確に実施できるよう、以下の取組を実施し、避難場所等の周知 徹底や避難行動についての必要な指導、啓発を実施する。特に、震災時の避難行動との異同についての 理解に留意する。

- ア 避難行動に関する資料等の作成及び配付 (パンフレット, 防災マップ)
- イ 避難訓練等の実施
- ウ 地域ごとの避難計画の策定指導
- エ 水害に係る避難誘導標識の検討

(2) 自主防災組織等による避難体制の整備(自主防災組織等)

自主防災組織や自治会,町内会等は,降雨等による災害で避難を要する事態が起こることを想定して, 近隣の人々が組織的に避難する体制を整備し,自主的な防災訓練等を通じて住民への徹底を図る。

また,高齢者や体の不自由な方等の要配慮者が被災家屋に取り残されることがないよう,要配慮者の援助に留意した体制を整備する。特に,水害が発生した場合には,浸水範囲が比較的広域に及ぶことや浸水により要配慮者の避難や住民が徒歩で避難することに相当の困難が予想されることから,洪水予報河川の浸水想定深よりも高い場所に床面がある鉄筋コンクリート造りなどしっかりとした構造の建物の管理者等との話合いを通じて,付近住民が一時的に待避できる体制を整備するよう努めるものとする。

⇒ 第3章 6.4 避難を行う

3 水害時の避難集合場所の周知

水害時の避難集合場所は、地域で避難所等への避難行動が必要となった時に、まとまって行動するために集合する場所をいい、自主防災組織又は自治会、町内会等が自主的に選定している集合場所である。自主防災組織等の地元組織は、避難集合場所及び避難先となる避難所を地元住民に周知するとともに、避難集合場所において近隣の人々の安否確認や高齢者など要配慮者への介護など実践的かつ自主的な防災訓練等を実施する。

4 施設の避難体制の整備

市庁舎,学校,社会教育施設,社会福祉施設,医療施設等本市の所管する施設及び駅舎,地下街,大規模小売店舗,その他民間の不特定多数の者が利用する施設の管理者は,災害発生時において施設利用者及び職員を安全に避難誘導するための体制を具体的に整備する。

⇒ 第3章 6.7 庁舎等施設で避難誘導を行う

5 浸水想定区域内にある地下街等の地下施設及び要配慮者利用施設

(1) 避難確保措置計画

浸水想定区域内にある地下街等の地下施設及び要配慮者利用施設で,市長が必要と認める施設の所有者又は管理者は,次の事項を記載した計画を作成し,市長に報告するとともに,これを公表する。

- ア 洪水時の防災体制に関する事項
- イ 利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項
- ウ 利用者の洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- エ 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- オ その他利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項
- ※ 資料2-1-14 避難確保措置計画が必要な施設
- (2) 洪水予報等の伝達

利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域内にある避難確保措置計画が必要な地下街等の地下施設及び要配慮者が利用する施設で、市長が必要と認める施設について、各施設の所有者又は管理者と協議して、洪水予報等の情報の伝達方法についてあらかじめ定めておく。

※ 資料2-1-15 情報伝達体制を定める必要がある要配慮者利用施設(浸水想定区域内)

6 土砂災害警戒区域等の土砂災害の発生のおそれのある区域にある要配慮者利用施設

土砂災害警戒区域等の土砂災害の発生のおそれのある区域にある要配慮者関連施設について,各施設の 所有者又は管理者と協議して,土砂災害警戒情報等の情報の伝達方法についてあらかじめ定めておく。

※ 資料2-1-16 情報伝達体制を定める必要がある要配慮者利用施設(土砂災害警戒区域等内)

7 移送体制の整備

災害が発生し、山間部などにおいて道路の寸断等により孤立するおそれのある地域を有する区は、住民を緊急的に移送することを想定し、移送手段の確保のための応援要請体制を整備する。

⇒ 第3章 6.8 移送を行う

第2節 地盤災害防止計画

■ 計画の目的

地すべりやがけ崩れなどの地盤災害は、集中豪雨時に発生するおそれが大きいだけでなく、地震後の降雨による二次的な災害発生も懸念されるため、震災対策と整合した総合的な地盤災害防止計画により対応する 必要がある

このため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」という。)」等の関係法令に基づく調査等を行い、災害時に危険性のある地域を事前に把握し、市民に明らかにすることにより、土砂災害防止工事等の対策を講じるとともに、災害発生時の警戒避難体制の整備、危険箇所への新規住宅等の建築抑制等を図る必要がある。

2-1 宅地の安全性の確保

■ 基本方針

法令により,災害に対する危険区域に指定された地域等においては,優先度を考慮して,防災工事事業に 着手し,宅地の安全性を確保する。

1 宅地造成工事等による災害の防止

宅地造成等規制法に基づき,宅地造成工事 規制区域(宅地造成に伴い,がけ崩れ又は土 砂の流出による災害が生ずるおそれの著し い市街地又は市街地になろうとする土地の 区域であるとして市長が指定した区域)にお いて,宅地造成に関する工事を行おうとする 者は,事前に市長の許可を受けなければなら ない。

これにより、宅地造成工事に一定の技術的 基準を確保するとともに、災害の防止のため に必要な規制を行うことにより市民の生命 及び財産の保護を図る。

この他,都市計画法に基づく開発許可制度,京都市宅地開発要綱,京都市京北地域における宅地等開発行為に関する指導要綱,京都市 土採取規制条例,建築基準法等による規制, 指導を徹底し,宅地の安全性の確保を図る。

(宅地造成等規制	法に基	 づき指定 z	
宅地造成工事規制区域	符号	面積 (ha)	指定年月
東山地区	Α	1,840	
醍醐地区	В	32	
吉田山地区	С	62	
北自川地区	D	247	第一次指定
深泥池地区	Е	89	昭和37年11月13日
西賀茂宇多野地区	F	1,071	
西山地区	G	423	
小言	+	3, 764	
山科東部地区	Н	1,934	
東山第2地区	I	1, 194	
北山地区	J	7, 370	第二次指定 第二次指定
宝池地区	K	183	
西山第2地区	L	3, 762	昭和43年6月20日
大枝南部地区	M	29	
小言	+	14, 472	
合言	+	18, 236	

2 地すべり防止区域

地すべり等により、人命、住家等に危険が生じるおそれのある区域については京都府と共同して、土地の所有者、管理者、占有者等の関係者に対し、必要な防災処置を行うよう指導又は勧告を行うとともに、必要に応じて、京都府に対し、地すべり等防止法に基づく「地すべり防止区域」の指定及び必要な措置を要請していく。

(地すべり等防止法に基づき指定された区域)

地すべり防止区域名	所在地	面積	指定年月日
小塩	西京区大原野小塩	8.11ha	昭和35年1月8日
小塩(2)	西京区大原野小塩	5. 23ha	平成元年3月31日
小塩(3)	西京区大原野南春日町	9. 03ha	平成11年8月16日

(建設省指定)

3 急傾斜地崩壊危険区域

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地の崩壊により相当数の居住者等に被害が生じる地域及び崩壊を助長、誘発するおそれのある 地域については、京都府と共同して、土地の所有者、管理者、占有者等の関係者に対し、必要な防災処 置を行うよう指導又は勧告を行うとともに、必要に応じて京都府に対し、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定及び必要な措置を要請していく。

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき指定された区域)

危険区域名	所在地	面積	指定年月日	備考
丸山地区	左京区北白川丸山町	3.04ha	昭和54年9月11日	追加指定平成14年3月22日
沓掛地区	西京区大枝沓掛町	1.65ha	平成14年3月29日	追加指定平成17年3月18日
ケシ山地区	北区上賀茂狭間町北区上賀茂ケシ山	0.4 ha	平成16年3月26日	
周山地区	右京区京北周山町西丁田地内	0.49ha	昭和53年6月20日	
上弓削地区	右京区京北上弓削町地内	0.63ha	昭和57年11月5日	
橋向地区	右京区京北周山町地内	0.25ha	昭和57年11月5日	
比賀江地区	右京区京北比賀江町地内	2.37ha	昭和58年9月30日	
細野地区	右京区京北細野町地内	1.36ha	昭和61年3月25日	
宮ノ辻地区	右京区京北細野町地内	2.79ha	昭和63年3月30日	
中地地区	右京区京北中地町地内	0.9 ha	昭和63年3月30日	
宮地区	右京区京北宮町地内	3.88ha	平成元年3月31日	
愛宕道地区	右京区京北細野町地内	0.84ha	平成5年3月19日	
下黒田地区	右京区京北下黒田町地内	3.02ha	平成11年12月3日	

(京都府指定)

京都府が実施した調査(平成15年度公表)では,京都市域内には,637箇所の急傾斜地崩壊危険箇所(急傾斜地崩壊危険区域の指定基準に該当する箇所は,計281箇所(危険区域指定済み箇所を除く。))があると見込まれる。

今後、関係部局による調査や地元意見聴取等のうえ、緊急を要する箇所から指定及び崩壊防止工事等の実施を京都府に対し要請していく。

※ 資料2-1-3-1 急傾斜地崩壊危険区域の概要

(2) 事前協議の実施

丸山急傾斜地崩壊危険区域等,別に定める崩壊のおそれが著しい区域においては,「丸山急傾斜地崩壊危険区域等における宅地造成及び建築物の建築等に関する事務取扱要領」に基づき,急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律,宅地造成等規制法,都市計画法,建築基準法及び京都市風致地区条例等関係法令による諸規制の統一的運用の実施並びに災害の防除を図るための事前指導を行うため,関係機関による合同協議を実施する。

(3) 警戒避難計画

丸山急傾斜地崩壊危険区域等,別に定める崩壊のおそれが著しい区域に関して,関係局,区等で警戒 避難計画を定め,災害発生時の被害の軽減に努めるものとする。

4 治山対策

山地崩壊、渓流荒廃による人家、道路等公共施設等の災害を防止するため、府営治山事業による調査及び工事を要請するものとする。

府営事業で採択されない小規模な箇所については、市営治山事業で災害防止復旧を図る。

(災害防止林の育成等に関する治山事業及び造林事業)

水源かん養保安林の整備及び健全な森林の育成によって森林の治山、治水機能の強化を図る。

※ 資料2-1-3-2 保安林の整備状況(産業観光局)

資料2-1-3-3 人工林の整備状況(産業観光局)

資料2-1-3-4 保育の推進状況(産業観光局)

5 土石流危険渓流対策と砂防事業

砂防指定地域内における河川又は渓流に関する砂防事業については、国及び京都府に対して、促進を強力に要請するものとする。

※ 資料2-1-3-5 砂防指定地域(河川、渓流)一覧表

6 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定等

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

ア 土砂災害警戒箇所点検マップ

市町村による土砂災害に対する警戒避難体制を支援し、地域住民の防災に対する意識を高め非常時には自主的な避難を促すため、京都府が急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地を調査して土砂災害警戒箇所1,222箇所(土石流危険渓流583,急傾斜地崩壊危険箇所637,地すべり危険箇所2)を定めて、平成15年5月に公表した。(本市防災マップに掲載)

イ 土砂災害警戒区域等の指定

- ① 土砂災害の発生が予想される箇所について、京都府が現地の砂防基礎調査を実施する。
- ② 京都府知事は、京都市長の意見を聴取する。
- ③ 京都府知事が、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

(土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域、特別警戒区域)

				エルグ			
	4	警戒区域	Ì	内特	別警戒[区域	
区域の所在地	土石流	急傾 斜	計	土石流	急傾 斜	計	指定年月日
右京区嵯峨水尾地区	2	1	3	1	1	2	平成20年3月25日
左京区久多地区	11	15	26	11	15	26	平成20年6月20日
左京区静原地区	8	6	14	7	6	13	平成21年3月27日
山科区陵ヶ岡地区	13	18	31	4	18	22	平成23年3月15日
山科区鏡山地区	0	1	1	0	1	1	平成23年3月15日
西京区松尾地区	5	8	13	0	8	8	平成23年3月15日
計(6地区)	39	49	88	23	49	72	

(京都府指定)

(2) 警戒区域等において実施すべき内容

ア 警戒区域

市町村は、土砂災害から生命を守るため、地域住民等と連携して災害情報の伝達や迅速な避難ができるよう警戒避難体制の整備を図る。

イ 特別警戒区域

住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、建築物の移転等が行われる。

7 土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報システム

(1) 概 要

京都府の土砂災害警戒情報システムにより、気象庁から提供される降雨予測(解析雨量)と京都府域における 5 km メッシュエリア毎の土砂災害発生危険基準線(CL)を基に土砂災害発生の危険性の判定を行う。

(2) 情報の伝達

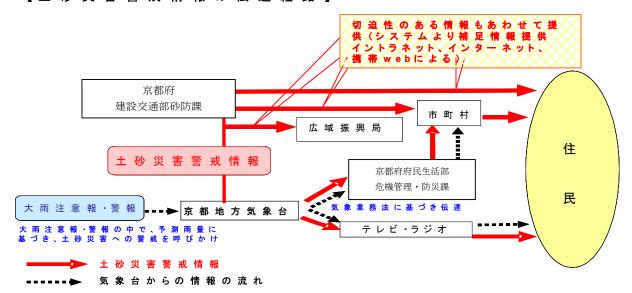
ア 土砂災害警戒情報(発表単位:各行政区別)

京都府と京都地方気象台が大雨による土砂災害のおそれがあるときに、市町村の避難準備・勧告等の判断や住民の自主避難の目安の一つとなるよう発表されるもので、市町村に伝達されるとともに、あわせて報道機関を通じて市民へも伝達される。

イ 土砂災害監視システムの情報

地図上の5kmメッシュエリア毎の土砂災害の危険度レベルや雨量予測等の情報が提供される。

【土砂災害警戒情報の伝達経路】



2-2 災害危険箇所の把握とパトロールの実施

■ 基本方針

災害危険箇所の調査については、区役所が中心となり、防災関係機関等との連携により毎年実施し、予想される諸問題の予防・応急・復旧対策の検討により災害発生時に対処できるようにするとともに、その状況、避難計画等を地域住民に周知し、自主防災組織等との協力体制の確立を目指す。

1 区防災会議(災害危険箇所対策会議)

各区防災会議は、毎年、京都府、京都府警察など関係機関と連携して災害危険箇所の調査や防災パトロールを実施し、その実態把握や対策についての協議、検討を行うとともに、区域指定された急傾斜地や著しく崩壊のおそれのある急傾斜地には、警戒避難体制の整備を図る。

※ 資料2-1-3-6 災害危険箇所調査表記入要領

2 災害危険箇所のデータベース化

災害危険箇所の調査結果や防災パトロールによる実態把握,対策の実施状況等の情報のデータベース化を図り,関係機関が共有することにより,災害時の迅速な対応体制づくりを図る。

3 宅地危険箇所の防災パトロール

市内の造成宅地の点検を進めるとともに、防災パトロールによる調査を実施する。

調査により、危険な宅地と判断する場合には、土地の所有者、管理者、占有者等の関係者に対し、建築物の構造改善、補強、 擁壁等の設置、排水施設の設置・改善等の必要な防災処置を行 うよう指導又は勧告を行うとともに、特に危険性の高いものに ついては、直ちに防災工事を行うよう命令するなど強力な指導 を行う。

(平成23年3月31日現在)

危険宅地	の現状	
け崩れ、抗	雍壁及び石種	責の崩壊
総 数	改善済	未改善
51	17	34
141	75	66
60	38	22
38	20	18
29	24	5
17	11	6
30	19	11
366	204	162
	だけ崩れ、 総数 51 141 60 38 29 17	51 17 141 75 60 38 38 20 29 24 17 11 30 19

4 災害危険箇所等への指導

(1) 都市計画法による開発行為の許可

都市計画法に基づき,市街化区域内において500㎡以上の規模の開発行為を行おうとする者は,原則として市長の許可を受けなければならない。

これにより、開発行為に一定の水準を確保し、宅地造成に伴う災害を防止するとともに、市民の生命 及び財産の保護を図る。

(2) 京都市宅地開発要綱

京都市宅地開発要綱(まちづくりの観点から、開発許可基準の遵守だけでは不十分な事項について定めた災害防止のために保全すべき区域等の確保や公共施設の設置に係る付加基準等について規定)に基づき、無秩序な市街化を防止し、健全で住みよいまちづくりを推進する。

(3) 京都市京北区域における宅地等開発行為に関する指導要綱

京北区域は都市計画区域外であるため、土地利用を誘導する都市計画法による制限がほぼ存在しない区域であることから、京北区域で行われる開発行為に関し協議その他必要な事項を定めることにより、適正かつ円滑な開発の誘導を図り、宅地造成に伴う災害を防止する。

(4) 京都市土採取規制条例による採取の届出等

京都市土採取規制条例に基づき、土の採取を行おうとする者に対し、採取の届出を義務付けるとともに、必要に応じ、届出事項の変更命令等を行うことにより、土の採取行為に伴う災害を防止し、市民の生命及び財産の安全を図る。

(5) 土砂災害防止法による開発行為の規制等

土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲、社会福祉施設等の建築のための開発行為は京都府知事が許可したものに限るとともに、居室(居住、執務、作業等のために使用する室)を有する建築物については建築確認の制度の適用を行い、また、特別警戒区域から安全な区域への移転に対しては融資、資金の確保等の支援措置を講じることにより、土砂災害に対する安全性の確保を図る。

(6) 既成宅地防災工事資金融資制度

京都市既成宅地防災工事資金融資規則により、本市の区域内の既存の宅地において、がけ崩れや土砂の流出による被害を防止するため擁壁又は排水施設の設置等の防災工事を行う者に対し、融資制度を設け、宅地防災工事の促進を図っている。今後、融資制度の一層の利用促進を図るため、市民への広報活動を進めていく。

※ 資料2-1-3-7 既成宅地防災工事資金融資制度の概要

(7) 被災宅地危険度判定制度の整備及びその運営

大地震等(災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害)により被災した宅地において、その二次災害や被害の拡大を予防するため、現在、全国的に被災宅地危険度判定制度の整備が図られる状況にある。本市においても、平成10年度から被災宅地危険度判定連絡協議会に参加するとともに、京都府等と連携して被災宅地危険度判定体制の整備を図っていく。

第3節 火災予防計画

■ 計画の目的

本市は、非戦災の都市であり、木造建築物の占める割合が特に高く、火災発生時の延焼危険度が高い地域が多い。これらの地域は、震災時だけでなく平常時においても大火が発生するおそれがある。また、本市の社会的、自然的条件により、特に世界の文化遺産としての文化財の火災予防や、広大な山間部における林野火災の防止対策の実施が重要な課題である。

したがって、火災被害を軽減するためには、建築物や市街地の不燃化の促進を図るとともに、平素から市 民や事業所、関係団体への出火防止対策や初期消火体制の充実強化を図る必要がある。また、効率的な消防 活動が展開できるよう、指揮体制の強化はもとより、情報収集伝達システム、車両や器材等の施設整備をは じめとした総合的な消防力の強化を図る必要がある。

3-1 建築物、市街地の不燃化

■ 基本方針

震災対策計画と整合を図り、かつ、京都市の良さを生かしつつ、建築物や市街地の不燃化を図り、地震や 火災などの災害に強いまちづくりを推進する。

1 建築物の不燃化促進

(1) 公共建築物の耐震不燃化促進

- ア 公共建築物については、耐震建築物として建築するとともに、不燃化を促進する。
- イ 庁舎や市民の避難拠点となる学校等の施設,福祉施設,多数の市民が利用する施設等の公共建築物は, 建替えや改築計画との整合を図りながら、耐震不燃化を図る。

(2) 市営住宅等の耐震不燃化の促進

市内の市営住宅のうち老朽化した木造住宅、準耐火構造住宅をはじめ、狭小化、老朽化した耐火構造住宅などについて、京都市市営住宅ストック総合活用計画に基づき、入居者の理解と協力を得て、順次、用途廃止又は耐火建築とした住宅への建替え等を進める。

(3) 一般建築物の不燃化促進

- ア 新築建築物に対しては、建築基準法による耐震耐火基準に基づき、適切な設計、施工の建築指導を行い、耐震耐火性の向上を図る。
- イ 都市の不燃化及び建築物の安全化の必要性から、「独立行政法人住宅金融支援機構法」による融資制度等により、共同住宅、寄宿舎、一般個人住宅等を耐震耐火建築物とするよう指導する。
 - ※ 資料 2-1-2-3 京都市あんぜん住宅改善資金融資制度の概要

※ 公共施設(応急対策施設)耐震改修

- 耐震性調査の実施結果に基づき、補強計画の作成、補強工事等を実施(消防署所、区庁舎、 保健センター、社会福祉施設)
- ※ 市営住宅の用途廃止及び建替え等の促進(都市計画局)
- 京都市市営住宅ストック総合活用計画に基づき実施

2 市街地の不燃化促進

(1) 市街地の整備等

木造建築物が密集している地域や公共施設が不足している地域等においては,災害時の安全性を確保するためにも,建築物の耐震不燃化,道路,公園,ライフライン施設の整備を総合的に図るなど,各種事業の重層的な実施による市街地の面的整備や住環境の整備を図るとともに,地域地区や地区計画など都市計画の法制度を有効に活用して,災害に強いまちづくりを計画的に推進する。

(2) 防火・準防火地域の指定

建築物の不燃化、耐震化を誘導し、防災性の高い市街地形成を目的として、防火・準防火地域の効果的 指定を図る。

- ア 大火災による避難路の確保と被害を最小限に止めるため、防火・準防火地域を指定する。
- イ 火災時の延焼を防止するため準防火地域を指定する。

(3) 伝統的建造物群保存地区の防災対策

ア 伝統的建造物群保存地区保存計画

「伝統的建造物群保存地区」では、それぞれの地区の特性に応じて、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために、「伝統的建造物群保存地区」保存計画を定めている。地区内での建造物の新築、増築等はこの計画に適合させ、修理又は修景に要する費用の一部を補助し、建造物の維持保全及び防災性能の向上を図る。

イ 伝統的建造物群保存地区の防災施設整備等

伝統的建造物群保存地区は、伝統的建造物群保存地区であるが故に、一般的な市街地における防災手法である「道路の拡幅」や「沿道建物の耐火建築化」を行うことができない。また、本市の伝統的建造物群保存地区は、既存の町や学区の範囲とは一致しておらず、地勢的にも明確に地区の内外を区別することができない。そのため、伝統的建造物群保存地区については、当地区を含む一定のまとまりのある範囲を対象とした、防災性の向上を考慮した総合的なまちづくり計画を策定するとともに、耐震性貯水槽その他の防災活動上必要な設備、経路や場所等を整備し、自動火災報知設備などの設置を推進する。また、地区住民のまちづくり活動及び防災活動を支援する。

※ 資料2-1-1-2 伝統的建造物群保存地区の防火・防災対策の現状と今後の計画

※ 住宅市街地総合整備事業(都市計画局)

- 都市再生住宅(コミュニティ住宅) 125戸(平成23年4月1日現在管理戸数)
- ※ 住宅地区改良事業(都市計画局)
- 改良住宅等4,431戸(平成23年4月1日現在管理戸数)
- ※ 市街地再開発事業(建設局)
 - 太秦東部地区第一種市街地再開発事業(平成15~20年度)
- ※ 土地区画整理事業(建設局)
 - 市施行7地区,組合施行2地区が施行中
- ※ 袋路の整備促進(都市計画局)
- ※ 優良建築物等整備事業(都市計画局)
- ※ 防火・準防火地域の指定(都市計画局)
 - 平成23年3月末現在,防火地域は市内幹線道路沿道を中心に約143ha,準防火地域は住宅密集 地を中心に約7,234haを指定

※ 京町家の保全・再生(都市計画局ほか)

○ 京都の伝統的な建築様式や生活文化を伝え、現在も職住共存の暮らしの場でもある京町家は、 歴史都市・京都の景観の基盤を構成するものであるが、その京町家は年間2%の割合で失われて おり、その保全・活用策が課題となっている。

そのため、本市においては、実効ある施策立案に反映するため、大学との共同、更には京町家の専門家や関連団体の方々、多くの市民の皆様の御協力を得て、市域に残存する全ての町家を対象とする「京町家まちづくり調査」を実施した。

その結果,市内に47,735軒の京町家を確認した。今後は,保全・再生・活用に向けた具体的な取組を進めていく。

※ 産寧坂伝統的建造物群保存地区防災施設整備事業

- 産寧坂伝統的建造物群保存地区の防災計画策定のため検討委員会を設置し,各種調査を実施。 (平成8年度)
- 住民による初期消火等の防災対応力の強化のため、防災施設の整備(耐震性貯水槽及び防災 器具庫、小型消火栓の設置)

3-2 火災予防計画

■ 基本方針

市民や事業所等に対し、火気等の取扱いに係る意識の向上を図るとともに、平常時及び大規模な災害時の出火の未然防止、初期消火の徹底、火災の拡大防止等の措置について総合的な指導を図る。

3 事業所の自主防火・防災管理体制の強化

防火管理者,防災管理者を選任する義務を有する防火対象物及び予防規程を定める義務を有する危険物施設における自主防火・防災を強力に推進させるため,防火管理者・防災管理者等による防火・防災管理上必要な業務の適正な執行,自衛消防体制の強化について指導を徹底する。

また、上記以外の事業所に対し、査察による指導を強化し、火災危険の排除及び火災等の災害発生時における初期活動措置等の指導に努める。

(1) 防火管理に関する指導

防火管理者等が中心となって,火災予防に係る日常点検や,出火時の被害を軽減するための自衛消防組織の確保など,自主防火管理体制を確立するよう指導する。

(2) 防災管理に関する指導

一定規模以上の事業所については、防災管理者が中心となって、地震等の災害発生時に、通報連絡、救 出救護活動、避難誘導等に当たるための自衛消防組織の確保など、被害を軽減するための自主防災管理体 制を確立するよう指導する。

4 市民の防火体制の強化

住宅火災を減らし、住宅火災による死者を減らすために住宅防火対策を推進する。

(1) 住宅防火対策の推進

住宅火災による死者の約半数が高齢者であり、今後その増加が懸念される。

このことから住宅火災を防止するために,市民自らの防火の取組と関係機関,団体等と連携した住宅防火対策を推進する。

- ア 防火意識の高揚
- イ 高齢者等の人命安全の確保
- ウ 住宅用防災機器等の普及促進

(2) 初期消火技術等の指導

初期消火体制を確保するため,消火器等の普及促進を図るとともに,防災訓練の実施や京都市市民防災 センターでの体験を通じ,初期消火の知識及び技術の習得を指導する。

(3) 一般住宅に対する訪問防火指導の強化

ア 高齢者や身体に障害のある方で,災害発生時に自ら避難することが困難な方が居住する住宅や危険物 を使用して家内作業を行っている住宅など,火災危険並びに災害による人命危険度の高い住宅に対し, 防火安全指導等を強化し,火災危険等の排除に努める。

イ 上記以外の住宅についても訪問防火指導を実施し、火災危険の排除、火災等の災害時の早期通報、初期消火活動及び避難の方法について指導する。

(4) 地域ぐるみの防火及び防災対策の推進

戦前からの木造住宅や袋路が多く残る木造密集地域では、火災発生時における延焼危険や人命危険が他の地域に比べて高く、建物の老朽化、住民の高齢化などにより、その危険性はより一層増大する傾向にある。

そこで、その危険性を減少させるため、身近な地域の市民防災行動計画づくり推進事業を通じて防火・防災対策の普及啓発を推進し、地域コミュニティの活性化を図るとともに、地域ぐるみの防火・防災体制を確立する。

※ 身近な地域の市民防災行動計画づくり推進事業 (消防局)

○ 防災カルテプログラム等を活用して、地域事情に応じた防災情報を提供し、きめ細かい防火・ 防災指導を実施することにより、地域住民による主体的な防災行動が展開されることを目指す。 (平成12年度~)

5 広報活動

防火座談会,防火講習会,防火映画会,防火研究会,巡回広報の実施,報道機関・インターネット・広報 媒体等を通じた情報発信及び防火の集い等を次の防火運動期間を中心に実施する。

(防火運動)

		= 91 /
名 称	期間	備考
文化財防火運動	1月23日~1月29日	1月26日文化財防火デー
春の火災予防運動	3月1日~3月7日	全国一斉
山林防火運動	4月20日~4月26日	
危険物安全週間	6月の第2週	
夏の文化財防火運動	7月12日~7月18日	
秋の火災予防運動	11月9日~11月15日	全国一斉,11月9日「119番の日」
年末防火運動	12月15日~12月31日	
無火災推進日	毎月5日,20日	

※ 防災催物の開催(消防局)

- 自主防火推進者等の表彰,消防こども大会,消防の図画・ポスター・作文募集及び展覧会等 を実施
- 防火のPR等のため,消防音楽隊による演奏会を実施

6 防火対象物の安全化指導

(1) 査察

防火対象物を第1種対象物から第4種対象物までに区分し、消防法に基づく立入検査を実施する。

※ 資料2-3-8-1 防火対象物の区分

(2) 設備

- ア 消防法に基づく消防用設備等の設置及び維持管理指導を実施する。
- イ 火気又は電気を使用する設備、器具に対する防火上の指導を実施する。
- ウ 遠隔移報システム等による消防機関への火災通報に関する指導を実施する。

(3) 建築

- ア 消防法に基づく建築物の確認,許認可の同意を実施する。
- イ 建築物の防火対策に関する指導を実施する。
- ウ 防炎物品の規制及び防炎製品の普及指導を実施する。

7 危険物施設の災害予防

危険物を製造, 貯蔵又は取り扱っている危険物施設に対し, 関係法令等に基づく規制による指導と併せて, 定期的な立入検査及び違反是正を実施するとともに, 次の事項について指導を強化し, 危険物施設における 安全を確保する。

(1) 危険物施設の安全化指導(消防局)

- ア 各施設形態に応じた緊急遮断弁の設置(感震器連動遮断弁,遠隔起動遮断弁等)
- イ 危険物配管の耐震化(配管固定,可とう管継手の使用)
- ウ 危険物タンクの耐震化(タンク架台の固定,地盤の強化等)
- エ 防油堤や流出堤の耐震化(防油堤の目地部及び隅角部の補強, 応急措置用の資器材(土のうや粘着シート等)の備蓄)
- オ 容器貯蔵施設における耐震化(転倒及び落下防止のための防護棚の設置,架台の固定等)

(2) 消火設備の耐震化指導(消防局)

- ア 消火設備の遠隔起動化
- イ 消火設備機器の耐震化(貯水槽と加圧装置の同一基礎上設置等)
- ウ 消火水源の耐震化 (貯水槽内部のコーティング補強等)

(3) 保安教育及び訓練の実施指導(消防局)

- ア 震災対応措置を明記した予防規程の作成
- イ 予防規程に基づく自衛消防訓練の実施

(4) 施設の点検・補修等(消防局)

消防法に規定する定期点検が義務となる危険物施設に対し, 定期点検の実施及び不備項目についての改修を指導する。

3-3 警戒広報

■ 基本方針

気象条件等により,火災の発生に対する警戒が必要な場合,消防法等に基づく定められた方法により警戒 広報を実施し,火災発生の未然防止を図る。

(5) 火災警報

消防法第22条第3項の規定に基づく火災警報発令中における屋外の火の使用制限の実施並びに警戒広報を実施する。

(6) 火災注意報

火災警報が発せられていないときにおいて、次の各号の一に該当し、かつ、消防局長が必要があると認めるときは、火災注意報を発令し、火災予防上必要な警戒広報を実施する。

- ア 実効湿度が60%以下で最小湿度が40%以下となる見込みのとき。
- イ 風速が毎秒7m以上となる見込みのとき。
- ウ 京都地方気象台長が気象注意報又は気象警報を発表したとき。
- エ 日々火災が多発しているとき。

(7) 消防機関における措置

消防局長及び消防署長は、火災警報等の発令があったときは京都市火災予防規程第44条に規定する事項について実施、又は指導するものとする。その実施事項及び指導事項は次表のとおりである。

(火災警報,火災注意報発令時の実施事項及び指導事項)

		(火災言報,火災注息報先市時	の 夫他争項及び拍导争項/
区	分	火 災 注 意 報	火災警報
消	実	1 火災注意報の発令又は解除の通知	1 火災警報の発令又は解除の通知
防	施	2 報道機関,各種団体等への情報提供	2 報道機関,各種団体等への情報提供
局	事	3 掲示板又は懸垂幕の掲出	3 掲示板又は懸垂幕の掲出
長	項	4 その他必要と認める事項	4 その他必要と認める事項
		1 掲示板又は懸垂幕の掲出	1 掲示板又は懸垂幕の掲出
	実	2 広報車等による巡回広報の実施	2 広報車等による巡回広報の強化
	施	3 自主防災組織等への情報提供	3 自主防災組織等への情報提供
	事	4 その他必要な事項	4 査察の強化
	項		5 消防活動障害排除の実施
			6 その他必要な事項
消		1 初期消火器具の点検	1 初期消火器具の点検
防		2 屋外又は火気取扱場所付近の可燃物	2 屋外又は火気取扱場所付近の可燃物の整理
署		の整理及び除去	及び除去
長	指	3 消防活動の障害となる物品の整理及	3 消防活動の障害となる物品の整理及び除去
	導	び除去	4 消防用設備等の点検及び整備
	事	4 消防用設備等の点検及び整備	5 自衛消防体制の確認
	項	5 自衛消防体制の確認	6 火気取扱設備の再点検
		6 火気取扱設備の再点検	7 京都市火災予防条例第30条各号に掲げる事
		7 その他必要な事項	項
			8 その他必要な事項

3-4 消防活動体制の整備

■ 基本方針

消火,救助及び救急体制の充実をはじめ、情報収集,伝達機能の強化,車両,器材等の整備など,総合的な消防体制の整備を図るとともに、大規模災害時の広域的な応援体制を確立するために、緊急消防援助隊をはじめとする他都市の応援隊の受入体制の整備を図る。

また,消防団の充実強化をはじめ、地域における初期消火等の防災活動を効果的に推進するため、自主防災組織、自衛消防組織等との連携を図る。

1 消防活動体制の強化

(1) 消防活動体制の充実

小規模災害から大規模災害までの消防活動を円滑に行うため、消防局及び消防署に「警防本部」を設置して、段階的に運用する等災害規模に応じた災害活動体制の充実を図る。

(2) 消防指令システム等の活用

ア 消防隊等の迅速,確実な出動体制を確保するとともに,災害に対する消防対応力を高めるため,コンピューター機能等を導入した消防指令システムを活用する。

イ 「高所カメラ」等により被害情報等を早期に把握し、必要に応じて国、京都府及び他の地方自治体等 に対して情報を伝達する。

(3) 広域応援体制の強化

緊急消防援助隊や他都市応援消防隊等の迅速な受入れを図るため,災害情報画像伝送システム等を用いた迅速な応援要請の実施体制を強化するほか,応援部隊の集結場所,受入れ体制の充実や平時からの情報交換,合同訓練の実施等により、当該部隊との連携を図っていく。

2 消防力の強化

(1) 消防庁舎等の整備

市街地の拡大や都市化の進展など地域事情の変化による行政需要の増大に対応するため,災害発生時に, 消火活動や救助活動などの防災対策活動の拠点となる消防署所を整備するとともに,大規模災害時におけ る消防職員の迅速な召集体制を確保するため,消防職員待機宿舎の整備を図る。

※ 資料2-3-8-2 消防署、消防出張所等の配置

(2) 消防車両、器材等の整備

- ア 大規模災害時の消火活動や救助活動等に対応するため,消防車両等の増強や機能整備を図るとともに, 救助用器材などを配備及び備蓄する。
- イ 消防機械器具の保全,整備については消防局長が定める「京都市消防装備規程」等によるものとし、 消防署長は、配置された機械器具の適正な保管、取扱いを行う。
- ウ 消防局長は、「京都市消防吏員及び消防団員の訓練及び礼式に関する規則」に定めるところにより、 機械器具特別点検を毎年1回以上実施する。
- エ 消防機械器具の点検,修理及び改造,加工を行うため,消防局に装備課をおき,各種の整備業務を実施する。

※ 資料2-3-8-3 消防機械器具の配置状況

資料2-3-8-4 救助隊積載装備一覧表

資料2-3-8-5 大規模災害対策用備蓄器材配置場所·配置数一覧表

(3) 化学消火体制の整備

左京消防署,山科消防署,南消防署,右京消防署及び伏見消防署に化学車を配置し,併せて各消防署等 に化学消火薬剤の備蓄を図る。

※ 資料2-3-8-6 化学車の配置

資料2-3-8-7 化学消火薬剤の備蓄

(4) 救急体制の整備

ア 事故,災害等による傷病者に対して,高度救命処置を実施する救急救命士を計画的に養成するととも に,高規格救急車や救急救命士用器材等高度応急処置用器材の整備を図る。

イ 市民に対する応急手当の普及啓発により、適切な応急処置を実施できる「災害に強い市民づくり」を 推進する。

※ 消防車両、器材等の整備(消防局)

○ 大規模災害備蓄器材の整備(平成8年度~)

備蓄場所 南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内94-4 消防活動総合センター 備蓄器材 救助用器材 (エンジンカッター,削岩機,チェンソー,油圧式救助器具等),救護用器材 (エアーテント,搬送用担架,三角巾等),消火用器材 (ホース,管そう等)

※ 救急高度化事業(消防局)

- 救急救命士の配置 238名 (平成22年度末現在)
- 高規格救急車の整備 40台 (平成22年度末現在)
- 高度応急処置用器材の整備
- 救急救命処置用器材 40式 (平成22年度末現在)
- 応急手当普及啓発

3 消防水利の確保

(1) 活用可能水利の実態把握等

大規模災害時には,消火栓が一時的に使用不能となることがあるため,次の消防水利の実態把握等に努める。

- ア 河川,池等の水量,利用可能範囲等の実態把握と利用計画の検討
- イ 貯水槽等の設置促進と工業用水等の利用計画の検討
- ウ 平常時には、消防水利として利用していない下水等の応急的な消防水利への利用の検討及び実態の把握

(2) 活用上制約のある消防水利への対応

大規模災害時には,使用できなくなる可能性のある消防水利について,事前対策と応急措置を検討し, 計画を策定する。

- ア 木造建物の至近にある水利
- イ 電源を必要とする水利
- ウ 飲料水と併用されている水利
- エ 進入路が狭隘で進入不能となる水利
- オ 軟弱な地盤にある水利

(3) 消防水利の整備

大規模災害時や大規模火災に備え、また、これらの火災から避難住民を守るため、震災消防水利整備計画に基づき耐震型防火水槽等を整備するとともに、上下水道局と連携して消火栓の設置拡充などを図り、更には学校等のプールや自然水利の活用など消防隊等の活動に必要な消防水利を多面的かつ効果的に確保する。

(消防水利の状況)

(平成23年3月31日現在)

水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川溝川	その他	計
箇所数	23, 554	2, 701	26 (24)	230	325	1, 235	9	28, 080

井戸内の()内の数は、防火井戸を示す。

※ 耐震型防火水槽等の整備(消防局)

震災消防水利整備計画に基づき整備

- 耐震型防火水槽:100m³(平成23年度中:7基)
- 耐震型防火水槽: 60m³ (平成23年度中: 2基)
- 耐震型防火水槽: 40m³(平成23年度中:3基)
- 防火井戸の整備(平成23年度中:3基)
- 飲料水兼用型耐震性貯水槽の整備(完了) 12基

4 航空消防体制の整備

大規模な災害発生時には、早期に市内全域の被害状況等を確認するとともに、ヘリテレビ画像伝送システムを有効に活用し、消防指令センターや災害対策本部に映像を送信する体制を整備する。

また、大規模災害時に、ヘリコプターを利用した救急搬送や物資搬送等が効果的に実施できるよう、あらかじめ定める飛行場外離着陸場以外に緊急的に利用可能なオープンスペースを検討しておくとともに、他都市消防機関、自衛隊、警察機関等と必要な情報交換等を行い、相互の連携体制の整備を図る。

5 消防団の強化

(1) 消防団員の訓練・教育

分団長,副分団長教育,部長教育,普通(新入団員)教育,応急手当普及員講習等を通じて,市民指導能力の向上を図るとともに,大規模災害に備え小型動力ポンプや救助活動用器材等の取扱いについての教育訓練を実施する。

(2) 消防団の基準装備の配置・充実

ア 基準装備・器材

各消防分団に配置している基準装備の運用とともに,消防分団の実情に合わせて,軽量化など,より 高性能な装備,器材,被服の整備を図る。

イ 大規模災害対策用消火・救助活動用器材

消防団の大規模災害に対する活動能力の向上のため,消火活動用器材,救助活動用器材の運用ととも に高性能化を図る。

また,広域にわたる災害に対し,効果的な活動を行うため,地域特性を考慮した包括的な器材の整備を図る。

※ 資料2-3-8-8 消防団の現況

資料2-3-8-9 消防団の主な装備配置状況

第4節 ライフライン施設等災害予防計画

■ 計画の目的

電気,ガス,電信電話,上下水道などのライフライン施設や鉄道などの都市交通施設は,都市生活の基幹をなすものであり,これらの施設が風水害や火災等により被害を受け,機能が低下した場合,都市生活に大きな影響が生じる。

そのため、ライフライン施設や都市交通施設が災害時においてもその機能を十分確保し、また、これらの 施設が原因となる突発事故を防止するため、必要な対策を講じて安全性の向上を図る必要がある。

4-1 電気施設災害予防計画 (関西電力株式会社)

■ 基本方針

電気設備の災害防止については、平常より保安規程をはじめ関係諸規程に基づき各設備の管理、維持改良を行い、計画的に巡回点検及び測定等を実施するほか、発電所、変電所など各施設にはそれぞれ保護装置を整備して、突発事故の発生を防止する。

1 一般予防対策

設備の被害を軽減し、安定した電力供給の確保を図るため、災害の種類ごとにそれぞれ次の措置をとるものとする。

(災害種別ごとの予防措置)

	/	水力発電設備	送電設備	変電設備	配電設備
台水	風害	・本館、屋外設備の防水工事・予備電源、排水装置の点検整備・出水時操作に関する規程類の整備と徹底	・電線路の基礎付近の点検 及び要注意箇所の設備強 化	・洪水又は低地浸水災 害予知箇所の本館, 屋外設備の防護措置 の実施と排水装置の 点検整備 ・風による飛来防護措置	・技術基準に定め られた風圧荷 重に耐える支 持物の選定
雪	害	・積雪特性の把握, 地表 変化の監視	・電線路の重要箇所から重 点的に点検	・水力発電設備に準ずる	・多積雪地区の電 線支持物の強 化
電田	害	・耐雷遮蔽 ・避雷器の適正配置	・電線路にアークホーンの取付 ・主要幹線は不平衡絶縁又は高絶縁化の実施・架空電線路の鉄塔に落雷時,でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	・耐雷遮蔽 ・避雷器の適正配置	・耐雷設計による 予防工事の推 進
爆	発			・自動密閉不活性ガス 消火装置の取付	

2 突発事故防止対策

地下埋設物工事等に伴うガス爆発などの突発事故を防止するため、次の対策を行う。

(1) 既設設備の保守

ア 既設ルートの定期的巡視点検

イ 人孔,管路,ピット,橋梁懸架箇所等の定期的点検清掃(漏電出火防止等)

ウ 地中設備近辺における他企業者工事の場合又は災害時におけるパトロールの強化

(2) 工事実施中の対策

- ア 工事着工前に必ず関係箇所 (ガス, 水道, 電信電話等) に連絡をとり, 地下埋設物の有無, ルート, 深さ等を調査し, 工事による損傷の防止に努める。
- イ 掘削に当たっては、地中埋設物の確認までは細心の注意を払い、損傷の防止に努める。
- ウ 地下埋設物が露出した場合は,直ちに管理箇所に連絡をとり防護依頼を行うとともに,当該設備の 管理者の立会を求め指示に従う。
- エ 現場における通行人等公衆の安全の確保を図るため、定められた標識、柵、ロープ等を確実に設置するほか、必要に応じ整理員、監視員等を配置する。
- オ 露出埋設物にはそれぞれ色別の標識をつけ、注意喚起を図る。

(3) 緊急時処理体制の確立

ア 工事の着工前に当該埋設物管理者及び関係機関と緊急時処理体制の事前打ち合わせを行うとともに, 現場作業従事者についても,緊急処理体制の確立と必要な避難誘導用資材等の準備,緊急連絡方法等 を確認する.

イ 自動警報ガス検知器,消火器等を準備するとともに,付近人家にも必要に応じ警報器を取り付ける。

(4) その他

- ア 工事中における現場パトロールの強化
- イ 超音波電磁波等による地下埋設物探知方法の検討
- ウ ガス保安知識,緊急処置等についての講習会の実施
 - ⇒ 第3章 25-1.1 非常災害発生時の対応を行う
 - ⇒ 第3章 25-1.2 応急復旧対策を行う

4-2 ガス施設災害予防計画 (大阪ガス株式会社)

■ 基本方針

ガス施設において,災害発生の未然防止はもちろん,災害が発生した場合にも,その被害を最小限に止めるため,平常時から基準に基づき防災施設,ガス工作物の設置及び維持管理を行い,併せて防災に関する教育訓練,防災知識の普及を実施する。

1 防災体制

「災害対策規程」及び「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」等に基づき,当社及び関係工事会社等に対し, 保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

2 ガス施設対策

(1) ガス製造設備

ア 浸水のおそれのある設備には、防水壁、防水扉、排水ポンプ等の設置及び機器類、物品類のかさ上げによる流出防止措置等、必要な措置を講じる。

イ 風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

(2) ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給幹線、橋梁架管及び浸水のおそれのある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

3 その他防災施設

(1) 検知・警報設備

災害発生時において速やかな状況把握を行い、所要の措置を講じるため、必要に応じ製造所、供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。

- ア 地震計
- イ ガス漏れ警報設備
- ウ 圧力計
- 工 流量計

(2) 連絡・通信設備

災害時の情報連絡,指令,報告等を迅速に行うとともに,ガス工作物の遠隔監視,操作を的確に行う ため,無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

(3) 資機材の整備

早急に復旧又は応急措置ができるよう緊急用資機材を保有し、その点検整備を行う。

4 教育·訓練

(1) 防災教育

ガスの製造設備,供給設備に係る防災意識の高揚を図り,ガスに係る災害の発生防止に努めるため, 災害に関する専門知識,関係法令,保安規程等について,社員等関係者に対する教育を実施する。

(2) 防災訓練

災害発生時の災害対策を円滑に推進するため、年1回以上被害想定を明らかにした実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、地域防災訓練に積極的に参加する。

5 広報活動

(1) 顧客に対する周知

パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。

(2) 土木建設関係者に対する周知

建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図るとともに、ガス事故防止に当たっての注意事項を周知する。

- ⇒ 第3章 25-2.1 被害情報を収集伝達する
- ⇒ 第3章 25-2.2 災害時の初期対応を行う
- ⇒ 第3章 25-2.3 応急復旧対策を行う

4-3 電信電話施設災害予防計画(西日本電信電話株式会社)

■ 基本方針

電気通信施設の災害による故障発生を未然に防止し、また災害による故障が発生した場合において、電気 通信施設又は回線の復旧を迅速かつ的確に行い、通信サービスの確保を図る。

1 防災体制

西日本電信電話株式会社の災害等対策規程の定めに即し、NTT西日本京都支店災害等対策実施細則により、災害に備えた平素からの準備及び災害が発生し又は発生のおそれがある場合における通信の疎通と重要通信の確保、お客様対応、社員等に対する基本的事項及び共通事項を定める。

2 災害に強い通信設備の整備

(1) 火災対策

延焼防止のため、交換機などがある機械室は窓を少なくし、必要な箇所に防火シャッター、防火扉を設置する。さらに、NTTビル内からの火災発生を防ぐため、煙感知器、消火設備を常備するとともに、 床面、壁面のケーブル孔を不燃材料で遮断する対策を実施する。

(2) 水害対策

洪水等による浸水を防ぐために、立地条件に応じて防水扉等を設置し、通信機械室への浸水防止を図る。また、小規模な建物の場合、敷地そのものを高くする対策を実施する。

(3) 風害対策

常に風雨にさらされている無線鉄塔をはじめ、NTTの建物全体を、風速60mの大型の台風にも耐えられる構造とする。

3 災害に強いネットワークシステムづくり

(1) 重要通信センターの分散

市外通話用の中継交換機を設置した重要通信センターが被災した場合、そこを経由する通話はすべて途切れてしまうことになる。そのため重要通信センターは、分散し危機回避を図っている。

(2) 中継伝送路の多ルート化

中継伝送路が被災した場合、その区間の通話が途切れるだけでなく、中継交換機も機能しなくなって しまうため、ネットワークの混乱が生じる。このようなトラブルを未然に防ぐため、伝送路の多ルート 化を行う。これにより万が一、ルートの1つが被災しても、自動的に他のルートへ瞬時に切り替わり、 通信の確保を図る。

(3) 全国24時間監視体制

電気通信ネットワークの機能性と信頼性確保を24時間体制で行う。

(4) 加入者回線の2重帰属化

お客様の要望により、回線を複数のNTTビルにつなぐことのできる2重帰属化(異経路サービス)を提供する。(有料)

(5) 専用回線の2重化

高速デジタルサービスは、伝送路の2重化(ループ化)により、中継伝送路が被災した場合、瞬時に 自動切替えを行い、お客様の通信を確保する。

(6) 孤立防止計画

災害の発生により、他の地域との通信が途絶するおそれのある地域に、孤立防止対策用衛星電話を設置する。

- ⇒ 第3章 25-3.1 応急復旧体制を整える
- ⇒ 第3章 25-3.2 応急復旧対策を行う
- ⇒ 第3章 25-3.3 被災地ネットワークを確保する
- ※ 資料2-3-25-1 孤立防止対策用衛生電話一覧表

4 突発事故防止計画

地下埋設工事等における突発的事故を防止するため、次の措置を行う。

- (1) 工事保安対策(工法の検討, 埋設物把握等)
- (2) 工事担当者(現場職員及び施行業者)の研修
- (3) 監督、パトロールの強化
- (4) 道路占用,使用許可条件の厳守
- (5) 各関係企業者との連絡体制の整備

4-4 上水道施設災害予防計画

■ 基本方針

風水害等による上水道施設の被害や、それに伴う停電が発生しても確実な給水が可能となるように、重要施設の耐震化等に伴う機能向上・巡視点検体制及び復旧支援体制の強化を図る。

なお、老朽施設の更新、改良及び配水管等の整備は、対応の優先順位を付けて計画的に実施する。また、 道路の掘削事故等の防止のため、関係機関や他のライフライン事業者との緊密な連絡体制を確立すると同時 に、工事業者等に対する事故防止のための対策や教育を徹底する。

1 取水・導水・浄水・送水施設等

(1) 施設の耐震化等の機能向上

新設する施設は、必要な耐震性を確保し、既設の施設については、施設の更新改築時に耐震化等により機能向上を図る。

(2) 巡視点検等の強化

ア 取水,導水,浄水,送水施設については,これらの施設に付属する各機器の巡視点検及び整備を徹底し,特に配水ポンプ,送水ポンプ設備の巡視点検及び整備,電気配線経路の巡視点検及び整備,仕切弁等の作業状況の点検に留意する。

イ 疏水路において、溢水等の災害の発生が予想される場合は、巡視の強化に努めるものとする。

2 配水施設

配水施設については、配・給水管等が破損した場合の復旧支援体制及び給水不能時における応急給水用 貯水量の確保のため、緊急遮断弁の設置等を行い、応急給水用貯水量の確保に努めるものとする。

3 停電対策

浄水場・送・配水ポンプ等,重要施設について自家発電装置の適正な維持管理を図る。

4 災害時の活動体制の強化

(1) 巡視点検等

災害時の活動を円滑に行うため、各施設の増強と巡視点検の確立を行い、必要なときには、緊急出動 体制の確保のため、無線付緊急自動車等を配置するものとする。

(2) 図面管理

図面管理を充実, 徹底するとともに, 図面保管場所の被災等の事態に備えて所管事業所と現場等に分散管理する。

(3) 遠隔監視制御施設計画の実施による災害時の監視体制の強化

有線による遠隔監視制御設備の通信路線の2重化を図る。

(4) 情報管理による災害時の支援システムの構築

災害時の被害情報,復旧情報等を集中的に管理し、迅速、効率的な復旧活動を支援するシステムの構築を図る。

- ⇒ 第3章 25-4.1 被害状況を把握し、復旧活動計画を作成する
- ⇒ 第3章 25-4.2 応急措置を行う
- ⇒ 第3章 25-4.3 応援を要請する
- ⇒ 第3章 25-4.4 応急復旧工事を行う
- ⇒ 第3章 25-4.5 広報活動を行う

※ 上水道施設整備事業(平成20年~24年度)(上下水道局)

- 基幹施設の改築更新に併せた耐震化
- 給水の相互融通を可能とする連絡幹線の布設
- 危機管理対策としての新山科浄水場導水施設の2系統化
- 配水管路の更なる耐震化の推進

5 突発事故対策

道路の掘削等に伴う突発的事故の防止について、上下水道局では、道路掘削を要する上下水道管敷設及 び布設替え工事に際し、事前に綿密な調査を行っているが、他の占有企業者の既設地下埋設物と関連する 場合が多く、各関係機関との綿密な連絡体制をとるものとする。

当面の予防対策として, 次の措置を行い, 事故の未然防止を図る。

(1) 工事の設計時に、他の埋設物の状況を充分に調べ、その管理者と協議して、事故防止のための協議書を作成する。また、工事の発注時に設計図書に工事の安全対策の方法をできるだけ詳細に記入し、これに要する費用は計上する。

なお、この安全対策には、道路管理者及び警察の許可条件を織り込むものとする。

- (2) 工事契約に際し、設計図書、仕様書等に基づき、安全を確保させ、特に事故防止の趣旨を徹底する。
- (3) 請負業者及び工事従事者に対し、事故防止に関する保安対策や保安教育を徹底させる。また請負業者には保安体制、緊急避難体制、自主監視体制、地下埋設物防護方法等を明記した施工計画書を提出させ、工事着手前に関係機関及び各企業者と密接な連絡をとり、指導監察を受ける。

4-5 下水道施設災害予防計画

本章「第1節 水害予防計画 1-3 下水道施設の整備,維持補修」参照

4-6 交通施設災害予防計画

1 市営交通の災害予防

■ 基本方針

交通施設の災害による被害を未然に防止し、又は軽減するため、市バス、高速鉄道について、それぞれの 業態に応じ施設の防護措置を実施し、人命及び施設の安全確保に努めるとともに、被害が発生した場合の迅 速な災害応急復旧体制の確立、必要資機材の整備点検を行う。

(1) 火災

施設の内装材は、不燃化するほか、防火壁で区画し、警報通報設備及び消火設備を設けるなど適切な 措置を講ずる。

一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第4節 ライフライン施設等災害予防計画

(2) 浸水

各駅に自動排水ポンプを設置するなど必要な措置を講ずる。

(3) 停電

変電所が停電した場合は、他の変電所から電力供給を行える設備とし、非常用発電機を設けるほか、蓄電池等を設置する。

※ 資料2-3-26-1 市バスの配置状況 資料2-3-26-2 高速鉄道施設の概要

2 JR西日本の災害予防計画(西日本旅客鉄道株式会社)

■基本方針

列車運転の安全確保に必要な線路等諸施設の実態を把握し、併せて周囲の諸条件を調査して、気象等による異常時においても常に健全な状態が保持できるよう、鉄道施設の維持改良に努めるとともに、広域災害に対処する体制を確立して人命の安全確保及び輸送の円滑化を図る。

(1) 施設の維持、改良

防災施設の維持、改良は概ね次の事項について計画する。

- ア 橋梁の維持、補修及び改良強化
- イ 河川改修に伴う橋梁改良
- ウ 法面、土留の維持、補修及び改良強化
- エ トンネルの維持、補修及び改良強化
- オ 鉄道林 (防護林) の造成及び落石防止設備の強化
- カ 建物等の維持,修繕
- キ 通信施設の維持,補修
- ク 橋げた衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進
- ケ 路線周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- コ その他防災上必要なもの

(2) 災害警備体制の確立

列車運転の安全確保のため、災害発生のおそれがある場合に必要な次の計画を毎年度当初において策 定する。

- ア 気象観測機器の整備及び観測報告
- イ 警戒発令基準(第1種,第2種)を地域気象条件により策定
- ウ 各施設の警備計画,要注意箇所の警備方法,列車運転規制計画等の周知徹底
- エ 災害応急、復旧に必要な機器及び資材の準備、調達計画の策定
- オ 社員の非常召集計画及び訓練計画の策定

4-7 関係行政機関の対策

■ 基本方針

都市施設の災害予防対策について、各関係機関は平常時の業務面からそれぞれ必要な規制及び指導を行うものとする。

防災対策について、国及び府の各関係機関による行政指導のほか、行政上直接関係の深い道路管理者、警察、消防の各機関により、工事施工者に対しそれぞれ必要な防災措置をとるよう指導するものとする。

また,各ライフライン事業者は,ガス爆発などの突発事故が発生した場合の緊急処理体制を整備するとと もに、関係機関との連携体制の整備を図る。

(1) 道路管理者

国又は府の直轄管理道路については、それぞれ当該機関の指導によるものとする。 市が管理する道路において工事等を行う場合は、建設局は次の対策を行い、事故防止に努める。

- ア 道路占用許可時において、図面の提出を求めるなど道路占用者に対する指導を強化する。
- イ 工事に際しては、占用物件の移設を含む埋設物の保護方法を厳しくチェックする。
- ウ 工事施工者(道路占用者)相互間の連絡協議を密にするよう指導し、事故防止のための緊急連絡体制の整備を図る。

一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第4節 ライフライン施設等災害予防計画

- エ 現場の立会及び見回りを強化し、また掘削の実施により工事の安全を確保する。なお、占用物件(埋設管)に近接した箇所の掘さくは、機械によらず手掘り工法を行うよう指導する。
- オ 大規模工事については、できるだけ工事現場にガス事業者の常駐を求め、また沿道住民に対し、理 解と協力を得るため、工事概要の周知徹底を図る。
- カ 工事施工者に対し標識の整備, う回路の確保, 交通整理員の配置, 応急処置等について, 指導, 徹底を図る。
- キ 道路工事調整会(年4回)においても、各関係者に対し上記の指導事項の徹底を図る。

(2) 警察機関

警察機関は、主として道路交通上の見地から、道路工事施工者に対し次の事項について指導し、事故防止を図るものとする。

- ア 道路使用許可条件による警察署への事前連絡,通報義務の徹底等
- イ 工事期間中の交通規制等
- ウ 高圧ガスその他危険物の取締り
- エ 事故処理上の資機材の整備
- オ 関係機関の相互連絡の緊密化

(3) 消防機関

消防機関は、主として事故発生に伴う火災防止上の見地から、事故防止に関係のある行政機関との連絡、協調と道路工事施工者等に対する指導、協力に当たり、概ね次の事項により災害の未然防止に努めるものとする。

- ア 道路工事等の届出(火災予防条例第57条)時における行政指導の強化
- イ ずい道工事等に係る災害予防計画の届出(火災予防条例第57条の2)時における行政指導の強化
- ウ 指定洞道等の届出(火災予防条例第57条の3)時における行政指導の強化
- エ 予防査察等による各施設の立入調査
- オ 道路工事及び地下埋設物の実情把握
- カ 各工事施工者等への自主防火体制の指示
- キ 関係機関の相互連絡の緊密化

第5節 風害・雪害等予防計画

■ 計画の目的

本市は一般に風の弱い地域であるが、台風時の強風や悪天候時には、斜面地等で風が吹き上げ強風となり、 街路樹等が倒れ被害が発生することがある。また、本市北部の山間部は、山岳性の気象特性であり、冬型の 気圧配置が強まると大雪となり、農林産物等への被害が発生するおそれがある。

このため、風害、雪害に対し、街路樹、公園樹木等の倒木防止のための措置や除雪指導の実施、農林産物の生産者に対する風害、雪害予防のため必要な措置の指導を図っていく。

5-1 風害等予防計画

■ 基本方針

台風により街路樹や公園樹木等が倒木,落下し、人命に対する危害や家屋の損壊を未然に防止するため、 必要な措置を実施する。

また、台風による農林産物の風害防止のため、農林施設の管理者や農作物等の生産者に対して、風害防止のための管理方法の周知指導を実施する。

1 街路樹、公園樹木の風害予防対策

(1) 夏期剪定の実施

台風時期前に,風害を受けやすい街路樹のうち,シダレヤナギの剪定と各都市公園のシダレヤナギ, ヒマラヤスギの剪定を実施し,風害を最小限度にするように努める。

(2) 老巨木の枝切りの実施

都市公園内並びに加茂川堤防上,御室仁和寺前,嵐山等の老齢,巨大な樹木のうち台風等により倒木 又は落下のおそれのある太い枝を台風時期前に切除し,人命に対する危害予防と家屋の損壊を未然に防 止するよう努める。

(3) 支柱補強の実施

植栽後数年経って、根の不安定な樹種に対し、台風時期前に支柱の補強を実施し、倒木の予防に努める。

2 農林産物の風害予防対策

次の事項の管理強化について、周知指導を行う。

(1) 農作物関係

ア 農業用施設等の管理指導

イ 倒伏に関する対策並びに防除用農薬等の備蓄及び防除器具の整備

(2) 畜産関係

本編「第2章 第1節 水害予防計画」によるものとする。

(3) 林業関係

ア 炭小屋等の補強

- イ 造林小屋,機械保管倉庫の補強
- ウ 椎茸, 榾木(ほたぎ)の倒伏防止又は榾木の移動
- エ 苗畑の日覆いの飛散防止の設備
- オ 幼令木の根踏み指導

3 農作物の霜害、寒害、ひょう害並びに干害に対する予防対策

京都府又は京都地方気象台と連携を保ち、災害発生予想時に次の事項について管理の周知指導を行う。

(1) 農作物関係

ア くん煙 (果樹・茶樹) (霜害)

イ フレーム (霜害,寒害)

ウ 温室苗床 (霜害,寒害)

エ 用水路の確保 (干害)

(2) 林業関係

造林用苗の根踏み, 土寄せの実施

(3) 農業用施設関係

干ばつ常襲地帯については、かんがい用水源、用水路を常に整備するよう指導する。

- ※ 街路樹、公園樹木等風害対策(建設局)
- ※ 農林産物の風害予防の指導(産業観光局)

5-2 雪害予防計画

■ 基本方針

山間部等における大雪に対処するため、関係機関は相互に除雪時の対策について緊密に連携して対応する。

また、農林施設の管理者や農作物等の生産者に対して、雪害防止のため管理方法の周知指導を実施する。

1 除雪対策

(1) 除雪計画

建設局は、積雪に対処するため、毎年度除雪計画を作成するものとする。

(2) 関係機関の相互協力体制

北,左京,右京,西京区の各区長は、大雪に対処するため、相互協力体制の強化及び円滑化を図るため、あらかじめ関係機関による雪害対策会議を開催し、除雪計画及び次に掲げる事項について必要な協議を行うものとする。

- ア 雪捨場の確保
- イ 除雪の際の損失に対する補償の交渉
- ウ 路面上にある埋没物件に対する標示
- エ 除雪における労力の提供及びオペレーターの宿舎の斡旋等に対する協力
- オ 除雪実施中における交通規制等
- カ 除雪機械及びオペレーターの応援
- キ 除雪機械燃料供給の協力
- ク その他必要な事項

2 雪害防止施設の維持補修

次の事項の管理強化について, 周知指導を行う。

(1) ため池

結氷が原因して余水吐閉そく、堤体崩落を招かないよう結氷の切り出し又は破砕を実施する。

(2) その他

本編「第2章 第1節 水害予防計画」によるものとする。

3 農林産物対策

次の事項の強化管理について, 周知指導を行う。

- (1) 農作物関係
 - ア 品種の選定
 - イ 施設耐雪構造建設
 - ウ 融雪促進資材の確保
- (2) 畜産関係

本編「第2章 第1節 水害予防計画」によるものとする。

(3) 林業関係

品種の選定,森林整備の徹底

※ 除雪対策(建設局,区役所)

※ 農林産業の雪害対策(産業観光局)

第1節 災害対策活動体制の整備計画

(1 災害対策活動体制を整える)

■ 基本方針

台風や集中豪雨による風水害や雪害は、災害の発生する危険性を概ね予想することができるため、被害を最小限とするようあらかじめ体制を整え、警戒に当たることが重要である。

そのため、迅速な対策が実施できるよう、連絡体制の整備や警戒活動体制の整備を図るとともに、重大な被害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、速やかに災害対策本部又は災害警戒本部を設置し、万全の体制をもって応急対策活動に当たるものとする。

■ 実施責任者 : 各部長,各区本部長

■ 役割分却

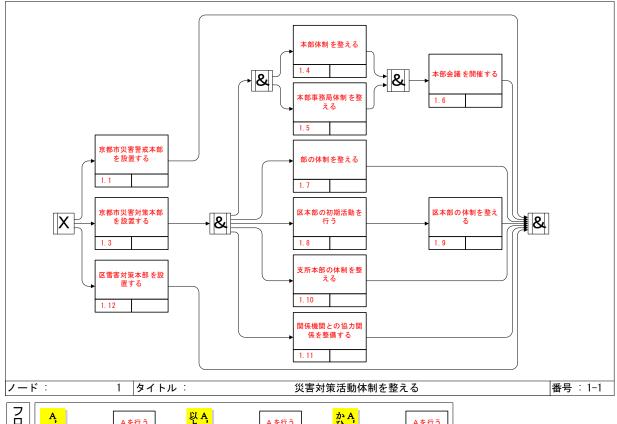
大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き	■ 役割分担									
警戒本部を設置する 1.1.2 災害警戒本部の活動を行う 名局・区役所 1.1.3 災害対策本部の設置に備之、連絡網を整備する 本部集務局 1.3.1 京都市災害対策本部の設置を決定する 本部事務局 1.3.2 本部の設置場所を決定する 本部事務局 1.3.3 災害に関する情報収集・必要な連絡体制を講じる 本部事務局 本部事務局 1.3.4 本部の機能を確保する 本部を閉鎖する 1.3.6 対象職員を召集する 本部を閉鎖する 1.3.7 本部を閉鎖する 市長(本部長) 1.3.7 本部を閉鎖する 市長(本部長) 1.3.8 本部の閉鎖を通知・公表する 市長(本部長) 1.4.1 市長が本部長の任に当たる 加本部長 1.4.2 副本部長の任に当たる 加本部長 1.4.2 副本部長の任に当たる 1.4.4 本部をの閉鎖を通知・公表する 本部長・企業行する 本部長 1.4.1 本部長の任を遂行する 本部長 1.4.2 副本部長の任と遂行する 1.4.3 事前に定める者が本部長を代理する 本部長 1.4.1 本部長の任と遂済行する 1.4.2 副本部長 1.4.1 本部長の任と遂行する (2) 副本部長 1.4.1 本部長の任と遂行する 本部員 1.4.10 職務代理者が未開入の体制の体制を遂行する	応急対策項目	担	当			分	担	内	容	
番	1.1 京都市災害	消防局		1. 1. 1	災害警戒	本部を	構成し	,事務	房局を置く	
本部東務局	警戒本部を設	消防局,建設	:局	1.1.2	災害警戒	本部の	活動を	行う		
1.3 京都市災害 本部事務局	置する	各局・区役所		1. 1. 3	3 災害対策本部の設置に備え,連絡網を整備する					
1.3 京都市災害 対策本部を設置する		本部長(市長)		1. 3. 1	京都市災	害対策	本部の	設置を	決定する	
本部事務局		本部事務局		1. 3. 2	本部の設	置場所	を決定	する		
本部事務局、総合企画 1.3.5 本部設置を通知・公表する 各部 1.3.6 対象職員を召集する 本部長 1.3.7 本部を閉鎖する 1.3.8 本部の閉鎖を通知・公表する 本部事務局、総合企画 1.3.8 本部の閉鎖を通知・公表する 市長 (本部長) 1.4.1 市長が本部長の任に当たる 副本部長 1.4.2 副本部長が本部長を代理する 職務代行者 1.4.3 事前に定める者が本部長を代理する 1.4.5 臨時の組織編成を行う 1.4.6 本部長の任を遂行する 1.4.6 本部長の任を遂行する 1.4.7 副本部長 1.4.7 副本部長 1.4.8 本部長を補佐する 1.4.9 指定された職にある者が本部員の任に当たる 1.4.9 指定された職にある者が本部員の任に当たる 1.4.10 職務代理者が本部員の任を遂行する 1.4.11 本部員の任を遂行する 1.4.11 本部員の任を遂行する 1.4.11 本部員の任を遂行する 1.5.1 本部事務局の設置 1.5.1 本部事務局の投制 1.5.2 本部事務局の任に当たる 1.5.3 本部事務局の任に当たる 1.5.4 本部事務局員の任に当たる 1.5.5 防災危機管理室 1.5.5 防災危機管理室 1.5.5 防災危機管理室及び各部の職員が本部事務局員の任に当たる (第1号、第2号体制) 1.5.6 本部事務局の業務 1.5.6 本部事務局の業務	1.3 京都市災害	本部事務局,	消防部	1. 3. 3	災害に関	する情	報収集	・必要	厚な連絡体制	制を講じる
1.3.5 本部設置を通知・公表する 1.3.6 対象職員を召集する	対策本部を設	本部事務局		1. 3. 4	本部の機	能を確	保する			
各部	置する		総合企画	1. 3. 5	本部設置	を通知	・公表	する		
本部長		L'. i		1. 3. 6	対象職員	を召集	する			
京都市災害対策本部を閉鎖する 本部事務局、総合企画 部 1.3.8 本部の閉鎖を通知・公表する 市長(本部長) (1) 本部長 1.4.1 市長が本部長の任に当たる 1.4.2 副本部長が本部長を代理する 1.4.3 事前に定める者が本部長を代理する 1.4.4 本部を組織する 4.4.5 臨時の組織編編を行う 1.4.6 本部長の任を遂行する 1.4.6 本部長の任を遂行する 1.4.7 副本部長の任に当たる 1.4.8 本部長を補佐する 1.4.7 副本部長の任に当たる 1.4.8 本部長を補佐する 1.4.9 指定された職にある者が本部員の任に当たる 1.4.9 指定された職にある者が本部員の任に当たる 1.4.11 本部員の任を遂行する 1.4.11 本部員の任を遂行する 1.4.11 本部員の任を遂行する 1.4.11 本部員の任を遂行する 1.5.1 本部事務局を設置 1.5.1 本部事務局を設置 1.5.1 本部事務局を設置する (2) 本部事務局の設置 1.5.1 本部事務局の設置 1.5.1 本部事務局の設置 1.5.4 本部事務局長の任に当たる 1.5.3 本部事務局員の任に当たる 1.5.3 本部事務局員の任に当たる (第1号,第2号体制) 1.5.5 防災危機管理室及び各部の職員が本部事務局員の任に当たる (第3号体制以上) 各部 1.5.6 本部事務局に連絡要員を配置する (3) 本部事務局の業務	(参考)			1. 3. 7						
1.4.1 市長が本部長の任に当たる	京都市災害対策		総合企画	1. 3. 8	本部の閉	鎖を通	卸・公	表する)	
1.4.1 市長が本部長の任に当たる 副本部長 1.4.2 副本部長が本部長を代理する 職務代行者 1.4.3 事前に定める者が本部長を代理する 1.4.4 本部を組織する 1.4.5 臨時の組織編成を行う 1.4.6 本部長の任を遂行する 1.4.6 本部長の任を遂行する 1.4.8 本部長を補佐する 1.4.8 本部長を補佐する 1.4.9 指定された職にある者が本部員の任に当たる 1.4.9 指定された職にある者が本部員の任に当たる 1.4.9 指定された職にある者が本部員の任に当たる 1.4.11 本部員の任を遂行する 1.4.11 本部員の任を遂行する 1.4.11 本部員の任を遂行する 1.5.1 本部事務局を設置する 1.5.1 本部事務局を設置する 1.5.1 本部事務局を設置する 1.5.5 本部事務局及の任に当たる 1.5.5 本部事務局及の任に当たる 1.5.5 体部事務局及の任に当たる 1.5.5 防災危機管理室人び各部の職員が本部事務局員の任に当たる (第 1 号, 第 2 号体制) 1.5.5 防災危機管理室及び各部の職員が本部事務局員の任に当たる (第 3 号体制以上) 1.5.6 本部事務局に連絡要員を配置する 1.5.6 本部事務局に連絡要員を配置する 1.5.6 本部事務局の業務			. `	(1) 本語	部長					
職務代行者 1.4.3 事前に定める者が本部長を代理する 1.4.4 本部体制を整える 1.4.5 臨時の組織編成を行う 1.4.6 本部長の任を遂行する 2.2 副本部長 副市長 1.4.7 副本部長の任に当たる 1.4.8 本部長を補佐する 局長,区長等 (3) 本部員 1.4.9 指定された職にある者が本部員の任に当たる 1.4.9 指定された職にある者が本部員の任に当たる 1.4.10 職務代理者が本部員の職務を代理する 本部員 1.4.11 本部員の任を遂行する (1) 本部事務局の設置 本部長 (1) 本部事務局を設置する (2) 本部事務局を設置する (2) 本部事務局を設置する (3) 本部事務局の役制 1.5.1 本部事務局をの任に当たる 1.5.2 本部事務局をの任に当たる 1.5.3 本部事務局の任に当たる 1.5.4 本部事務局の任に当たる 1.5.5 防災危機管理室及び各部の職員が本部事務局員の任に当たる(第 3 号体制以上) 各部 1.5.6 本部事務局の業務		市長(本部長	:)			部長の	任に当	たる		
1.4.4 本部を組織する		副本部長		1.4.2	副本部長	が本部	長を代	理する	;)	
本部体制を整える 1.4.5 臨時の組織編成を行う 2.2 副本部長 1.4.6 本部長の任を遂行する (2) 副本部長 1.4.7 副本部長の任に当たる 1.4.8 本部長を補佐する 1.4.8 本部長を補佐する (3) 本部員 1.4.9 指定された職にある者が本部員の任に当たる 本部員 1.4.11 本部員の任を遂行する 本部員 1.4.11 本部事務局の設置 本部長 (1) 本部事務局の設置 1.5.1 本部事務局の設置 1.5.1 本部事務局の協制 1.5.2 本部事務局人の任に当たる 1.5.2 本部事務局人の任に当たる 1.5.3 本部事務局の任に当たる 1.5.4 本部事務局の任に当たる 1.5.4 本部事務局の任に当たる(第1号,第2号体制) 1.5.5 防災危機管理室及び各部の職員が本部事務局員の任に当たる(第3号体制以上) 各部 1.5.6 本部事務局に連絡要員を配置する 本部事務局の業務		職務代行者		1.4.3	事前に定	める者	が本部	長を仕	は理する	
1.4 本部体制を整える 1.4.6 本部長の任を遂行する 整える (2) 副本部長 1.4.7 副本部長の任に当たる 1.4.8 本部長を補佐する 局長,区長等 (3) 本部員 1.4.9 指定された職にある者が本部員の任に当たる 1.4.11 本部員の任を遂行する 本部員 1.4.11 本部員の任を遂行する 本部長 (1) 本部事務局の設置 1.5.1 本部事務局を設置する (2) 本部事務局の検制 1.5.2 本部事務局の付に当たる 1.5.2 本部事務局の任に当たる 1.5.3 本部事務局の任に当たる 1.5.4 本部事務局員の任に当たる 1.5.4 本部事務局員の任に当たる(第1号,第2号体制) 1.5.5 防災危機管理室及び各部の職員が本部事務局員の任に当たる(第3号体制以上) 各部 1.5.6 本部事務局に連絡要員を配置する 本部事務局の業務				1. 4. 4	本部を組	織する)			
整える (2) 副本部長 副市長 1.4.7 副本部長の任に当たる 1.4.8 本部長を補佐する 1.4.8 本部員を補佐する 局長,区長等 (3) 本部員 1.4.9 指定された職にある者が本部員の任に当たる 職務代行者 本部員 1.4.10 職務代理者が本部員の職務を代理する 本部員 (1) 本部事務局の設置 本部長 (1) 本部事務局の設置 1.5.1 本部事務局を設置する (2) 本部事務局の体制 1.5.2 本部事務局長の任に当たる 1.5.3 本部事務局人長の任に当たる 1.5.4 本部事務局員の任に当たる(第1号,第2号体制) 1.5.5 防災危機管理室及び各部の職員が本部事務局員の任に当たる(第3号体制以上) 各部 1.5.6 本部事務局に連絡要員を配置する 本部事務局の業務		本部長	1.4.5	臨時の組	織編成	を行う				
副市長 1.4.7 副本部長の任に当たる 1.4.8 本部長を補佐する (3) 本部員 1.4.9 指定された職にある者が本部員の任に当たる 本部員 1.4.10 職務代理者が本部員の職務を代理する 本部員 1.4.11 本部員の任を遂行する (1) 本部事務局の設置 1.5.1 本部事務局を設置する (2) 本部事務局の体制 1.5.2 本部事務局長の任に当たる 1.5.3 本部事務局長の任に当たる 1.5.4 本部事務局員の任に当たる(第1号,第2号体制) 防災危機管理室、各部 1.5.5 防災危機管理室及び各部の職員が本部事務局員の任に当たる(第3号体制以上) 各部 1.5.6 本部事務局に連絡要員を配置する (3) 本部事務局の業務				1.4.6	本部長の	任を遂	行する			
1.4.8 本部長を補佐する 局長,区長等 (3) 本部員 1.4.9 指定された職にある者が本部員の任に当たる 職務代行者 1.4.10 職務代理者が本部員の職務を代理する 本部員 (1) 本部事務局の設置 本部長 (1) 本部事務局の設置 1.5.1 本部事務局を設置する (2) 本部事務局の体制 1.5.2 本部事務局の体制 1.5.3 本部事務局の任に当たる 1.5.4 本部事務局員の任に当たる 1.5.5 防災危機管理室及び各部の職員が本部事務局員の任に当たる(第1号,第2号体制) 本部事務局の性に当たる(第3号体制以上) 各部 1.5.6 本部事務局に連絡要員を配置する 本部事務局の業務	整える			(2) 副ス						
局長,区長等 (3) 本部員		副市長								
1.4.9 指定された職にある者が本部員の任に当たる						補佐す	うる			
1.4.9 指定された職にある者が本部員の任に当たる 1.4.10 職務代理者が本部員の職務を代理する 1.4.11 本部員の任を遂行する 1.4.11 本部事務局の設置 1.5.1 本部事務局を設置する (2) 本部事務局の体制 1.5.2 本部事務局長の任に当たる 1.5.3 本部事務局長の任に当たる 1.5.4 本部事務局員の任に当たる (第1号,第2号体制) 1.5.5 防災危機管理室及び各部の職員が本部事務局員の任に当たる (第3号体制以上) 各部 1.5.6 本部事務局に連絡要員を配置する 1.5.6 本部事務局の業務 (3) 本部事務局の業務		局長、区長等). mb)		28 1	7 P O K) -)	[a]. w
本部員		かえを ハンスーーナ								当たる
本部長(1) 本部事務局の設置 1.5.1 本部事務局を設置する(2) 本部事務局の体制 1.5.2 本部事務局長の任に当たる 1.5.3 本部事務局長の任に当たる 									代理する	
1.5 本部事務局 体制を整える1.5.1 本部事務局を設置する1.5.2 本部事務局の体制1.5.2 本部事務局長の任に当たる 1.5.3 本部事務局大長の任に当たる 1.5.4 本部事務局員の任に当たる(第1号,第2号体制)が災危機管理室、各部1.5.5 防災危機管理室及び各部の職員が本部事務局員の任に当たる(第3号体制以上)各部1.5.6 本部事務局に連絡要員を配置する本部事務局の業務		半部貝					21190			
1.5 本部事務局 体制を整える(2) 本部事務局の体制 1.5.2 本部事務局長の任に当たる 1.5.3 本部事務局次長の任に当たる 1.5.4 本部事務局員の任に当たる(第1号,第2号体制)体制を整える防災危機管理室,各部おび災危機管理室及び各部の職員が本部事務局員の任に当たる(第3号体制以上)各部1.5.6 本部事務局に連絡要員を配置する本部事務局の業務		本部長					黒十ヶ			
1.5 本部事務局 体制を整えるあ次危機管理室1.5.2 本部事務局長の任に当たる 1.5.3 本部事務局次長の任に当たる 1.5.4 本部事務局員の任に当たる(第1号,第2号体制)1.5.5 防災危機管理室及び各部の職員が本部事務局員の任 に当たる(第3号体制以上)おびり各部1.5.6 本部事務局に連絡要員を配置する 本部事務局の業務							しょう			
1.5 本部事務局体制を整える 1.5.3 本部事務局次長の任に当たる 1.5.4 本部事務局員の任に当たる (第1号,第2号体制) 1.5.5 防災危機管理室及び各部の職員が本部事務局員の任に当たる (第3号体制以上) 各部 1.5.6 本部事務局に連絡要員を配置する (3) 本部事務局の業務							(4)に当	たス		
1.5 本部事務局 体制を整える 1.5.4 本部事務局員の任に当たる(第1号,第2号体制) 1.5.5 防災危機管理室及び各部の職員が本部事務局員の任に当たる(第3号体制以上) 各部 1.5.6 本部事務局に連絡要員を配置する 本部事務局の業務		防災危機管理	!室							
体制を全える1.5.5防災危機管理室及び各部の職員が本部事務局員の任 に当たる(第3号体制以上)各部1.5.6本部事務局に連絡要員を配置する本部事務局の業務										第2号体制)
防災危機管理室,各部に当たる(第3号体制以上)各部1.5.6 本部事務局に連絡要員を配置する本部事務局の業務	体制を整える	T-La /// F 1/1/ Anha								
太部事務局の業務		防災危機管理室,各部								· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		各部		1. 5. 6	本部事務	局に連	絡要員	を配置	置する	
(本の事物) 1.5.7 本部事務局の業務を行う		大	<u> </u>	(3) 本音	部事務局の	業務				
		半部事務同	1. 5. 7	本部事務	局の業	務を行	う			

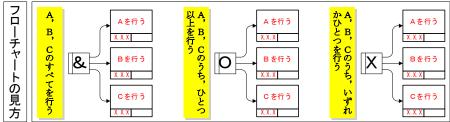
応急対策項目	担当	分 担 内 容
	各部	1.5.8 本部事務局員及び連絡要員のローテーションに留意
		する
1.6 本部会議を	本部長	1.6.1 本部会議を招集する
開催する	本部会議構成員	1.6.2 本部会議で報告・審議を行う
	各部の長	(1) 部及び班の設置
		1.7.1 事務を分掌させるため、部を設置する
	本部長	1.7.2 臨機の措置を命じる (2) 部長
		(2) - 命長 1.7.3 - 局長等が部長の任に当たる
		1.7.4 職務代行者が部長の職務を代行する
 1.7 部の体制を		1.7.5 対策会議を開催する
整える		(3) 副部長
正たる	各部	1.7.6 あらかじめ指名された職員が副部長の任に当たる
	П ни	1.7.7 部長を補佐する
		(4) 班長
		(4) 班長 1.7.8 あらかじめ指名された職員が班長の任に当たる
		1.7.9 職務代行者が班長の職務を代行する
		1.7.10 班長の職務を遂行する
		(1) 区災害対策本部
	区本部	1.8.1 区役所内に区本部を設置する
		1.8.2 管轄区域の公共施設に区本部を設置する
		1.8.3 本部長に区本部設置を通知する
		1.8.4 消防部長に区本部設置を通知する
1.8 区本部の初		1.8.5 区本部の初期活動を行う
期活動を行う		(2) 調査班(緊急調査班)
		1.8.6 調査班を編成する
		1.8.7 緊急調査班を編成する 1.8.8 管内パトロール等により調査を実施する
		1.8.8 管内パトロール等により調査を実施する 1.8.9 区内の全体的な被害の概況や住民の動向を把握する
		1.8.10 避難所の開設や避難誘導を行う
		(1) 班の設置
		1.9.1 業務に応じて班を置く
		1.9.2 臨機に班を編成する
		(2) 区本部長
		1.9.3 区長が区本部長の任に当たる
		1.9.4 職務代行者が区本部長の職務を代行する
		(3) 区副本部長
		1.9.5 副区長が区副本部長の任に当たる
1.9 区本部の体	区本部	1.9.6 区本部長を補佐する
制を整える	四本即	(4) 班長
		1.9.7 区本部長が指名する職員が班長の任に当たる
		1.9.8 職務代行者が班長の職務を代行する
		(5) 連絡調整
		1.9.9 管轄区域関係機関と密接な連絡をとる
		1.9.10 連絡要員を区本部に受け入れる
		(6) 緊急対策の要請
		1.9.11 管轄区域内の関係機関に必要な対策実施を要請する
		1.9.12 管轄区域内本市関係機関への要請実施を報告する

応急対策項目	担当	分 担 内 容
1.9 区本部の体制を整える	区本部	(7) 区本部会議1.9.13 区本部会議を招集する1.9.14 区本部会議への参画を要請する1.9.15 区本部会議を開催し、重要事項を決定する
1.10 支所本部の 体制を整える	支所本部	(1) 班の設置 1.10.1 業務に応じて班を置く 1.10.2 臨機に班を編成する (2) 支所本部長 1.10.3 担当区長が支所本部長の任に当たる 1.10.4 職務代行者が支所本部長の職務を代行する (3) 支所副本部長 1.10.5 担当副区長が支所副本部長の任に当たる 1.10.6 支所本部長を補佐する (4) 班長 1.10.7 支所本部長が指名する職員が班長の任に当たる 1.10.8 職務代行者が班長の職務を代行する (5) 連絡調整 1.10.9 管轄区域関係機関と密接な連絡をとる 1.10.10 連絡要員を支所本部に受け入れる (6) 緊急対策の要請 1.10.11 管轄区域内の関係機関に必要な対策実施を要請する 1.10.12 管轄区域内本市関係機関への要請実施を報告する (7) 支所本部会議 1.10.13 支所本部会議を招集する 1.10.14 支所本部会議を別集する 1.10.15 支所本部会議を開催し、重要事項を決定する
1.11 関係機関と の協力体制を 整備する	各部, 区本部	 (1) 関係機関との協力 1.11.1 国と緊密な連携,協力体制を図る 1.11.2 京都府と緊密な連携,協力体制を図る 1.11.3 京都市防災会議を構成する機関等と緊密な連携,協力体制を図る (2) 関係団体との協力 1.11.4 関係団体や企業と協力する 1.11.5 住民組織と協力する 1.11.6 ボランティア組織等と協力する
1.12 区雪害対策 本部を設置す る	区役所 区役所, 土木事務所, 教育委員会等	1.12.1 区雪害対策本部を設置する 1.12.2 区の関係機関で雪害対策を実施する

(注) 1.2は欠番としている。

■ 対策の流れ





1.1 京都市災害警戒本部を設置する

1.1.1 災害警戒本部を構成し、事務局を置く(消防局)

災害対策本部設置以前の体制として、台風及び降雨等の状況を把握し、水防活動又は災害対策本 部設置の判断材料を得るため、消防局長は「京都市災害警戒本部」を設置する。設置場所は、原則 として消防局防災危機管理室とする。

(災害警戒本部の設置基準)

- ア 大雨注意報又は洪水注意報が発表されたとき。
- イ 気象状況等により,市長が必要と認めたとき。(例:竜巻注意情報等)
- 1.1.2 災害警戒本部の活動を行う(消防局,建設局)

災害警戒本部の要員には、消防局、建設局の職員若干名が当たり、主として、気象状況等の情報 収集及び伝達を行い、災害発生前の警戒に当たる。

ただし,災害対策本部が設置された場合,自動的に災害警戒本部は閉鎖し,それまでの事務を引き継ぐ。

1.1.3 災害対策本部の設置に備え、連絡網を整備する(各局・区役所) 他の局等は、災害対策本部の設置に備え、いつでも動員に応じられるよう、連絡網の整備を行う。

1.2 (欠番)

1.3 京都市災害対策本部を設置する

1.3.1 京都市災害対策本部の設置を決定する(本部長(市長))

市長は、京都市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、「京都市災害対策本部」を設置する。

(京都市災害対策本部設置基準)

ア 気象業務法に基づく気象注意報又は警報が発せられ、本部設置の必要があると認められると き。

イ 大規模な火災, 爆発その他重大な災害が発生し, 総合的な応急対策を必要とするとき。

1.3.2 本部の設置場所を決定する(本部事務局)

本部は、原則として市役所本庁舎1階会議室(E, F, G会議室)に設置する。ただし、発災初期及び災害の状況等によっては、消防局本部庁舎内に設置する。

1.3.3 災害に関する情報収集・必要な連絡体制を講じる(本部事務局・消防部)

災害が勤務時間内に発生した場合は本部事務局が、勤務時間外に発生した場合は、本部事務局の 体制が整うまでの間、消防部が災害に関する情報収集や必要な連絡体制を講じる。

※ 資料3-1-1 災害専用連絡電話

1.3.4 本部の機能を確保する(本部事務局)

本部を市役所本庁舎1階会議室に設置するときは、情報処理に必要な情報機器(防災情報システム等)を設置する。

※ 資料3-1-2 本部室配置図

1.3.5 本部設置を通知・公表する(本部事務局,総合企画部)

本部を設置したときは、直ちにその旨を次の表の区分により通知又は公表するものとする。下記以外の関係機関については、本部事務局が必要に応じて通知する。

(本部設置等の通知)

通知又は公表先	通知又は公表の方法	実施責任者
各 局 等	無線, 有線電話, 庁内放送	
京 都 府	無線,有線電話	本部事務局(防災課長)
京都府警察	無線,有線電話	
市民	報道機関を通じて公表	総合企画部(広報課長)
報道機関	口頭又は文書	松百正四司 (仏報珠女)

- 1.3.6 対象職員を召集する(各部)
 - ⇒ 1.3.2 本部の配置場所を決定する
 - ⇒ 1.5.5 防災危機管理室及び各部の職員が本部事務局の任に当たる

(参考) 京都市災害対策本部を閉鎖する

1.3.7 本部を閉鎖する(本部長)

本部長は、本市の地域において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、本部を閉鎖する。

1.3.8 本部の閉鎖を通知・公表する(本部事務局,総合企画部)

本部事務局及び総合企画部は、本部を閉鎖した場合の通知又は公表を設置の場合に準じて行う。

⇒ 1.3.5 本部設置を通知・公表する

1.4 本部体制を整える

本部の組織、運営の方法については、京都市災害対策本部条例及び京都市災害対策本部要綱の定めるところにより、次のとおりとする。

※ 資料1-3-11 京都市災害対策本部条例

資料1-3-12 京都市災害対策本部要綱

資料3-1-3 京都市災害対策本部組織図

資料3-1-4 災害対策活動時の腕章,標旗

資料3-1-5 京都市災害用被服取扱要領

(1) 本部長

- 1.4.1 市長が本部長の任に当たる(市長)
- 1.4.2 副本部長が本部長を代理する(副本部長) 本部長に事故等あるときは、副本部長が、本部長を代理する。

(本部長の代理順位)

- ① 防災担当副市長
- ② 市長代理順序規則の定める順位による副市長
- 1.4.3 事前に定める者が本部長を代理する(職務代行者)

本部長、副本部長ともに事故等あるときは、「京都市長職務代行者順位指定規則」の定める順位による者が代理する。

1.4.4 本部を組織する(本部長)

本部長は、京都市災害対策本部要綱に基づき資料3-1-3(京都市災害対策本部組織図)のとおり本部を組織する。

1.4.5 臨時の組織編成を行う(本部長)

本部長は、被害の程度等により必要と認めるときは、上記と異なる組織編成を行うことができる。

- 1.4.6 本部長の任を遂行する(本部長)
 - ア 本部長は、本部の事務を統括する。
 - イ 本部長は、本部の職員を指揮監督する。
 - ウ 本部長は、応急対策実施上の重要事項について基本方針を決定する。

(2) 副本部長

1.4.7 副本部長の任に当たる(副市長)

副本部長は副市長をもって充てる。

1.4.8 本部長を補佐する(副本部長)

副本部長は,本部長を補佐する。

(3) 本部員

1.4.9 指定された職にある者が本部員の任に当たる(局長,区長等)本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部会議の構成)

本部長	副本部長	本 部 員
		環境政策局長,行財政局長,総合企画局長,文化市民局長,産業観光局長,保健福祉局長,都市計画局長,建設局長,会計管理者,消防局長,
市長	副市長	交通局長,上下水道局長,市会事務局長,教育長,選挙管理委員会事務
		局長,人事委員会事務局長,監査事務局長,各区長,本部長が指名する 職員

1.4.10 職務代行者が本部員の職務を代理する(職務代行者)

本部員に事故等あるときは、あらかじめ当該本部員が指名する者が、本部員の職務を代理する。

1.4.11 本部員の任を遂行する(本部員)

ア 本部員は、本部長の命を受け、所掌する業務を遂行する。

イ 本部員は、本部長及び副本部長とともに本部会議を構成し、災害応急対策に関する基本方針を 審議する。

1.5 本部事務局体制を整える

(1) 本部事務局の設置

1.5.1 本部事務局を設置する(本部長)

本部長は、本部組織の円滑な活動を図るため、本部事務局を設置する。

(2) 本部事務局の体制

1.5.2 本部事務局長の任に当たる(消防局防災危機管理担当局長)

本部事務局が設置されたときは、消防局防災危機管理担当局長が本部事務局長の任に当たる。

1.5.3 本部事務局次長の任に当たる(防災危機管理室長)

本部事務局が設置されたときは、消防局防災危機管理室長が本部事務局次長の任に当たる。

1.5.4 本部事務局員の任に当たる(防災危機管理室)

京都市災害対策本部要綱別表第3に掲げる活動体制の第2号体制までは、原則として防災危機管理室の職員が本部事務局員の任に当たる。

- 1.5.5 防災危機管理室及び各部の職員が本部事務局員の任に当たる(防災危機管理室,各部)
 - ア 京都市災害対策本部要綱別表第3に掲げる活動体制の第3号体制以上が発令された場合は,防 災危機管理室職員及び各部(区本部を除く。)において指名された職員が本部事務局員の任に当 たる。
 - イ 本部事務局員は、勤務時間外であっても、徒歩、自転車、バイク等により概ね30分以内に本部 室に参集可能な職員の中から、各部(区本部を除く。)においてあらかじめ指名された職員とし、 各部における割当ては、次表のとおりとする。

(本部事務局員の割当て)

各 部	会計部,市会部及び応援部(第1~第3)
2~3名	1~2名

注. 本部事務局員に指名された職員には、毎年、必要な研修、訓練を実施する。

1.5.6 本部事務局に連絡要員を配置する(各部)

災害対策本部を設置したときは、各部(区本部を除く。)は、本部事務局と各部の連絡を密接に 行うため、本部事務局に連絡要員を配置させる。

(3) 本部事務局の業務

1.5.7 本部事務局の業務を行う(本部事務局)

本部事務局の業務は、概ね次のとおりとする。

(本部事務局の主な業務)

- ア本部の設置及び閉鎖に関すること。
- イ 本部の庶務に関すること。
- ウ 本部長及び副本部長との連絡に関すること。
- エ 本部会議に関すること。
- オ 国,京都府,他都市,関係機関等への総括的な応援要請及び連絡調整に関すること。
- カー各部,各区本部との連絡調整に関すること。
- キ 本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。
- ク 気象予警報,地震情報等の収集伝達に関すること。
- ケ 被害状況のとりまとめ、記録等に関すること。
- コ 災害対策活動のとりまとめに関すること。
- サ 防災行政無線の運用に関すること。
- シ 通信及び情報機器の設置並びに運用に関すること。
- ス 応急対策活動の調整に関すること。
- 1.5.8 本部事務局員及び連絡要員のローテーションに留意する(各部)

各部の長は、災害対策活動の状況に応じて、各部において指名された本部事務局員及び連絡要員 の交替要員のローテーションに留意するものとする。

1.6 本部会議を開催する

1.6.1 本部会議を招集する(本部長)

本部長は、災害応急対策に関する基本方針を審議するため、必要があると認めるときは、随時、本部会議を招集する。

本部会議は、原則として本部室において開催する。

(本部会議の招集)

- ア 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- イ 本部長は、災害の規模、被害の程度等により、必要に応じて、副本部長及び関係本部員による本部会議を招集することができる。
- ウ 本部長は、必要に応じ、国、京都府及び防災関係機関等の職員や学識経験者等に参画を求めることができる。

1.6.2 本部会議で報告・審議を行う(本部会議構成員) 本部会議構成員は,災害応急対策に関する報告を行い,基本方針を審議する。

(本部会議で報告,審議すべき事項)

- ア 職員の配備体制(動員を含む。)の発令及び解除に関すること。
- イ 被害情報の収集及び伝達に関すること。
- ウ 災害情報, 気象情報等の収集, 報告, 伝達等に関すること。
- エ 住民への避難準備・勧告又は指示に関すること。
- オ 応急対策の実施に係る調整に関すること。
- カ 被災者の救助、救済対策に係る調整に関すること。
- キ 国(自衛隊を含む。),他の地方公共団体等への応援要請及び受入れに関すること。
- ク 災害救助法の適用要請,激甚災害の指定要請等各種救済措置に関すること。
- ケーその他重要な災害対策に関すること。

1.7 部の体制を整える

(1) 部及び班の設置

1.7.1 事務を分掌させるため、部を設置する(各部の長)

各部の長は、本部を設置したときは、本部の事務を分掌させるため、京都市災害対策本部要綱別表第1に定める部及び班を設置する。

1.7.2 臨機の措置を命じる(本部長)

本部長は、被害の状況等により必要と認めるときは、部及び班の編成に臨機の措置を命じることができる。

(2) 部長

1.7.3 局長等が部長の任に当たる(各部の長)

各部の長には, 各局等の長が当たることとする。

1.7.4 職務代行者が部長の職務を代行する(各部)

各部の長に事故等あるときは、あらかじめ指定された職務代行者が部長の職務を代行する。

1.7.5 対策会議を開催する(各部)

各部の長は、被害の状況等により、適宜、必要な応急対策を実施するものとし、部の活動方針等の重要事項を決定するため、部に対策会議を設け、必要に応じて開催するものとする。対策会議は、部長が指名する者をもって構成する。

(3) 副部長

1.7.6 あらかじめ指名された職員が副部長の任に当たる(各部)

部には、副部長を置き、部の所属職員から部長が指名する。

1.7.7 部長を補佐する(各部)

副部長は、部長を補佐して部の災害応急対策を指揮する。

(4) 班長

1.7.8 あらかじめ指名された職員が班長の任に当たる(各部)

班には, 班長を置き, 部の所属職員から部長が指名する。

1.7.9 職務代行者が班長の職務を代行する(各部)

班長に事故等あるときは、部長があらかじめ指名した職務代行者が班長の任に当たる。

1.7.10 班長の職務を遂行する(各部)

班長は、班の分掌事務について上司の命を受けてその事務の処理に当たるものとする。

1.8 区本部の初期活動を行う

(1) 区災害対策本部

区本部長(区長)は、本部が設置されたとき、又は被害状況により、総合的な応急対策を実施する必要があると認めるときは、区災害対策本部を設置し、必要な措置をとるものとする。

1.8.1 区役所内に区本部を設置する(区本部)

区本部長は、原則として各区庁舎内に区本部を設置する。

1.8.2 管轄区域の公共施設に区本部を設置する(区本部)

区本部長は、区庁舎が使用不能の場合等においては、管轄区域内の公共施設(通信手段が確保可能な施設)に区本部を設置する。

1.8.3 本部長に区本部設置を通知する(区本部)

区本部長は、区本部を設置したときは、速やかに本部長に通知する。

1.8.4 消防部長に区本部設置を通知する(区本部)

区本部長は、本部が設置されていない場合に区本部を設置したときは、速やかに消防部長に通知 する。

1.8.5 区本部の初期活動を行う(区本部)

区緊急本部員(勤務時間外であっても,徒歩,自転車,バイク等により概ね30分以内に区本部に 参集可能な職員から,区本部長があらかじめ指名した職員。)は,区本部が設置された場合に,区 本部の運営等の業務に従事し、災害発生初期の災害情報,被害情報等の収集,伝達,記録を行う。

(2) 調査班(緊急調査班)

1.8.6 調査班を編成する(区本部)

区本部長は、災害発生初期において、管内の被害の概況を把握するため、調査班を編成する。

1.8.7 緊急調査班を編成する(区本部)

区本部長は、勤務時間外にあっては、参集した職員の中から逐次、緊急調査班を編成する。

1.8.8 管内パトロール等により調査を実施する(区本部)

調査班(緊急調査班)は,自転車,バイクなどを利用し,管内パトロール等により調査を実施す る。

1.8.9 区内の全体的な被害の概況や住民の動向を把握する(区本部)

調査班(緊急調査班)は、調査に当たっては、区内関係機関との連絡を緊密にするとともに、区内の全体的な被害の概況や住民の動向(避難状況等)を把握する。

⇒ 3.2.2 概括的な情報を収集する

1.8.10 避難所の開設や避難誘導を行う

調査班(緊急調査班)は、必要に応じて避難所の開設や避難誘導を実施する。

⇒ 6 応急避難対策を実施する

1.9 区本部の体制を整える

(1) 班の設置

1.9.1 業務に応じて班を置く(区本部)

区本部長は、区本部を設置したときは、区本部の事務を分掌させるため班を設置する。

(区本部の主な分掌事務)

- ア 本部 (本部事務局), 各部及び関係機関等との連携に関すること。
- イ 災害対策の総合調整に関すること。
- ウ 被害状況の調査、報告に関すること。
- エ 災害応急対策の実施状況の把握,報告に関すること。
- オ 避難の準備、勧告、指示、避難誘導に関すること。
- カ 避難所の開設,運営に関すること。
- キ 広報,広聴(安否情報を含む。)に関すること。
- ク 炊き出しその他による食料の給付に関すること。
- ケ 見舞金品及び生活必需品の給付に関すること。
- コ 被災者生活再建支援金の受付及び支給に関すること。
- サ 義援金品の受領、保管及び給付に関すること。
- シ 応急仮設住宅の入居受付に関すること。
- ス り災証明 (火災によるものを除く。) 等の災害に関する諸証明に関すること。
- セ 行方不明者の捜索等の措置に関すること。
- ソ 遺体の収容、安置及び処置に関すること。
- タ 各種団体、ボランティア等との連携に関すること。
- チ 市税の減免等生活相談に関すること。
- ツ 被災者の生活相談に関すること。
- テ 被災者の災害援護資金の貸付けに関すること。
- ト 被災要配慮者に対する救援措置に関すること。
- ナ 救護班の編成、救護所の設置その他の医療助産に関すること。
- ニ 被災地の防疫活動に関すること。
- ヌ 被災地の食品衛生、環境衛生及び環境監視に関すること。

- ネ 医療関係機関との連携に関すること。
- ノ 所管施設,業務に係る被害状況の調査及び報告に関すること。
- ハ 所管施設等の応急復旧に関すること。
- ヒ 所管施設の入所者、来庁者等の安全確保に関すること。
- フ 所管業務に係る必要な資機材の調達に関すること。
- へ その他区における救助の実施に関すること。
- 1.9.2 臨機に班を編成する(区本部)

区本部長は、必要に応じ、班の設置に臨機の措置を講じることができる。

(2) 区本部長

1.9.3 区長が区本部長の任に当たる(区本部)

区長は、区本部長の任に当たる。

1.9.4 職務代行者が区本部長の職務を代行する(区本部)

区長に事故等あるときは、区長があらかじめ指名する職務代行者が区本部長の職務を代行する。

(3) 区副本部長

1.9.5 副区長が区副本部長の任に当たる(区本部)

副区長は,区副本部長の任に当たる。

1.9.6 区本部長を補佐する(区本部)

副本部長は,区本部長を補佐する。

(4) 班長

1.9.7 区本部長が指名する職員が班長の任に当たる(区本部)

区本部長があらかじめ指名する職員は,班長の任に当たる。

1.9.8 職務代行者が班長の職務を代行する(区本部)

班長に事故等あるときは、区本部長があらかじめ指名する職務代行者が班長の職務を代行する。

(5) 連絡調整

1.9.9 管轄区域関係機関と密接な連絡をとる(区本部)

区本部長は、災害応急対策の調整及び実施を図るため、管轄区域内の本市関係機関、警察署、防 災関係機関等と密接な連携をとるものとする。

1.9.10 連絡要員を区本部に受け入れる(区本部)

区本部長は、管轄区域内のまち美化事務所、土木事務所、消防署等から連絡要員等を受け入れ、 緊密な連携を図るものとする。

(6) 緊急対策の要請

1.9.11 管轄区域内の関係機関に必要な対策実施を要請する(区本部)

区本部長は、特に緊急を要すると認めるときは、本部長の指示によることなく、管轄区域内の本 市関係機関の長に対し、必要な対策の実施を要請することができる。また、区本部長からその要請 を受けた本市関係機関の長は、当該所属の部の長から受けている指示に違反しないときは、その要 請に応じるものとする。

1.9.12 管轄区域内本市関係機関への要請実施を報告する(区本部)

区本部長は、管轄区域内の本市関係機関の長に必要な対策の実施を要請した場合、直ちにその旨を本部長に報告するものとする。

(7) 区本部会議

1.9.13 区本部会議を招集する(区本部)

区本部長は、必要に応じて区本部会議を招集する。区本部会議は、区本部長が指名する者をもって構成する

1.9.14 区本部会議への参画を要請する(区本部)

区本部長は、必要に応じて、管轄区域内の本市関係機関や防災関係機関の職員に参画を求めることができる。

1.9.15 区本部会議を開催し、重要事項を決定する(区本部)

区本部長は、区本部会議を開催し、区本部の活動方針等の重要な事項を決定する。

1.10 支所本部の体制を整える

支所本部長(担当区長)は、区本部が設置されたときは、区の支所に区本部の支所本部を設置し、必要な措置をとるものとする。

(1) 班の設置

1.10.1 業務に応じて班を置く(支所本部)

支所本部長は、支所本部を設置したときは、支所本部の事務を分掌させるため班を設置する。支 所本部における分掌事務、組織等については、区本部に準じるものとする。

⇒ 1.9.1 業務に応じて班を置く

1.10.2 臨機に班を編成する(支所本部)

支所本部長は、必要に応じ、班の設置に臨機の措置を講じることができる。

(2) 支所本部長

1.10.3 担当区長が支所本部長の任に当たる(支所本部)

担当区長は、支所本部長の任に当たる。支所本部長は、区本部長の命を受け、密接に連携を図るものとする。

1.10.4 職務代行者が支所本部長の職務を代行する(支所本部)

担当区長に事故等あるときは、担当区長があらかじめ指名する職務代行者が支所本部長の職務を 代行する。

(3) 支所副本部長

1.10.5 担当副区長が支所副本部長の任に当たる(支所本部)

担当副区長は、支所副本部長の任に当たる。

1.10.6 支所本部長を補佐する(支所本部)

支所副本部長は, 支所本部長を補佐する。

(4) 班長

1.10.7 支所本部長が指名する職員が班長の任に当たる(支所本部)

支所本部長があらかじめ指名する職員は、班長の任に当たる。

1.10.8 職務代行者が班長の職務を代行する(支所本部)

班長に事故等あるときは,支所本部長があらかじめ指名する職務代行者が班長の職務を代行する。

(5) 連絡調整

1.10.9 管轄区域関係機関と密接な連絡をとる(支所本部)

支所本部長は,災害応急対策の調整及び実施を図るため,管轄区域内の本市関係機関,警察署,防災関係機関等と密接な連携をとるものとする。

1.10.10 連絡要員を支所本部に受け入れる(支所本部)

支所本部長は, 管轄区域内のまち美化事務所, 土木事務所, 消防署等から連絡要員等を受け入れ, 緊密な連携を図るものとする。

(6) 緊急対策の要請

1.10.11 管轄区域内の関係機関に必要な対策実施を要請する(支所本部)

支所本部長は、特に緊急を要すると認めるときは、本部長の指示によることなく、管轄区域の本 市関係機関の長に対し、必要な対策の実施を要請することができる。また、支所本部長からその要請を受けた本市関係機関の長は、当該所属の部の長から受けている指示に違反しないときは、その 要請に応じるものとする。

1.10.12 管轄区域内本市関係機関への要請実施を報告する(支所本部)

支所本部長は、管轄区域内の本市関係機関に必要な対策の実施を要請した場合、直ちにその旨を本部長に報告するものとする。

(7) 支所本部会議

1.10.13 支所本部会議を招集する(支所本部)

支所本部長は、必要に応じて支所本部会議を招集する。本部会議は、支所本部長が指名する者をもって構成する。

1.10.14 支所本部会議への参画を要請する(支所本部)

支所本部長は、必要に応じて、管轄区域内の本市関係機関や防災関係機関の職員に参画を求める ことができる。

1.10.15 支所本部会議を開催し、重要事項を決定する(支所本部)

支所本部長は,支所本部会議を開催し,支所本部の活動方針等の重要な事項を決定する。

1.11 関係機関との協力体制を整備する

(1) 関係機関との協力

1.11.1 国と緊密な連携,協力体制を図る(各部,区本部)

各部等は,災害応急活動の円滑かつ総合的な実施を図るため,国と緊密な連携,協力体制を図る。

1.11.2 京都府と緊密な連携,協力体制を図る(各部,区本部)

各部等は,災害応急活動の円滑かつ総合的な実施を図るため,京都府と緊密な連携,協力体制を図る。

1.11.3 京都市防災会議を構成する機関等と緊密な連携,協力体制を図る(各部,区本部) 各部等は,災害応急活動の円滑かつ総合的な実施を図るため,京都市防災会議を構成する機関等 と緊密な連携,協力体制を図る。

(2) 関係団体との協力

1.11.4 関係団体や企業と協力する(各部,区本部)

各部等は、災害応急活動の円滑かつ総合的な実施を図るため、必要に応じ、関係団体や企業との協力のもとに、市民の安全確保や被害の軽減に努めるものとする。

1.11.5 住民組織と協力する(各部,区本部)

各部等は、災害応急活動の円滑かつ総合的な実施を図るため、必要に応じ、住民組織との協力の もとに、市民の安全確保や被害の軽減に努めるものとする。

1.11.6 ボランティア組織等と協力する(各部,区本部)

各部等は、災害応急活動の円滑かつ総合的な実施を図るため、必要に応じ、ボランティア組織等との協力のもとに、市民の安全確保や被害の軽減に努めるものとする。

1.12 区雪害対策本部を設置する

1.12.1 区雪害対策本部を設置する(区役所)

区長は、積雪が30センチメートル以上となり、なお降雪が続くか又は大雪のおそれが予想され、 道路交通に支障が生じたときは、区雪害対策本部を設置する。

1.12.2 区の関係機関で雪害対策を実施する(区役所,土木事務所,教育委員会等)

区役所, 土木事務所, 教育委員会等の関係機関で区雪害対策本部を構成し, 道路除雪, なだれ防止及び応急教育等について必要な対策を実施する。

ただし、著しい豪雪のため、災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたときは、「京都 市災害対策本部」を設置し必要な対策を実施する。

⇒ 31 除雪を実施する

第2節 配備及び動員

(2 職員を配備・動員する)

■ 基本方針

災害時に緊急に必要とされる膨大な応急対策の業務を迅速かつ的確に実施するためには,事前に職員の動員基準,方法について具体的に定め,すべての職員に周知徹底を図る必要がある。

災害の規模や被害の発生状況などにより,必要な応急対策の業務量が異なることから,災害の規模別に段 階的な配備,動員基準を定める。

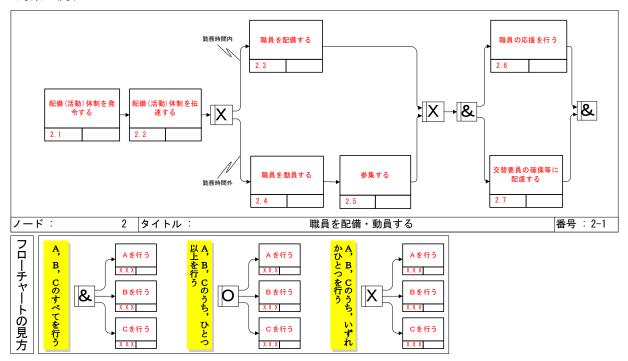
■ 実施責任者 : 各部長,区本部長

■ 役割分担

応急対策項目	担当	分 担 内 容
	本部長,各部長,区本	
体制を発令す	部長	2.1.1 配備(活動)体制を発令する
る	各部長・区本部長	2.1.4 本市の基準を超えた活動体制を発令する
	十·如 事 郊 日	(1) 勤務時間内の場合
	本部事務局	2.2.1 各部・各区本部に指令を伝達する
	各部,区本部	2.2.2 所属職員に指令内容を伝達する
2.2 配備(活動)	(連絡責任者)	
体制を伝達す	消防部	(2) 勤務時間外の場合
る	各部,区本部	2.2.3 各部・各区本部に指令を伝達する
	(連絡責任者)	2.2.4 所属職員に指令内容を伝達する
	本部長	2.2.5 報道機関に対して職員の「動員伝達」放送を依頼する
		2.3.1 あらかじめ定められた職員を配備につける
2.3 職員を配備	各部長・区本部長	2.3.2 「動員計画」に基づき職員を配備する
する		2.3.3 警戒活動又は応急対策活動を命じる
		(1) 参集基準
		2.4.1 動員指令に従い参集する
		2.4.3 災害に関する情報に注意する
2.4 職員を動員	各部, 区本部	(2) 参集状況の記録
する		2.4.7 所属職員の参集状況を記録する
		(3) 参集状況の報告
		2.4.9 本部長が指定する時間ごとに本部事務局へ報告する 2.4.10 1時間ごとに本部事務局へ報告する
		2.5.1 安全な服装等を着用し、職員証を携帯する
	各部,区本部 (参集職員)	2.5.2 可能な範囲で、必要物品を携行する
2.5 参集する		2.5.3 災害の内容に応じて安全かつ確実な手段により参集する
		2.5.5 緊急措置を行う
	友如 豆士如	2.6.5 「応援職員要請書」により本部長に要請する
	各部,区本部	2.6.6 口頭で本部長に要請し、事後文書で報告する
2.6 職員の応援	本部長	2.6.7 行財政部長に対し,必要な対応を指示する
を行う	行財政部長	2.6.8 総合的に応援職員の派遣を判断する
		2.6.9 本市職員を派遣する
	本部長, 各部長	2.6.10 京都府及び他の自治体職員の応援を要請する
		(1) 交替要員
	行財政部	2.7.1 職員の健康管理に十分留意する
2.7 交替要員の		2.7.2 交替要員の確保等の基本方針を示す
確保等に配慮	各部,区本部	2.7.3 交替要員の確保等の必要な措置を講じる
する	各部,区本部	(2) 災害対策要員に必要な物資
		2.7.4 必要な物資の品目,数量等を報告する
	行財政部	2.7.5 災害対策要員に必要な物資等の確保に努める

(注) 2.3, 2.4及び2.6の一部は欠番としている。

■ 対策の流れ



2.1 配備(活動)体制を発令する

2.1.1 配備(活動)体制を発令する(本部長,各部長,区本部長)

本部長又は各部等の長は、災害の規模、種類、被害発生の予想される時間等を検討し、京都市災害対策本部要綱別表第3に定める配備(活動)体制を発令する。

各部等の長は、本部長の指示によることなく配備(活動)体制を発令したときは、直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。

※ 資料1-3-12 京都市災害対策本部要綱

(活動体制)

種 類	状 況	配置人員の基準
第1号体制	1 気象注意報が発表され、かつ、被害が発生するおそれがあるとき。2 気象等警報が発表されたとき。3 小規模の応急対策が必要であるとき。	部等の職員若干人
第2号体制	1 局地的に相当規模の被害が発生するおそれがあるとき 2 洪水予報河川ではん濫注意情報(洪水注意報)又ははん 濫警戒情報(洪水警報)が発表され,かつ,被害が発生す るおそれがあるとき。 3 土砂災害警戒情報が発表され,かつ,被害が発生するお それがあるとき。	部等の課長級以上の職員全 員とその他の職員若干名
第3号体制	1 局地的に相当規模の被害が発生し、被害が更に広範囲に 広がるおそれがあるとき。2 洪水による被害が発生したとき。3 土砂災害による被害が発生したとき。	部等の職員2分の1程度
第4号体制	1 数区にわたり被害が発生したとき。2 大規模な被害が発生したとき。	部等の職員4分の3程度
第5号体制	1 市全域に被害が発生するおそれがあるとき。 2 市全域に被害が発生したとき。	部等の職員全員

2.1.2 ~ 2.1.3 (欠番)

2.1.4 本市の基準を超えた活動体制を発令する(各部長,区本部長)

所管業務を実施するうえで必要と判断する部等においては、上記基準を超えて、別に定める活動 体制を発令する。

(参考) 配備(活動)体制を解除する(本部長)

本部長(市長)は、災害の発生、継続又は拡大のおそれがなくなったと認めるときは、資料1-3-12京都市災害対策本部要綱に基づき、配備(活動)体制を解除する。

2.2 配備(活動)体制を伝達する

(1) 勤務時間内の場合

2.2.1 各部・各区本部に指令を伝達する(本部事務局)

本部事務局は,勤務時間内に配備(活動)体制が発令された場合は,各部等に対して庁内放送,無線,有線等を活用して指令の伝達を行う。

(勤務時間内の指令の伝達) 庁内放送・ 無線・有線等 各 有線・無線・ 下内放送・口頭 所属職員 無線・有線等 各 区 本部 庁内放送・口頭 所属職員 (各支所本部) 所属職員

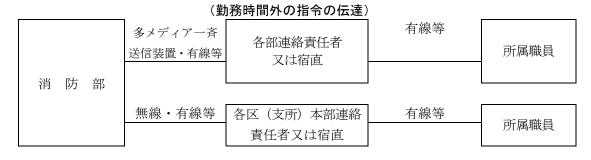
2.2.2 所属職員に指令内容を伝達する(各部,区本部)

各部等において指名された連絡責任者は、伝達を受けたときは、定められた連絡網により、所属 職員に対し、その内容を迅速、正確に伝達する。

⇒ 2.3 職員を配備する

- (2) 勤務時間外の場合
- 2.2.3 各部・各区本部に指令を伝達する(消防部)

消防部は、勤務時間外に配備(活動)体制が発令された場合は、各部等の連絡責任者等に対して 多メディアー斉送信装置、無線及び有線等を活用して指令の伝達を行う。



2.2.4 所属職員に指令内容を伝達する(各部,区本部)

各部等において指名された連絡責任者等は、伝達を受けたときは、各部等の連絡網(勤務時間外) により、所属職員に対し、その内容を迅速、正確に伝達する。

⇒ 2.5 参集する

2.2.5 報道機関に対して職員の「動員伝達」放送を依頼する(本部長)

本部長(市長)は、勤務時間外に災害の発生を確認した場合で、かつ通信手段等の確保が困難な場合には、「災害時の放送に関する協定書」に基づき職員の「動員伝達」放送を依頼する。

⇒ 4.2 一般広報を行う

※ 資料3-4-1 災害時の放送に関する協定書・細目

2.3 職員を配備する

2.3.1 あらかじめ定められた職員を配備につける(各部長・区本部長)

各部等の長は、勤務時間内に配備(活動)体制が発令された場合は、各部等においてあらかじめ 定められた職員を配備につける。

2.3.2 「動員計画」に基づき、職員を配備する(各部長・区本部長)

各部等の長は、勤務時間外に配備(活動)体制が発令された場合は、各部等の「動員計画」に基づき職員を配備する。

⇒ 2.4 職員を動員する

2.3.3 警戒活動又は応急対策活動を命じる(各部長・区本部長)

各部等の長は、職員を配備した場合は、速やかに警戒活動又は応急対策活動を命ずる。

- ⇒ 2.5 参集する
- ※ 資料3-2-1 災害対策要員及び時間別召集人員数 資料3-2-2 各活動体制の要員数

2.4 職員を動員する

- (1) 参集基準
- 2.4.1 動員指令に従い参集する(各部,区本部)

職員の動員は、京都市災害対策本部要綱別表第3に掲げる基準によるものとする。

- 2.4.2 (欠番)
- 2.4.3 災害に関する情報に注意する(各部,区本部)

必要に応じ、活動体制の強化を図ることがあるので、参集対象以外の職員にあっても、テレビ、 ラジオ等の災害に関する情報に注意するとともに、連絡体制を確保し、速やかに対応できるよう準 備しておくものとする。

- 2.4.4 ~ 2.4.6 (欠番)
- (2) 参集状況の記録
- 2.4.7 所属職員の参集状況を記録する(各部,区本部)各部等の長は,所属職員の参集状況を記録する。
 - ※ 様式3-2-3 動員報告書
- 2.4.8 (欠番)
- (3) 参集状況の報告
- 2.4.9 本部長が指定する時間ごとに本部事務局へ報告する(各部,区本部) 各部等の長は、本部長が指示する時間ごとに、防災情報端末、無線、有線、その他可能な方法等 により、参集した職員の参集状況を本部長(本部事務局)へ報告する。
- 2.4.10 1時間ごとに本部事務局へ報告する(各部,区本部)

各部等の長は、本部長から報告の指示がない場合は1時間ごとに、参集した職員の参集状況を本部長(本部事務局)へ報告する。

※ 様式3-2-3 動員報告書

2.5 参集する

- 2.5.1 安全な服装等を着用し、職員証を携帯する(各部、区本部)
 - 参集職員は、安全な服装等を着用するとともに、職員証(又は本市職員であることを示す証票類) を携帯する。
- 2.5.2 可能な範囲で、必要物品を携行する(各部、区本部)

職員は、速やかに動員に応じられるよう、平常時から非常持出用品の準備に努め、参集するときは、筆記具、タオル、飲料水、食料(若干)、携帯ラジオ、懐中電灯等を可能な範囲において携行する。

- 2.5.3 災害の内容に応じて安全かつ確実な手段により参集する(各部,区本部)
 - 参集職員は、原則として、自動車の使用は避け、徒歩、自転車、バイク等により参集する。
- 2.5.4 緊急措置を行う(各部,区本部)

参集職員は、参集途上において、火災、人身事故等の現場に遭遇したときは、可能な限り、最寄りの消防機関、警察機関等に緊急通報するとともに、人命救助等適切な措置に努める。

2.6 職員の応援を行う

- 2.6.1 ~ 2.6.4 (欠番)
- 2.6.5 「応援職員要請書」により本部長に要請する(各部,区本部)

各部等の長は、災害対策活動を実施するに当たり、要員が不足し、他部等の職員の応援を受けようとするときは、原則として「応援職員要請書」(様式3-2-5)に記載事項を記入し、本部長に要請する。

※ 様式3-2-5 応援職員要請書

2.6.6 口頭で本部長に要請し、事後文書で報告する(各部,区本部)

各部等の長は、緊急を要する場合においては、口頭により職員の応援を要請し、事後、速やかに 文書を提出するものとする。

2.6.7 行財政部長に対し、必要な対応を指示する(本部長)

本部長は、各部等の長から職員の応援の要請を受けた場合は、行財政部長に対し、必要な対応を指示する。

2.6.8 総合的に応援職員の派遣を判断する(行財政部)

行財政部長は、有線電話の途絶、無線施設の被害等により、区本部等から応援要請がない場合であっても、総合的に応援職員の派遣を判断する。

2.6.9 本市職員を派遣する(行財政部)

行財政部長は本部長から職員派遣について指示があった場合,本部事務局と連携し,次の要領により職員の配備,派遣等を行う。

(職員の派遣基準)

- ア 局地的に被害が発生し、被害発生地の職員のみでは、災害対策活動を迅速に実施することが 困難であると認めるとき。
- イ 災害の状況等に応じ、早急な災害応急活動が必要であると認めるとき。
- ウ 災害応急活動の業務が多量となり、主管部等のみの対応では困難と認めるとき。
- エ その他本部長が必要と認めるとき。
- 2.6.10 京都府及び他の自治体職員の応援を要請する(本部長,各部長)

本部長、各部長は、本市職員をもって不足する場合にあっては、必要な業務に対し「第5節 応援要請計画」に基づき、京都府及び他の自治体職員の応援を要請する。

⇒ 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する

2.7 交替要員の確保等に配慮する

- (1) 交替要員
- 2.7.1 職員の健康管理に十分留意する(行財政部)

行財政部長は,災害対策活動が長期化すると予想される場合には,職員の健康管理に十分に留意する。

2.7.2 交替要員の確保等の基本方針を示す(行財政部)

行財政部長は,交替要員の確保等を図るため,関係する部の長と協議のうえ,基本方針を示す。

2.7.3 交替要員の確保等の必要な措置を講じる(各部,区本部)

各部等の長は、職務の状況を考慮のうえ、交替要員確保の基本方針に基づき、必要な措置を講じる。

(2) 災害対策要員に必要な物資

2.7.4 必要な物資の品目,数量等を報告する(各部,区本部)

各部等の長は,災害対策要員が各自で食料,飲料水,寝具等を確保することが困難な場合,行財政部長に対し必要な物資の品目,数量等を報告する。

2.7.5 災害対策要員に必要な物資等の確保に努める(行財政部)

行財政部長は、関係する部の長と協力して、災害対策要員に必要な物資等の確保に努める。

- ⇒ 12 食料を供給する
- ⇒ 13 生活必需品を供給する
- ⇒ 14 応急給水活動を行う

第3節 情報収集 - 伝達計画

(3 情報を収集し、伝達する)

■ 基本方針

災害時の災害応急対策を速やかに実施するためには、被害状況や防災関係機関の活動状況などの情報をあらゆる通信手段を用いて迅速、的確に本市災害対策本部に一元的に集約し、その分析結果に基づいて的確な方針を決定する必要がある。そのため、本市及び各防災関係機関の分掌事務に応じた情報収集の分担、情報伝達、報告の系統や手続を明確にする。

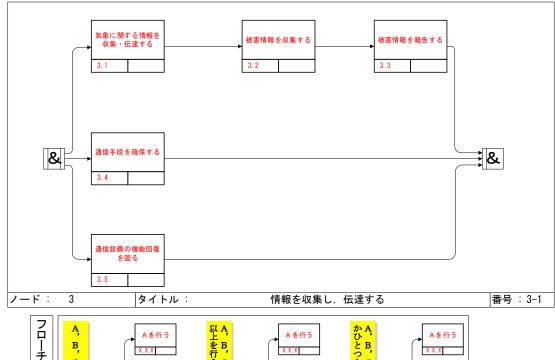
また、迅速、的確な情報収集・伝達のためには、通信手段の確保がまず優先されるべきであり、発災のお それのある場合は直ちに通信網の確保、構築に全力を挙げる。特に、通信施設が被害を受けた場合において は迅速な応急復旧、代替措置を実施する。

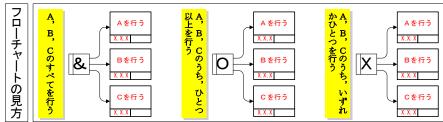
■ 実施責任者 : 各部長,区本部長

■ 役割分担

■ 区部万足	1=	
応急対策項目	担当	分 担 内 容
		3.1.1 気象庁等の気象情報等を収集する
3.1 気象等に関	本部事務局,消防部	3.1.2 市長(本部長)に気象情報等を報告する
する情報を収		3.1.3 各部等に気象情報等を伝達する
集・伝達する	各部,区本部	3.1.4 必要な対応を行う
	消防部	3.1.5 火災の防止のための注意報,警報を発表する
	各部,区本部	3.2.1 管轄区域や所管施設等の被害状況等を把握する
3.2 被害情報を		3.2.2 概括的な情報を収集する
収集する	区本部	3.2.3 区内の防災関係機関との情報連絡を行う
100		3.2.4 区単位の総括的な被害状況等を取りまとめる
		(1) 災害概況報告
	各部,区本部	3.3.1 災害の概況を本部長に速報する
		3.3.2 指示された時間ごとに、災害の概況を本部長に報告する
3.3 被害情報を		(2) 災害状況報告
報告する		3.3.3 災害状況の逐次報告を行う
TKLIYO		3.3.4 災害状況の中間報告を行う
		3.3.5 災害状況の確定報告を行う
	 本部長	3.3.6 府知事に報告する
0 1 多层工机士		
	各部,区本部	3.4.1 可能な限り迅速な情報伝達を行う
確保する	本部事務局	3.4.2 非常通信の協力を依頼する
		3.5.1 通信設備の被害調査を実施する
3.5 通信設備の		3.5.2 非常電源の点検を実施する
機能回復を図	各部, 区本部	3.5.3 適切な処置を実施する
		3.5.4 修理業者等への手配を実施する
る		3.5.5 必要な技術者の早期参集が図れるよう対応する
	本部事務局	3.5.6 通信機能の早期回復に必要な措置を依頼する
•	本部事務局	

■ 対策の流れ





3.1 気象等に関する情報を収集・伝達する

3.1.1 気象庁等の気象情報等を収集する(本部事務局,消防部)

本部事務局又は消防部は、京都地方気象台等から発表される注意報、警報、気象情報、土砂災害情報及び河川の洪水予報を防災情報システム等により収集する。

×	資料3-3-18	台風に関する情報
	資料3-3-19	大雨(大雪)に関する情報
	資料3-3-20	記録的短時間大雨情報
	資料3-3-21	気象注意報・警報
	資料3-3-21-1	竜巻注意情報発表例
	資料3-3-22	予報・警報・気象情報の解説
	資料3-30-4	淀川水系洪水予報
	資料3-30-18	淀川水系鴨川・高野川洪水予報文例
	様式3-30-19-1	淀川水系鴨川・高野川洪水予報連絡用紙
	様式3-30-19-2	淀川水系桂川中流・園部川洪水予報連絡用紙
	様式3-32-1	土砂災害警戒情報連絡用紙

(京都地方気象台から本市へ通報される予報・警報・情報等)

- ア 気象業務法第13条に基づき京都地方気象台が行う「一般の利用に適合する予報及び警報(以下, 「一般予報・警報」という。)」並びに気象情報を京都市の災害対策活動に利用する。
- イ 同法第14条の2に基づく「水防活動の利用に適合する(以下,「水防活動用」という。)予報及び警報」については,類似の一般予報・警報によって代替される。
- ウ 京都地方気象台と京都府が共同発表する土砂災害警戒情報を京都市の災害対策活動に利用する。

(水防活動用予報・警報の種類及び代替される一般予報・警報)

William I III I I I I I I I I I I I I I I I I			
種類	代替する一般予報・警報		
水防活動用気象注意報	大雨注意報		
水防活動用気象警報	大雨警報		
水防活動用洪水注意報	洪水注意報		
水防活動用洪水警報	洪水警報		

3.1.2 市長(本部長)に気象情報等を報告する(本部事務局,消防部)

本部事務局又は消防部は、京都地方気象台等から注意報、警報、気象情報、土砂災害警戒情報及び河川の洪水予報を受信した場合、必要に応じ本部長(市長)に報告する。

3.1.3 各部等に気象情報等を伝達する(本部事務局,消防部)

本部事務局又は消防部は、京都地方気象台等から注意報、警報、気象情報、土砂災害警戒情報及び河川の洪水予報を受信したときは、防災行政無線、庁内放送等により関係各部等に伝達を行う。

- 3.1.4 必要な対応を行う(各部,区本部)
 - ア 伝達を受けた関係各部等の長は、直ちにその内容に応じて適切な措置を講じるとともに、関係 先等に伝達する。
 - イ 各区本部長及び関係出先機関の長は、注意報、警報、気象情報、土砂災害警戒情報及び河川の 洪水予報を受信したときは、必要に応じ適切な措置を行う。
 - ウ 各区本部長及び関係出先機関の長は、災害発生のおそれがある場合等においては、その所管内の状況を速やかに把握するとともに、本部事務局に通報する。
- 3.1.5 火災の防止のための注意報,警報を発表する(消防部) 消防部は,火災の防止のための注意報,警報を発表する。

(火災の防止のための注意報、警報)

区 分	内容
火災注意報	空気が乾燥し、又は風が強いため火災が発生しやすく、かつ発生した火災が延 焼拡大するおそれのあるとき。
火災警報	気象の状況が火災の予防上危険であるとき。

3.2 被害情報を収集する

3.2.1 管轄区域や所管施設等の被害状況等を把握する(各部,区本部)

各部等の長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに情報収集活動を実施し、管轄区域や所管施設等の被害状況等の把握を行う。必要に応じて、パトロールの実施や関係機関、団体等との緊密な連絡を行うものとする。

被害情報の収集は、概ね資料3-3-5の区分に基づき実施する。

- ※ 資料3-3-5 被害状況の区分及び収集(取りまとめ)担当
- 3.2.2 概括的な情報を収集する(各部,区本部)

各部等の長は、初期的段階においては、所管業務にかかわらず、市内の被害規模の全体像の把握 のための概括的な(速報)情報を併せて収集するものとする。

(被害概況報告(速報))

〇 収集事項(場所, 覚知時間を含む。)

- ア 人命危険の有無及び人的被害(死者,負傷者)の発生状況
- イ 住家被害の状況(全壊,半壊)
- ウ 火災等の二次災害の発生状況,危険性
- エ 住民の避難状況
- オ 道路交通状況や被害状況 (通行の可否)
- カ 公共施設(庁舎, 医療機関, 福祉施設等)の被害状況
- キ 鉄道等の被害状況や運行状況
- ク ライフライン(水道,電気,ガス等)の被害状況
- ケ その他防災活動に必要な情報

〇 被害概況報告(速報)の収集方法

- ア 庁舎,施設等の確認及び周辺状況の確認(高所からの視察等)
- イ 警察機関, 防災関係機関との情報連絡
- ウ パトロールの実施
- エ 住民からの通報,連絡
- オ 高所カメラ、ヘリコプターによる確認
- カ 参集職員からの情報収集(勤務時間外)
- キ その他可能な方法

3.2.3 区内の防災関係機関との情報連絡を行う(区本部)

区本部は、担当する被害情報のほか、区域内の本市関係機関、警察署など防災関係機関等との情報連絡に努め、被害情報等を収集する。

3.2.4 区単位の総括的な被害状況等を取りまとめる(区本部)

区本部は,区単位の総括的な被害状況等の取りまとめを行う。

3.3 被害情報を報告する

災害による被害報告等に使用する用語及び被害程度の認定基準は、資料3-3-6のとおりとする。

※ 資料3-3-6 災害時に使用する用語及び被害程度の認定基準

(1) 災害概況報告

3.3.1 災害の概況を本部長に速報する(各部,区本部)

各部等の長は、初期的段階においては、市内の被害状況の概要を全般的に把握することを目的として、所管業務にかかわらず、迅速性を第一に、様式3-3-7により、逐次本部長に報告するものとする。

- ※ 様式3-3-7 災害状況報告 (速報)
- 3.3.2 指示された時間ごとに、災害の概況を本部長に報告する(各部、区本部)

本部長が指示するときは、被害の有無にかかわらず、各部等の長は、指示された時間ごとに内容を取りまとめて報告するものとする。

(2) 災害状況報告

3.3.3 災害状況の逐次報告を行う(各部,区本部)

各部等の長は、災害が発生した場合の状況及び予想される被害の内容その他応急対策を講じるために必要な情報又は既に実施し、若しくは実施しようとする応急措置について、その概要を様式 3-8 により、逐次本部長に報告するものとする。

※ 様式3-3-8 災害状況報告(逐次)

(災害状況報告(逐次)の内容)

ア 被害の状況

イ 災害応急対策の実施状況

応急対策の実施状況(避難勧告,指示,救助活動,応急措置等既に行った措置),応急対策の実施方針,応援職員の要請その他要望事項,今後実施しようとする措置等

- ウ その他応急対策の実施上参考となる事項
- 3.3.4 災害状況の中間報告を行う(各部,区本部)
 - ア 各部等の長は、被害概況速報後、被害の確定までの間については、本部長の指示に基づき、それぞれの部等に関する事項を様式3-3-9により、本部に逐次報告するものとする。

報告に当たっては,現地調査を実施するとともに,関係部,関係機関と必要な連携や情報交換を行い,可能な限り正確な情報の把握に努める。

- ※ 様式3-3-9 災害状況報告(中間・確定)
- イ 区本部長は、本部長が必要と認める事項について、その指示に従い、関係部や関係機関との連携のもとに、人的被害(死者、重傷者等)の状況、住家の被害(全半壊、全半焼等)の状況、避難所の開設状況及び応急給食実施状況、避難者の状況等を様式3-3-10により、逐次本部に報告するものとする。
- ※ 様式3-3-10 人及び住家の被害調(中間・確定報告)
- 3.3.5 災害状況の確定報告を行う(各部,区本部)

ア 各部等の長は、被害の拡大のおそれがなく、被害が確定した場合は、様式3-3-9により本 部長に確定報告を行う。

※ 様式3-3-9 災害状況報告(中間・確定)

イ 区本部長は、被害の拡大のおそれがなく、被害が確定した場合は、様式3-3-10により本 部長に確定報告を行う。

※ 様式3-3-10 人及び住家の被害調(中間・確定報告)

3.3.6 府知事に報告する(本部長)

京都市域内に災害が発生し、被害が生じた場合は、被害の状況、災害応急対策活動の実施状況等について、本部長(本部事務局)は京都府知事(京都府府民生活部危機管理・防災課又は京都府災害対策本部)あて報告する。

3.4 通信手段を確保する

3.4.1 可能な限り迅速な情報伝達を行う(各部,区本部)

各部,区本部は,有線電話途絶時においては,水災情報システム及び防災情報システム (無線システム),携帯電話の活用のほか,消防無線その他の業務用無線(交通,水道等)の利用や連絡員の派遣など,災害の状況に応じ可能な措置を講じ,可能な限り迅速な情報伝達を行う。

※ 資料3-3-11 京都市防災情報システム系統図

資料3-3-13 京都市消防救急無線等系統図

資料3-3-14 京都市交通無線系統図

資料3-3-15 京都市水道無線系統図

資料3-3-16 京都市無線通信施設一覧表

資料3-3-17 京都市防災行政無線設置状況一覧表

3.4.2 非常通信の協力を依頼する(本部事務局)

本部事務局は、災害時に有線電話が途絶し、かつ本市の無線電話が不通となった場合は、非常通信協議会に加入する無線局に非常通信の協力を依頼する。

3.5 通信設備の機能回復を図る

- 3.5.1 通信設備の被害調査を実施する(各部,区本部)
 - 各庁舎等の管理責任者及び設備等の取扱者は、通信機能の被害調査を実施する。
- 3.5.2 非常電源の点検を実施する(各部,区本部)

各庁舎等の管理責任者及び設備等の取扱者は、非常電源の点検を実施する。

3.5.3 適切な処置を実施する(各部,区本部)

各庁舎等の管理責任者及び設備等の取扱者は,通信機能や非常電源に支障が発生した場合には, 適切な処置をとる。

3.5.4 修理業者等への手配を実施する(各部,区本部)

各部等の施設管理者は,非常電源,通信設備等に支障が発生した場合,修理業者等への手配を実 施する。

3.5.5 必要な技術者の早期参集が図れるよう対応する(各部,区本部)

特に通信設備、非常電源設備等の取扱者を定めていない場合又は勤務時間外に災害が発生した場合、設備等の取扱者が不在となるおそれのある部等にあっては、必要な資格や技術を有する者の早期参集を図るよう対応する。

3.5.6 通信機能の早期回復に必要な措置を依頼する(本部事務局)

本部(本部事務局)は、有線電話途絶時や停電発生時においては、西日本電信電話㈱、関西電力㈱等に対し、通信機能の早期復旧に必要な措置を依頼する。

第4節 広報·広聴活動計画

(4 広報活動・広聴活動を行う)

■ 基本方針

災害時には、停電や通信施設の途絶などにより市民に対する通常の情報提供手段が使用不能になるおそれがある。また、災害に関する正確な情報を提供し、情報不足による混乱の発生を防止し、的確な避難情報の提供や人命救助、消火活動などの円滑な応急対策の実施を目的とした緊急広報活動を実施するとともに、各種のメディアを活用して被災者に対する生活情報の提供を図る。

また,災害により住家や財産をなくされた方や,避難生活を余儀なくされた方,被災などにより職を失われた方の不安や悩みなどの相談に応じ,被災者の生活再建を支援する広聴活動を実施する。

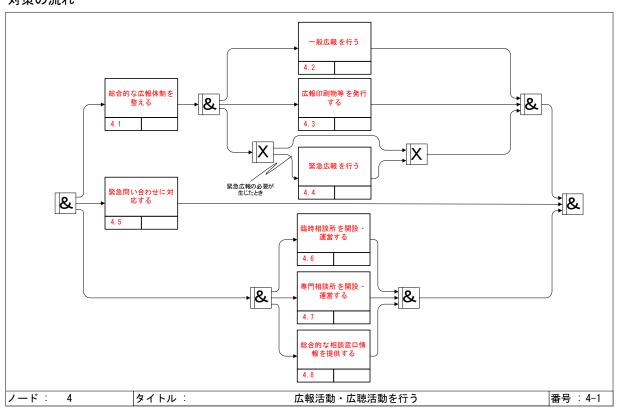
■ 実施責任者 : 総合企画部長

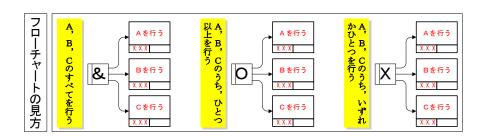
■ 役割分担

■ (役割分担 応急対策項目	担	当	分
応急対策項目 4.1 総合的な広 報体制を整え る	担 総合企画部 各部,区本部 本部事務局 本部事務局, 部 本部事務局,		分担内容 4.1.1 広報体制を整える 4.1.2 被災地の状況を記録する 4.1.3 本部事務局に情報を報告する 4.1.4 情報のリスト化を図る 4.1.5 広報用資料を作成する 4.1.6 閲覧用資料を作成する 4.1.7 各部等に情報を提供する (1) 本部の一般広報
4.2 一般広報を 行う	総合企画部		4.2.1 速やかに記者会見を行う 4.2.2 報道機関に対して情報の提供を行う 4.2.3 インターネットを利用して情報を提供する 4.2.4 放送機関に放送依頼を行う 4.2.5 広報印刷物による広報を行う 4.2.6 報道機関に対し外国語の広報文を提供し,広報を依頼する
	区本部 		(2) 現地広報 4.2.7 関係機関と協議する 4.2.8 被害状況,応急対策に関する現地広報を行う 4.2.9 災害状況,道路復旧状況等の現地広報を行う
	各部,区本部	F/S	(1) 広報印刷物の作成 4.3.1 広報印刷物に記載する広報内容を総合企画部に提出する
	総合企画部		4.3.2 広報印刷物を作成する 4.3.3 点字版及び拡大版の広報印刷物を作成する 4.3.4 外国語による広報印刷物を作成する
4.3 広報印刷物 等を発行する	総合企画部		(2) 広報印刷物の配布・提供 4.3.5 広報印刷物を各部等へ送付する 4.3.6 広報内容についてインターネット等を利用して情報提供する
	各部, 区本部	肾	4.3.7 市民に広報された内容について、職員への徹底を図る
	区本部		4.3.8 自主防災組織等へ広報印刷物の配布協力を依頼する
	自主防災組織		4.3.9 避難所への配布を行う 4.3.10 被災地への配布を行う
	本部		(1) 本部等による緊急広報 4.4.1 放送機関に対し放送要請を行う
4.4 緊急広報を	本部, 区本部	·ß	4.4.2 被災地域に広報車や職員を派遣して緊急広報を行う
行う	本部		4.4.3 関係機関に協力を求めヘリコプターによる緊急広報を行う
	消防部		(2) 現地の緊急広報 4.4.4 被災地の付近住民への緊急広報を行う

応急対策項目	担当	分 担 内 容
	事業所等	(3) 事業所等の緊急広報
	学 未川守	4.4.5 避難誘導・混乱防止の緊急広報を行う
	文化市民部	4.5.1 問い合わせ専用班を組織する
	 行財政部	4.5.2 専用電話回線の確保を行う
		4.5.3 専用室の確保を行う
4.5 緊急問い合		4.5.4 問い合わせへの対応内容を本部等へ確認する
わせに対応す		4.5.5 コールセンターにおいて緊急の問い合わせに対応する
る	文化市民部,総合企画	4.5.6 統一的な回答文書を作成する
	部	4.5.7 問い合わせに対応する
		4.5.8 問い合わせ内容等を記録する
		4.5.9 広報印刷物等への掲載を要請する
		4.5.10 掲載内容に関する情報を提供する
		4.6.1 臨時相談所を開設する
4.6 臨時相談所		4.6.2 相談内容, 苦情等を聴取する
を開設・運営	区本部	4.6.3 速やかに関係機関等に連絡し、対応する
する		4.6.4 本部にファクシミリ等で速報する
		4.6.5 定期的に相談内容,件数等を本部に報告する
	各部	4.7.1 専門相談所を開設する
4.7 専門相談所		4.7.2 相談内容,苦情等を聴取する
を開設・運営		4.7.3 速やかに関係機関等に連絡し、対応する
する		4.7.4 本部にファクシミリ等で速報する
		4.7.5 定期的に相談内容,件数等を本部に報告する
	本部事務局,総合企画	4.8.1 本市が開設する臨時相談所,専門相談所の設置を調整す
4.8 総合的な相	部	る
	総合企画部	4.8.2 関係機関の相談窓口の設置状況を調査する
談窓口情報を		4.8.3 相談窓口の総合的情報を広報印刷物等によって広報す
提供する		3
		4.8.4 本部に相談窓口の設置状況を報告する

■ 対策の流れ





4.1 総合的な広報体制を整える

4.1.1 広報体制を整える(総合企画部)

総合企画部は、一般広報(緊急広報以外の災害情報、生活関連情報、救援措置情報(以下「災害情報等」という))及び緊急広報(洪水、土砂災害及び大火災発生等による避難準備、避難勧告、指示等市民の安全にかかわる情報)を実施する体制を整える。

(主な広報事項)

ア 災害情報

- (ア) 災害の発生状況
- (イ) 本部等の設置と活動状況
- (ウ) 避難誘導及びその他注意事項
- (エ) 市内の被害状況
- (オ) 家庭,職場での対策と心得
- (カ) その他必要な事項

イ 生活関連情報

- (ア) 電気, ガス, 水道, 通信施設等の被害状況と復旧見込み
- (4) 食料, 生活必需品等供給状況
- (ウ) 道路交通状況
- (エ) 鉄道,バス等交通機関運行状況
- (オ) 医療機関の活動状況
- (カ) その他必要な事項

ウ 救援措置情報

- (ア) り災証明書等の発行状況
- (イ) 各種相談窓口の開設状況
- (ウ) 税, 手数料等の減免措置の状況
- (エ) 災害援護資金等の融資情報
- (オ) 仮設住宅等の臨時住宅の提供状況
- (カ) 市業務の再開状況
- (キ) その他必要な事項

4.1.2 被災地の状況を記録する(総合企画部)

総合企画部は、被災地の状況をビデオ又は写真等に収め、災害記録を作成して、復旧対策及び広報活動資料として活用する。

4.1.3 本部事務局に情報を報告する(各部,区本部)

各部等は、定期的に本部事務局に対して災害情報等を報告する。

⇒3.3 被害情報を報告する

4.1.4 情報のリスト化を図る(本部事務局)

本部事務局は、各部等から定期的に報告される災害情報等及び緊急広報が必要となる情報のリスト化を図る。

4.1.5 広報用資料を作成する(本部事務局,総合企画部)

総合企画部は、本部事務局が作成する災害情報等及び緊急広報が必要となる情報のリストをもと に、定期的に広報用資料を作成する。

4.1.6 閲覧用資料を作成する(本部事務局,総合企画部)

総合企画部は、災害情報等及び緊急広報が必要となる情報のリストをもとに、定期的に関係機関への閲覧用資料を作成する。

4.1.7 各部等に情報を提供する(本部事務局)

本部事務局は、各部、区本部に対し総合的な災害情報等及び緊急広報が必要となる情報の提供を行う。

4.2 一般広報を行う

- (1) 本部の一般広報
- 4.2.1 速やかに記者会見を行う(本部長)

本部長は、本部が設置されたときは、速やかに記者会見を行い、市民に対して冷静な行動をとるように要請する。

4.2.2 報道機関に対して情報の提供を行う(総合企画部)

総合企画部は、報道機関に対して、災害情報等の提供を行う。また本部等の活動状況について、 定期的に報道機関に発表する。さらに報道機関に対し、市民への必要な情報提供の協力を求める。 なお、報道機関への広報は、広報用専用室(プレスルーム)を設けて行う。

- ⇒4.1.5広報用資料を作成する
- ⇒4.1.6閲覧用資料を作成する
- 4.2.3 インターネットを利用して情報を提供する (総合企画部)

総合企画部は、インターネットを利用して、災害情報等の提供を行う。

4.2.4 放送機関に放送依頼を行う(総合企画部)

総合企画部は、必要に応じて「災害時の放送に関する協定書」に基づき、放送機関に放送依頼を 行う。またテレビ、ラジオ等の番組の利用を図り広報を実施する。

なお、テレビによる広報を実施する場合は、聴覚障害者に考慮して、保健福祉部と連携して手話 通訳又は字幕スーパーによる広報を実施する。

- ⇒5.6防災関係団体等へ応援を要請する
- ⇒22.3要配慮者に防災情報等を提供する
- ※資料3-4-1災害時の放送に関する協定書・細目
- 4.2.5 広報印刷物による広報を行う (総合企画部)

総合企画部は、多くの市民に対して一般広報の必要があるときは、広報印刷物を作成し、広報を行う。

⇒4.3広報印刷物等を発行する

4.2.6 報道機関に対し外国語の広報文を提供し、広報を依頼する(総合企画部)

総合企画部は、必要に応じて、報道機関に対して外国語の広報文を提供し、広報を依頼する。

⇒22.3要配慮者に防災情報等を提供する

- (2) 現地広報
- 4.2.7 関係機関と協議する(区本部)

区本部長は、現場広報の必要があるときは、関係機関と現地広報の方法を協議する。

4.2.8 被害状況,応急対策に関する現地広報を行う(区本部)

区本部長は、被災地の付近住民に対する被害状況、応急対策に関する現地広報を行う。

なお, 区本部は, 広報活動の実施に当たって, 自主防災組織等に協力を依頼する。

4.2.9 災害状況, 道路復旧状況等の現地広報を行う(各部,区本部)

各部等は,災害の状況又は道路の復旧状況に応じて,必要な地域へ広報車や職員等を派遣して広報活動を実施する。

4.3 広報印刷物等を発行する

- (1) 広報印刷物の作成
- 4.3.1 広報印刷物に記載する広報内容を総合企画部に提出する(各部,区本部)

各部等は、一般広報の必要があると判断するときは、広報印刷物に掲載する広報内容を総合企画 部に提出する。

4.3.2 広報印刷物を作成する(総合企画部)

総合企画部は、各部等から提供された広報内容をもとに、広報印刷物を作成する。

4.3.3 点字版及び拡大版の広報印刷物を作成する(総合企画部)

総合企画部は、必要に応じて視覚障害者向けの点字版及び拡大版の広報印刷物を作成する。

⇒22.3要配慮者に防災情報等を提供する

- 4.3.4 外国語による広報印刷物を作成する(総合企画部)
 - 総合企画部は、必要に応じて外国語による広報印刷物を作成する。
 - ⇒22.3要配慮者に防災情報等を提供する

(2) 広報印刷物の配布・提供

4.3.5 広報印刷物を各部等へ送付する(総合企画部) 総合企画部は、作成した広報印刷物を、各部等へ送付する。

4.3.6 広報内容についてインターネット等を利用して情報提供する(総合企画部)

総合企画部は、広報印刷物の広報内容について、必要に応じてインターネット等を利用して情報 提供する。また、必要に応じて外国人向けの情報提供を行う。

⇒22.3要配慮者に防災情報等を提供する

4.3.7 市民に広報された内容について、職員への徹底を図る(各部、区本部)

各部等は,送付された広報印刷物を各班及び関係機関等へ配布するとともに,市民に広報された内容については,各部等の職員への徹底を図る。

4.3.8 自主防災組織等へ広報印刷物の配布協力を依頼する(区本部)

区本部は、自主防災組織等に対して広報印刷物の配布の協力を依頼する。

4.3.9 避難所への配布を行う(自主防災組織等)

自主防災組織等は、区本部と協力して避難所への広報印刷物の配布を行う。

4.3.10 被災地への配布を行う(自主防災組織等)

自主防災組織等は、区本部と協力して、被災地への広報印刷物の個別配布、掲示板への掲示を行う。

4.4 緊急広報を行う

(1) 本部等による緊急広報

4.4.1 放送機関に対し放送要請を行う(本部)

本部(総合企画部)は,災害に関する通知,要請,伝達又は警告等が緊急を要する場合,その通信のため特別の必要があるときは「災害時の放送に関する協定書」に基づき,各放送機関に対して必要事項の放送要請を行う。

⇒6.2避難の準備・勧告・指示を伝達する

※資料3-4-1災害時の放送に関する協定書・細目

4.4.2 被災地域に広報車や職員を派遣して緊急広報を行う(本部・区本部)

本部(本部事務局)、区本部は、必要に応じて、被災地域に広報車や職員を派遣して緊急広報を実施する。

⇒6.2避難の準備・勧告・指示を伝達する

4.4.3 関係機関に協力を求めヘリコプターによる緊急広報を行う(本部)

本部は、ヘリコプターによる緊急広報の必要があると判断した場合は、防災関係機関等に協力を求め、緊急広報を実施する。

⇒5応援を要請する

(2) 現地の緊急広報

4.4.4 被災地の付近住民への緊急広報を行う(消防部)

消防部の現場指揮者が緊急を要すると判断したときは、消防部の現場指揮者の判断により、被災 地の付近住民への緊急広報を行う。

(3) 事業所等の緊急広報

4.4.5 避難誘導・混乱防止の緊急広報を行う(事業所等)

不特定多数の市民が利用する施設の事業者等は,災害発生時における避難誘導,混乱防止等の広報を行う。

(事業所等における緊急広報)

- ア 不特定多数の市民が利用する施設や地下街,繁華街の施設,事業所等の管理者及び事業者は, 混乱の防止を図るため,利用者が冷静に行動できるように館内放送や非常用放送設備を用いて広 報活動を実施する。
- イ 商店街等の事業者は、買物客等の安全を確保するため、有線放送等を用いて広報活動を実施する。
- ウ 鉄道事業者は、利用客の安全な避難誘導を行うために広報活動を実施する。
- エ 有線放送事業者は、混乱防止のための放送を実施する。

4.5 緊急問い合わせに対応する

4.5.1 問い合わせ専用班を組織する(文化市民部)

文化市民部は行財政部と連携して、災害発生後に多発すると想定される市民からの直接電話による問い合わせや相談に対し、「問い合わせ専用班」(仮称。以下同じ。)を組織して対応する。

4.5.2 専用電話回線の確保を行う(行財政部)

行財政部は、市民からの緊急問い合わせ専用電話回線の確保を図る。

4.5.3 専用室の確保を行う(行財政部)

行財政部は、問い合わせ専用班の室を確保する。

4.5.4 問い合わせへの対応内容を本部等へ確認する(文化市民部)

「問い合わせ専用班」は、問い合わせへの対応方法の内容を本部等へ確認する。

4.5.5 コールセンターにおいて緊急の問い合わせに対応する(総合企画部)

総合企画部は、コールセンターを活用し、災害発生後に多発すると想定される市民からの緊急問い合わせに対応する。

4.5.6 統一的な回答文書を作成する(文化市民部)

「問い合わせ専用班」は、本部等への確認の結果から統一的な回答文書を作成する。

4.5.7 問い合わせに対応する(文化市民部,総合企画部)

「問い合わせ専用班」は、統一的な回答文書を掲示又は班員へ配布して、その後の同様の問い合わせに対して対応の迅速化を図るとともに、総合企画部にも統一的な回答文書を配布する。総合企画部は、統一的な回答文書をコールセンターへ配布し、その後の同様の問い合わせに対して、コールセンターを活用し、対応の迅速化を図る。

4.5.8 問い合わせ内容等を記録する(文化市民部、総合企画部)

「問い合わせ専用班」及びコールセンターは、暦日単位で内容、件数を記録、集約する。

4.5.9 広報印刷物等への掲載を要請する(文化市民部,総合企画部)

「問い合わせ専用班」及びコールセンターは,同種多数の問い合わせ内容がある場合は,必要に 応じて総合企画部に広報印刷物等への掲載を依頼する。

⇒4.3広報印刷物を発行する

4.5.10 掲載内容に関する情報を提供する(文化市民部,総合企画部)

「問い合わせ専用班」及びコールセンターは、広報印刷物等への掲載依頼を行った場合は、掲載 内容に関する情報を総合企画部へ提供する。

4.6 臨時相談所を開設・運営する

4.6.1 臨時相談所を開設する(区本部)

区本部は、被災者の状況に応じて、被災地域内の公共施設や避難所等に臨時相談所を開設する。 また、臨時相談所を開設した場合、様式3-4-2により本部へ報告する。

⇒4.8.1本市が開設する臨時相談所、専門相談所の設置を調整する

※様式3-4-2臨時相談所等の開設・閉鎖報告書

4.6.2 相談内容, 苦情等を聴取する(区本部)

区本部は、臨時相談所における相談内容、苦情等を聴取し、様式3-4-3を用いて要望等の記入を行う。

※様式3-4-3臨時相談所等相談内容聴取用紙

4.6.3 速やかに関係機関等に連絡し、対応する(区本部)

区本部は、聴取した相談内容等を速やかに各関係機関へ連絡し、対応する。

4.6.4 本部にファクシミリ等で速報する(区本部)

区本部は、相談内容等への対応について急を要すると判断される場合は、本部にファクシミリ等 により速報する。

4.6.5 定期的に相談内容,件数等を本部に報告する(区本部)

区本部は、定期的に相談内容、処理内容、件数等を様式3-4-4により本部へ報告する。

※様式3-4-4相談内容等報告書

4.7 専門相談所を開設・運営する

4.7.1 専門相談所を開設する(各部)

各部は、それぞれの援助業務の一環として、必要に応じて、専門相談所を開設する。また、専門相談所の開設に当たっては、様式3-4-2により本部へ報告する。

⇒4.8.1本市が開設する臨時相談所、専門相談所の設置を調整する

※様式3-4-2臨時相談所等の開設・閉鎖報告書

4.7.2 相談内容, 苦情等を聴取する(各部)

各部は、専門相談所における相談内容、苦情等を聴取する。

なお、相談内容の処理の正確性及び統一性を図るため、様式3-4-3による聴取用紙を用いて要望等の記入を行う。

※様式3-4-3臨時相談所等相談内容聴取用紙

4.7.3 速やかに関係機関等に連絡し、対応する(各部) 各部は、聴取した相談内容等を速やかに各関係機関へ連絡し、対応するものとする。

4.7.4 本部にファクシミリ等で速報する(各部)

各部は、相談内容等への対応に急を要すると判断される場合は、本部に口頭及びファクシミリ等により速報する。

4.7.5 定期的に相談内容,件数等を本部に報告する(各部)

各部は、定期的に要望内容、処理内容、件数等を様式3-4-4により本部へ報告する。

※様式3-4-4相談内容等報告書

4.8 総合的な相談窓口情報を提供する

- 4.8.1 本市が開設する臨時相談所,専門相談所の設置を調整する(本部事務局,総合企画部) 総合企画部は、本市が開設する臨時相談所、専門相談所の設置を調整する。
- 4.8.2 関係機関の相談窓口の設置状況を調査する(総合企画部) 総合企画部は、関係機関が実施する相談窓口の設置状況等を調査する。
- 4.8.3 相談窓口の総合的情報を広報印刷物等によって広報する(総合企画部) 総合企画部は、本市及び他の防災関係機関が実施する相談窓口の総合的な情報を広報印刷物等に よって広報する。

⇒4.3 広報印刷物等を発行する

4.8.4 本部に相談窓口の設置状況を報告する(総合企画部) 総合企画部は、相談窓口の設置状況等の調査結果を本部へ報告する。

第5節 応援要請計画

(5 応援を要請する)

■ 基本方針

大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、本市及び防災関係機関等の対応のみでは、市民の生命、財産等を災害から守ることが困難な場合においては、国、京都府、他の地方公共団体、民間企業、各種団体等へ必要な応援、協力要請を行い、迅速な災害対策活動を実施する。

なお、広域応援要請に際しては、災害初期の被害状況等が概括的情報であっても要請の判断に用いることとし、応援要請の判断に遅れがないように留意する。

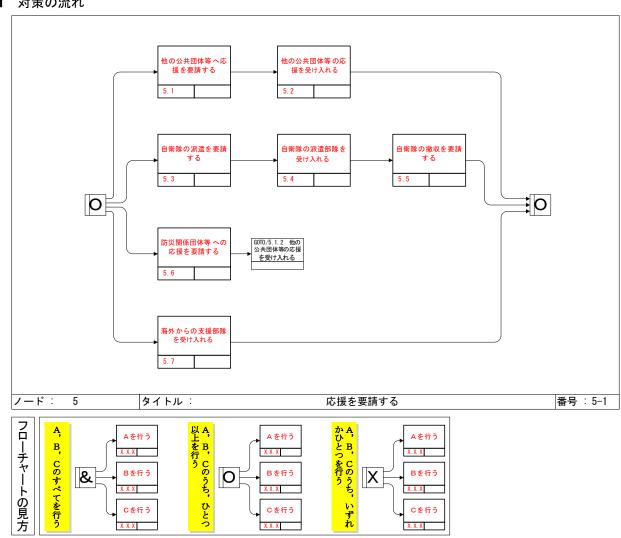
■ 実施責任者 : 本部長

■ 役割分担

応急対策項目	担当	分 担 内 容
5.1 他の公共団	各部, 区本部 本部長	5.1.1 本部長へ他の公共団体等への応援要請を要求する 5.1.2 他の公共団体等へ応援を要請する
体等へ応援を 要請する	各部	5.1.3 各部の長の判断で所管業務に係る要請を行う 5.1.4 要請した旨,及び要請結果等を本部長に報告する
5.2 他の公共団 体等の応援を		5.2.1 各部等の長に対し,派遣要員,物資等の受入れを指示 する
受け入れる	本部長,各部,区本部 本部長	5.2.2 派遣要員の活動の指揮を行う 5.2.3 費用の負担区分を行う
	各部,区本部 本部事務局	5.3.1 本部事務局に派遣要請を行う 5.3.2 本部長に派遣要請に必要な報告を行う
5.3 自衛隊の派		5.3.3 府知事に派遣準備を要請する 5.3.4 派遣要請書により府知事に自衛隊の派遣要請を要求する
遣を要請する	本部長	5.3.5 指定部隊の長に派遣準備を要請する 5.3.6 府知事への要求ができない旨及び災害の状況を直接指 定部隊等の長に通知する
		5.3.7 派遣要請した各部等に対し,自衛隊派遣決定を通知, 受入準備を指示する
	l doubert or	(1) 連絡調整 5.4.1 自衛隊の救援活動に必要な被害状況等の情報を提供する
	本部事務局	5.4.2 連絡調整のため自衛隊から派遣された要員を本部に受け入れる
	各部,区本部	5.4.3 本部に近接した場所に自衛隊の常駐連絡場所を設ける 5.4.4 災害現場へ部隊の誘導,指示を行う 5.4.5 適宜必要な連絡調整を行う
5.4 自衛隊の派 遣部隊を受け		5.4.6 派遣部隊指揮者と緊密に連携する (2) 資材等の準備
入れる		5.4.7 関係部と協力して可能な限り準備する 5.4.8 本部に要請する
	本部事務局	5.4.9 調整に当たる (3) 活動拠点の確保 5.4.10 派遣部隊の宿営場所について関係機関と協議する
	 各部,区本部	5.4.11 ヘリコプター発着場所について関係機関と協議する 5.4.12 ヘリコプター発着場所の安全確保,管制体制の確保等
	H HK) EXT.HK	に努める

応急対策項目	担当	分 担 内 容
	各部・区本部	5.5.1 派遣部隊の責任者と協議のうえ本部長へ報告する
5.5 自衛隊の撤		5.5.2 撤収の協議を行う
収を要請する	本部長	5.5.3 撤収要請書を府知事に報告する
		5.5.4 口頭又は電話で報告し、事後文書を提出する
5.6 防災関係団	各部,区本部	5.6.1 本部長へ防災関係団体等への協力要請を依頼する
体等へ応援を	本部長	5.6.2 協定等に基づく協力を求める
要請する	各部,区本部	5.6.3 所管業務に係る協力を求める
女明 7 0	石印, 四个印	5.6.4 協力要請を実施した旨を本部長に報告する
		(1) 海外支援部隊受入れの判断, 回答
	本部長	5.7.1 受入れの必要性について協議し、判断する
		5.7.2 受入れについて回答する
	各部, 区本部	(2) 支援部隊の受入れ
		5.7.3 海外からの支援部隊の活動に関する調整を行う
5.7 海外からの		5.7.4 海外からの支援部隊の活動に必要な情報の提供を行う
支援部隊を受		5.7.5 海外からの支援部隊の活動内容を記録し、本部長へ報
け入れる		告する
		(3) 支援部隊の撤収要請
		5.7.6 外交ルートの支援活動終了を本部長へ報告する
	本部長	5.7.7 外交ルートの支援部隊の撤収を要請する
	各部,区本部	5.7.8 NGO等に支援部隊の撤収を要請する
	古即,	5.7.9 NGO等の支援部隊の撤収を本部長へ報告する

対策の流れ



5.1 他の公共団体等へ応援を要請する

5.1.1 本部長へ他の公共団体等への応援要請を要求する(各部,区本部)

各部等の長は、災害による被害が発生し、各部等だけでは災害応急対策の実施が困難な場合、又は、特別な技術、知識、経験等を要する職員が不足するため他の公共団体等へ応援を要請する場合、原則として、次の事項を明らかにして、様式3-5-1により本部事務局へ通報する。

※ 様式3-5-1 災害に伴う職員等の派遣について

(応援要請の内容)

- ア 災害の状況及び応援を要請する理由
- イ 適用する法令,協定等
- ウ 応援を求める種類,数量,期間等
- 工 活動内容
- オ その他必要な事項
- 5.1.2 他の公共団体等へ応援を要請する(本部長)

本部長は、各部等の長から応援要求の要請があり、応援要請の基準に該当すると認められるときは、災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定等により、他の地方公共団体等の長に対して必要な応援要請を行うものとする。

(応援要請の基準)

- ア 各部,区本部の間の相互応援をもってしても応急対策の実施が困難な場合
- イ 特別な技術,知識,経験等を要する職員が不足する場合
- ウ その他本部長が応援要請の必要があると認めた場合

×	資料3-5-2	応援要請の種類(一覧表)
<i>^</i> .<		
	資料3-5-3	20大都市災害時相互応援に関する協定・実施細目・連絡担当部局一覧表
	資料3-5-4	地震等災害時の相互応援に関する協定
	資料3-5-5	四都市消防相互応援協定
	資料3-5-6	京都府広域消防相互応援協定書
	資料3-5-7	緊急消防援助隊運用要綱
	資料3-5-8	緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画
	資料3-5-9	大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱
	資料3-5-10	18大都市水道局災害相互応援に関する覚書・実施細目
	資料3-5-11	19大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書
	資料3-5-12	19大都市災害時相互応援に関する確認書(衛生主管部局)
	資料3-5-13	災害時における生鮮食料品等の供給協力等相互応援に関する協定
	資料3-5-13-1	全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定
	資料3-5-14	下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール
		(大都市下水道会議)
	資料3-5-15-1	近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定
	資料3-5-15-2	災害発生時における応急対策活動に関する協定書(国立京都国際会館)

5.1.3 各部の長の判断で所管業務に係る要請を行う(各部)

緊急を要し、また、やむを得ない事情のあるときは、各部の長の判断により所管業務に係る応援 を要請する。

5.1.4 要請した旨,及び要請結果等を本部長に報告する(各部)

所管業務に係る要請を行った各部の長は、速やかにその旨及び要請結果等を様式3-5-1により本部長に報告するものとする。

※ 様式3-5-1 災害に伴う職員等の派遣について

5.2 他の公共団体等の応援を受け入れる

- 5.2.1 各部等の長に対し、派遣要員、物資等の受入れを指示する(本部長) 本部長は、他の公共団体等への応援要請を行った場合は、関係部の長に対し、要請に基づき派遣 された要員、物資等の受入れについて指示する。
- 5.2.2 派遣要員の活動の指揮を行う(本部長,各部,区本部)

本部長又は、応援を受けた各部等の長は、他の公共団体等の派遣要員の活動の指揮を行う。

5.2.3 費用の負担区分を行う(本部長)

本部長は、原則として関係法令及び相互応援協定等に定めるところにより、応援に要する経費の負担区分を行う。

※ 資料3-5-2 応援要請の種類(一覧表)

5.3 自衛隊の派遣を要請する

災害対策を実施するうえで、人命、財産を保護するために必要な場合は、本部長は、災害対策基本法第68条第1項に基づき、自衛隊法第83条の規定による部隊等の派遣を要請するよう、府知事に対して要求する。

5.3.1 本部事務局に派遣要請を行う(各部,区本部)

各部等の長は,自衛隊の派遣を要請する必要が発生したときは,速やかに本部事務局に通報する。

(派遣要請に当たって, 明らかにする事項)

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(派遣要請基準)

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は財産を保護するため、 本市の組織のみでは不可能又は困難である場合。

(自衛隊の救援活動)

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 遭難者等(行方不明者,負傷者等)の捜索救助
- 工 水防活動
- オ 消防活動(消防機関への協力)
- カ 道路又は水路の啓開
- キ 応急医療, 救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水
- コ 物資の無償貸与又は譲与
- サ 危険物の保安及び除去
- シ その他本市が希望する内容で、自衛隊の能力で対処可能なこと
- 5.3.2 本部長に派遣要請に必要な報告を行う(本部事務局)

本部事務局長は、通報を受けたときは、本部長に対し派遣要請について必要な報告を行う。

5.3.3 府知事に派遣準備を要請する(本部長)

本部長は、自衛隊の派遣準備が見込まれる場合は、速やかに府知事に対し派遣準備を文書により要請する。

5.3.4 派遣要請書により府知事に自衛隊の派遣要請を要求する(本部長)

本部長は、自衛隊の派遣を要請する場合は、府知事に対し、様式3-5-16により、自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

ただし、緊急を要する場合には、口頭又は電話等によって派遣の要請を行い、事後速やかに所要の手続を行うものとする。

※ 様式3-5-16 自衛隊の災害派遣要請について

資料3-5-17 自衛隊派遣要請系統

5.3.5 指定部隊の長に派遣準備を要請する(本部長)

本部長は、部隊の派遣要請が見込まれる場合で、知事への要請ができない場合には、直接指定部隊の長に派遣の準備を連絡する。

5.3.6 府知事への要求ができない旨及び災害の状況を直接指定部隊等の長に通知する(本部長)

本部長は、人命救助等のため緊急を要し、府知事への要請ができない場合等には、その旨及び災害の状況を直接指定部隊等の長に通知をすることができる。この場合、府知事に連絡がとれ次第、速やかにその旨の報告を行うものとする。

(自衛隊による判断)

自衛隊の災害派遣は、府知事からの要請に基づくことが原則であるが、要請を待って実施するいとまがない場合、要請を待たないで自衛隊が派遣される場合がある。

5.3.7 派遣要請した各部等に対し、自衛隊派遣決定を通知、受入準備を指示する(本部長) 本部長は、府知事から自衛隊の派遣決定の通知を受けたときは、派遣要請を依頼した各部等に対 し、その旨を通知するとともに、受入体制の準備について指示する。

5.4 自衛隊の派遣部隊を受け入れる

(1) 連絡調整

- 5.4.1 自衛隊の救援活動に必要な被害状況等の情報を提供する(本部事務局) 本部事務局は、自衛隊の救援活動に必要な被害状況等の情報を速やかに自衛隊に伝達する。
- 5.4.2 連絡調整のため自衛隊から派遣された要員を本部に受け入れる(本部事務局) 自衛隊が災害派遣を実施した場合,本部事務局は,連絡調整のため自衛隊から派遣された要員を 本部室に受け入れる。
- 5.4.3 本部に近接した場所に自衛隊の常駐連絡場所を設ける(本部事務局) 本部事務局は、本部に近接して自衛隊の常駐連絡場所を設ける。
- 5.4.4 災害現場へ部隊の誘導,指示を行う(各部,区本部) 派遣を必要とする各部等は,災害現場への部隊の誘導,指示を行う。
- 5.4.5 適宜必要な連絡調整を行う(各部,区本部) 関係する部等の長は、常駐連絡場所において適宜必要な連絡調整を講じるものとする。
- 5.4.6 派遣部隊指揮者と緊密に連携する(各部,区本部) 災害現場にあっては、各部等の活動の指揮者は、作業の競合重複を避け、かつ、効果的な作業分 担ができるよう派遣部隊指揮者との緊密な連携を講じるものとする。

(災害派遣を命じられた部隊等の権限)

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、本部長、警察官等がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとった場合、直ちにその旨を本部長に通知しなければならない。

- ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令(警戒区域等の設定)
- イ 他人の土地等の一時使用等(物的応急公用負担)
- ウ 現場の被災工作物等の除去等(物的応急公用負担)
- エ 住民等を応急措置の業務に従事させること。(人的応急公用負担)
- オ 避難等の処置 (警察官職務執行法第4条)
- カ 立入り (警察官職務執行法第6条)

(2) 資材等の準備

5.4.7 関係部と協力して可能な限り準備する(各部,区本部)

派遣を必要とする各部等は、派遣部隊の活動に必要な資機材等を、関係部等と協力して、可能な限り準備する。

5.4.8 本部に要請する(各部,区本部)

各部等で必要資機材等の調達が困難な場合は、本部に要請する。

5.4.9 調整に当たる(本部事務局)

各部からの自衛隊資機材及び自衛隊からの食料,飲料水,宿泊施設等の取得について要請があった場合は,本部事務局が調整に当たる。

(派遣に関する経費の負担)

自衛隊の救援活動に要する次の経費については、原則として本市の負担とする。

- ア 災害派遣部隊の宿営及び救援活動に係る使用料,借上料,損料,光熱水料,電話料,付帯設備料
- イ アに定めるもののほか救援活動に必要な経費で協議の整ったもの

(3) 活動拠点の確保

- 5.4.10 派遣部隊の宿営場所について関係機関と協議する(本部事務局) 本部事務局は、関係部等と協議し、派遣部隊の宿営場所について、必要に応じ協議する。
- 5.4.11 ヘリコプター発着場所について関係機関と協議する(本部事務局) 本部事務局は、ヘリコプターの発着場所の確保等について、必要に応じ関係部等と協議する。
- 5.4.12 ヘリコプター発着場所の安全確保, 管制体制の確保等に努める(各部, 区本部) ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は, 関係部等は, 自衛隊と協力して, 受入場所の 安全確保に努めるものとする。

5.5 自衛隊の撤収を要請する

- 5.5.1 派遣部隊の責任者と協議のうえ本部長へ報告する(各部,区本部) 自衛隊の派遣を要請した各部等は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなった と判断するときは、派遣部隊の責任者と協議のうえ、本部長に報告する。
- 5.5.2 撤収の協議を行う(本部長) 本部長は、京都府、府警察本部、各機関及び自衛隊派遣部隊との協議を行う。
- 5.5.3 撤収要請書を府知事に報告する(本部長) 本部長は、協議の結果撤収が決定した場合は、速やかに様式3-5-18をもって府知事に対し、 その旨を報告する。
- 5.5.4 口頭又は電話で報告し、事後文書を提出する(本部長) ただし、文書による報告に日時を要するときは、本部長は、口頭又は電話で報告し、その後文書 を提出する。
 - ※ 様式3-5-18 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

5.6 防災関係団体等へ応援を要請する

5.6.1 本部長へ防災関係団体等への協力要請を依頼する(各部,区本部)
各部等の長は、所管する災害対策活動を実施するうえで、防災関係団体に対して協力を要請する必要があると判断した場合は、本部長へ依頼する。

なお,要請依頼に当たっては、協力依頼の内容を明らかにして行うものとする。

(協力依頼の内容)

- ア 災害の状況及び協力を要請する理由
- イ 適用する協定等
- ウ 協力を求める種類,数量,期間等
- 工 活動内容
- オ その他必要な事項
- 5.6.2 協定等に基づく協力を求める(本部長)

災害対策活動を実施するに当たり必要と認めるときは、本部長は、協定等に基づく協力を求める ほか、各種団体、企業等に対し必要な協力を求めるものとする。

5.6.3 所管業務に係る協力を求める(各部,区本部)

緊急を要する場合等にあっては、各部等の長の判断により、協定を締結している防災関係団体へ 所管業務に係る協力を求めることができる。

5.6.4 協力要請を実施した旨を本部長に報告する(各部,区本部)

各部等の長の判断により協力依頼を行った場合は、速やかに本部長にその旨を報告するものとする。

(応援要請に係る協定締結防災関係団体)

ア 応急救護に関する応援要請

本部長又は保健福祉部長若しくは消防部長は、災害時の救助、医療行為等に関する協力体制を確立するため、日本赤十字社京都府支部及び京都府医師会に対して応援を要請する。

応援要請の方法及び受入方法は、「第9節 医療救護活動計画」に定めるところによる。

イ 報道に関する応援要請

本部長又は総合企画部長は,「災害時の放送要請に関する協定書」に基づき,放送機関に対して緊急広報,一般広報等の要請を行う。

放送機関に対する要請方法は、「第4節 広報・広聴活動計画」に定めるところによる。

ウ 物資供給に関する応援要請

本部長又は産業観光部長は,「災害時における物資の供給の応援に関する協定」,「災害時における生鮮食料品等の供給協力等相互応援に関する協定」に基づき,締結百貨店等関係機関に対して食料品,生活必需品等の物資供給に関する応援要請を行う。

物資供給に関する応援要請の方法は、「第12節 食料の供給計画」、「第13節 生活必需品の供給計画」の定めるところによる。

エ 物資輸送に関する応援要請

本部長又は行財政部長は、緊急輸送車両及び燃料の調達、確保のため、関係機関に対して応援を要請する。

物資輸送に関する応援要請の方法は、「第10節 輸送活動計画」の定めるところによる。

オ その他の応援要請

本部長又は各部長は、その他の災害応急対策を実施するうえで、資機材、要員等が不足し、防災関係団体等の協力が必要と判断した場合は、事前に締結した協定等に基づき応援を要請する。

⇒ 5.2 他の公共団体等の応援を受け入れる

5.7 海外からの支援部隊を受け入れる

- (1) 海外支援部隊受入れの判断, 回答
- 5.7.1 受入れの必要性について協議し、判断する(本部長)

外交ルートで外務省又は府を経由して海外からの派遣申入れがあった場合,あるいは、非政府組織(NGO)等から、直接本部に支援申入れがあった場合、本部長は、被害の状況や応急活動の状況、国、府等の支援状況等を総合的に判断し、関係機関と受入れの必要性について協議し、判断する。

5.7.2 受入れについて回答する(本部長)

本部長は、速やかに海外からの支援に関する回答を外務省又は府、あるいは非政府組織(NGO) 等に回答する。

- (2) 支援部隊の受入れ
- 5.7.3 海外からの支援部隊の活動に関する調整を行う(各部,区本部) 支援を希望した部等は、海外からの支援部隊の活動に関する調整を行う。
- 5.7.4 海外からの支援部隊の活動に必要な情報の提供を行う(各部,区本部) 支援を希望した部等は、海外からの支援部隊の活動に必要な情報の提供を行う。
- 5.7.5 海外からの支援部隊の活動内容を記録し、本部長へ報告する(各部,区本部) 支援を受けた部等は、海外からの支援部隊の団体名、国籍、到着日時、支援部隊の種類、部隊人 員、活動場所、活動内容、責任者氏名、連絡先等を記録し、本部へ報告書を提出する。
- (3) 支援部隊の撤収要請
- 5.7.6 外交ルートの支援活動終了を本部長へ報告する(各部,区本部) 外交ルートによる海外からの支援部隊の活動が終了した場合,支援を受けた部等は支援部隊の責任者と協議のうえ本部長へ報告する。
- 5.7.7 外交ルートの支援部隊の撤収を要請する(本部長) 本部長は、外交ルートによる海外からの支援部隊の活動が終了した旨の報告を受けたときは、外 務省又は府へ海外からの支援部隊の撤収を要請する。
- 5.7.8 NGO等に支援部隊の撤収を要請する(各部,区本部) 非政府組織(NGO)等による支援部隊の活動が終了した場合,支援を受けた部等は支援部隊の 責任者と協議のうえ支援部隊の撤収を要請する。
- 5.7.9 NGO等の支援部隊の撤収を本部長へ報告する(各部,区本部) 非政府組織(NGO)等による支援部隊に撤収を要請した場合,支援を受けた部等は速やかにそ の旨を本部長へ報告する。

第6節 避難応急対策計画

(6 避難応急対策を実施する)

■ 基本方針

災害発生時の避難行動は,原則として住民が自主的に災害の状況に応じて自主防災組織又は町内ごとに組織的に行うものとする。

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危険地域にある住民の生命、身体等の安全を確保するための避難対策は、本市が中心となって行う応急対策の中でも最も重要なものである。

避難の勧告,指示の伝達や避難誘導は,迅速,的確に行わなければならず,本市,防災関係機関,自主防災組織等の住民組織を通じて系統立った情報の伝達を行う。自主防災組織等は,高齢者,障害のある方などの安全避難に留意する。

なお、大規模市街地火災が発生した場合の避難計画は、「震災対策編」に準じて実施する。

■ 実施責任者 : 本部長,区本部長

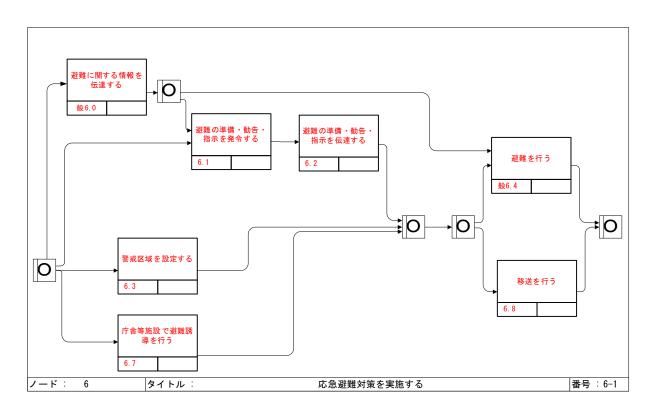
■ 役割分担

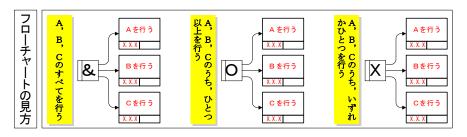
■ 役割分担		
応急対策項目	担当	分 担 内 容
6.0 避難に関す	区本部,消防部	6.0.1 関係地区の自主防災組織等に対して,避難に関する情 報を伝達する
る情報を伝達 する	自主防災組織等	6.0.2 あらかじめ定められた系統により,住民等に伝達する 6.0.3 要配慮者に確実に伝達されるよう留意する
	本部長等	6.0.4 浸水想定区域内にある地下街等の地下施設及び要配慮者利用施設に伝達する 6.0.5 土砂災害警戒区域等の土砂災害の発生のおそれのある 区域の要配慮者利用施設に伝達する
6.1 避難の準		6.1.1 避難準備・勧告・指示を発令する
	消防部,警察機関 区本部長	6.1.2 区本部長に避難準備・勧告・指示発令を報告する 6.1.3 本部長に避難準備・勧告・指示発令を報告する
1,1 (2)8 (1) (0	本部長	6.1.4 府知事に避難準備・勧告・指示発令を報告する
	本部事務局 総合企画部	6.2.1 放送機関に対して、避難準備・勧告・指示を行った旨を通知する6.2.2 放送について協力を依頼する6.2.3 ホームページ、多メディアー斉送信装置、緊急速報メール及び京都府のメール配信システムを活用し、情報を発信する
6.2 避難の準 備・勧告・指	区本部,消防部	6.2.4 関係地区の自主防災組織等に対して,避難の準備,勧告, 指示を伝達する
示を伝達する	自主防災組織等	6.2.5 あらかじめ定められた系統により,住民等に伝達する
	区本部,消防部,警察署	6.2.6 広報車等で関係地区を巡回して伝達する
	区本部,消防部,警察官,消防団員,自主防 災組織等	6.2.7 関係地区を巡回し、携帯スピーカー等を利用して口頭 伝達を行う 6.2.8 各家庭を戸別に訪問し、伝達の周知を図る
	自主防災組織等	6.2.9 要配慮者に確実に伝達されるよう配慮する
	本部長等	6.2.10 浸水想定区域内にある地下街等の地下施設及び要配慮者利用施設に伝達する 6.2.11 土砂災害警戒区域等の土砂災害の発生のおそれのある区域内にある要配慮者利用施設に伝達する 6.2.12 土砂災害警戒区域等の土砂災害の発生のおそれのある区域のある自主防災組織に伝達する
6.3 警戒区域を 設定する	本部長,区本部長等 実施責任者	6.3.1 警戒区域の設定を行う
	消防部	6.3.2 火災警戒区域の設定を行う

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
		6.3.3 消防警戒区域の設定を行う
	本部長,区本部長等	6.3.4 目的上必要な区域を定め、ロープ等によりこれを明示す
	実施責任者	る
	市民	6.4.1 避難準備後,避難を開始する
6.4 避難を行う	区本部,消防部,警察機関,その他防災関係機関	
6.7 庁舎等施設 で避難誘導を 行う		6.7.1 適切な避難場所等へ誘導する 6.7.2 地域の自主防災組織等の協力を求める 6.7.3 近隣の避難場所等の情報を提供する 6.7.4 本部又は区本部に応援を要請する
6.8 移送を行う	区本部 本部長	6.8.1 車両,舟艇,ヘリコプター等で移送を行う 6.8.2 府知事に応援を要請する

(注) 6.5, 6.6及び6.4.2は欠番としている。

■ 対策の流れ





6.0 避難に関する情報を伝達する

本部長等は、避難に関する情報をあらかじめ定められた系統により、関係住民等に伝達する。6.0.1 関係地区の自主防災組織等に対して、避難に関する情報を伝達する(区本部、消防部)

区本部及び消防署は、関係地区の自主防災組織等に対して、電話等により避難に関して必要な情報 を伝達する。

- ※ 資料3-6-3 京都市防災マップ(水災害編)「情報面」
- 6.0.2 あらかじめ定められた系統により、住民等に伝達する(自主防災組織等)

自主防災組織等は、市民防災行動計画等にあらかじめ定められた系統により、避難に関して必要な情報を住民等に伝達する。

- ※ 資料3-6-3 京都市防災マップ(水災害編) 「情報面」
- 6.0.3 要配慮者に確実に伝達されるよう留意する(自主防災組織等)

自主防災組織等は、高齢者、障害のある方、乳幼児、傷病者、妊産婦、日本語を解することができない外国人等(以下「要配慮者」という。)に、確実に伝達するよう留意する。

- ⇒ 22.1 要配慮者の安否を確認する
- 6.0.4 浸水想定区域内にある地下街等の地下施設及び要配慮者利用施設に伝達する(本部長等)

本部長等は、浸水想定区域内にある地下街等の地下施設及び要配慮者利用施設で避難確保措置計画が必要な施設又は情報伝達体制を定める必要があると市長が認める要配慮者利用施設に確実に伝達する。

- ※ 資料2-1-14 避難確保措置計画が必要な施設 資料2-1-15 情報伝達体制を定める必要がある要配慮者利用施設(浸水想定区域内)
- 6.0.5 土砂災害警戒区域等の土砂災害の発生のおそれのある区域の要配慮者利用施設に伝達する(区本部長等)

区本部長等は、土砂災害警戒区域等の土砂災害の発生のおそれのある区域にある情報伝達体制を定める必要があると認める要配慮者利用施設に確実に伝達する。

※ 資料2-1-16 情報伝達体制を定める必要がある要配慮者利用施設(土砂災害警戒区域等内)

(避難に関する情報の伝達内容)

- ア 河川の水位情報(河川の洪水警報等)
- イ 気象台による降雨情報(大雨,洪水警報等)
- ウーナ砂災害警戒情報
- エ 避難準備に関する事項
- オ 避難時の注意事項

6.1 避難の準備・勧告・指示を発令する

6.1.1 避難準備・勧告・指示を発令する(本部長,区本部長等(実施責任者))

本市においては、本部長(市長)又はその補助執行機関としての区本部長、消防部長及び消防署長(以下「本部長等」という。)が、災害の状況により次のとおり、避難の準備、勧告、指示又は警戒区域を設定する。

- ア 本部長は、火災等の災害が拡大し、又は拡大のおそれがある場合で、広範囲にわたって地域住民 を避難させる必要がある場合、避難の準備、勧告、指示を行う。
- イ 区本部長は、管轄区域内において火災等の災害が拡大し、又は拡大のおそれが急迫し、緊急に地域住民を避難させる必要があると認めた場合、消防署長、警察署長と協議して避難の準備、勧告、指示を行う。
- ウ 消防署長及び警察官は、災害応急活動中において、前号の状況が急迫し、本部長又は区本部長が 行う勧告、指示を待ついとまがないときは、避難の勧告、指示を行う。ただし、警察官は避難の指 示のみを行う。
- エ 避難勧告等は、次の状況を基準として実施する。また、状況が切迫し急を要するときは、避難を指示し、状況に応じて警戒区域を設定する。
- ⇒ 6.3 警戒区域を設定する
- ※ 資料3-6-1 災害対策基本法等関係法令による避難の勧告,指示の実施責任者

(避難の準備・勧告・指示等の基準)

1 避難準備情報

災害により人的被害の発生のおそれがあり、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始する必要がある場合に提供する情報

ア 河川がはん濫注意水位(警戒水位)を突破し、かつ洪水のおそれのあるとき。

イ 土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害のおそれのあるとき。

2 避難勧告

災害により人的被害の発生のおそれがあり、災害の拡大を防止するため特に必要がある場合に、 市民に対し避難のための立ち退きを勧め、又は促すもの

- ア 避難の必要が予想される各種気象警報が発せられたとき。
- イ 河川が避難判断水位(特別警戒水位)を突破し、洪水のおそれのあるとき。
- ウ 火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき。
- エ 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害のおそれがあり、又は発生し、付近住民に生命の危険が認められるとき。
- オ 有毒ガスその他の危険物質が流出拡散し、又はおそれがあり、住民に生命の危険が認められるとき。
- カ その他諸般の状況から、避難の必要があると認められるとき。
- 3 避難指示

災害により被害の危険が目前に切迫している場合に、「避難勧告」より強く市民に対し避難のための立ち退きを勧め、又は促すもの

4 警戒区域

災害が発生した場所,又は発生危険が切迫し,市民の生命や身体への危険を防止するため,災害応急対策従事者以外の者の立入り制限,禁止,退去の命令を行う場合に設定する区域

- 6.1.2 区本部長に避難準備、勧告、指示発令を報告する(消防部、警察機関)
 - 消防部,警察機関が避難準備,勧告,指示,命令等を発令した場合は,消防署長,警察署長は直ち に区本部長に連絡する。
- 6.1.3 本部長に避難準備,勧告,指示発令を報告する(区本部長)
 - ア 区本部長は、管轄区域内において避難準備、勧告、指示を発令した場合は、直ちに本部長に報告する。
 - イ 区本部長は、消防署長、警察署長から避難勧告、指示、命令等を発令した旨の報告を受けた場合 は、直ちに本部長に連絡する。
- 6.1.4 府知事に避難準備,勧告,指示発令を報告する(本部長)

本部長は、避難準備、勧告、指示を発令した場合、又は区本部長から避難準備、勧告、指示、命令等を発令した旨の報告を受けた場合は、直ちに京都府知事に報告する。

(参考) 避難準備・勧告・指示の解除(本部長)

本部長は、避難の勧告、指示をした後、避難の必要がなくなったと認めるときは、速やかに関係機関と協議のうえ、その旨を公示するとともに、府知事に報告する。

なお、その方法は、「6.2 避難準備・勧告・指示を伝達する」に準じる。

⇒ 6.2 避難準備・勧告・指示を伝達する

6.2 避難の準備・勧告・指示を伝達する

本部長等が避難の準備、勧告、指示を行う場合は、あらかじめ定められた系統により、関係住民等に伝達する。

- 6.2.1 放送機関に対して、避難準備・勧告・指示を行った旨を通知する(本部事務局、総合企画部) 本部事務局及び総合企画部は、NHK、KBS、FM京都、みやびじょん(CATV)、FM伏見、 FMCO・CO・LO、ラジオカフェの放送局に対して、準備、勧告、指示を行った旨を通知する。
- 6.2.2 放送について協力を依頼する(本部事務局,総合企画部)

本部事務局及び総合企画部は、放送局に対して関係住民に伝達すべき事項を明示し、「災害時の放送に関する協定書」に基づき、緊急放送を依頼する。

- ※ 資料3-4-1 災害時の放送に関する協定書・細目
- ⇒ 4.4 緊急広報を行う

(避難の準備, 勧告, 指示を行う場合の伝達内容)

- ア 準備, 勧告又は指示者
- イ 準備、勧告又は指示の理由(危険性を含む)
- ウ 避難を要する地域
- エ 避難場所の指定
- オ 避難経路(必要ある場合)
- カ 注意事項 (火災・盗難の予防,携行品,服装等)
- 6.2.3 ホームページ,多メディア一斉送信装置,緊急速報メール及び京都府のメール配信システムを活用し、情報を発信する(本部事務局,総合企画部)

本部事務局及び総合企画部は、避難の準備、勧告、指示を行ったときは、本市等のホームページ等を通じて、その旨を周知するとともに、本部事務局は、多メディアー斉送信装置、緊急速報メール及び京都府防災・防犯情報メール配信システムを活用し、情報を発信する。

- 6.2.4 関係地区の自主防災組織等に対して,避難の準備,勧告,指示を伝達する(区本部,消防部) 区本部及び消防部は,関係地区の自主防災組織等に対して,電話等により避難の準備,勧告,指示を伝達する。
- 6.2.5 あらかじめ定められた系統により、住民等に伝達する(自主防災組織等) 自主防災組織等は、市民防災行動計画等にあらかじめ定められた系統により、避難の準備、勧告、 指示の内容を住民等に伝達する。
- 6.2.6 広報車等で関係地区を巡回して伝達する(区本部,消防部,警察署) 区本部,消防署,警察署の広報車等により,関係地区を巡回して伝達する。
 - ⇒ 4.4 緊急広報を行う
- 6.2.7 関係地区を巡回し、携帯スピーカー等を利用して口頭伝達を行う(区本部,消防部等) 区本部,消防署,警察官,消防団員,自主防災組織等は、広報車による伝達と併せて、関係地区を 巡回し、携帯スピーカー等を利用して口頭伝達を行う。
- 6.2.8 各家庭を戸別に訪問し、伝達の周知を図る(区本部、消防部等) 区本部、消防署、警察官、消防団員、自主防災組織等は、必要があるときは各家庭を戸別に訪問し て伝達の周知を図る。
- 6.2.9 要配慮者に確実に伝達されるよう配慮する(自主防災組織等) 自主防災組織等は、要配慮者に、確実に伝達するよう配慮する。
 - ⇒ 22.1 要配慮者の安否を確認する
- 6.2.10 浸水想定区域内にある地下街等の地下施設及び要配慮者利用施設に伝達する(本部長等) 本部長等は、浸水想定区域内にある地下街等の地下施設で避難確保措置計画が必要な施設又は情報 伝達体制を定める必要があると市長が認める要配慮者利用施設に確実に伝達する。
 - ※ 資料2-1-14 避難確保措置計画が必要な地下街等の地下施設 資料2-1-15 情報伝達体制を定める必要がある要配慮者利用施設(浸水想定区域内) 資料3-30-39 地下街等への情報伝達経路図
 - 資料3-30-40 要配慮者施設への情報伝達経路図
- 6.2.11 土砂災害警戒区域等の土砂災害の発生のおそれのある区域内にある要配慮者利用施設に伝達する(区本部長等)

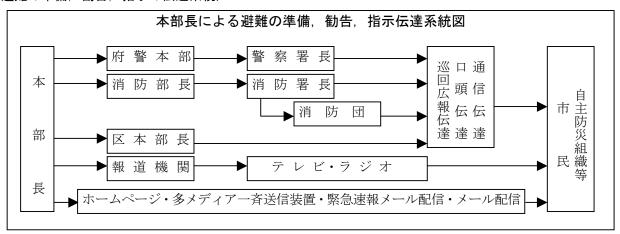
区本部長等は、土砂災害警戒区域等の土砂災害の発生のおそれのある区域内にある要配慮者利用施設のうち、情報伝達体制を定める必要があると認める施設に確実に伝達する。

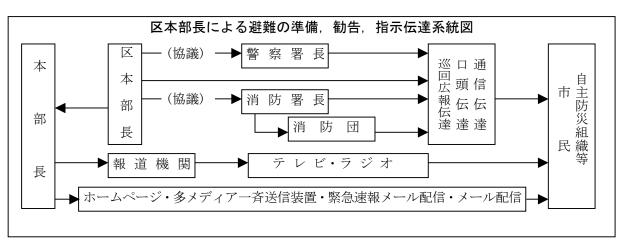
- ※ 資料2-1-16 情報伝達体制を定める必要がある要配慮者利用施設(土砂災害警戒区域等内) 資料3-32-3 土砂災害警戒情報の警戒区域等への情報伝達系統図
- 6.2.12 土砂災害警戒区域等の土砂災害の発生のおそれのある区域のある自主防災組織に伝達する。(区本部 長等)

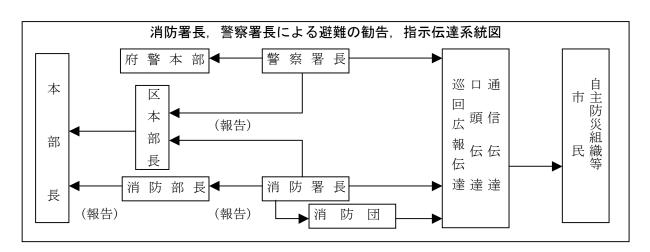
区本部長等は、土砂災害警戒区域等の土砂災害の発生のおそれのある区域のある自主防災組織に確 実に伝達する。

※ 資料3-32-3 土砂災害警戒情報の警戒区域等への情報伝達系統図

(避難の準備, 勧告, 指示の伝達系統)







6.3 警戒区域を設定する

6.3.1 警戒区域の設定を行う(本部長,区本部長等実施責任者)

本部長等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があるときは、警戒区域を設けて、設定した区域への応急対策従事者以外の者の立入を制限、禁止し、又はその区域からの退去を命じることができる。

※ 資料3-6-2 災害対策基本法等関係法令による警戒区域設定権者

6.3.2 火災警戒区域の設定を行う(消防部)

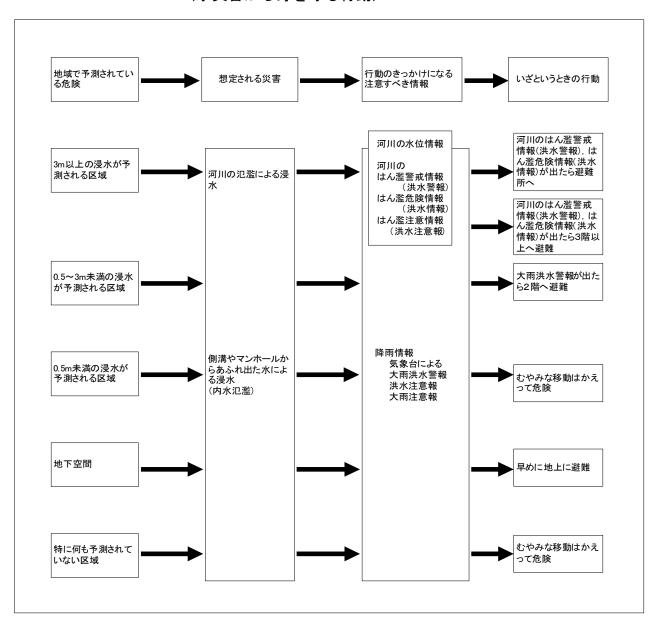
消防部長又は消防署長は、火災のおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生した際には人命又は 財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき、火災警戒区域を設定する。

一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第6節 避難応急対策計画

- 6.3.3 消防警戒区域の設定を行う(消防部) 消防部職員又は消防団員は、火災の現場において、活動確保を主目的として、消防警戒区域を設定 する。
- 6.3.4 目的上必要な区域を定め、ロープ等によりこれを明示する(本部長、区本部長等実施責任者) 本部長等は、警戒区域を設定するときは、その目的上必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを 明示する。

6.4 避難を行う

(水災害から身を守る行動)



6.4.1 避難準備後,避難を開始する(市民)

市民は、災害発生に備え、速やかに避難の準備を行い、自主防災組織又は自治会、町内会別に組織 的に避難する。

なお, 避難に当たっては, 要配慮者を優先して援護する。

(避難の準備)

- ア 避難に際しては、必ず火気、危険物等の始末を完全に行い、電気ブレーカーを切る。
- イ 大雨, 台風期には災害に備えて, 家屋(屋根・雨戸)を補強し, 浸水が予想される場合は, 家 財を2階に移動させる。
- ウ 事業所にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずる。
- エ 避難者は、3日分程度の食料、飲料水(水筒等容器),手拭い等の日用品、懐中電灯、携帯ラジオ、救急薬品等を携行する。

避難者は、できるだけ氏名票(住所、氏名、年齢、血液型を記入したもので水にぬれてもよいもの)を準備する。

- オ 服装は軽装とするが、素足、無帽は避け、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行する。
- カ 貴重品以外の荷物 (大量の家具類等) は持ち出さない。
- キ 各号のうち、平常時から用意しておける物品等は「非常持出し」と標示した袋等に入れて迅速 に持ち出せるようにする。

(避難開始の時期)

- ア 本部長,区本部長,消防署長,警察署長名等をもって,市職員,消防吏員,消防団員,警察官等により避難の準備,勧告,指示が伝達されたとき。
- イ 避難の準備、勧告、指示が、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて伝達されたとき。
- ウ テレビ, ラジオ等の情報又は付近の浸水状況等から判断して, 隣近所の人々と避難することで 意見がまとまったとき。
- エ 身の危険を感じたとき。
- オ 水災害が発生した場合に想定される浸水深に応じて、6.4「水災害から身を守る行動」を基本に適切に行動する。

(避難時の注意事項)

- ア 水災害が発生した場合に想定される浸水深に応じて、6.4「水災害から身を守る行動」を基本に適切に行動する。
- イ 自主防災組織又は自治会,町内会等別に組織的に避難する(市民) 市民の避難行動は,原則として自主防災組織又は自治会,町内会等別に,組織的に行う。
- ウ 要配慮者を優先して援護しながら避難する(市民)

市民は、避難をするに際し、要配慮者を優先して援護しながら避難する。その際、防災関係機関等の協力を得ながら可能な限り戸別訪問を実施するなど、被災家屋等に取り残された者の安否を確認する。

- ⇒ 22.1 要配慮者の安否を確認する
- エ 徒歩により避難する(市民)

市民の避難は、原則として、徒歩によるものとする。

- ※ 資料3-6-3 京都市防災マップ(水災害編)「情報面」
- 6.4.2 (欠番)
- 6.4.3 相互連絡体制を構築し、避難に必要な情報を収集する(消防部、区本部、警察機関その他防災関係機関)

区本部、消防部、警察機関その他防災関係機関は、避難誘導に必要な情報を収集する。

(相互連絡体制を構築する)

- ア 避難誘導する地域の浸水状況と拡大の見通し
- イ 避難路付近の浸水の状況と損壊の程度(橋梁を含む。)
- ウ 要配慮者の安全確保
- エ 避難場所等の収容可能状況と地域人口
- オ 相互連絡体制の確保に万全を期す
- 6.4.4 情報を自主防災組織に提供する(警察機関,消防部,区本部,その他防災関係機関)

区本部,消防部,警察機関その他防災関係機関は,収集した避難誘導に必要な情報を自主防災組織 等へ伝達するよう努める。

- 6.4.5 避難経路・避難誘導先の安全を確認する(警察機関、消防部、区本部、その他防災関係機関) ア 避難経路及び避難誘導先については、事前に検討し、その安全を確認し、危険箇所には標示、ロー プの設置等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。特に夜間は照明を確保し、ま た浸水地等には必要に応じ、舟艇、ロープ等の資材を配置して、誘導の安全を期するものとする。 イ ただし、災害の状況により上記の避難誘導ができないと判断される場合にあっては、直ちに本部、 区本部等の指示を受ける。
- 6.4.6 (欠番)
- 6.5 ~ 6.6 (欠番)

6.7 庁舎等施設で避難誘導を行う

市庁舎,学校,社会教育施設,社会福祉施設,医療施設等においては,各施設の管理者は,周辺の被害状況を勘案しながら,児童,生徒,施設利用者等を安全に避難誘導する。

駅舎,地下街,大規模小売店舗,観光関連施設,その他民間の不特定多数の者が利用する施設等においても,これに準じて実施するよう努める。

- ⇒ 4.4.5 避難誘導・混乱防止の緊急広報を行う
- ⇒ 20.2 児童生徒の安否確認を行う
- ⇒ 22.2 社会福祉施施設等での対応を行う
- 6.7.1 適切な避難場所等へ誘導する(施設管理者) 施設周辺の状況等に留意しながら、あらかじめ定められた避難計画に基づき、適切な避難場所等へ 誘導する。
- 6.7.2 地域の自主防災組織等の協力を求める(施設管理者) 各施設の避難誘導員は、施設利用者等の安全な避難について、地域の自主防災組織等の協力を求める。
- 6.7.3 近隣の避難場所等の情報を提供する(施設管理者) 各施設において避難誘導できない場合,施設管理者は,近隣の避難場所等の情報を施設利用者等に 提供する。
- 6.7.4 本部又は区本部に応援を要請する(施設管理者) 各施設において避難誘導できない場合,施設管理者は,本部又は区本部に応援を要請する。

6.8 移送を行う

- 6.8.1 車両, 舟艇, ヘリコプター等で移送を行う(区本部)
 - 避難は、避難者が徒歩で行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、区本部は、警察、消防、自衛隊等の協力を得て、車両、舟艇、ヘリコプター等により移送を行う。
- 6.8.2 府知事に応援を要請する(本部長)

被災地が広域で大規模な移送を要し、本市において対処できないときは、本部長は府知事に対し応援要請を行う。

⇒ 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する

第7節 避難所の運営計画

(7 避難所を運営する)

■ 基本方針

家屋の流出, 焼失等により住家を失った被災者あるいは災害による避難準備情報, 避難勧告(自主避難を含む。)若しくは避難指示の対象となる住民等に対しては, 速やかに避難所(福祉避難所を含む。以下同じ。)を開設し, これを受け入れるものとするが, 災害発生直後の被災地域は相当混乱していることが予想されるため, 避難所に指定している施設の管理者及び自主防災組織等が協力して対応することが必要である。開設後においても, 区本部を中心として関係者が連携して運営に当たるものとする。

地域の主要な避難所は、被災時の混乱した状況においては、地域の食料、物資等の供給、情報の収集、連絡等の拠点としても活用する。

避難所及び避難者の情報は、被災者の救援や復旧、復興に向けての対策の基本となるため、この情報収集、管理には十分留意する。

■ 実施責任者 : 各区本部長

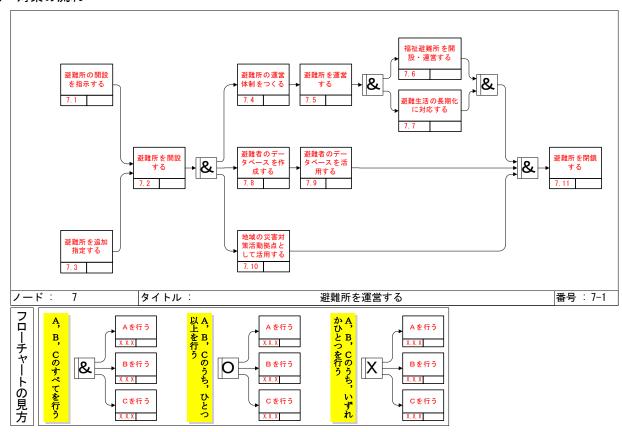
■ 役割分扣

■ 役割分担			
応急対策項目	担	当	分 担 内 容
7.1 避難所の開 設を指示する	区本部長,	区本部	7.1.1 調査班を区内の被害状況調査に派遣する 7.1.2 緊急調査班を区内の被害状況調査に派遣する 7.1.3 地域の被害,避難状況を調査する 7.1.4 外観目視により予定施設の使用可否を一次的に判断する 7.1.5 区本部長に報告する 7.1.6 区本部管理担当者に避難所の開設を指示し,派遣する
7.2 避難所を開設する	区本部		(1) 避難所の安全確認 7.2.1 自主防災組織等と情報交換を行う 7.2.2 避難所の安全確認を行う 7.2.3 自主防災組織等と連携して安全確認を行う 7.2.4 区本部長に対応を要請する 7.2.5 他の避難所への移動を指示する (2) 避難者の受入れ 7.2.6 避難者を受け入れる 7.2.7 本部長に避難所開設を報告する (3) 予定室が不足している場合の対応 7.2.8 施設管理者等と協議し、他の室の利用を指示する 7.2.9 区本部長に対応を要請する (4) 区本部管理担当者が派遣できない場合の対応
	市立の予定施設の管理	(4) 区本部官珪担当有が派遣できない場合の対応 7.2.10 調査班等を派遣する 7.2.11 本部に応援を求める 7.2.12 施設管理者に避難所の開設,管理運営を依頼する (5) 区本部長から開設の指示がない場合の対応 7.2.13 安全確認を行ったうえで避難者を受け入れる	
7.3 避難所を追	区本部	7.2.14 区本部長に管理担当者の派遣を要請する (1) 他の公共施設の追加指定 7.3.1 追加指定を行う予定の施設管理者と協議を行う	
加指定する		7.3.2 避難所として追加指定を行う 7.3.3 他区,隣接市町での避難者受入れを本部長に要請する	

応急対策項目	担当	分 担 内 容
	-	(2) 予定施設以外の施設における避難者への対応
		7.3.4 最寄りの避難所の区本部管理担当者に届け出るよう広
		報する
 7.3 避難所を追		7.3.5 届出を受理した避難所の状況を勘案し,受入れを判断す
加指定する	区本部	る
71111 AC 9 10		7.3.6 届出を受理した避難所への移動を指導する
		7.3.7 区本部長へ報告する
		7.3.8 届出のあった予定施設以外の施設を避難所として追加 指定する
		7.4.1 区本部管理担当者が避難所の管理責任者となる
- 4 NOTE HILL - ADD		7.4.2 当該施設の実情に応じて運営協議会,世話人会を設置す
7.4 避難所の運		5
営体制をつく		7.4.3 運営協議会で協議して運営する
る		7.4.4 世話人会で重要事項を検討する
		7.4.5 グループを編成し役割を分担する
		(1) 情報の収集・伝達
		7.5.1 避難所,避難者情報の収集を行う
		7.5.2 要配慮者の状況把握に努める 7.5.3 総合企画部と連携して,避難者が必要とする情報を伝達
	[1.5.5 松市正岡市と建協して、歴無有が必安とする情報を仏達しまる
		(2) 被災者への対応
		7.5.4 飲料水,食料,物資等を受領し,避難者等に配布する
7.5 避難所を運	保健福祉部	7.5.5 救護所を設けるなど,保健救護活動を行う
営する		(3) 要配慮者の援護
	区本部	7.5.6 要配慮者に優先的な食事,スペース提供などの援護を行
	四个印	5 8 5 8 10 時長日如2-41 大大 華寺 上 2
		7.5.7 保健福祉部に対応を要請する (4) 避難生活
		7.5.8 共同生活に必要なルールを定め徹底を図る
	運営協議会	7.5.9 ボランティア自らによる受入体制をつくる
		7.5.10 ボランティアとの情報の共有に努める
		7.6.1 区内の福祉避難所として利用可能な施設の状況を調査
3 0 1-11 NR+##	区本部	†3
7.6 福祉避難所		7.6.2 施設管理者と協議を行う
を開設・運営 する	 保健福祉部	7.6.3 福祉避難所を開設する 7.6.4 必要な要員,物資等の確保を図る
9.0		7.6.5 避難所に準じた福祉避難所の運営を行う
	保健福祉部・区本部	7.6.6 要配慮者の状況に応じた食料や物資を供給する
	区本部	7.7.1 避難所に保健師等の派遣を行い、健康相談を実施する
		7.7.2 PTSDに対し、専門家によるカウンセリングを実施
 7.7 避難生活の		する
長期化に対応		7.7.3 温食, 生鮮野菜等により食生活の改善に配慮する
する		7.7.4 きめ細かな情報提供と相談体制の確立に努める
		7.7.5 避難者のプライバシー保護に配慮する 7.7.6 申告に基づき転出先を把握し,情報提供を継続する
		7.7.7 本部長に支援の要請を行う
		7.8.1 各避難所から報告される避難者数,避難者名簿を取りま
		とめる
 7.8 避難者のデ	区本部	7.8.2 避難者や在宅被災者の中の要配慮者の個別状況を把握
一タベースを		する
作成する	 	7.8.3 本部長に報告する
	本部事務局	7.8.4 避難所データベースを作成する 7.8.5 避難者データベースを作成する
	个叩ず幼川 	7.8.6 要配慮者データベースを作成する
Ĺ	<u> </u>	1.0.0 久中心ロ/ / * ハモIFM 1 d

応急対策項目	担当	分 担 内 容
7.9 避難者のデ	本部事務局	7.9.1 避難所,避難者等の情報をデータベースとして整備,管理する 7.9.2 避難所,避難者の情報を各部へ提供する
ータベースを 活用する	各部	7.9.3 必要な被災者対策を実施する 7.9.4 実施した対策を本部事務局に報告する 7.9.5 内容を明らかにして,区本部長に情報提供を要請する
7.10 地域の災害 対策活動拠点 として活用す る	区本部	7.10.1 情報収集・伝達拠点として活用する 7.10.2 食料,生活必需品の供給拠点として活用する 7.10.3 給水活動の拠点として活用する 7.10.4 保健衛生活動拠点として活用する 7.10.5 その他の対策活動の拠点として活用する
7.11 避難所を閉鎖する	区本部	7.11.1 避難所の統合,閉鎖を協議し,判断する 7.11.2 避難所の閉鎖の決定を報告する 7.11.3 避難所の閉鎖を指示する 7.11.4 速やかな帰宅又は他の避難所への移動を周知する 7.11.5 避難所の閉鎖完了を報告する 7.11.6 本部長に避難所の閉鎖完了を報告する

■ 対策の流れ



7.1 避難所の開設を指示する

- 7.1.1 調査班を区内の被害状況調査に派遣する(区本部長) 区本部長は,勤務時間内においては,発災後直ちに調査班を区内の被害状況調査に派遣する。
 - ⇒ 1.8.6 調査班を編成する
- 7.1.2 緊急調査班を区内の被害状況調査に派遣する(区本部長) 区本部長は、勤務時間外においては、発災後直ちに緊急調査班を区内の被害状況調査に派遣する。
 - ⇒ 1.8.7 緊急調査班を編成する

7.1.3 地域の被害、避難状況を調査する(区本部)

調査班(緊急調査班)は、地域の被害、避難状況を調査する。

- ⇒ 1.8.9 区内の全体的な被害の概況や住民の動向を把握する
- 7.1.4 外観目視により予定施設の使用可否を一次的に判断する(区本部)

調査班(緊急調査班)は、あらかじめ指定した施設(以下、本節において「予定施設」という。) の被害状況を外観目視によって避難所としての使用可否を一次的に判断する。

ア 使用可否の判断は、あらかじめ定められたチェックリストによって行う。

イ 予定施設に, すでに避難者が避難している場合は, 自主防災組織等の地域の協力を得て判断する。

7.1.5 区本部長に報告する(区本部)

調査班(緊急調査班)は、区内の被害の概況や予定施設の状況を区本部長に報告する。 なお、予定施設の通信設備が使用可能な場合、できるだけ予定施設から報告する。

7.1.6 区本部管理担当者に避難所の開設を指示し、派遣する(区本部)

区本部長は、区本部から派遣する管理担当者(以下「区本部管理担当者」という。)に対し、原則として安全が確認できた予定施設を避難所として開設することを指示し、派遣する。

ただし、応急危険度判定調査の実施を待ついとまがないときは、区本部長は、住民が避難しているとの報告があった予定施設に区本部管理担当者を派遣し、本部長に対し、速やかな応急危険度判定調査を実施するよう要請する。

(区本部長による避難所の開設基準)

ア 開設基準

区本部長は,避難準備情報,避難勧告,避難指示を発令,又は災害が発生した場合において, 必要な避難所を開設する。

⇒ 6.1 避難の準備・勧告・指示を発令する

イ 避難所の対象

避難所は、原則として予定施設に開設する。

使用する室は、学校施設においては、体育館を予定する。

使用する室が、浸水等により使用できない場合又は避難者が収容可能人員を上回るなど予定 している室が不足する場合は、施設管理者等関係者と協議のうえで、他の室の利用、又は区本 部長が他の公共的施設を避難所として追加指定することができる。

- ウ 収容対象者
- (ア) 住居が被害を受け、居住の場を失った者
- (4) ライフラインの被害等により、通常の生活が著しく困難になった者
- (ウ) 避難勧告が発せられる等により緊急避難の必要がある者
- (エ) 交通機関が被害を受け、一時帰宅が不能となった者
- 工 開設期間

避難所を開設する期間は、原則として7日以内とする。ただし、被災の状況によって、京都府、国と協議のうえで期間を延長することができる。

なお、開設期間の長期化が見込まれる場合においては、区本部長は、応急教育の実施等施設 の本来機能回復に支障がないよう、状況に応じて避難所の統廃合を行う。

オ その他の基準

その他避難所の開設及び運営に関しては、災害救助法に定める基準に準じて実施する。

※ 資料 3-7-1 避難所及び収容人員一覧表

資料 3-23-1 救助の程度 方法及び期間等一覧表

7.2 避難所を開設する

- (1) 避難所の安全確認
- 7.2.1 自主防災組織等と情報交換を行う(区本部)

区本部管理担当者は,当該避難所の管理,運営に必要な用品等を持参するとともに,すでに住民 が避難している場合は,施設管理者,自主防災組織等と情報の交換を行う。

なお、避難所の開設準備は、原則として予定されている室において行う。

7.2.2 避難所の安全確認を行う(区本部)

区本部管理担当者は、あらかじめ定められたチェックリストによる安全確認が実施されていない 場合は、避難所の安全確認を行う。 7.2.3 自主防災組織等と連携して安全確認を行う(区本部)

区本部管理担当者は、すでに住民が避難している場合には、自主防災組織等と連携して避難所の 安全確認を行う。

7.2.4 区本部長に対応を要請する(区本部)

区本部管理担当者は、避難所の使用が危険と判断される場合、又は、判断が困難な場合には、区本部長に対応を要請する。

7.2.5 他の避難所への移動を指示する(区本部)

区本部長は,区本部管理担当者から要請を受けたときは,周辺の避難所の状況を調査し,他の避難所への移動を指示する。

(2) 避難者の受入れ

7.2.6 避難者を受け入れる(区本部)

区本部管理担当者は、原則として、避難所の安全を確認した後、避難者を受け入れる。

7.2.7 本部長に避難所開設を報告する(区本部)

区本部管理担当者は、避難所を開設したときは、避難所の開設日時、施設・設備状況等を区本部 長に報告する。

区本部長は、区内の避難所の開設状況、避難状況等をとりまとめ、本部長へ報告する。

※ 様式 3-7-2 避難所開設・閉鎖報告書

様式 3-7-3 避難所開設状況報告(中間・確定報告)

- (3) 予定室が不足している場合の対応
- 7.2.8 施設管理者等と協議し、他の室の利用を指示する(区本部)

使用室が浸水等で使用できない又は避難者が収容可能人員を上回るなど,室が不足する場合は, 区本部管理担当者は,施設管理者等関係者と協議のうえで,他の室の利用を図る。

- ⇒ 20.6 避難所の運営を支援する
- 7.2.9 区本部長に対応を要請する(区本部)

区本部管理担当者は、避難所内で他の室の利用を図っても、なお室が不足する場合は、区本部長 に対応を要請する。

⇒ 7.3 避難所を追加指定する

(4) 区本部管理担当者が派遣できない場合の対応

7.2.10 調査班等を派遣する(区本部)

区本部長は,区本部管理担当者を派遣することが困難である場合は,調査班等を臨時に派遣する。

7.2.11 本部に応援を求める(区本部)

区本部長は、区本部管理担当要員が不足する場合は、本部に応援を求めるなどの措置をとる。

7.2.12 施設管理者に避難所の開設,管理運営を依頼する(区本部)

区本部長は、区本部管理担当者を派遣することが困難である場合は、施設管理者等に避難所の開設及び当初の運営管理の実施について協力を依頼する。

- (5) 区本部長から開設の指示がない場合の対応
- 7.2.13 安全確認を行ったうえで避難者を受け入れる(市立の予定施設の管理者)

市立の予定施設の施設管理者は、区本部長の開設等の協力依頼がない場合において、必要があると認められるときは、安全確認を行ったうえで避難者を受け入れる。

7.2.14 区本部長に管理担当者の派遣を要請する(市立の予定施設の管理者)

市立の予定施設の施設管理者は、区本部長に区本部管理担当者の派遣を要請する。

7.3 避難所を追加指定する

- (1) 他の公共施設の追加指定
- 7.3.1 追加指定を行う予定の施設管理者と協議を行う(区本部)

予定施設が被災するなど区内の避難所が不足する場合は,区本部長は,他の公共施設等の施設管理者と協議を行う。

7.3.2 避難所として追加指定を行う(区本部)

区本部長は、施設管理者との協議のうえで、避難所を追加指定する。この場合において、開設、 運営等に関する事項は、通常の避難所と同様とする。

区本部長は、避難所を追加して開設する場合、区本部管理担当者、用品等が不足するときは、直 ちに本部長に応援を要請する。

⇒ 7.2 避難所を開設する

7.3.3 他区, 隣接市町での避難者受入れを本部長に要請する(区本部)

区内の他の公共施設等を追加指定しても,なお避難所が不足すると認められる場合は,区本部長は,他区又は隣接する市町において避難者の受入れを行うよう本部長に要請する。

- ⇒ 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する
- (2) 予定施設以外の施設における避難者への対応
- 7.3.4 最寄りの避難所の区本部管理担当者に届け出るよう広報する(区本部)

区本部長は、予定施設以外の施設に多数の避難者が避難していることが予想される場合には、原 則として最寄りの避難所の区本部管理担当者にその旨の届出を行うよう広報する。

7.3.5 届出を受理した避難所の状況を勘案し、受入れを判断する(区本部)

届出を受けた区本部管理担当者は、管理する避難所の避難者数等の状況を考慮したうえで、当該 避難所への受入れを判断する。

7.3.6 届出を受理した避難所への移動を指導する(区本部)

届出を受けた区本部管理担当者は、受入れが可能であると判断した場合は、予定施設以外から当該避難所への移動を指導する。

7.3.7 区本部長へ報告する(区本部)

届出を受けた区本部管理担当者は、受入れが困難であると判断した場合は、その旨を区本部長に報告する。

7.3.8 届出のあった予定施設以外の施設を避難所として追加指定する(区本部)

区本部長は、地域の被害状況、周辺の避難所の収容状況を考慮し、特に必要があると認めるときは、当該届出のあった施設を避難所として追加指定することができる。

⇒ 7.2 避難所を開設する

7.4 避難所の運営体制をつくる

避難所の運営管理は、早期に避難者の生活を再建することができるよう自立を促し、避難所の早期解消を図ることを基本とする。

7.4.1 区本部管理担当者が避難所の管理責任者となる(区本部)

各避難所の管理責任者は、区本部管理担当者が当たる。

7.4.2 当該施設の実情に応じて運営協議会,世話人会を設置する(区本部)

区本部管理担当者は、各避難所の実情に応じて、次の構成からなる世話人会の体制を確立することとする。

- 7.4.3 運営協議会で協議して運営する(運営協議会)
 - ア 各避難所の運営は、運営協議会で協議して実施する。この場合、運営協議会への女性の参加を 積極的に勧めるとともに、避難所の運営管理に当たっては、男女のニーズの違い等男女双方の視 点に配慮するように努める。
 - イ 大規模な災害のときなど長期にわたり避難所の開設が見込まれる場合は,可能な限り避難者が, 自主的な運営を行うよう努める。
 - ウ 発災直後の混乱した状況においては、施設管理者が避難所の運営を支援するよう努める。
- 7.4.4 世話人会で重要事項を検討する(世話人会)

世話人会は、運営協議会の重要事項を検討する。

7.4.5 グループを編成し役割を分担する(避難者)

避難者は、必要に応じてグループを編成するなどして、避難所内の連絡、給食、給水、清掃等について役割を分担する。

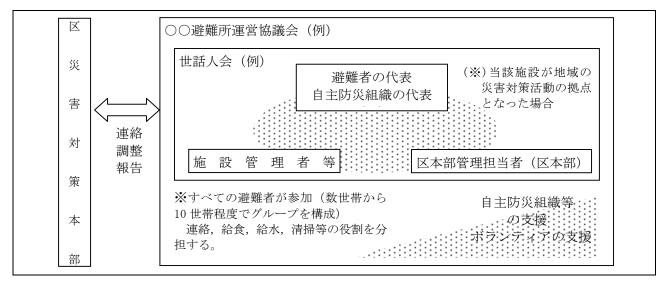
(運営協議会の構成)

- ア 区本部管理担当者
- イ すべての避難者
- ウ 施設管理者
- エ 自主防災組織の代表者(当該施設が地域の災害対策活動の拠点となる場合等)
- オ ボランティア等の代表者(ボランティア等の支援が得られる場合,必要に応じて)

(世話人会の構成)

- ア 区本部管理担当者
- イ 避難者の代表者
- ウ 施設管理者
- エ 自主防災組織等の代表者(当該施設が地域の災害対策活動の拠点となる場合等,必要なと き。)

(避難所運営システム)



7.5 避難所を運営する

各避難所においては、開設後速やかに次の事項を行うこととする。

(1) 情報の収集・伝達

7.5.1 避難所,避難者情報の収集を行う(区本部)

区本部管理担当者は, 当初の段階では避難者数等の概数把握を優先するが, 可能な限り速やかに, 入退所届により避難者名簿を作成し, 区本部長に報告する。

また,区本部管理担当者は、避難所日報を作成し、収容状況、地域住民のニーズ等を区本部長に報告する。

※ 様式 3-7-4 避難所入退所届

様式 3-7-5 避難者名簿

様式 3-7-6 避難所日報

7.5.2 要配慮者の状況把握に努める(区本部)

区本部管理担当者は,入退所届の情報や,世話人会からの情報などにより,要配慮者の状況把握 に努める。

7.5.3 総合企画部と連携して、避難者が必要とする情報を伝達する(区本部) 区本部は、総合企画部と連携して、避難者が必要とする情報を迅速、的確に伝達する。

(2) 被災者への対応

7.5.4 飲料水,食料,物資等を受領し,避難者等に配布する(区本部)

区本部管理担当者は、避難所に届けられる飲料水、食料、物資等を受領し、避難者等に配布する とともに、需要を把握して区本部に報告する。

7.5.5 救護所を設けるなど、保健救護活動を行う(保健福祉部) 保健福祉部は、避難所内に救護所を設けるなどにより、保健救護活動を行う。

(3) 要配慮者の援護

7.5.6 要配慮者に優先的な食事、スペース提供などの援護を行う(区本部)

区本部管理担当者は,要配慮者に対して優先的な食料等の配布,適切なスペースを確保するなど, 必要な援護を行う。

7.5.7 保健福祉部に対応を要請する(区本部)

区本部管理担当者は、当該避難所において要配慮者に対する対応が困難な場合は、区本部長を通 じて、保健福祉部に対応を要請する。

⇒ 22.5 避難所における援護を行う

(4) 避難生活

7.5.8 共同生活に必要なルールを定め徹底を図る(運営協議会)

運営協議会は、当該協議会において定められた、避難所において共同で避難生活を送るうえで必要なルール等を文書の配布、掲示等により避難者に徹底する。

なお、必要なルールを定めるに当たっては、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するよ

うに努める。

7.5.9 ボランティア自らによる受入体制をつくる(運営協議会)

運営協議会は、避難所においてボランティア活動の申入れがあった場合、ボランティア自らによる受入体制づくりを要請する。

7.5.10 ボランティアとの情報の共有に努める(運営協議会)

運営協議会は、ボランティアとの情報の共有化に努め、ボランティアと避難者が共同した避難所 運営を図る。

7.6 福祉避難所を開設・運営する

避難所での避難生活が困難な要配慮者に対しては、保健福祉部が必要な援護対策を策定し、社会福祉施設等への受入調整等を行うが(「第22節 要配慮者への対応計画」を参照)、更に必要のある場合は、福祉避難所を開設し、要配慮者を受け入れるものとする。

7.6.1 区内の福祉避難所として利用可能な施設の状況を調査する(区本部)

区本部長は、避難所内の要配慮者の健康状態、必要な援護の種類等を勘案し、既存の社会福祉施設のみでは、要配慮者の受入れが困難な場合には、保健福祉部長と協議して、区内の公共施設や民間の福祉関連施設等の福祉避難施設として利用可能な施設の状況調査を行う。

7.6.2 施設管理者と協議を行う(区本部)

区本部長は,施設の状況調査の結果をもとに,当該施設管理者と福祉避難所としての利用について協議を行う。

7.6.3 福祉避難所を開設する(区本部)

区本部長は、当該施設管理者の了承のもと、福祉避難所を開設する。

7.6.4 必要な要員、物資等の確保を図る(保健福祉部)

区本部長が福祉避難所を開設する場合には、保健福祉部長は、関係部局や関係機関、団体等と協力して必要な要員、物資等の確保を図り配置する。

7.6.5 避難所に準じた福祉避難所の運営を行う(保健福祉部・区本部)

福祉避難所の運営は、区本部及び保健福祉部職員が、施設管理者、福祉関係団体、ボランティア等の協力を得て行う。

なお、福祉避難所の管理は、避難所の管理に準じて行うものとする。

7.6.6 要配慮者の状況に応じた食料や物資を供給する(保健福祉部・区本部)

保健福祉部及び区本部は、福祉避難所の避難者に対する食料や物資等の供給にあっては、要配慮者の状況に応じた措置に努める。

7.7 避難生活の長期化に対応する

大規模な災害時においては、避難生活が長期化することが考えられるため、避難者の健康を維持するとともに、速やかな自立を支援する必要がある。区本部長は、区内の収容状況に基づき、必要な対策が迅速に行われるよう、関係各部長との総合的な連絡調整を行う。

なお、対策の実施に当たっては、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するように努める。

7.7.1 避難所に保健師等の派遣を行い、健康相談を実施する(区本部)

区本部長は、保健福祉部長等と連携して、被災者の健康管理を行うため、避難所等に対し、保健 師等の派遣を行い、健康相談を実施する。

7.7.2 PTSDに対し、専門家によるカウンセリングを実施する(区本部)

区本部長は、保健福祉部長等と連携して、災害時に発生するPTSD(心的外傷後ストレス障害)等に対して、精神医学、臨床心理学等の専門家による心理的なカウンセリングを実施する。

7.7.3 温食, 生鮮野菜等により食生活の改善に配慮する(区本部)

当初は非常食的な食事が主とならざるを得ないが、避難者の健康維持のため、区本部は、産業観光部及び保健福祉部と連携を図りながら、温食、生鮮野菜等により食生活の改善に配慮する。

7.7.4 きめ細かな情報提供と相談体制の確立に努める(区本部)

区本部は、総合企画部等の協力のもとに、避難者が求めるきめ細かな情報提供と相談体制の確立 に努める。

7.7.5 避難者のプライバシー保護に配慮する(区本部)

区本部は、避難所に更衣等のスペースを確保するほか、状況に応じて、避難者のプライバシーの 保護に配慮した対策を行う。

7.7.6 申告に基づき転出先を把握し、情報提供を継続する(区本部)

避難者が被災地外へ一時転出する場合においても、区本部は申告に基づいて転出先を把握し、広報印刷物等による情報提供を継続する。

7.7.7 本部長に支援の要請を行う(区本部)

区本部長は、状況に応じて、被災者のニーズに応じた対策の実施を検討し、関係機関と連携して 対応するとともに、必要に応じて本部長に支援の要請を行う。

7.8 避難者のデータベースを作成する

避難所を拠点として収集する被災者救援に関する情報の管理は、本部及び区本部において統括的に行う。

7.8.1 各避難所から報告される避難者数,避難者名簿を取りまとめる(区本部)

区本部長は、各避難所から報告される避難者数、避難者名簿(入退所届による避難者の名簿), 要給食者名簿(食料等の配布を必要とする在宅の被災者の名簿)等を取りまとめる。

⇒ 12.2.1 区内の要給食者数を把握する

7.8.2 避難者や在宅被災者の中の要配慮者の個別状況を把握する(区本部)

区本部長は、可能な限り早い段階において、関係部局や地域住民の協力を得て、避難者及び在宅被災者のなかの要配慮者の個別の状況(健康状態、障害の状況、年齢その他必要な事項)を把握する。

⇒ 22.5 避難所における援護を行う

7.8.3 本部長に報告する(区本部)

区本部長は、避難所に関する情報及び要配慮者に関する情報を本部長に報告する。

7.8.4 避難所データベースを作成する(本部事務局)

本部事務局は、発災直後から必要となる被災者救援対策実施の資料とするため、次に示す避難所及び避難者等の基本的な情報については、避難所データベースとして、当初の段階から迅速に取りまとめるものとする。

(避難所データベースの項目)

- ア 避難所名
- イ 所在地
- ウ 避難所の施設・設備等の状況
- エ 避難者数・要給食者数・要配慮者数
- 才 管理担当者数
- カ その他災害の状況により必要な事項
- 7.8.5 避難者データベースを作成する(本部事務局)

本部事務局は、発災後、著しく混乱した状況が収束する時点において、避難者の自立促進、生活再建を支援するため、きめ細かい対応を行ううえで必要となる情報について、避難者データベースとして取りまとめるものとする。

避難者データベースは、避難所において作成する以下の名簿を基礎として、その他災害の状況により必要な調査結果に基づき構成する。

(避難者データベースの項目)

- ア 避難者名簿(入退所届による避難者の名簿)
- イ 要給食者名簿(食料等の配布を必要とする在宅の被災者の名簿)
- 7.8.6 要配慮者データベースを作成する(本部事務局)

本部事務局は、要配慮者に対するきめ細かい支援を行ううえで必要となる情報について、要配慮者 データベースとして取りまとめるものとする。

⇒ 22.5 避難所における援護を行う

7.9 避難者のデータベースを活用する

7.9.1 避難所,避難者等の情報をデータベースとして整備,管理する(本部事務局) 本部事務局は,区本部からの報告に基づいて避難所及び避難者等の情報をデータベースとして整備,管理を行う。

7.9.2 避難所,避難者の情報を各部へ提供する(本部事務局)

本部事務局は、避難所及び避難者のデータベースを被災者援護対策用の基礎資料として各部へ提供する。

7.9.3 必要な被災者対策を実施する(各部)

各部は、避難所及び避難者のデータベースを基に必要な被災者援護対策を実施する。

7.9.4 実施した対策を本部事務局に報告する(各部)

各部は、実施した被災者援護対策を本部事務局に報告する。

- ⇒ 3.3.3 災害状況の逐次報告を行う
- 7.9.5 内容を明らかにして、区本部長に情報提供を要請する(各部)

各部は、データベースにない情報を収集する必要がある場合は、区本部長に調査内容を明らかにして協力要請を行う。

7.10 地域の災害対策活動拠点として活用する

地域の主要な避難所は、避難者のための対策活動だけでなく、地域の被災者の食料、物資等の供給、情報の収集・連絡等、さまざまな災害対策活動の拠点ともなる。災害発生後、区本部は、ここを拠点として、自主防災組織等、施設管理者その他関係機関と連携して、以下のような活動を行う。

7.10.1 情報収集・伝達拠点として活用する(区本部)

区本部は、避難所を以下の機能を有する情報収集・伝達拠点として活用する。

- ⇒ 7.5 避難所を運営する
- ⇒ 4.3 広報印刷物等を発行する

(情報収集・伝達拠点としての機能)

- ア 要配慮者をはじめとする被災者の状況、援護ニーズ等の把握
- イ 広報印刷物等の配布,掲示板等による情報伝達
- 7.10.2 食料,生活必需品の供給拠点として活用する(区本部) 区本部は,避難所を食料,生活必需品の供給拠点として活用する。
 - ⇒ 12.4 食料を受け入れ,配分する
 - ⇒ 13.4 生活必需品を受け入れ、配分する

(食料,生活必需品の供給拠点としての機能)

- ア 被災者の食料,生活必需品等の需要把握,配布のルールづくり(避難所等における受付,要配慮者への配布等)
- イ 炊き出しの実施
- 7.10.3 給水活動の拠点として活用する(区本部)

区本部は、避難所を給水活動の拠点として活用する。

⇒ 14 応急給水活動を行う

(給水活動拠点としての機能)

- ア 個別給水のルールづくり(給水拠点から要配慮者宅等への運搬給水等)
- イ 河川水,井戸水,浄水器等による生活用水確保
- 7.10.4 保健衛生活動拠点として活用する(区本部)

区本部は、避難所を保健衛生対策活動の拠点として活用する。

- ⇒ 15.1 保健衛生指導を行う
- ⇒ 18.2 仮設トイレを配置する

(保健衛生活動拠点としての機能)

- ア 保健救護活動
- イ 地域の清掃, ごみ出し, トイレ使用等のルールづくり
- 7.10.5 その他の対策活動の拠点として活用する(区本部)

区本部は、避難所を以下の対策の活動拠点として活用する。

- ⇒ 19.1 行方不明者を捜索する
- ⇒ 4.6 臨時相談所を開設・運営する

(その他対策活動拠点としての機能)

- ア 防火・防犯見回りの実施
- イ 行方不明者の捜索
- ウ 各種生活相談等

7.11 避難所を閉鎖する

7.11.1 避難所の統合,閉鎖を協議し,判断する(区本部)

区本部長は、区内の被害状況、住民の避難状況、避難所の避難者の状況、在宅被災者の状況等を 把握し、本部長、関係機関等と協議し、避難所の統合、閉鎖について判断する。

7.11.2 避難所の閉鎖の決定を報告する(区本部)

区本部長は、避難所を運営する必要がなくなったと認める場合は、施設管理者、本部長に報告する。

7.11.3 避難所の閉鎖を指示する(区本部)

区本部長は、避難所の閉鎖を決定したとき、区本部管理担当者に避難所の閉鎖を指示する。

7.11.4 速やかな帰宅又は他の避難所への移動を周知する(区本部)

区本部管理担当者は、区本部長から閉鎖の指示があった場合は、避難所の閉鎖の旨を避難者に伝え、速やかに帰宅又は他の避難所等への移動を周知する。

7.11.5 避難所の閉鎖完了を報告する(区本部)

区本部管理担当者は、避難所を閉鎖した旨を施設の管理責任者、区本部長に報告する。

7.11.6 本部長に避難所の閉鎖完了を報告する(区本部)

区本部長は、様式3-7-2避難所開設・閉鎖報告書によって、本部長に避難所の閉鎖を報告する。

※ 様式 3-7-2 避難所開設・閉鎖報告書

第8節 消防活動計画

(8 消防活動を実施する)

■ 基本方針

消防部は、全職員及び装備資材等の総力を結集して災害活動に当たり、更に、現有消防力では対処できないと判断したときは、他都市消防機関からの広域的な応援により消防力を増強して、市民の生命、身体及び財産の保護に当たる。

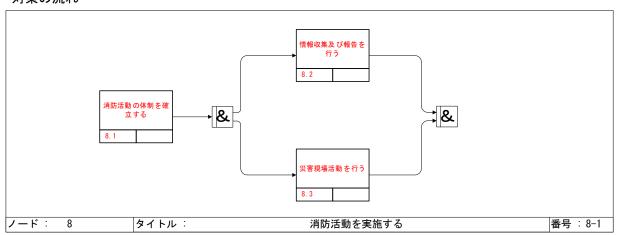
また,消防団や自主防災組織等の,地域密着型の防災活動が被害軽減に著しい成果を挙げることから,これら地域防災力と役割分担を踏まえながら,連携を密接にした活動を実施する。

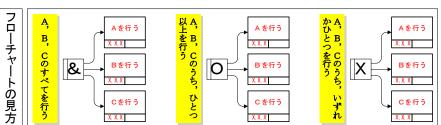
■ 実施責任者 : 消防部長

■ 役割分担

応急対策項目	担当	分 担 内 容
8.1 消防活動の 体制を確立する	消防部長,消防部,消防団	8.1.1 警防本部, 団警防本部等の組織, 編成を行う 8.1.2 職員, 団員の非常召集を行う 8.1.3 応援隊を要請する 8.1.4 応援隊の受入体制を整備する 8.1.5 応援隊を受け入れる
8.2 情報収集及び報告を行う	消防部	8.2.1 災害現場の情報を収集する 8.2.2 活動記録等による情報収集を行う
8.3 災害現場活動を行う	消防部,消防団	8.3.1 災害の状況に応じて出動する 8.3.2 消防警戒区域の設定を行う 8.3.3 高速道路の消防警備を行う 8.3.4 航空機隊の活動を行う 8.3.5 消防団の活動を行う 8.3.6 関係機関等との連携を図る
	自主防災組織等	8.3.7 自主防災組織等の活動を行う

■ 対策の流れ





8.1 消防活動の体制を確立する

消防局においては、平常時から災害に対する消防活動体制を確保するため、京都市消防局災害活動組織 規程の定めるところにより、災害活動組織として局本部に災害活動全般を統括する局警防本部を、また、 消防署に局警防本部の統制の下に災害活動を遂行する署警防本部を設置するとともに、局本部及び消防署 にそれぞれ災害現場活動を実施する消防隊等の部隊を配置している。

8.1.1 警防本部,団警防本部等の組織,編成を行う(消防部,消防団)

災害活動組織は、小規模災害から大規模災害まで対応できるよう、京都市消防局災害活動組織の編成及び運用に関する規程の定めるところにより、警防本部及び部隊の活動態勢について、平常時の活動態勢から職員全員による活動態勢までを4段階に区分し、災害の規模に応じて警防本部の組織及び人員の強化並びに部隊の増強を行う。

8.1.2 職員,団員の非常召集を行う(消防部,消防団)

警防本部の組織及び人員の強化並びに部隊の増強のために必要があるときは、勤務外の職員について召集を行う。

8.1.3 応援隊を要請する(消防部長)

消防部長は、現有消防力で対処できないと判断したときは、他都市の消防機関への応援要請を行う。

⇒ 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する

(消防応援要請の要領)

- ア 四都市消防相互応援協定に定める要領
- イ 京都府広域消防相互応援協定書に定める要領
- ウ 緊急消防援助隊運用要綱に定める要領
- エ 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に定める要領
- ※ 資料3-5-5 四都市消防相互応援協定
 - 資料3-5-6 京都府広域消防相互応援協定書
 - 資料3-5-7 緊急消防援助隊運用要綱
 - 資料3-5-8 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画
 - 資料3-5-9 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱
- 8.1.4 応援隊の受入体制を整備する(消防部)

消防部は、応援隊を指揮及び統制し、迅速かつ的確な大規模災害(震災を除く。)現場活動を行うため、次のことを実施する。

(応援隊の受入れの準備)

- ア 応援隊の活動調整を行う京都府消防応援活動調整本部と連携
- イ 応援隊の活動拠点となり、活動支援を行う受援本部の設置
- ウ その他待機場所及び必要資器材等の準備
- 8.1.5 応援隊を受け入れる(消防部)

消防部は、集結予定場所において緊急消防援助隊等の応援隊を受け入れる。

※ 資料3-8-1 応援部隊の進出拠点

資料3-8-2 飛行場外離着陸場一覧表

8.2 情報収集及び報告を行う

8.2.1 災害現場の情報を収集する(消防部)

出動消防隊及び救急隊、救助隊に対する効果的な指揮運用と事後の消防対策に資するため、次の 処置により情報を収集する。

(情報収集・報告の原則)

ア 現場速報等による収集

消防部長及び消防署長は,京都市消防局通信規程に基づく消防通信施設の効果的な運用により,消火活動状況,救急活動状況及び救助活動状況等に関する情報を収集する。

イ 通信の運用

消防部は、通信機器の効率的な運用を図り、円滑な情報伝達を確保するため、通信の統制を 行う。

ウ 収集情報の報告

- (ア) 消防部長は、収集した情報を逐次速やかに本部長に報告する。
- (イ) 消防部長は、災害の発生状況に応じて、速やかに衛星電話及び災害情報画像伝送システム等により消防庁及び京都府へ報告する。

8.2.2 活動記録等による情報収集を行う(消防部)

火災現場及び救急,救助現場において活動を行った消防隊,救急隊,救助隊の指揮者が,京都市 消防局警防規程及び京都市消防局救急規程に基づいて作成する記録及び報告書により,消火活動及 び救急,救助活動の実施結果として情報収集する。

(活動記録等の作成)

- ア 消防隊等活動記録
- イ 災害現場活動状況報告
- ウ 救急活動記録

8.3 災害現場活動を行う

8.3.1 災害の状況に応じて出動する(消防部)

消防隊等の出動は、京都市消防局指令管制規程の定めるところにより、災害発生状況に応じ、所定の出動体制のもとに運用するものとする。

(出動計画)

ア 出動の原則

消防隊等は、消防指令センターからの出動指令に基づき出動するものとする。ただし、緊急 の場合で、出動指令を待ついとまのないときは、この限りではない。

イ 出動基準

災害の規模,状況等に応じて迅速,的確に部隊を出動させるため,別に定める基準により必要な消防隊等を出動させる。

8.3.2 消防警戒区域の設定を行う(消防部)

消防法第28条に基づき,消防吏員等が実施する警戒区域の設定については,消防局が別途に定める要綱等により効果的な運用を期する。

8.3.3 高速道路の消防警備を行う(消防部)

高速道路の消防警備の運用については、関係市町村との間に交換された消防応援協定に基づき、 消防局が別に定める運用要領により、消防隊等の災害活動及び警備計画等の処理を行う。

8.3.4 航空機隊の活動を行う(消防部)

航空機隊は、次の活動を行う。

(航空機隊の活動)

- ア 災害の状況等の情報収集
- イ 救助活動及び傷病者の搬送
- ウ 指揮者等及び機械等の搬送
- エ 住民等に対する広報活動
- オ その他局本部長が必要と認める活動

8.3.5 消防団の活動を行う(消防団)

消防団は、消防署との連携のもとに、市民の安全確保及び被害の軽減を目標として、出動区域に おいて災害現場活動を行う。

(消防団活動の原則)

- ア 災害現場において被害状況等の情報収集を行い、収集した情報を署警防本部等へ報告する。
- イ 地域により定められた消火活動,警戒整理活動のほか,人命救助,応急救護,物件の搬出・ 保護等の活動を行う。
- ウ 自主防災組織等の地域住民に対し、避難の誘導、初期消火及び出火防止の指導を行う。
- エ 消防隊等の活動に対して,支援活動等を行う。
- 8.3.6 関係機関等との連携を図る(消防部)
 - ア 災害現場において警察機関及び自衛隊と人命救助活動等を共同で実施するときは、活動区域及 び活動内容について調整を行い、重複活動を避けて効率化を図るとともに、相互の情報交換に努 める。
 - イ 人命救助,消防活動障害の排除等について協定業者等を要請し共同活動を実施するときは,作業内容を指示するとともに,共同活動全体の指揮を行う。
- 8.3.7 自主防災組織等の活動を行う(自主防災組織等)

自主防災組織及び事業所自衛消防組織は、「自分たちのまち、自分たちの事業所は、自分たちが 守る」の自主防災の理念のもと、まず自分の家庭や事業所において、身の安全の確保を図ったのち、 出火防止措置等を実行する。更に、地域や事業所等において互いに協力し、地域連帯による防災行 動力を発揮し、人命の安全確保と被害の軽減を図る。

(自主防災組織活動の原則)

- ア 自主防災組織等は,発災直後から任務分担を適切に運用し,情報収集,火災発生防止,初期 消火,救出・救護,避難誘導等の自主防災活動に当たる。
- イ 自主防災組織等は、地域及び事業所における被害状況等の情報を、必要に応じて署警防本部 又は区本部に連絡する。
- ウ 自主防災組織等は、自主防災活動の実施に当たって、互いに連携、協力するとともに、管轄 消防分団との連携に努める。

第9節 医療救護活動計画

(9 医療救護活動を行う)

■ 基本方針

災害時における医療救護活動は、区本部近隣の公共施設等に救護所を設置し、救護班によって行うこととしているが、重傷患者等で、救護所での対応ができない場合は、病院、診療所等に搬送する。また、災害拠点病院における対応や、被災地外の医療機関との連携など段階的な応急救護体制の運用を図るとともに、他都市等からの広域応援も含めた救護班の派遣、重傷患者の後方搬送、医薬品、医療機器の調達、関係機関相互の連携、ヘリコプターによる搬送体制の整備、緊急輸送等、災害医療全体のコーディネート体制の運用を図る。

なお、災害救助法が適用された場合における保健医療については、同法に基づき実施する。

■ 実施責任者 : 保健福祉部長

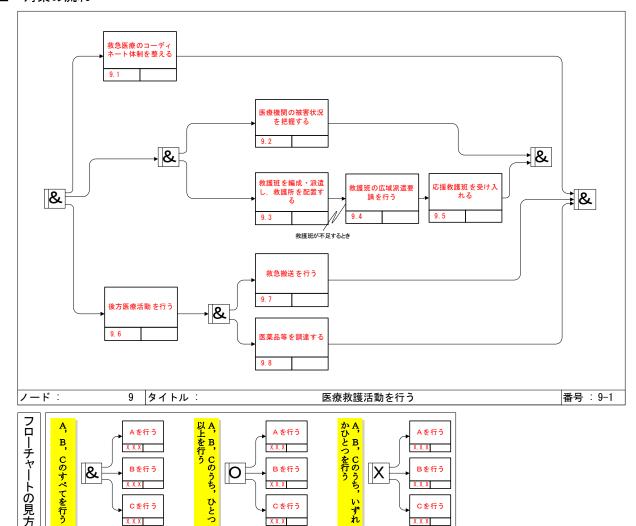
■ 役割分担

■ 役割分担 応急対策項目	担当	分 担 内 容
心心对束項目	ᄩ	7 担 M
	救急医療調整チーム	9.1.1 消防部長と連携し、本部内に救急医療調整チームを組 ム 織する
コーディネー ト体制を整え る	(保健福祉部)	9.1.2 京都府や関係機関と緊密に連携し、救急医療活動の調整を図る 9.1.3 関係機関の参加を求めて、救急医療活動の調整を図る
	区本部	(2) 区本部の救急医療コーディネート 9.1.4 管轄区域内の医療救護活動の総合的な調整を実施する
9.2 医療機関の	救急医療調整チー (保健福祉部)	ム 9.2.1 重傷患者等の受入れ可能な医療機関を把握する 9.2.2 京都府医師会等から医療機関の被害情報を収集する 9.2.3 人的被害の発生状況の情報を収集する
被害状況を把握する	区本部	9.2.4 地区医師会と連携し、医療機関の被害情報を把握する
	救急医療調整チー (保健福祉部)	9.2.6 機災を免れた医療機関に、 ぐさるたり患者受入れを要請する
	区本部,消防部 救急医療調整チー	(1) 救護班の編成 9.3.1 救急医療調整チームに, 随時救護班の派遣を要請する
	(保健福祉部)	ム 9.3.2 市立病院等に, 随時救護班の派遣, 救護所設置を指示 する 9.3.3 指示に従い, 救護班を編成し, 派遣する
9.3 救護班を編	区本部,市立病院等	9.3.4 指示を待たず、救護班を編成し、派遣する 9.3.5 救護班の編成・派遣を救急医療調整チームに報告する
成し、救護所を配置する	救急医療調整チー (保健福祉部) 区本部,市立病院等	9.3.6 車両の確保を行財政部に要請する
	区本部	(3) 救護所の設置 9.3.8 区本部近隣の公共施設に救護所を設置する 9.3.9 避難所や公共施設等を中心に被災地域に救護所を増設 する
	区本部, 市立病院等	
	本部長(保健福祉部	する
9.5 救護班の広域 派遣要請を行う	救急医療調整チー (保健福祉部)	9.5.2 本部長に対し、救護班の応援要請を要求する 9.5.3 他の公共団体等に救護班の派遣を要請する
	本部長(保健福祉部	^{長)} 9.5.4 防災関係団体等に救護班の派遣を要請する
	本部長	9.5.5 自衛隊に対し、救護班の派遣を要請する

応急対策項目	担当	分 担 内 容
NO NOW YOU	<u> </u>	9.6.1 受入窓口を設置する
		9.6.2 派遣計画を作成する
9.6 応援救護班を	救急医療調整チーム	
受け入れる	(保健福祉部),区本部	9.6.4 活動場所の指示,調整体制を整備する
		9.6.5 医薬品,資器材等の配分,調整体制を整備する
		9.6.6 救護班の編成及び派遣先や業務の指示を行う
		(1) 災害拠点病院
	W	9.7.1 災害拠点病院としての医療活動を行う
	災害拠点病院	9.7.2 他の医療機関に応援を要請する
0.7.终于医療活動		9.7.3 救急医療調整チームに広域応援要請を依頼する
9.7 後方医療活動 を行う		9.7.4 市外の医療機関への搬送の調整を行う (2) 他の医療機関
2117		9.7.5 入院患者,外来患者等の安全の確保に万全を期す
	 各医療機関	9.7.6 医療機関相互の協力を実施する
		9.7.7 災害拠点病院,三次医療機関等に必要な応援を要請す
		3
	救急医療調整チーム	(1) 一次搬送
	(保健福祉部)	9.8.1 災害拠点病院と一次搬送の調整を図る
		9.8.2 救急車により市内医療機関へ搬送する
	 消防部	9.8.3 軽傷者は、最寄りの救護所や医療機関で応急手当を受
	11102 46	けるよう指示する
		9.8.4 他都市からの応援隊の派遣を要請する
9.8 救急搬送を行 う	救急医療調整チーム	(2) 二次搬送
7	(保健福祉部)	9.8.5 消防部及び災害拠点病院と二次搬送の調整を図る 9.8.6 医療機関が所有する患者搬送車での搬送を指示する
	L 保健福祉部,消防部	9.8.7 搬送先, ヘリコプターの運航等に連携して対応する
	水灰田皿即,15岁时	9.8.8 本市消防ヘリコプターで搬送する
	消防部	9.8.9 他都市等の応援を要請する
		9.8.10 本部長に対し必要な応援要請を要求する
		9.8.11 関係機関と調整を行い,航空管制等を実施する
		(1) 備蓄医薬品等
		9.9.1 備蓄医薬品を活用する
		(2) 医薬品等の調達
		9.9.2 事前に協力を依頼している医薬品卸売業者に調達を要
		請する
		9.9.3 京都府,日本赤十字社,他自治体,厚生労働省に協力を要請する
00 医薬品等を調	救急医療調整チーム	
達する	(保健福祉部)	う
	(FITTE III III III III	9.9.5 災害時医薬品集積所での医薬品の取扱いを要請する
		(3) 医薬品等の搬送
		9.9.6 状況に応じてバイク,自転車等の有効な活用を図る
		9.9.7 消防部,自衛隊等のヘリコプターによる搬送を要請す
		3
		(4) 輸血用血液製剤の確保
		9.9.8 京都府及び日本赤十字社に供給の要請を行う

(注) 6.4は欠番としている。

■ 対策の流れ



救急医療のコーディネート体制を**整える** 9.1

Cを行う

ひとつ

- (1) 救急医療調整チームの救急医療コーディネート
- 消防部長と連携し、本部内に救急医療調整チームを組織する(保健福祉部) 9.1.1 本部が設置され、総合的な救急医療活動が必要な場合には、保健福祉部長は、消防部長と連携し て,救急医療の総合的なコーディネートを実施するために,本部内に救急医療調整チームを組織す る。

Cを行う

X. X. X

いずれ

Cを行う

X. X. X

- 9.1.2 京都府や関係機関と緊密に連携し、救急医療活動の調整を図る(保健福祉部) 救急医療調整チーム(保健福祉部)は、京都府や関係機関との緊密な情報連絡を行い、総合的な 救急医療コーディネートを実施する。
- 関係機関の参加を求めて、救急医療活動の調整を図る(保健福祉部) 9.1.3 救急医療調整チーム(保健福祉部)は、必要に応じて関係機関の参加を求め、救急医療活動の調 整を図る。

(救急医療調整チームの任務)

- 医療救護,保健,防疫等に関する市民への広報,相談窓口の調整
- イ 外部機関への応援要請及び受入れの調整(医療ボランティアを含む。)
- ウ 後方医療機関のライフラインの確保等の関係機関への要請
- エ 応急医療活動の総合的調整(医療機関の被害状況,開設状況等の把握を含む。)
- オ 救急車、ヘリコプター等による緊急輸送の調整
- カ 救護班の受入れ及び活動の調整(班の編成,活動場所の調整など)
- キ 医薬品,資器材等の広域調達に関する調整

(2) 区本部の救急医療コーディネート

9.1.4 管轄区域内の医療救護活動の総合的な調整を実施する(区本部)

各区本部は、管轄区域内の医療救護活動の総合的な調整を実施するとともに、下記の活動を実施 し、救急医療調整チームに状況の報告を逐次行うものとする。

(区本部の任務)

- ア 人的被害(死者,負傷者等の発生状況)の情報収集,地区医師会との連携のもとに医療機関 等の被害状況の把握
- イ 救護班の受入れ及び編成
- ウ 救護所の設置
- エ 医薬品、資器材等の調達配分に関する調整
- オ 医療救護,保健,防疫等に関する市民への相談,広報,広聴

9.2 医療機関の被害状況を把握する

9.2.1 重傷患者等の受入れ可能な医療機関を把握する(保健福祉部)

救急医療調整チーム(保健福祉部)は、京都府及び消防部長と連携して、京都府救急医療情報システム等による重傷患者等の受入れ可能な医療機関の把握を実施するものとする。

9.2.2 京都府医師会等から医療機関の被害情報を収集する(保健福祉部)

救急医療調整チーム(保健福祉部)は、京都府医師会等医療関係団体に要請して、医療機関の被害情報を入手する。

- 9.2.3 人的被害の発生状況の情報を収集する(区本部)
 - 区本部は、区内の人的被害(死者、負傷者等の発生状況)の情報収集を行う。
- 9.2.4 地区医師会と連携し、医療機関の被害情報を把握する(区本部)
 - 区本部は、地区医師会との連携のもとに、区内の医療機関等の被害状況を把握する。
- 9.2.5 災害拠点病院と連絡を取り合い,逐次状況把握を行う(保健福祉部)
 - 救急医療調整チーム(保健福祉部)は、災害拠点病院と緊密な連絡を取り合い、逐次状況の把握 に努めるものとする。
- 9.2.6 被災を免れた医療機関に、できるだけ患者受入れを要請する(保健福祉部)
 - 救急医療調整チーム(保健福祉部)は、被災を免れた医療機関には、可能な限りにおいて患者等 の受入れを実施するよう要請する。

9.3 救護班を編成し、救護所を配置する

救急医療調整チームは,災害現場への救護班の派遣が必要と判断し,かつ,市立病院,京北病院,桃陽病院及び各区本部による救護班の編成,出動が可能と判断した場合は,以下の手続で救護班の編成,救護所の配置を行う。

(1) 救護班の編成

- 9.3.1 救急医療調整チームに,随時救護班の派遣を要請する(区本部,消防部)
 - ア 区本部長は、救護班が不足する場合には、救急医療調整チームに救護班の派遣を要請する。
 - イ 消防部長は、災害現場等の状況により、救護班が必要な場合は、救急医療調整チームに救護班 の派遣を要請する。
- 9.3.2 市立病院等に,随時救護班の派遣,救護所設置を指示する(保健福祉部)
 - 救急医療調整チーム(保健福祉部)は、区本部等の要請に基づき、随時、各区本部、市立病院等 に救護班の派遣を指示し、救護所の設置を指示する。
- 9.3.3 指示に従い、救護班を編成し、派遣する(区本部、市立病院)
 - 各区本部長, 市立病院等の長は, 救急医療調整チームの指示に基づき, 救護班を編成し, 救護所を設置する。

(京都市の救護班1個班の編成)

医師	1名
保健師又は看護師	2名
事務員	1名
自動車操作要員	1名

9.3.4 指示を待たず、救護班を編成し、派遣する(区本部、市立病院) 急を要する場合は、各区本部長、市立病院等の長は、救急医療調整チームの指示を待たず、救護

班を編成し、救護所を設置することができる。 9.3.5 救護班の編成・派遣を救急医療調整チームに報告する(区本部、市立病院等) 救急医療調整チームの指示なく救護班の編成、救護所の設置を行った場合は、その旨を速やかに

(2) 救護班の派遣

9.3.6 車両の確保を行財政部に要請する(保健福祉部)

救急医療調整チームに報告する。

救急医療調整チーム(保健福祉部)は、救護班の輸送及び医薬品、資器材等の搬送のための交通 手段が不足する場合は、行財政部に車両の確保を要請し、その調達を図るものとする。

9.3.7 携行用資器材の調達を要請する(区本部,市立病院等)

医療班が携行する資器材は、概ね資料3-9-1のとおりとする。携行資器材は、区本部、市立病院等から必要に応じ補給し、不足する場合は、救急医療調整チームへ必要な医薬品、資器材等の調達を要請する。

※ 資料3-9-1 救急医薬品セット 資料3-9-2 医薬品及び医療器材の調達先

(3) 救護所の設置

9.3.8 区本部近隣の公共施設に救護所を設置する(区本部)

各区本部長は,災害発生の初期段階においては,あらかじめ選定する区本部近隣の公共施設等に (護所を設置する。

9.3.9 避難所や公共施設等を中心に被災地域に救護所を増設する(区本部)

各区本部長は、応援救護班が到着しだい、順次、避難所や公共施設等を中心に被災地域に救護所 を増設していくものとする。

9.3.10 地域住民に対し、救護所設置の周知を図る(区本部)

各区本部長は,救護所を設置した場合は,地域住民に対し,救護所設置の周知を図るものとする。

(救護所の設置)

ア 設置基準

- (ア) 現地医療機関が被災し、現地医療機関では対応が困難な場合
- (4) 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応が困難な場合
- (ウ) 交通機関の途絶のため、患者の搬送等が困難で、被災地での応急的な対応が必要な場合
- イ 日本赤十字仮設救護所の設置場所

区本部長と協議のうえ、日本赤十字社の仮設救護所を開設する。

9.3.11 救護班の活動を行う(区本部,市立病院等)

救護所に派遣された救護班は, 次の活動を行う。

(救護班の業務)

- ア 傷病者に対する応急処置(診察,応急治療,投薬など)
- イ トリアージ(傷病者の重傷度・緊急度の判定,搬送の要否及び搬送順位の決定)
- ウ 助産救護
- エ 死亡の確認

9.4 (欠番)

9.5 救護班の広域派遣要請を行う

災害により多数の負傷者が発生し、災害現場又は市内医療機関、避難所等の救護所において、医師、看護師等が不足する場合には、速やかに京都府、他都市、日本赤十字社、京都府医師会等に対して救護班の応援要請を実施する。

9.5.1 京都府と連携し、医療ボランティアへの応援要請を実施する(本部長(保健福祉部長))

本部長(保健福祉部長)は、災害の状況により必要と認められるときは、京都府と連携して、医療ボランティアによる応援の要請を実施する。

対応については、広域応援救護班に準じるものとする。ただし、受入れに際しては、医療ボラン

ティア団体等との調整及び医師等の資格に留意するものとする。

- ⇒ 24 ボランティアと連携協力する
- 9.5.2 本部長に対し、救護班の応援要請を要求する(保健福祉部)

救急医療調整チーム(保健福祉部)は、本部長に対して救護班の広域派遣要請を要求する。 なお、急を要すると認められる場合は、保健福祉部長自らが所管業務に関する広域派遣要請を行 う。

救急医療調整チームは、要請後直ちに関係機関と連携して受入れ体制を整える。

(要請の内容)

- ア 必要な医師、看護師等の人数
- イ 必要とする診療科目
- ウ 派遣が必要な期間
- エ 医薬品, 資器材等の種類, 数量
- オ 受入条件(宿泊施設,食料,飲料水等の確保状況,原則として自己完結型を要請)
- 9.5.3 他の公共団体等に救護班の派遣を要請する(本部長(保健福祉部長))

本部長は、「20大都市災害時相互応援に関する協定」に基づき、救護班の派遣を要請するとともに、その他の自治体等に対しては、京都府知事に要請し、厚生労働省を通じて救護班の派遣を要請する。

- ⇒ 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する
- ※ 資料3-5-3 20大都市災害時相互応援に関する協定・実施細目・連絡担当部局一覧表
- ※ 資料3-5-12 19大都市災害時相互応援に関する確認書(衛生主管部局)
- 9.5.4 防災関係団体等に救護班の派遣を要請する(本部長(保健福祉部長))

本部長は、京都府を通じ日本赤十字社京都府支部、国公立病院等の救護班の要請を実施するとともに、京都府医師会に対し、「災害医療救護活動に関する協定」に基づく必要な応援を要請する。 なお、日本赤十字社は、災害初期の状況によっては、自らの判断に基づき救護班を派遣することがある。その場合、救急医療調整チームは、直ちに日本赤十字社京都府支部、国公立病院等と連携し、受入体制を整える。

- ⇒ 5.6 防災関係団体等へ応援を要請する
- ※ 資料3-9-3 災害医療救護活動に関する協定・実施細目 資料3-9-4 集団救急事故に伴う医師等の協力に関する協定・実施細目
- 9.5.5 自衛隊に対し、救護班の派遣を要請する(本部長) 本部長は、自衛隊に対し、救護班の派遣を要請する。
 - ⇒ 5.3 自衛隊の派遣を要請する
- 9.6 応援救護班を受け入れる

応援要請によって派遣された救護班又はボランティア等の独自の判断で参集した医師,看護師等に対しては,各区本部長及び救急医療調整チームが受入れの調整を行い,救護班の編成及び派遣先や業務の指示を行うものとする。

- 9.6.1 受入窓口を設置する(保健福祉部,区本部) 応援救護班の受入窓口を設置し,開設する。
- 9.6.2 派遣計画を作成する(保健福祉部,区本部) 派遣計画(派遣先,派遣医師及び看護師の人数,診療科目等)を作成する。
- 9.6.3 宿泊施設,食料,飲料水の確保を図る(保健福祉部,区本部) 原則として,自己完結型の対応を要請するが,状況に応じて,宿泊施設,食料,飲料水の確保等 の必要な対応を実施する。
- 9.6.4 活動場所の指示,調整体制を整備する(保健福祉部,区本部) 応援救護班に対する活動場所の指示,調整体制を整備する。
- 9.6.5 医薬品,資器材等の配分,調整体制を整備する(保健福祉部,区本部) 応援救護班に対する医薬品,資器材等の配分,調整体制を整備する。
- 9.6.6 救護班の編成及び派遣先や業務の指示を行う(保健福祉部,区本部) 応援救護班に対する救護班編成及び派遣先や業務の指示を行う。

9.7 後方医療活動を行う

(1) 災害拠点病院

9.7.1 災害拠点病院としての医療活動を行う(災害拠点病院)

災害拠点病院は、入院患者、外来患者等の安全の確保に万全を期するとともに、他の医療機関等との連携のもと、他の医療機関等での対応が困難な重篤患者等の受入れを行い、救命医療を実施する。

またその場合, 救急医療調整チームは, 京都府, 日本赤十字社, 京都府医師会等と連携し, 必要な対策を実施する。

(災害拠点病院の活動)

基幹災害医療センター 京都第一赤十字病院

地域災害医療センター 京都市立病院

災害拠点病院は、入院患者、外来患者等の安全の確保に万全を期するとともに、下記の活動を 実施する。

ア 災害時に多発する重篤救急患者の救命治療

- イ 患者等の受入れ、治療及び広域搬送
- ウ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し
- エ その他救急医療に関する措置
- 9.7.2 他の医療機関に応援を要請する(災害拠点病院)

災害拠点病院は,医師や医薬品,資器材等が不足する場合には,他の医療機関等に必要な応援を 要請する。

9.7.3 救急医療調整チームに広域応援要請を依頼する(災害拠点病院)

災害拠点病院は、医師や医薬品、資器材等が不足する場合には、救急医療調整チームに対し、広域的な応援の要請を依頼する。

9.7.4 市外の医療機関への搬送の調整を行う(災害拠点病院)

災害拠点病院は、本市内での対応が困難な場合には、市外の医療機関への搬送の調整を行うとともに、搬送等において、ヘリコプターの活用等が必要な場合は、救急医療調整チームに要請する。

⇒ 9.8 救急搬送を行う

(2) 他の医療機関

9.7.5 入院患者,外来患者等の安全の確保に万全を期す(各医療機関)

各医療機関は,災害発生後,できるだけ早期に医療機能の回復を図り,入院患者,外来患者等の 安全の確保に万全を期する。

- ※ 資料3-9-5 市内病院及び病床数一覧表
- 9.7.6 医療機関相互の協力を実施する(各医療機関)

各医療機関は,施設の被害や大量の患者等により個々の対応が困難な場合においては,医療機関 相互間の協力を実施する。

9.7.7 災害拠点病院,三次医療機関等に必要な応援を要請する(各医療機関)

各医療機関は,施設の被害や大量の患者等により個々の対応が困難な場合においては,災害拠点病院,三次医療機関等に対し必要な応援を要請する。

9.8 救急搬送を行う

- (1) 一次搬送
 - 9.8.1 災害拠点病院と一次搬送の調整を図る(保健福祉部)

救急医療調整チーム(保健福祉部)は、災害現場や救護所等で、救急隊又は救護班がトリアージ した負傷者を医療機関へ搬送し、治療する必要がある場合、災害拠点病院と調整を図る。

9.8.2 救急車により市内医療機関へ搬送する(消防部)

消防部は、原則として一次搬送を優先して、トリアージした負傷者を救急車により市内医療機関へ搬送する。ただし、山間部や道路交通の確保が困難な地域においては、一次搬送においても、ヘリコプターによる搬送を実施することがある。

⇒ 8.3.4 航空機隊の活動を行う

9.8.3 軽傷者は、最寄りの救護所や医療機関で応急手当を受けるよう指示する(消防部)

消防部は、大規模な災害時には、軽傷者等については、原則として個人で最寄りの救護所や医療機関での応急手当を受けるよう指示する。また総合企画部等と連携し、避難所等において広報する。

9.8.4 他都市からの応援隊の派遣を要請する(消防部)

消防部は、本市のみの対応で困難な場合は、緊急消防援助隊等の他都市からの応援救急隊の派遣を要請する。

- ⇒ 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する
- ⇒ 8.1 消防活動の体制を確立する

(2) 二次搬送

9.8.5 消防部及び災害拠点病院と二次搬送の調整を図る(保健福祉部)

市内の医療機関では対応が困難な傷病者で、二次搬送(市内医療機関から市外の医療機関への搬送)の必要があるときは、救急医療調整チーム(保健福祉部)は、消防部長及び各災害拠点病院等との調整を図り、市外の医療機関(災害拠点病院等)への転送に係る必要な調整を実施する。

9.8.6 医療機関が所有する患者搬送車での搬送を指示する(保健福祉部)

救急医療調整チーム(保健福祉部)は、原則として、医療機関が所有する患者搬送車を用いて二 次搬送を行うよう指示する。

9.8.7 搬送先,ヘリコプターの運行等に連携して対応する(保健福祉部,消防部)

救急搬送にヘリコプターの活用を図る必要がある場合は、搬送先及びヘリコプターの運行等について、保健福祉部長及び消防部長が連携して対応する。

9.8.8 本市消防ヘリコプターで搬送する(消防部)

消防部は、本市消防ヘリコプターでの二次搬送を行う。

- ⇒ 8.3.4 航空機隊の活動を行う
- ※ 資料3-8-2 飛行場外離着陸場一覧表

資料3-9-6 京都府及び近隣府県の三次救急医療機関及び臨時ヘリポート

9.8.9 他都市等の応援を要請する(消防部)

消防部長は、本市消防へリコプターのみでは対応が困難な場合においては、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に基づく応援要請を行う。

- ⇒ 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する
- ※ 資料3-5-9 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱
- 9.8.10 本部長に対し必要な応援要請を要求する(消防部)

消防部長は,自衛隊や警察機関が所有するヘリコプターの活用を図る必要がある場合については, 本部長に各機関に対し必要な応援を要請するよう要求する。

- ⇒ 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する
- ⇒ 5.3 自衛隊の派遣を要請する
- 9.8.11 関係機関と調整を行い、航空管制等を実施する(消防部)

応援ヘリコプターを受け入れた場合の航空管制等については、消防部長及び関係機関が調整を行い運用する。

9.9 医薬品等を調達する

- (1) 備蓄医薬品等
- 9.9.1 備蓄医薬品を活用する(保健福祉部)

救急医療調整チーム(保健福祉部)は、救護班の携行医薬品、資器材等に本市備蓄医薬品、資器 材の活用を図る。

※ 資料3-9-7 医療, 衛生器材及び医薬品の在庫表

(2) 医薬品等の調達

9.9.2 事前に協力を依頼している医薬品卸売業者に調達を要請する(保健福祉部)

救急医療調整チーム(保健福祉部)は、救護所等で使用する医薬品等や医療機関で不足する医薬品については、事前に協力を依頼している医薬品卸売業者へ調達を要請する。

※ 資料3-9-2 医薬品及び医療器材の調達先

9.9.3 京都府,日本赤十字社,他自治体,厚生労働省に協力を要請する(保健福祉部)

本市で医薬品,資器材の調達が困難な場合には、保健福祉部長(救急医療調整チーム)は、京都府、日本赤十字社、他自治体、厚生労働省に協力を要請する。

- ⇒ 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する
- ⇒ 5.6 防災関係団体等へ応援を要請する
- 9.9.4 災害時医薬品集積所を開設し、集積及び配分調整を行う(保健福祉部)

救急医療調整チーム(保健福祉部)は、大量の医薬品等の調達が必要な場合には、災害時医薬品 集積所(仮称)を開設し、集積及び配分調整を行うものとする。

9.9.5 災害時医薬品集積所での医薬品の取扱いを要請する(保健福祉部) 救急医療調整チーム(保健福祉部)は,災害時医薬品集積所における医薬品等の取扱いについて, 京都府及び京都府薬剤師会等に協力を要請する。

⇒ 5.6 防災関係団体等へ応援を要請する

- (3) 医薬品等の搬送
- 9.9.6 状況に応じてバイク,自転車等の有効な活用を図る(保健福祉部) 災害時医薬品集積所から区本部,救護所,医療機関等への医薬品の搬送は,状況に応じてバイク, 自転車等の有効な活用を図る。
- 9.9.7 消防部,自衛隊等のヘリコプターによる搬送を要請する(保健福祉部) 救急医療調整チーム(保健福祉部)は,緊急を要する医薬品等の運搬に際しては,消防,自衛隊 等のヘリコプターによる搬送を要請する。
 - ⇒ 5.3 自衛隊の派遣を要請する
- (4) 輸血用血液製剤の確保
- 9.9.8 京都府及び日本赤十字社に供給の要請を行う(保健福祉部)

救急医療調整チーム(保健福祉部)は、緊急に大量の血液が必要になる場合は、京都府及び日本 赤十字社に供給の要請を行う。

第10節 輸送活動計画

(10 輸送活動を実施する)

■ 基本方針

災害時には、必要な人員及び物資を迅速に輸送し、被災者の救援、被災施設等の復旧を行う必要がある。 このため、陸上及び空の輸送ルート確保、車両等輸送力の確保を速やかに実施する。

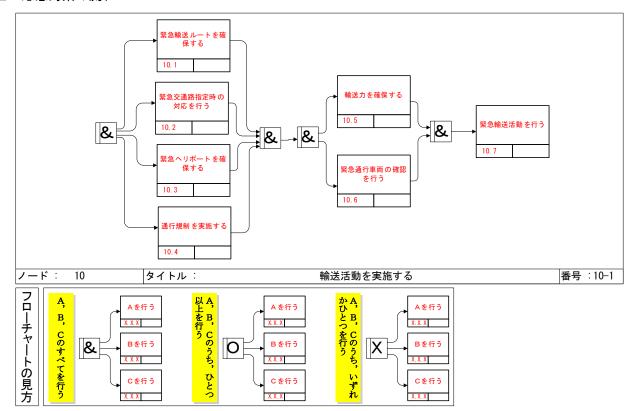
緊急輸送は、災害時の輸送機能の低下に加え、同時に大量の緊急輸送需要が発生することを踏まえ、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して実施する。

■ 実施責任者 : 各部長,区本部長

■ 役割分却

■ 役割分担		
応急対策項目	担当	分 担 内 容
10.1 緊急輸送ル		10.1.1 道路被災状況等を把握する 10.1.2 応急通行可能とする措置をとる
	建設部等道路管理者	10.1.3 啓開路線を選定する
一トを確保す	建取前守坦路官垤伯	10.1.4 緊急交通路の代替路線を判断する
る		10.1.5 啓開路線の選定結果を本部長に報告する
		10.1.6 道路障害物の除去及び応急補修工事を行う
	京都府警察	10.2.1 緊急交通路を指定する
10.2 緊急交通路	// //	10.2.2 緊急交通路指定を関係自治体に連絡する
指定時の対応	本部長	10.2.3 緊急輸送道路ネットワーク等の重点的交通規制を京
		都府警察に要請する
を行う	本部事務局	10.2.4 緊急交通路指定を各部等に連絡する
	総合企画部	10.2.5 緊急交通路指定を市民に広報し、周知を図る
10.3 緊急ヘリポ	+ -	10.3.1 緊急ヘリポートの選定を協議する
一トを確保す	本部事務局	10.3.2 緊急ヘリポートを選定する
る	ね☆□	10.3.3 緊急ヘリポート選定を連絡する
<i>a</i>	各部	10.3.4 緊急ヘリポートを活用する
10 4 多仁田出土	建設部等道路管理者,	10.4.1 通行規制を行う
10.4 通行規制を	京都府警察	10.4.0 数索思 沙吐思 2.44 大之
実施する	建設部等道路管理者	10.4.2 警察署,消防署に報告する 10.4.3 本部,関係区本部に報告する
		(1) 車両の確保
		10.5.1 所管車両等を使用する
	各部, 区本部	10.5.2 本部長に車両等の調達を要請する
		10.5.3 特殊用途車両を調達する
	本部長	10.5.4 行財政部長に車両の配車を指示する
	行財政部	10.5.5 庁舎管理課所管車両の配車を行う
10.5 輸送力を確	本部長	10.5.6 行財政部長に車両の借上げを指示する
保する	行財政部	10.5.7 車両の借上げを行う
		(2) 応援要請
	本部長	10.5.8 京都府トラック協会に車両の派遣を要請する
		10.5.9 他の公共団体等に協力を要請する
	各部, 区本部	(3) 燃料の確保
		10.5.10 契約給油業者から燃料を確保する
	行財政部	10.5.11 市内の給油業者に協力を依頼する
 10.6 緊急通行車		10.6.1 届出済証及び緊急通行車両確認申請書を提出する
	夕如 区土如	10.6.2 緊急通行車両確認申請書及び必要書類を提出する
両の確認を行	各部,区本部	10.6.3 緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付を受ける
う 		10.6.4 調達車両の届出・確認を行う
10.7 緊急輸送活	6 to	10.7.1 第1段階の緊急輸送を実施する
動を行う	各部, 区本部	10.7.2 第2段階の緊急輸送を実施する
判でリノ		10.7.3 第3段階の緊急輸送を実施する

■ 応急対策の流れ



10.1 緊急輸送ルートを確保する

災害による被害が発生した場合は、応急対策に必要な人員及び物資を迅速に輸送するため、緊急輸送ルートを確保する。

10.1.1 道路被災状況等を把握する(建設部等道路管理者)

建設部等道路管理者は、緊急輸送道路ネットワーク計画図に定めた道路及び緊急交通路候補路線を中心に、速やかに道路パトロールを実施し、道路の被災状況等を把握する。

※ 資料2-3-10-1 緊急輸送道路ネットワーク計画図 資料3-10-1 緊急交通路候補路線(京都市域)

10.1.2 応急通行可能とする措置をとる(建設部等道路管理者)

道路が損傷し、又は道路上の障害物等により通行不能になった場合、建設部等道路管理者は、速やかに応急的に通行可能とする措置、又は、道路障害物の除去及び応急補修工事を行うものとする。

⇒ 16 障害物を除去する

10.1.3 啓開路線を選定する (建設部等道路管理者)

建設部等道路管理者は、他の道路管理者、京都府警察、消防部等と協議、連携し、概ね次の基準により啓開路線を選定する。

(啓開路線候補)

- ア 緊急交通路候補路線
- イ 緊急輸送道路(第1次~第3次)
- ウ その他主要な防災拠点等を結ぶ路線
- 10.1.4 緊急交通路の代替路線を判断する(建設部等道路管理者)

建設部等道路管理者は,緊急交通路候補路線の被害状況が著しく,道路啓開に長時間を要すると 判断する場合は,代替緊急交通路を判断し,その情報を京都府警察に提供する。

10.1.5 啓開路線の選定結果を本部長に報告する(建設部等道路管理者)

建設部等道路管理者は、啓開路線を選定した場合は、その選定結果を速やかに本部長に報告する。

10.1.6 道路障害物の除去及び応急補修工事を行う(建設部等道路管理者)

建設部等道路管理者は、啓開路線を対象として重点的な道路障害物の除去及び応急補修工事を実 施する。

⇒ 16 障害物を除去する

10.2 緊急交通路指定時の対応を行う

京都府警察により緊急交通路が指定され、災害対策基本法に基づく交通規制が実施される場合、本市各部等は迅速に指定情報を把握し、必要な緊急輸送体制をとる。

10.2.1 緊急交通路を指定する(京都府警察)

京都府警察は,道路管理者等と協議のうえで,被災の状況を踏まえて「緊急交通路」を指定する。 また,緊急輸送活動を迅速,確実に実施するため,道路交通法,災害対策基本法等に基づく必要 な交通規制を実施し,緊急輸送道路ネットワークを中心に道路交通の確保を行うものとする。

なお、警察関係機関の交通規制計画は、「第11節 災害警備・交通規制計画」に示す。

- ⇒ 11.2 交通規制を行う
- ※ 資料3-10-1 緊急交通路候補路線(京都市域)
- 10.2.2 緊急交通路指定を関係自治体に連絡する(京都府警察) 京都府警察は、緊急交通路を指定したときは、関係自治体に連絡する。
- 10.2.3 緊急輸送道路ネットワーク等の重点的交通規制を京都府警察に要請する(本部長) 本部長は、必要に応じ、緊急交通路以外の緊急輸送道路ネットワーク等の必要な道路についても 重点的に交通規制を実施するよう、京都府警察に要請する。
 - ※ 資料2-3-10-1 緊急輸送道路ネットワーク計画図
- 10.2.4 緊急交通路指定を各部等に連絡する(本部事務局)

本部事務局は、京都府警察から緊急交通路指定の連絡があった場合、これを各部等に連絡する。

10.2.5 緊急交通路指定を市民に広報し,周知を図る(総合企画部)

総合企画部は、本部事務局から緊急交通路指定の連絡があったときは、これを市民に広報し、周知を図る。

⇒ 4.2 一般広報を行う

10.3 緊急ヘリポートを確保する

10.3.1 緊急ヘリポートの選定を協議する(本部事務局)

災害の状況により、ヘリコプターによる輸送が必要であると判断される場合は、本部事務局は、 消防部、京都府警察、自衛隊等の関係機関と緊急ヘリポート選定の協議を行う。

10.3.2 緊急ヘリポートを選定する(本部事務局)

本部事務局は、関係機関との協議に基づき、あらかじめ選定した予定地の中から、被災状況等を踏まえ、緊急ヘリポートを選定する。

(緊急ヘリポートの種類)

- ア 応援航空隊の集結用緊急ヘリポート
- イ 救急患者の搬送用緊急ヘリポート
- ウ 緊急物資,要員等の輸送用緊急ヘリポート
- エ 自衛隊の活動拠点用緊急ヘリポート
- ※ 資料3-8-2 飛行場外離着陸場一覧表
- 10.3.3 緊急ヘリポート選定を連絡する(本部事務局)

本部事務局は、緊急ヘリポートを選定した場合、直ちに関係機関にその旨を連絡する。

10.3.4 緊急ヘリポートを活用する(各部)

ヘリコプターによる緊急輸送を行う部等は、消防部、京都府警察、自衛隊等航空機を活用する機 関と調整チームを設け、連携して実施する。

10.4 通行規制を実施する

10.4.1 通行規制を行う(建設部等道路管理者,京都府警察)

ア 道路管理者及び京都府警察は、災害により交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発 見若しくは通報等により承知したときは、密接な連絡のもと速やかに必要な規制を行う。 ※ 資料3-10-2 交通・通行規制の実施責任者

資料3-10-3 通行禁止区域等における措置命令

資料3-10-4-1 西日本高速道路株式会社の通行規制等の基準

資料3-10-4-2 阪神高速道路株式会社の通行規制等の基準

イ 建設部は、京都市又は京都市長が管理する道路のうち、道路及びその周辺の状況から通行に危険が生ずるおそれが著しいと判断される場合は、規制を行う。

(通行規制標識等の表示)

- ア 道路の通行止めに当たっては道路標識をもって表示する。
- イ 通行注意に当たっては標識をもって標示する。
- ウ 通行規制の対象区間及び期間並びに理由を明示する。
- 10.4.2 警察署,消防署に報告する(建設部等道路管理者)

建設部等道路管理者は、道路通行規制を実施した場合は、直ちに所轄警察署長及び消防署長に対し規制を実施した旨報告する。

10.4.3 本部, 関係区本部に報告する (建設部等道路管理者)

建設部等道路管理者は,道路通行規制を実施した場合は,直ちに本部及び関係区本部に報告する。

※ 資料3-10-5 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準一覧表

10.5 輸送力を確保する

緊急輸送の実施に当たっては、災害応急対策を実施する各部等が、輸送物資等の種類、数量、緊急度及 び現地の状況等を勘案し、概ね次の方法により適切な輸送力を確保する。

(1) 車両の確保

10.5.1 所管車両等を使用する(各部,区本部)

緊急輸送を要する各部等は、それぞれの所管車両等を第一次的に使用する。

なお、各部等の職員は、応急対策活動を実施するための移動等に当たっては、公共交通機関及び 道路交通が十分機能しない場合においても、バイク、自転車又は徒歩により速やかに行うものとす る。

10.5.2 本部長に車両等の調達を要請する(各部,区本部)

緊急輸送を要する各部等が所管車両に不足を生じる場合は、本部長に次の輸送条件を明示して車 両等の調達を要請するものとする。

(車両調達要請時に明示する輸送条件)

- ア 輸送区間又は借上期間
- イ 輸送量及び車両又は舟艇等の台数等
- ウ 集合の場所及び日時
- エ その他の条件
- 10.5.3 特殊用途車両を調達する(各部,区本部)

各部等の長は、特殊用途に供する車両を調達する必要があると判断される場合、各部等において、 民間企業等の車両の借上げを要請するものとする。

10.5.4 行財政部長に車両の配車を指示する(本部長)

本部長は、各部等から車両調達の要請があった場合、行財政局総務部庁舎管理課所管車両の配車を行財政部長に指示するものとする。

なお,本部長は,必要があると認められるとき,交通部長に対して,市職員等応急対策活動に従 事する者の輸送手段の確保を指示する。

- ⇒ 26-1.3 バス輸送力を確保する
- ⇒ 26-1.5 高速鉄道の応急措置を行う
- 10.5.5 庁舎管理課所管車両の配車を行う(行財政部長)

行財政部長は、本部長から車両の配車の指示があった場合、行財政局総務部庁舎管理課所管車両の配車を行う。配車に当たっては、「10.7 緊急輸送活動を行う」に示される段階的緊急輸送計画に基づき、適切に配置するものとする。

- ⇒ 10.7 緊急輸送活動を行う
- 10.5.6 行財政部長に車両の借上げを指示する(本部長)

本部長は、本市保有車両等のみでは災害応急対策を実施することが困難な場合には、行財政部長

に対し, 車両等の借上げを指示する。

10.5.7 車両の借上げを行う(行財政部)

行財政部は、本部長の指示に基づき、各部等が要請する車両等(特殊用途車両等を除く。)を取りまとめ借上げを行う。調達した車両等は、「10.7 緊急輸送活動を行う」に示される段階的緊急輸送計画に基づき、適切に配置するものとする。

⇒ 10.7 緊急輸送活動を行う

(2) 応援要請

10.5.8 京都府トラック協会に車両の派遣を要請する(本部長)

本部長は、行財政部による車両等借上げによっても、なお不足を生じる場合は、本部事務局に対し、京都府トラック協会に車両の派遣要請を行うよう指示する。

- ⇒ 5.6 防災関係団体等へ応援を要請する
- ※ 資料3-10-6 災害時における貨物自動車輸送の応援に関する協定書
- 10.5.9 他の公共団体等に協力を依頼する(本部長)
 - ア 京都府及び他の市町村に対する応援協力要請等

本部長は、市内で車両の確保が困難な場合、又は輸送上他の市町村で確保することが効果的な場合は、本部事務局に対し、他の公共団体等に対する応援協力の要請を行うよう指示する。

なお, 車両等の調達と併せて, 必要に応じて当該輸送活動に伴う必要な人員等についても派遣 要請するものとする。

⇒ 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する

イ JR西日本その他私鉄各社等に対する応援協力要請

本部長は、道路の被害等により車両による輸送が不可能なとき、又は遠隔地において物資等を確保した場合において鉄道又は軌道によって輸送することが適当であると認めた場合には、本部事務局に対し、JR西日本又はその他の交通機関に協力を要請するよう指示する。

- ⇒ 5.6 防災関係団体等へ応援を要請する
- ウ 自衛隊に対する派遣要請

本部長は、災害の状況又は規模等により適当と認めた場合には、自衛隊の派遣要請を行う。

⇒ 5.3 自衛隊の派遣を要請する

(3) 燃料の確保

10.5.10 契約給油業者から燃料を確保する(各部,区本部)

各部等は,通常の契約給油業者を通じて燃料を確保するものとするが,これにより確保できない場合,行財政部に対して燃料の調達を要請する。

10.5.11 市内の給油業者に協力を要請する(行財政部)

行財政部は、各部等からの燃料調達の要請に基づき、市内の給油業者に協力を要請する。

※ 資料3-29-1 災害時の支援活動等における相互協力に関する協定(京都府石油商業組合)

10.6 緊急通行車両の確認を行う

災害対策基本法第76条第1項に基づき、緊急輸送を行う車両以外の車両の通行の禁止又は制限が行われた場合には、市所有の車両については所管する各部等の長が、市所有以外の車両等については調達した部等の長が、それぞれ次の要領により必要な手続を行い、緊急通行車両の通行の確保を図る。

緊急通行車両の確認は、京都府警察本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長(以下この 節において「交通規制課長等」という。)において行う。

10.6.1 届出済証及び緊急通行車両確認申請書を提出する(各部,区本部)

緊急通行車両の事前届出制度により、あらかじめ届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して確認が行われるため、確認申請においては、届出済証を提出するとともに、緊急通行車両確認申請書に必要事項を記載する。

10.6.2 緊急通行車両確認申請書及び必要書類を提出する(各部,区本部)

災害発生後に届出を行う車両については、緊急通行車両確認申請書及び輸送協定書等の当該車両 を使用して行う事務又は業務内容を証明する書類(輸送協定書等がない場合は、本部等の上申書等) を、交通規制課長等に提出する。

10.6.3 緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付を受ける(各部、区本部)

緊急通行車両であると確認された車両については、緊急通行車両確認証明書及び確認標章が交付される。

10.6.4 調達車両の届出・確認を行う(各部,区本部)

車両を調達する各部等の長は、他都市、民間企業等から調達する車両の緊急通行車両としての届出、確認手続を調達先において行うよう要請する。

※ 様式3-10-7 緊急通行車両確認申請書

様式3-10-8 緊急通行車両確認証明書

様式3-10-9 緊急通行車両確認標章

10.7 緊急輸送活動を行う

災害時においては、通常の輸送機能が低下することに加え、同時に大量の緊急輸送需要が発生することが予想されるため、人員及び物資の輸送は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、概ね次のとおり段階的に実施する。

※ 資料3-23-1 救助の程度,方法及び期間等の一覧表

(費用の基準)

- ア 輸送業者による輸送又は車両等の借上げは、京都市の地域における国土交通省の許可料金以内とする。
- イ 官公署及び公共機関の所有する車両等の使用については、燃料費程度の費用とする。
- ウ 災害救助法が適用され、救助のため、次に掲げる事項について移送又は輸送を行ったときは 輸送費として通常の実費を支出することができる。

なお、救助のための輸送費を支出する期間は、次の各号の救助を実施する期間とする。

- (ア) 災害にかかった者の避難
- (イ) 飲料水の供給
- (ウ) 救助用物資の整理配分
- (エ) 医療及び助産
- (オ) 災害にかかった者の救出
- (カ) 遺体の捜索及び処置
- 10.7.1 第1段階の緊急輸送を実施する(各部,区本部)
 - 第1段階の緊急輸送においては,以下の輸送対象を中心として緊急輸送を実施する。

(第1段階の緊急輸送)

- ア 救助・救急活動, 医療活動の従事者, 医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための必要な人員及び物資
- ウ 政府災害対策要員,地方公共団体災害対策要員,情報通信,電力,ガス,水道施設保安要員 等初動の応急対策に必要な人員及び物資
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設,輸送拠点の応急復旧,交通規制等に必要な人員及び物資
- 10.7.2 第2段階の緊急輸送を実施する(各部,区本部)

第2段階の緊急輸送においては,第1段階の緊急輸送を続行するとともに,以下の輸送対象を中心として緊急輸送を実施する。

(第2段階の緊急輸送)

- ア 食料,水等生命の維持に必要な物資
- イ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ウ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- 10.7.3 第3段階の緊急輸送を実施する(各部,区本部)

第3段階の緊急輸送においては,第2段階の緊急輸送を続行するとともに,以下の輸送対象を中心として緊急輸送を実施する。

(第3段階の緊急輸送)

- ア 災害復旧に必要な人員及び物資
- イ 生活必需品

第11節 災害警備・交通規制計画

(11 災害警備・交通規制等を実施する)

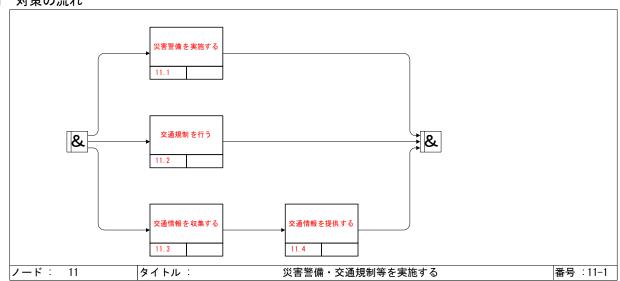
■ 基本方針

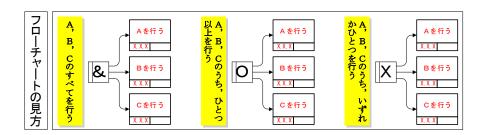
大規模災害時には、さまざまな社会的混乱や道路交通の渋滞等が発生するおそれがある。そのため、京都 府警察の組織力を最大限に発揮して、応急対策を実施する防災関係機関と緊密に連携し、住民の生命、身体 及び財産の保護並びに被災地の公共の安全と秩序の維持に努める。

■ 役割分担

■ 1又剖刀担			
応急対策項目	担	当	分 担 内 容
			11.1.1 速やかに初動体制を確立するとともに実態を把握す
11.1 災害警備を	古松克数宛		る
実施する	京都府警察		11.1.2 警備本部を設置する
			11.1.3 警察における災害警備活動を実施する
			11.2.1 道路の被害状況等を調査する
			11.2.2 被災地に通じる道路に道路交通法に基づく交通規制
			を実施する
11.2 交通規制を	古松克数兔		11.2.3 緊急交通路を指定し,災害対策基本法に基づく交通規
行う	京都府警察		制を行う
			11.2.4 迂回路を指定する
			11.2.5 災害対策基本法に基づく交通規制を解除する
			11.2.6 道路交通法に基づく交通規制を実施する
			11.3.1 警察職員を派遣して現場視察を行う
			11.3.2 交通障害状況,交通流動状況等の交通情報を収集する
11 0 六泽桂却ナ			11.3.3 交通障害事案の概況及び対策,復旧工事の見通しを報
11.3 交通情報を	京都府警察		告させる
収集する			11.3.4 関係警察機関,道路管理者,報道関係機関等と情報交
		換する	
			11.3.5 収集した情報を整理する
			11.4.1 テレビ,ラジオの各社に交通情報の放映,放送を依頼
			する
 11.4 交通情報を			11.4.2 各新聞社に交通情報の掲載を依頼する
提供する	京都府警察		11.4.3 交通関係機関,団体等に交通情報を提供する
佐沢りる	水柳/竹膏祭		11.4.4 交通情報板,広報車等により交通情報を広報する
			11.4.5 住民からの交通情報の照会に回答する
			11.4.6 沿道住民,通行車両等に対し,交通情報及び交通規制
			の周知徹底を図る

■ 対策の流れ





11.1 災害警備を実施する

11.1.1 速やかに初動体制を確立するとともに実態を把握する

府内において大規模災害等が発生した場合は、迅速に初動体制を確立するとともに、被災実態を 把握する。

11.1.2 警備本部を設置する

府内において大規模災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合は、警察本部に警察本部長を、各警察署に警察署長を長とする「警備本部」をそれぞれ設置し、警察における災害警備全般の総括指揮に当たるものとする。

11.1.3 警察における災害警備活動を実施する

災害の状況に応じて被災者の救出救助及び避難誘導等,適切な災害警備活動を防災関係機関と連携を保ちながら実施し,住民の生命,身体及び財産の保護並びに被災地の公共の安全と秩序の維持を図るものとする。

(災害警備活動の内容)

- ア 河川, ため池, 急傾斜地その他危険箇所等の警戒
- イ 住民に対する避難の指示,警告,誘導
- ウ 人命の救助及び行方不明者の捜索
- エ 遺体の検視検分及びその身元の確認
- オ 被災地の被害調査
- カ 被災地における犯罪の予防検挙
- キ 災害に関する広報活動
- ク 災害対策基本法に基づく災害未然防止措置
- ケ 防災関係機関による災害応急対策に対する協力
- ※ 資料3-11-1 災害情報等伝達系統図

11.2 交通規制を行う

11.2.1 道路の被害状況等を調査する

警察署長及び高速道路交通警察隊長(以下「警察署長等」という。)は、災害が発生し、又はま さに発生しようとしている場合は、道路の被害状況等を調査する。

11.2.2 被災地に通じる道路に道路交通法に基づく交通規制を実施する

警察署長等は、災害対策基本法に基づく交通規制が実施されるまでの間、被災地に通じる道路(緊急交通路候補路線等)に道路交通法に基づく交通規制を実施する。

(災害対策基本法に基づく交通規制が実施されるまでの間の交通規制)

- ア 当該道路の主要交差点等に必要な人員を配置する。
- イ 一般車両(災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両以外の車両をいう。以下同じ。) の被災地域内への流入抑制措置をとる。
- 11.2.3 緊急交通路を指定し、災害対策基本法に基づく交通規制を行う

警察本部長は、被災地及びその周辺における被災状況等を勘案のうえ、速やかに、緊急交通路(区域又は区間を含む。以下同じ。)を指定し、災害対策基本法第76条第1項の規定による通行の禁止又は制限(以下「災対法交通規制」という。)を実施する。

(災対法交通規制(交通量が多い場合))

- ア 規制区域内においては、ロープ、パイプ、さく等の資機材を活用する。
- イ 運転者が車両を離れるときは、ドアの鍵をかけないよう広報する。
- ウ 道路の中央付近に放置された車両については、手段を尽くして道路の左側へ寄せる。
- エ 混乱している交差点,主要道路等の近くに公園,空地,その他車両の収容可能な場所があると きは,道路上の車両をできるだけ移動させ,車道を確保するように努める。
- オ 交通規制及び交通整理に当たっては、現場の運転者等の協力を求めるなど適宜の措置をとる。
- カ 運転者に対しては、ラジオ等の交通情報の傍受に努め、警察官及びラジオ等による交通規制の 指示に従うよう広報する。
- キ 規制区域内の住民に対しては、絶対に家財道具等を道路に持ち出さないよう指導する。
- ク 被災者と緊急通行車両等が混雑した場合においては、被災者を優先して誘導するよう措置をとる。
- ケ 避難誘導に際しては、主要交差点、車両と被災者との境界部に特に配慮して避難誘導を確保するとともに、被災者の混乱による事故防止に努める。

(災対法交通規制(交通量が少ない場合))

規制の方法は、交通量が多い場合に準じて行うほか、次の事項に留意する。

- ア 警備要員が少ないときは、主要交差点等に重点的に配置する。
- イ できるだけ多くの照明具を用いて、必要な広報を積極的に行う。
- ウ 車両を用いて避難することが予想されるので、車両による避難は絶対にやめさせる。

(標示の設置)

- ア 災害対策基本法施行令第32条第1項に規定する「緊急通行車両以外の車両の通行止」は、原則 として、災害対策基本法施行規則第2条第1項に規定する標示を設置して行う。
- イ 迂回路を設定したときは、これを明示した立看板等を設置するほか、道路管理者の設置する道 路標識、立看板等を併設する。
- ウ 「緊急通行車両以外の車両の通行止」の標示は、警察本部及び警察署にあらかじめ備え付けて おく。
- 11.2.4 迂回路を指定する

警察本部長は、一般車両の円滑な通行を確保するために必要があると認めたときは、迂回路を指定する。

11.2.5 災害対策基本法に基づく交通規制を解除する

警察本部長は,災対法交通規制後,人命救助等の災害応急対策が概ね終了したと認めた場合は, 道路等の復旧状況及び復旧・復興に必要な交通需要を勘案のうえ,規制を解除する。

11.2.6 道路交通法に基づく交通規制を実施する

警察署長等は、災対法交通規制が解除された場合は、必要により道路交通法に基づく交通規制を 実施する。

11.3 交通情報を収集する

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている事態に伴う交通障害事案が発生したときは、迅速かつ 的確な交通実態の把握に努める。

11.3.1 警察職員を派遣して現場視察を行う

交通情報対象発生箇所へ警察職員を派遣し、現場視察を行う。

11.3.2 交通障害状況,交通流動状況等の交通情報を収集する

交通管制センターにおいては現場警察官又は道路管理者等から, 定時又は不定時に交通障害状況, 交通流動状況等の交通情報を収集する。

11.3.3 交通障害事案の概況及び対策、復旧工事の見通しを報告させる

府内各警察署、高速道路交通警察隊等から交通障害事案の概況及び当該事案の対策並びに復旧工事の見通しについて報告させる。

11.3.4 関係警察機関,道路管理者,報道関係機関等と情報交換する

近畿管区警察局交通担当課(吹田高速道路管理室を含む。),隣接府県警察本部交通規制担当課 (交通管制担当課を含む。),一般国道・府道及び京都市道の道路管理者,日本道路交通情報センター並びに各新聞,ラジオ,テレビ等の報道機関と相互連絡を密にして情報の交換に努める。 11.3.5 収集した情報を整理する 収集した情報は、常に明確に把握できるように整理しておく。

11.4 交通情報を提供する

交通情報の広報については,交通規制の実施状況及び解除の見通し,迂回路,交通渋滞状況等について, 迅速かつ的確に広報活動を行う。

- 11.4.1 テレビ, ラジオの各社に交通情報の放映, 放送を依頼する テレビ, ラジオの各社に臨時情報を提供し, 交通情報の放映, 放送を依頼する。
- 11.4.2 各新聞社に交通情報の掲載を依頼する 記者クラブ所属各新聞社に随時情報を提供し、交通情報を掲載するよう依頼する。
- 11.4.3 交通関係機関,団体等に交通情報を提供する 京都府交通安全協会,同バス協会,同トラック協会,同乗用自動車協会,同自家用自動車協会等 交通関係機関団体に随時関係情報を提供し,傘下各企業体運転者にその周知徹底方を依頼する。
- 11.4.4 交通情報板, 広報車等により交通情報を広報する 交通情報板, 広報車, 交通機動隊, 高速道路交通警察隊, 自動車警ら隊及び警察署のパトカーな どにより交通情報を広報する。
- 11.4.5 住民からの交通情報の照会に回答する 住民からの交通情報の照会に対しては、直接又は電話応答装置などにより適切に回答する。
- 11.4.6 沿道住民,通行車両等に対し,交通情報及び交通規制の周知徹底を図る 沿道住民,通行車両等に対しては,交通情報提供装置,立看板の設置,交通規制図の配布等により,交通情報及び交通規制の周知徹底を図る。

第12節 食料の供給計画

(12 食料を供給する)

■ 基本方針

避難所に避難した者,被災し自ら食料を確保できない者,災害応急対策に従事する者のうち食料供給の必要な者に対し,本食料供給計画に基づき食料を供給する。

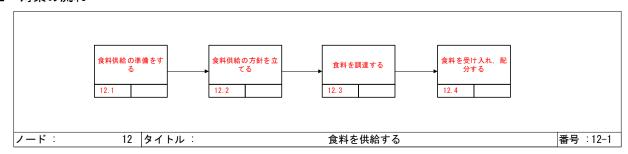
食料の供給においては、行政が主体となり、避難所運営協議会及び自主防災組織等の住民の組織、施設管理者、ボランティア等が協力し合って行い、特に要配慮者等に対する配給については、十分な配慮を行う。

■ 実施責任者 : 産業観光部長

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
	□ + ±p	(1) 要給食者数の予測
	区本部	12.1.1 区内の要給食者数を予測する
	各部・区本部	12.1.2 職員用の必要食料数を予測する
12.1 食料供給の	産業観光部	12.1.3 全市の要給食者数を予測する
準備をする	区本部	(2) 食料調達体制の確立
	区 本司	12.1.4 食料調達体制を確立する
	各部・区本部	12.1.5 食料調達体制を確立する
	産業観光部	12.1.6 食料調達体制を確立する
	区本部	(1) 要給食者数の把握
		12.2.1 区内の要給食者数を把握する
	各部・区本部	12.2.2 職員の必要食料数を把握する
	産業観光部	12.2.3 市内の要給食者数を把握する
	産業観光部	(2) 食料供給方針の決定
		12.2.4 備蓄食料の運用方針を決定する
10.0 今炒.44.60	区本部	12.2.5 避難所における食料供給方針を立てる
12.2 食料供給の	各部・区本部	12.2.6 各部等の食料供給方針を立てる
方針を立てる		12.2.7 全市的な食料供給方針を立てる
		(3) 関係機関との連携
	産業観光部	12.2.8 中央卸売市場における流通確保措置を行う
		12.2.9 関係機関,関係団体等に市場経済の早期回復を要請する
		12.2.10 食品衛生に関し保健福祉部と協議する
		(4) 物資集積・搬送拠点の開設
	文化市民部	12.2.11 物資集積・搬送拠点を開設する
	F 1.4p	(1) 食料の調達
	区本部	12.3.1 避難所用の食料を調達する
10 0 0 0 0 4 2 3 3 3	各部・区本部	12.3.2 職員用の食料を調達する
12.3 食料を調達	行財政部	12.3.3 各部職員用の食料を調達する
する	産業観光部	12.3.4 全市的な食料を調達する
	区本部	(2) 炊き出しの支援
	四个印	12.3.5 炊き出しを支援する
	区本部	(1) 食料の受入れ及び管理
		12.4.1 避難所で食料を受け入れ,管理する
		12.4.2 物資集積・搬送拠点で食料を受け入れ、管理する
12.4 食料を受け		12.4.3 物資集積・搬送拠点から食料を配送する
入れ、配分す	/	12.4.4 備蓄食料を配送する
る	行財政部	12.4.5 職員用の食料を受け入れ,管理する
	□ ★☆□	(2) 食料の配分
	区本部	12.4.6 避難所の避難者に食料を配分する
	夕如,豆木如	12.4.7 在宅要給食者に食料を配分する
	各部・区本部	12.4.8 職員に食料を配分する

■ 対策の流れ



12.1 食料供給の準備をする

災害時における食料の確保については、その重要性及び困難性を考慮し、遅滞なく着手しなければならない。災害初期において要給食者数を予測し、円滑な食料供給を目指す。

(1) 要給食者数の予測

12.1.1 区内の要給食者数を予測する(区本部)

区本部は、収集した被害状況等により、要給食者数を予測する。

12.1.2 職員用の必要食料数を予測する(各部・区本部)

各部等は、収集した被害状況等により、自部等職員が行う活動等を推測し、必要となる食料数を 予測する。

12.1.3 全市の要給食者数を予測する(産業観光部)

産業観光部は、収集した被害状況等により、市内の要給食者数を予測するとともに、本部に対して被災者数の確認を行う。

(2) 食料調達体制の確立

12.1.4 食料調達体制を確立する(区本部)

区本部は,区内及び近隣の小売業者等の営業状況を確認し,避難所用の食料調達,配送に必要な要員を確保する。

12.1.5 食料調達体制を確立する(各部・区本部)

各部等は,近隣の小売業者等の営業状況を確認し,職員用の食料調達,配送に必要な要員を確保する。

12.1.6 食料調達体制を確立する(産業観光部)

産業観光部は、協定締結業者や京都府、他都市等への食料調達要請の準備を行い、全市の食料調達に必要な体制を確立する。

12.2 食料供給の方針を立てる

(1) 要給食者数の把握

必要となる食料の種別及び数、配分等の食料供給方針を決定するため、要給食者数を把握する。

12.2.1 区内の要給食者数を把握する(区本部)

区本部は、避難者名簿及び在宅要給食者の調査結果等から区内の要給食者数を把握する。

⇒ 7.8.1 各避難所から報告される避難者数,避難者名簿を取りまとめる

12.2.2 職員の必要食料数を把握する(各部・区本部)

各部等は、自部等の職員が行う活動から、職員用として必要となる食料数を算出する。

12.2.3 市内の要給食者数を把握する(産業観光部)

産業観光部は、早期に要給食者数を把握し、調達が必要な食料数を推測したうえで、調達先への 予告等迅速な調達のための措置を行う。

(2) 食料供給方針の決定

供給する食料には、備蓄食料、各部で調達する食料、全市規模で調達する食料等がある。要給食者数 及び災害規模等により、供給する食料の種別及び供給手段等の方針を立てる。

12.2.4 備蓄食料の運用方針を決定する(産業観光部)

産業観光部は、要給食者数予測結果、各区の被害状況及び災害の状況等から、需要に対する早期の食料調達が困難と判断した場合には、備蓄食料を供給することとし、その運用方針を区本部及び文化市民部に伝達する。

※ 資料2-3-12-1 食料等応急救助用備蓄物資保管状況

12.2.5 避難所における食料供給方針を立てる(区本部) 区本部は、次の事項を考慮し、かつ、状況に即した食料供給方針を立てる。

(区本部の食料供給方針の原則)

- ア 区本部において、区内及び近隣の小売業者等から食料を調達するものとするが、不足する場合には産業観光部長に調達を要請する。
- イ 食料の調達に時間を要するおそれのある場合は、備蓄食料を積極的に運用する。
- ウ 山間部等孤立した地域がある場合は、当該地域内の小売店舗等へ食料の供給を要請する。
- エ 要配慮者に対しては、食料の内容及び優先順位について特に配慮する。
- 12.2.6 各部等の食料供給方針を立てる(各部・区本部) 各部等は、次の事項を考慮し、かつ、状況に即した食料供給方針を立てる。

(各部等の食料供給方針の原則)

- ア 各部において食料を調達するものとするが、不足する場合は、行財政部長に依頼する。
- イ 食料の内容については、職員の業務内容(労働の程度及び労働時間等)に応じたものにする よう努める。
- 12.2.7 全市的な食料供給方針を立てる(産業観光部) 産業観光部は、次に事項を考慮し、かつ、状況に即した食料供給計画を立てる。

(全市の食料供給方針の原則)

- ア 全市的な要給食者の分布状況に即した供給を行う。
- イ 安定した供給を行う。
- ウ 乳幼児に対する粉ミルク等特に配慮が必要な個別需要への対応を考慮する。

(3) 関係機関との連携

12.2.8 中央卸売市場における流通確保措置を行う(産業観光部)

中央卸売市場は,あらかじめ定めた計画により,その機能を継続するための措置を行うとともに, 近畿圏の他都市中央卸売市場との相互協力により,青果物,水産物,食肉及びこれら加工品等の在 庫流通品目の供給を要請し,集荷,供給体制を確立する。

また,中央卸売市場関係の小売組合及び売買参加者組合等に,加盟組合員の各店舗が可能な限り 早期に再開するように要請する。

12.2.9 関係機関,関係団体等に市場経済の早期回復を要請する(産業観光部)

産業観光部は、経済関係団体等に、加盟組合員の各店舗が可能な限り早期に再開するように要請する。

12.2.10 食品衛生に関し保健福祉部と協議する(産業観光部)

産業観光部は、要給食者に供給する食料の食品衛生に関する具体的な対応方法等について保健福祉部と協議する。

⇒ 15.1 保健衛生指導を行う

- (4) 物資集積・搬送拠点の開設
- 12.2.11 物資集積・搬送拠点を開設する(文化市民部)

文化市民部は、産業観光部と協議し、物資集積・搬送拠点を開設する可能性があると判断した場合は、以下の手順で物資集積・搬送拠点を開設する。

(物資集積・搬送拠点の開設手順)

- ア 開設の可否を判断するために現地調査を実施し、その結果を産業観光部長に報告する。
- イ 産業観光部長から、物資集積・搬送拠点の開設の指示があった場合は、速やかに開設する。
- ウ 運営に必要な車両及び資器材等について行財政部長に確保を依頼する。
- エ 文化市民部をもっても不足する人員については、行財政部長に確保を依頼する。

12.3 食料を調達する

(1) 食料の調達

要給食者が発生する地域において食料を調達することは困難であると予想されるが、近隣地域から可

能な限り迅速に調達する。

また、乳幼児に対する粉ミルク等の特に重要な個別需要に対する調達に配慮する。

12.3.1 避難所用の食料を調達する(区本部)

区内及び近隣の小売業者等から食料を調達するものとするが、明らかに不足することが予想される場合には、遅滞なく産業観光部長に対して調達を要請する。

12.3.2 職員用の食料を調達する(各部・区本部)

各部等の方針により職員用の食料を調達するものとするが、自部等で食料を調達することができない場合には、行財政部長に依頼する。

12.3.3 各部職員用の食料を調達する(行財政部)

行財政部は,市職員用の調達必要食料数をまとめ,協力業者から調達するものとするが,不足する場合は,産業観光部へ食料調達を要請する。

12.3.4 全市的な食料を調達する(産業観光部)

被害状況によっては、膨大な食料調達が必要となるため、産業観光部は、あらかじめ定める調達計画により、迅速かつ効率的な調達を行う。調達先に対しては、できるだけ目的地までの配送について合わせて依頼する。なお、調達数量又は被害状況等により、迅速な調達が困難な場合は、調達できるまでの間、備蓄食料の供給を行う。

(全市的な食料調達の方法)

- ア 協定締結業者へ食料供給を要請する。
- イ 京都府に食料供給を要請する。
- ウ 備蓄食料を運用する。
- エ 20大都市災害時相互応援に関する協定に基づき、食料供給を依頼する。
- オ その他の都市に食料供給を依頼する。
- カ 総合企画部に救援食料に関する広域広報を依頼する。
- ⇒ 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する
- ⇒ 5.6 防災関係団体等へ応援を要請する
- ⇒ 4.2 一般広報を行う
- ※ 資料2-3-12-3 災害時における物資の供給の応援に関する協定書

資料2-3-12-4 災害時における飲料の提供協力に関する協定書

資料2-3-12-5 社団法人京都青年会議所との災害時における協力に関する協定書

資料3-12-1 緊急災害時対応食料供給業者一覧(各協会登録業者)

資料3-12-2 災害救助用米穀の緊急引渡ルート〈災害救助法適用時等〉

(2) 炊き出しの支援

12.3.5 炊き出しを支援する(区本部)

炊き出しを希望する避難所においては、炊き出しが実施できるよう必要な支援を行う。なお、衛 生面については、保健福祉部長に指揮監督を行うよう要請する。

12.4 食料を受け入れ,配分する

(1) 食料の受入れ及び管理

配送車両等の効率的な運用のため、多人数での迅速な荷降ろしを行う。

また、食料の種別等により、保存可能の状態及び期限が異なるため、保管場所等を考慮した受入れが 必要である。

なお、義援物資として寄せられた小口の食料は、衛生面から判断し、原則として届けられた施設において処理する。

12.4.1 避難所で食料を受け入れ、管理する(区本部)

避難所における食料の受入れは、管理担当者が運営協議会の協力を得て行う。

なお, 区本部は, 食料の衛生確保を行う。

12.4.2 物資集積・搬送拠点で食料を受け入れ、管理する(文化市民部)

文化市民部は、被害状況によっては、膨大な食料を管理することが予想されるため、あらかじめ 定める管理計画による効率的な管理を行う。

12.4.3 物資集積・搬送拠点から食料を配送する(文化市民部)

文化市民部は、産業観光部長からの指示に基づき食料を配送する。

12.4.4 備蓄食料を配送する(文化市民部)

一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第12節 食料の供給計画

文化市民部は、産業観光部からの指示に基づき備蓄食料を配送する。

12.4.5 職員用の食料を受け入れ、管理する(行財政部)

行財政部は、要求のあった部等との連絡を密にし、保管する期間を可能な限り短縮する等食料の 衛生確保に配慮する。

(2) 食料の配分

食料の配分に当たっては、できる限り公平に配分できるよう努める。

特に、避難所においては、要給食者数に対し、配分できる食料数が極端に少ない場合が想定されるので、要配慮者の優先、少量均等配分、整理券の発行等を行うとともに、要給食者に十分な説明を行い、混乱状態を避けるようにする。

12.4.6 避難所の避難者に食料を配分する(区本部)

避難者に対する食料配分は、管理担当者が中心となり、運営協議会の協力を得て配分する。

12.4.7 在宅要給食者に食料を配分する(区本部)

在宅要給食者に対する食料配分は、事前に届出のあった要給食者に対し、避難所において配分する。ただし、要配慮者等への配分については、自主防災組織、運営協議会及びボランティア等に協力を依頼する。

12.4.8 職員に食料を配分する(各部・区本部)

各部等が定めた方法により,職員に食料を配分する。

なお, 行財政部長に調達を依頼した食料については, 行財政部長が指定した場所まで取りに行く。

第13節 生活必需品の供給計画

(13 生活必需品を供給する)

■ 基本方針

避難所に避難した者,被災した住宅に居住する者に対し,備蓄物資の活用を図るとともに,本計画に基づき生活必需品を調達し供給する。

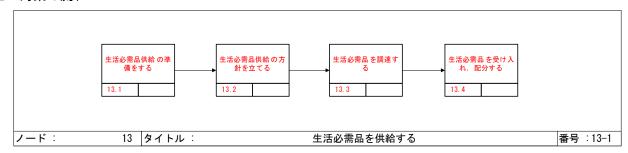
生活必需品の配布は、行政が主体となり、避難所運営協議会及び自主防災組織等の住民組織、施設管理者、 ボランティア等の協力を得て実施する。特に、要配慮者に対する配給に対しては、十分な配慮を行う。

■ 実施責任者 : 産業観光部長

■ 役割分却

■ 役割分担 応急対策項目	担当	分 担 内 容
心心心不久口	<u> </u>	(1) 生活必需品の品目・数量の予測
	区本部	13.1.1 区内で必要となる生活必需品の品目及び数量を予測する
13.1 生活必需品	各部・区本部	13.1.2 職員用で必要となる生活必需品の品目及び数量を予測 する
供給の準備を する	産業観光部	13.1.3 全市で必要となる生活必需品の品目及び数量を予測する
	区本部	(2) 生活必需品調達体制の確立 13.1.4 生活必需品調達体制を確立する
	各部・区本部	13.1.5 生活必需品調達体制を確立する
	産業観光部	13.1.6 生活必需品調達体制を確立する
		(1) 生活必需品供給対象者数の把握
	区本部	13.2.1 区民用として調達が必要な生活必需品の数量等を把握する
	各部・区本部	13.2.2 職員用として調達が必要な生活必需品の数量等を把握 する
	産業観光部	13.2.3 市内で調達が必要な生活必需品の数量等を把握する
13.2 生活必需品 供給の方針を	産業観光部	(2) 生活必需品供給方針の決定 13.2.4 備蓄生活必需品の運用方針を決定する
立てる	 区本部	13.2.5 避難所における生活必需品供給方針を立てる
	各部・区本部	13.2.6 各部等の生活必需品供給方針を立てる
		13.2.7 全市的な生活必需品供給方針を立てる
	産業観光部	(3) 関係機関との連携
		13.2.8 関係機関,関係団体等に市場経済の早期回復を要請する
	文化市民部	(4) 物資集積・搬送拠点の開設
	,	13.2.9 物資集積・搬送拠点を開設する
	区本部	13.3.1 避難所用の生活必需品を調達する
13.3 生活必需品	各部・区本部	13.3.2 職員用の生活必需品を調達する
を調達する	行財政部	13.3.3 各部職員用の生活必需品を調達する
	産業観光部	13.3.4 全市的な生活必需品を調達する
	区 木 並	(1) 生活必需品の受入れ及び管理
	区本部	13.4.1 避難所で生活必需品を受け入れ,管理する
		13.4.2 物資集積・搬送拠点で生活必需品を受け入れ,管理する
13.4 生活必需品		13.4.3 物資集積・搬送拠点から生活必需品を配送する
を受け入れ、		13.4.4 備蓄生活必需品を配送する 13.4.5 職員用の生活必需品を受け入れ,管理する
配分する	11的权助	13.4.5 職員用の生活必需品を受け入れ、管理する (2) 生活必需品の配分
	区本部	13.4.6 避難所の避難者に生活必需品を配分する
		13.4.7 在宅被災者に生活必需品を配分する
	各部・区本部	13.4.8 職員に生活必需品を配分する

■ 対策の流れ



13.1 生活必需品供給の準備をする

災害時における生活必需品の確保は、災害発生の時期によって需要が異なり、災害発生後の時間経過と ともに需要が変化する。災害初期においては、備蓄物資の有効活用や季節に応じた物資調達を実施するた め、迅速な準備作業を開始する。

(1) 生活必需品の品目・数量の予測

- 13.1.1 区内で必要となる生活必需品の品目及び数量を予測する(区本部) 区本部は、収集した被害状況等により、区内で必要となる生活必需品の品目及び数量を予測する。
- 13.1.2 職員用で必要となる生活必需品の品目及び数量を予測する(各部・区本部) 各部等は、収集した被害状況等により、自部等職員が行う活動等を推測し、必要となる生活必需 品の品目及び数量を予測する。
- 13.1.3 全市で必要となる生活必需品の品目及び数量を予測する(産業観光部) 産業観光部は、収集した被害状況等により、全市で調達が必要となる生活必需品の品目及び数量を予測するとともに、本部に対して被災者数の確認を行う。

(2) 生活必需品調達体制の確立

13.1.4 生活必需品調達体制を確立する(区本部)

区本部は,区内及び近隣の小売業者等の営業状況を確認し,避難所用の生活必需品調達,配送に 必要な要員を確保する。

13.1.5 生活必需品調達体制を確立する(各部・区本部)

各部等は,近隣の小売業者等の営業状況を確認し,職員用の生活必需品の調達,配送に必要な要員を確保する。

13.1.6 生活必需品調達体制を確立する(産業観光部)

産業観光部は、協定締結業者や京都府、他都市等への生活必需品調達要請の準備を行い、全市の 生活必需品調達に必要な体制を確立する。

13.2 生活必需品供給の方針を立てる

(1) 生活必需品供給対象者数の把握

必要となる生活必需品の種別及び数、配分等の供給方針を決定するため、生活必需品供給対象者数を 把握する。

13.2.1 区民用として調達が必要な生活必需品の数量等を把握する(区本部) 区本部は、避難者名簿から区民用として調達が必要な生活必需品の数量等を把握する。

⇒ 7.8.1 各避難所から報告される避難者数、避難者名簿を取りまとめる

13.2.2 職員用として調達が必要な生活必需品の数量等を把握する(各部・区本部)

各部等は、自部等の職員が行う活動から、職員用として調達が必要な生活必需品の数量等を把握 する。

13.2.3 市内で調達が必要な生活必需品の数量等を把握する(産業観光部)

産業観光部は、早期に生活必需品供給対象者数を把握し、調達が必要な生活必需品の数量を推測したうえで、調達先への予告等迅速な調達のための措置を行う。

(2) 生活必需品供給方針の決定

供給する生活必需品には、備蓄生活必需品、全市規模で調達する生活必需品等がある。生活必需品供 給対象者数及び災害規模等により、供給する生活必需品の種別及び供給手段等の方針を立てる。

13.2.4 備蓄生活必需品の運用方針を決定する(産業観光部)

産業観光部は、全市で調達が必要となる生活必需品の品目及び数量の予測結果、各区の被害状況

及び災害の状況等から,需要に対する早期の生活必需品調達が困難と判断した場合には,備蓄物資を供給することとし,その運用方針を区本部及び文化市民部に伝達する。

※ 資料2-3-12-1 食料等応急救助用備蓄物資保管状況

13.2.5 避難所における生活必需品供給方針を立てる(区本部) 区本部は,次の事項を考慮し,かつ,状況に即した生活必需品供給方針を立てる。

(区本部の生活必需品供給方針の原則)

- ア 要配慮者に対して、備蓄生活必需品の優先的な運用を図る。
- イ 避難所における生活必需品の品目の需要を的確に把握し、産業観光部へ情報を提供する。
- ウ 紙おむつなどの消耗品についても、的確な需要把握を行う。
- 13.2.6 各部等の生活必需品供給方針を立てる(各部・区本部) 各部等は、次の事項を考慮し、かつ、状況に即した生活必需品供給方針を立てる。

(各部等の生活必需品供給方針の原則)

- ア 各部において生活必需品を調達するものとするが、不足する場合は、行財政部長に依頼する。 イ 生活必需品の内容については、職員の業務内容(労働の程度及び労働時間等)に応じたもの にするよう努める。
- 13.2.7 全市的な生活必需品供給方針を立てる(産業観光部) 産業観光部は、次の事項を考慮し、かつ、状況に即した生活必需品供給計画を立てる。

(全市の生活必需品供給方針の原則)

- ア 全市的な生活必需品供給対象者数の分布状況に即した供給を行う。
- イ 安定した供給を行う。
- ウ 調達,供給する品目は、概ね資料3-13-1のとおりとする。
- エ 高齢者用紙おむつ等特に配慮が必要な個別需要への対応を考慮する。
- オ 避難生活の長期化が見込まれる場合は、避難者の早期自立を支援することを目的として、必要な物資を調達、供給するよう検討する。
- ※ 資料3-13-1 調達・供給する品目の例

(3) 関係機関との連携

- 13.2.8 関係機関,関係団体等に市場経済の早期回復を要請する(産業観光部) 経済関係団体等に,加盟組合員の各店舗が可能な限り早期に再開するように要請する。
- (4) 物資集積・搬送拠点の開設
- 13.2.9 物資集積・搬送拠点を開設する(文化市民部)

文化市民部は、産業観光部と協議し、物資集積・搬送拠点を開設する可能性があると判断した場合は、以下の手順で物資集積・搬送拠点を開設する。

(物資集積・搬送拠点の開設手順)

- ア 開設の可否を判断するために現地調査を実施し、その結果を産業観光部長に報告する。
- イ 産業観光部長から、物資集積・搬送拠点の開設の指示があった場合は、速やかに開設する。
- ウ 運営に必要な車両及び資器材等について行財政部長に確保を依頼する。
- エ 文化市民部をもっても不足する人員については、行財政部長に確保を依頼する。

13.3 生活必需品を調達する

13.3.1 避難所用の生活必需品を調達する(区本部)

区内及び近隣の小売業者等から生活必需品を調達するものとするが、明らかに不足することが予想される場合には、遅滞なく産業観光部長に対して調達を要請する。

13.3.2 職員用の生活必需品を調達する(各部・区本部)

各部等の方針により職員用の生活必需品を調達するものとするが、自部等で生活必需品を調達することができない場合には、行財政部長に依頼する。

13.3.3 各部職員用の生活必需品を調達する(行財政部)

行財政部は,市職員用の調達必要生活必需品数をまとめ,協力業者から調達するものとするが, 不足する場合は,産業観光部へ生活必需品調達を要請する。

13.3.4 全市的な生活必需品を調達する(産業観光部)

被害状況によっては、膨大な生活必需品調達が必要となるため、産業観光部は、あらかじめ定める調達計画により迅速かつ効率的な調達を行う。調達先に対しては、できるだけ目的地までの配送について合わせて依頼する。

※ 資料3-13-2 災害時におけるエルピーガスの調達に関する協定

資料3-13-3 災害時における物資の供給に関する協定

(全市的な生活必需品調達の方法)

- ア 協定締結業者へ生活必需品の供給を要請する。
- イ 総合企画部に救援物資に関する広域広報を依頼する。
- ウ 京都府に生活必需品の供給を要請する。
- エ 20大都市災害時相互応援に関する協定に基づき、生活必需品の供給を依頼する。
- オ その他の都市に生活必需品の供給を依頼する。
- ⇒ 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する
- ⇒ 5.6 防災関係団体等へ応援を要請する
- ⇒ 4.2 一般広報を行う

13.4 生活必需品を受け入れ、配分する

(1) 生活必需品の受入れ及び管理

配送車両等の効率的な運用のため、多人数での迅速な荷降ろしを行う。

13.4.1 避難所で生活必需品を受け入れ、管理する(区本部)

避難所における生活必需品の受入れは、管理担当者が運営協議会の協力を得て行う。

13.4.2 物資集積・搬送拠点で生活必需品を受け入れ、管理する(文化市民部)

文化市民部は、被害状況によっては、膨大な量の生活必需品を管理することが予想されるため、 あらかじめ定める管理計画による効率的な管理を行う。

13.4.3 物資集積・搬送拠点から生活必需品を配送する(文化市民部)

文化市民部は、産業観光部長からの指示に基づき生活必需品を配送する。

13.4.4 備蓄生活必需品を配送する(文化市民部)

文化市民部は、産業観光部からの指示に基づき備蓄生活必需品を配送する。

13.4.5 職員用の生活必需品を受け入れ、管理する(行財政部)

行財政部は、要求のあった部等との連絡を密にし、職員用の生活必需品を受け入れ、管理する。

(2) 生活必需品の配分

生活必需品の配分に当たっては、できる限り公平に配分できるよう努める。

特に,災害発生初期には,避難所においては,生活必需品が不足する場合が想定されるので,要配慮者の優先,少量均等配分,整理券の発行等を行うとともに,避難者に十分な説明を行い,混乱状態を避けるようにする。

13.4.6 避難所の避難者に生活必需品を配分する(区本部)

避難者に対する生活必需品の配分は,管理担当者が中心となり,運営協議会の協力を得て配分す る。

13.4.7 在宅被災者に生活必需品を配分する(区本部)

在宅被災者に対する生活必需品の配分は、事前に届出のあった在宅被災者に対し、避難所において配分する。ただし、在宅被災者のうち要配慮者等への配分については、自主防災組織、運営協議会及びボランティア等に協力を依頼する。

13.4.8 職員に生活必需品を配分する(各部・区本部)

各部等が定めた方法により、職員に生活必需品を配分する。

なお、行財政部長に調達を依頼した生活必需品については、行財政部長が指定した場所まで取り に行く。

第14節 給水活動計画

(14 応急給水活動を行う)

■ 基本方針

大規模な災害により水道施設に被害が生じ、水道給水が停止した場合、生命を維持するための飲料水と生活用水を速やかに供給する必要がある。このため、車両輸送又は仮設給水栓の設置等により応急給水を行うほか、市民各自の備蓄飲料水の活用、避難所等における受水槽の活用、浄水機器の活用(井戸水、プール水、河川水等)などにより飲料水、生活用水の確保を図る。

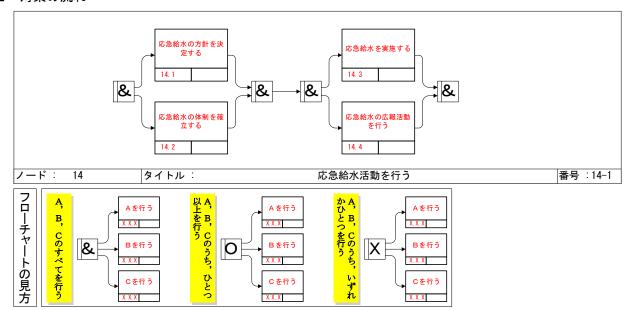
避難所等地域の給水拠点における給水に当たっては、上下水道部、区本部が自主防災組織等の住民組織、施設管理者等の協力を得て実施する。その場合、要配慮者に対する給水に十分留意する。

■ 実施責任者 : 上下水道部長

■ 役割分却

■ 役割万担			
応急対策項目	担	当	分 担 内 容
14.1 応急給水の 方針を決定す る	上下水道部		14.1.1 応急給水に必要な情報を速やかに収集する 14.1.2 応急給水に関わる計画を立てる 14.1.3 優先的な車両輸送による給水計画を策定する
	消防部		14.1.4 浄水機器等の活用を図る
14.2 応急給水の	上下水道部		14.2.1関係会社に協力要請を行う14.2.217 大都市水道局等に応援要請を行う14.2.3関係会社・17 大都市職員を暫定的に資器材・防災セン
体制を確立する		ター,各浄水場で受け入れる 14.2.4 応援職員等を各事業所で受け入れる 14.2.5 本部長に自衛隊の派遣を要請する	
14.3 応急給水を 実施する	上下水道部区本部		(1) 応急給水の方法 14.3.1 給水拠点を設定する 14.3.2 車両輸送による応急給水を行う 14.3.3 仮設給水栓による応急給水を行う 14.3.4 給水拠点の増設を行う 14.3.5 給水拠点を閉鎖する 14.3.6 水質の保全・器具の衛生管理を行う (2) 区本部等の対応 14.3.7 応急給水の適切な支援を行う 14.3.8 生活用水の確保を図る
14.4 応急給水の 広報活動を実 施する	上下水道部		14.4.1 本部を通じ、報道機関の協力を得て、広域的な広報に努める 14.4.2 24時間体制で報道機関の取材に対応する 14.4.3 市民への情報提供を行う 14.4.4 24時間体制で市民からの問い合わせに対応する 14.4.5 広報車による広報を行う 14.4.6 市民への広報紙の配布を行う

■ 対策の流れ



14.1 応急給水の方針を決定する

災害による給水施設の破壊、飲料水の枯渇、汚染などにより、現に飲料水に適する水を得ることができない者に対して、応急的に必要量の給水を行うものとする。

14.1.1 応急給水に必要な情報を速やかに収集する(上下水道部)

上下水道部は,災害の発生直後,断水状況,給水の需要,道路の通行可否等必要な情報を速やか に収集する。

- 14.1.2 応急給水に関わる計画を立てる(上下水道部)
 - ア 災害発生直後は、1日1人3リットルの水を供給することができるように努める。
 - イ その後順次, 炊事用水, 洗面用水, トイレ用水等の供給に努める。また, 次表の給水量を目標 に給水体制の確立を図れるよう, 施設整備を進める。
 - ウ 応急給水は、原則として、災害救助法に定められた基準に準じて実施する。

(給水量)

	災害発生からの日数	目 標 水 量	市民の水の運搬距離	主な給水方法			
	災害発生~3日	3 トッレ/人・目	概ね 1 km 以内	応急給水槽,飲料水兼用型耐 震性貯水槽,タンク車			
	10 日	20 リッ/人・目	概ね 250m以内	配水幹線付近の仮設給水栓			
•	21 日	100 リッ/人・目	概ね 100m以内	配水支線上の仮設給水栓			
	28 日	被災前給水量 (約 250 ピス/人・日)	概ね 10m以内	仮配管からの各戸給水共用栓			

水道の耐震化計画策定指針(案):厚生労働省

14.1.3 優先的な車両輸送による給水計画を策定する(上下水道部)

上下水道部は、人命にかかわる人工透析等の医療設備が備えられている医療機関や福祉施設からの緊急要請に対応するため、優先的な車両輸送による給水計画を策定する。

14.1.4 浄水機器等の活用を図る(消防部)

消防部は、必要に応じて本市で備蓄している浄水機器等の活用を図る。

※ 資料3-14-1 浄水機器等の備蓄状況

14.2 応急給水の体制を確立する

震災の発生及び復旧の状況等により、必要に応じて、外部からも人員、資機材等の調達の要請を行い、 応急給水及び応急復旧を行う。

14.2.1 関係会社に協力要請を行う(上下水道部)

上下水道部は、応急対策に必要な人員、資機材等の調達については、関係会社に対して協力要請

を行う。

14.2.2 17 大都市水道局等に応援要請を行う(上下水道部)

他都市等への応援要請が必要な場合は、上下水道部長は、17大都市水道局をはじめとする水道事業体との間で締結している協定等に基づいて速やかに行う。

⇒ 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する

(水道事業者間の応援協定)

協 定 等	要請先
18大都市水道局災害相互応援に関する覚書	17大都市水道局
災害発生時における日本水道協会関西地方支部内	日本水道協会関西地方支部に属する各水道事
の相互応援に関する協定	業体
日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関す	京都府支部に属する各水道事業体
る覚書	京仰州又部に属りる台小旦事未件

※ 資料3-5-10 18大都市水道局災害相互応援に関する覚書・実施細目

資料3-14-2 災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定

資料3-14-3 日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書

- 14.2.3 関係会社・17 大都市職員を暫定的に資器材・防災センター,各浄水場で受け入れる(上下水道部) 上下水道部は、関係会社や他都市等の応急対策に従事する職員を、暫定的に資器材・防災センター及び各浄水場で受け入れる。
- 14.2.4 応援職員等を各事業所で受け入れる(上下水道部)

上下水道部は、応援職員等を、その後、状況に応じて各事業所で受け入れる。

14.2.5 本部長に自衛隊の派遣を要請する(上下水道部)

上下水道部長は、自衛隊による応急給水が必要な場合、本部長に自衛隊派遣を要請する。

⇒ 5.3 自衛隊の派遣を要請する

14.3 応急給水を実施する

上下水道部は、「京都市上下水道局災害対策計画」に基づき、区本部、自主防災組織等の協力を得て、次の方針により応急給水を迅速に実施するものとする。

- (1) 応急給水の方法
- 14.3.1 給水拠点を設定する(上下水道部)

上下水道部は、概ね次の施設等に順次給水拠点を設定していく。

(給水拠点設置場所)

- ア 避難所及び本部が指定する広域避難場所
- イ 災害拠点病院,応急救護所が設置されている施設,透析治療を行う施設,社会福祉施設(入 所型)
- ウ その他緊急の要請があった場所
- ※ 資料3-14-4 震災時に給水基地として使用可能な配水池等

資料3-14-5 飲料水兼用型耐震性貯水槽の設置状況

14.3.2 車両輸送による応急給水を行う(上下水道部)

上下水道部は、営業所等に設置されている応急給水槽や浄水場の配水池、配水ポンプ場及び貯水槽を給水基地として、飲料水等を車両輸送する方法で応急給水を行う。

14.3.3 仮設給水栓による応急給水を行う(上下水道部)

断水地域の状況や水道施設の復旧状況等によっては、消火栓や応急仮設配管を利用して下記により応急給水を実施する。

(仮設給水栓による応急給水の方法)

- ア 消火栓を利用した応急給水
- イ 利用できる消火栓がある場合は、応急給水装置に接続し、給水を行う。
- ウ 応急仮設配管による応急給水
- エ 復旧が長期間を要すると予想される断水地域や大量の水を必要とする大規模な医療機関等 の断水に対しては、状況に応じて、応急仮設配管を行い、仮設給水栓を設置して、給水を行う。

14.3.4 給水拠点の増設を行う(上下水道部)

上下水道部は,通常の給水が行われるまでの間,段階的に市民の搬送距離を短縮するよう,適宜 給水拠点を増設するものとする。

14.3.5 給水拠点を閉鎖する(上下水道部)

上下水道部は、通常の給水が行われたときは、給水拠点を閉鎖する。

14.3.6 水質の保全・器具の衛生管理を行う(上下水道部)

災害時には、衛生的な環境が悪化するおそれがあるので、水道水については、水質検査を強化するとともに、必要に応じて塩素剤を投入するなど、水質の保全に万全を期するものとする。

(2) 区本部等の対応

14.3.7 応急給水の適切な支援を行う(区本部)

区本部は、自主防災組織等の協力を得て、上下水道部が給水拠点で給水する水が適切に被災者に 配分されるよう支援する。その場合、要配慮者に優先的に供給するものとする。

14.3.8 生活用水の確保を図る(区本部)

区本部及び自主防災組織等は、生活用水の確保のため、浄水機器等の利用などによる学校等のプール水、井戸水、河川水の活用に努める。

※ 資料3-14-6 災害時における水の供給に関する覚書

14.4 応急給水の広報活動を実施する

広報は、発災直後及び復旧の進捗状況に合わせて行う。

14.4.1 本部を通じ、報道機関の協力を得て、広域的な広報に努める(上下水道部)

上下水道部は、本部を通じ、「第4節 広報・広聴活動計画」に基づいて、報道機関の協力を得て、 広域的な広報に努める。

⇒ 4.2 一般広報を行う

14.4.2 24 時間体制で報道機関の取材に対応する(上下水道部)

上下水道部は、24時間体制で報道機関等の取材に対応する。

14.4.3 市民への情報提供を行う(上下水道部)

上下水道部は、市民の不安の軽減を図るため、発災直後からできるだけ情報の提供を行う。

14.4.4 24 時間体制で市民からの問い合わせに対応する(上下水道部)

上下水道部は、24時間体制で市民からの問い合わせに対応する。

14.4.5 広報車による広報を行う(上下水道部)

上下水道部は、住民が報道機関からの情報から遮断された場合も考慮して、状況によっては広報車による広報を行う。

14.4.6 市民への広報紙の配布を行う(上下水道部)

上下水道部は、住民が報道機関からの情報から遮断された場合も考慮して、状況によっては市民への広報紙の配布を行う。

第15節 防疫活動・保健衛生活動計画

(15 防疫活動・保健衛生活動を行う)

■ 基本方針

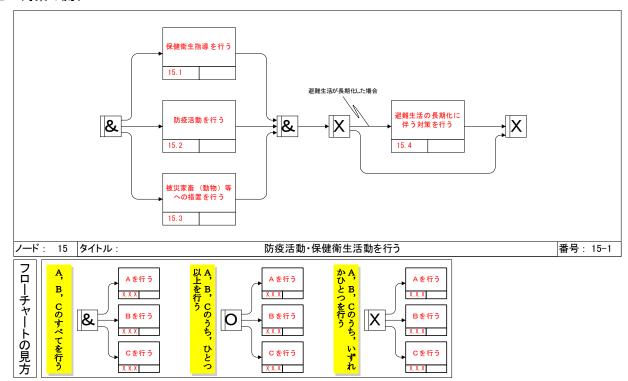
大規模な災害時には,多くの被災者が避難生活等を余儀なくされるような状況の発生が予想されるため, 避難所等における衛生環境の維持,確保を図るとともに,食中毒や感染症等の発生に対する予防措置の徹底 を図る。また,生活環境の急変や災害によるショック等による被災者への精神的なケア対策を含めた保健医 療対策の実施を図る。

■ 実施責任者 : 保健福祉部長

■ 役割分担

応急対策項目	担	当	分 担 内 容
	区本部		(1) 情報収集活動
	 		15.1.1 避難所の開設状況等の情報収集を行う
	保健福祉部		15.1.2 本部事務局から避難所データベースを入手する
	区本部		15.1.3 環境政策部から仮設トイレ配置場所の情報を入手する
	保健福祉部		15.1.4 産業観光部から食料の調達先の情報を入手する
			15.1.5 避難所を巡回し,衛生状況等を把握する
	保健福祉部,	区本部	(2) 保健衛生指導
15.1 保健衛生指			15.1.6 避難所等で保健衛生の広報・指導を行う
導を行う	区本部		15.1.7 仮設トイレの消毒を行い、衛生管理を指導する
			15.1.8 産業観光部に対して食品衛生の情報提供,指導,協議
	保健福祉部		を行う
	休健怕似部		15.1.9 市外からの食料調達先に対する衛生指導を関係自治体
			に要請する
	区本部		15.1.10 食品衛生監視班を編成する
	区本部		15.1.11 災害発生地域の食品関係業者の監視及び指導を行う
	保健福祉部,	区本部	15.1.12 集団食中毒発生時の対応を行う
			(1) 被災地において感染症の流行のおそれがあるとき
			15.2.1 感染症の予防対策を行う
	保健福祉部.	:健福祉部,区本部	(2) 「感染症法」に基づく消毒等の必要があるとき
15.2 防疫活動を	rive in in it		15.2.2 防疫班を編成する
行う			15.2.3 防疫活動を行う
			15.2.4 備蓄資器材を活用する
	保健福祉部		15.2.5 必要な薬剤、資器材を調達する
	保健福祉部,	区本部	15.2.6 感染症発生への対応を行う
	産業観光部		(1) 家畜伝染病の予防と被災家畜の措置
15.3 被災家畜			15.3.1 被害の実情に応じた防疫措置をとるよう指導する
(動物)等へ	保健福祉部		(2) ペット動物等の保護収容 15.3.2 ペット動物等の保護収容を依頼する
の措置を行う			13. 3. 2 15. 7 15. 3. 2
	文化市民部		15.3.3 動物園における危険動物等の逸走措置を行う
	保健福祉部		15.4.1 医療救護体制の長期化に留意した計画的運用を図る
	水低曲压巾		15.4.2 避難所や被災家庭に保健師等を派遣して健康相談を実
			施する
15.4 避難生活の	保健福祉部, 区本部	区本部	15.4.3 区本部に健康相談窓口を設置する
長期化に伴う		15.4.4 応急仮設住宅訪問指導や健康相談等を実施する	
対策を行う			15.4.5 PTSD等に対して専門家による心理的カウンセリン
対象を打り	保健福祉部	グを実施する	
		15.4.6 被災した精神障害者の継続的な医療等のため区本部等	
		に相談窓口を設置する	

■ 対策の流れ



15.1 保健衛生指導を行う

保健福祉部及び区本部は、被災地や避難所等における生活衛生に関する広報活動や、食品、飲料水等の衛生状況を把握し、実状に合わせた衛生管理指導を行う。

(1) 情報収集活動

- 15.1.1 避難所の開設状況等の情報収集を行う(区本部)
 - 区本部は、避難所の開設状況、避難者の状況、食料、飲料水供給の状況等の情報収集を行う。
- 15.1.2 本部事務局から避難所データベースを入手する(保健福祉部) 保健福祉部は、本部事務局から避難所データベースを入手し、避難所の設置状況等の情報収集を 行う。
- 15.1.3 環境政策部から仮設トイレ配置場所の情報を入手する(区本部) 区本部は、環境政策部から避難所や市街地内の仮設トイレ配置場所の情報を入手する。
- 15.1.4 産業観光部から食料の調達先の情報を入手する(保健福祉部) 保健福祉部は、産業観光部が市外から食料を調達した場合、調達先の食品業者等の情報を入手する
- 15.1.5 避難所を巡回し,衛生状況等を把握する(保健福祉部,区本部) 保健福祉部及び区本部は,避難所を巡回し,衛生状況等を把握する。

(2) 保健衛生指導

15.1.6 避難所等で保健衛生の広報・指導を行う(保健福祉部,区本部)

保健福祉部及び区本部は、被災地及び避難所等において、生活上の保健衛生に関する次の広報及び指導を行う。特に、避難所においては、避難所運営協議会などを通じて避難者への周知徹底に努める。

(避難所における保健衛生の広報・指導内容)

- ア 食品の衛生管理(保存方法,調理方法など食品の取扱方法及び調理者の衛生管理等)
- イ 飲料水の衛生管理(必要に応じて煮沸後の飲用,井戸水の消毒等)
- ウ 手洗いの励行,手指の消毒
- エ トイレ等の衛生管理(消毒方法等)
- オ 飼育動物の適正飼育(扱い方,糞尿処理方法等)
- カ その他衛生情報(入浴施設等の情報)
- 15.1.7 仮設トイレの消毒を行い,衛生管理を指導する(区本部)
 - 避難所や市街地内に仮設トイレが配置された場合、その衛生管理は避難所運営協議会や地元の自

主防災組織等が実施する。区本部は、仮設トイレの定期的消毒を実施するとともに、適正な衛生管理の方法を指導する。

⇒ 18 し尿を処理する

15.1.8 産業観光部に対して食品衛生の情報提供,指導,協議を行う(保健福祉部)

保健福祉部は、弁当等納入業者の選定、配送方法及び弁当等の保管方法について、衛生上の観点から食料調達部門(産業観光部)に対して情報提供、指導、協議を行う。

15.1.9 市外からの食料調達先に対する衛生指導を関係自治体に要請する(保健福祉部)

保健福祉部は、食料調達部門(産業観光部)が市外の食品業者等から調達を行った場合、当該業者等の所在する自治体に対して、食料の取扱い、輸送の際の衛生管理の指導を要請する。

15.1.10 食品衛生監視班を編成する(区本部)

災害発生地域を管轄する区本部ごとに、食品衛生監視班を編成する。

15.1.11 災害発生地域の食品関係業者の監視及び指導を行う(区本部)

食品衛生監視班は、災害発生区域内の食品関係業者に対して、主に次の業務を行う。

(食品衛生班の業務内容)

- ア 災害発生地域の食品関係の設備、器具等の消毒衛生措置の監視指導
- イ 災害発生地域の食品関係営業施設の販売食品及び原料食品の衛生監視並びに不良食品の廃棄等必要な措置
- 15.1.12 集団食中毒発生時の対応を行う(保健福祉部,区本部)

保健福祉部は、集団食中毒が発生した場合には、必要に応じて次の対応を行う。

(集団食中毒発生時の活動内容)

- ア 被害状況及び原因食品の把握
- イ 被害拡大の防止措置
- ウ 原因と疑われる食品の排除
- エ 病因物質の検査

15.2 防疫活動を行う

保健福祉部及び区本部は、被災時に発生する感染症の予防を図るため、消毒及び清潔の徹底、患者の早期発見、収容施設の設備、患者輸送の確保、市民に対する周知その他迅速な防疫活動を行う。

- (1) 被災地において感染症の流行のおそれがあるとき
- 15.2.1 感染症の予防対策を行う(保健福祉部,区本部)

保健福祉部及び区本部は、災害発生後の被災地において感染症の流行のおそれがあると判断した 場合は、集団検診や予防接種など必要な予防対策を実施する。

- (2) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」に基づく消毒等の必要があるとき
- 15.2.2 防疫班を編成する(保健福祉部,区本部)

保健福祉部及び区本部は、感染症の予防を図るため、防疫班を編成する。

(防疫班の編成)

ア 消毒班 保健福祉部(1班),各区本部(11班)

イ 検病調査班 各区本部(11班)

ウ 患者輸送班 保健福祉部が必要に応じて編成

(業務分担)

ア 消毒班

- (ア) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく清潔方法,消毒方法の実施及び保健指導
- (イ) 市民や関係機関からの要請による死亡獣畜及びその周辺の消毒に関すること。
- イ 検病調査班

検病調査(保菌検査含む)及び疫学調査に関すること。

ウ 患者輸送班

患者輸送に関すること。

15.2.3 防疫活動を行う(保健福祉部,区本部)

保健福祉部及び区本部は,災害時における防疫活動等を,「感染症法施行規則」で定めるところにより行うものとする。

15.2.4 備蓄資器材を活用する(保健福祉部,区本部)

保健福祉部及び区本部は、防疫活動を実施するに当たり、本市所有の防疫用備蓄資器材の活用を 図る。

- ※ 資料3-9-7 医療, 衛生器材及び医薬品の在庫表
- 15.2.5 必要な薬剤、資器材を調達する(保健福祉部)

保健福祉部は、本市所有の防疫用備蓄資器材では不足し、防疫に必要な薬剤、資器材を緊急調達する必要がある場合、調達先は資料3-15-1のとおりとする。

- ※ 資料3-15-1 防疫用薬剤, 資器材の調達先
- 15.2.6 感染症発生への対応を行う(保健福祉部,区本部)

保健福祉部及び区本部は、感染症患者が発生した場合には、必要に応じて次の対応を行う。

(感染症への活動内容)

- ア 感染症発生状況の早期把握
- イ 患者の入院勧告・措置
- ウ 感染拡大防止措置
- エ 予防接種

15.3 被災家畜(動物)等への措置を行う

- (1) 家畜伝染病の予防と被災家畜の措置
- 15.3.1 被害の実情に応じた防疫措置をとるよう指導する(産業観光部)

産業観光部は、必要に応じ、関係機関と連携して畜産業者等に対し、予防注射の励行をはじめ、被害の実情に応じた防疫措置をとるように指導する。

- (2) ペット動物等の保護収容
- 15.3.2 ペット動物等の保護収容を依頼する(保健福祉部)

保健福祉部は、被災地における飼育動物の保護、人畜共通感染症の予防及び動物による咬傷事故等を予防するため、獣医師会、動物愛護協会、ボランティア等に要請して被災動物の保護収容等の対応を実施する。また、危険動物については、所有者の有無を調べるとともに、関係機関と連携を取り、保護収容等の対策を実施する。

- (3) 動物園における危険動物等の逸走措置
- 15.3.3 動物園における危険動物等の逸走措置を行う(文化市民部)

危険動物等が逸走した場合は、すみやかに脱出動物の捕獲等を行い、動物の保護及び動物による 人への危害防止のため、必要な措置を行う。

15.4 避難生活の長期化に伴う対策を行う

大規模な災害時には、通常の医療サービスの提供が困難であるとともに、精神的なショックや生活環境等の変化のため、被災者が身体的にも、精神的にも健康に不調をきたす可能性が高い。避難所等における衛生状態の良好を図るとともに、被災者の健康状態に十分配慮し、必要に応じ健康診断や心のケア対策を実施する。

15.4.1 医療救護体制の長期化に留意した計画的運用を図る(保健福祉部)

保健福祉部(救急医療調整チーム)は、被災者対応が長期化する場合は、京都府及び医療関係機関、他の自治体等との連携を図り、医療救護体制の長期化に留意した計画的な運用を図るものとする。

- ⇒ 7.7 避難生活の長期化に対応する
- ⇒ 22.5 避難所における援護を行う
- 15.4.2 避難所や被災家庭に保健師等を派遣して健康相談を実施する(保健福祉部,区本部)

保健福祉部及び区本部は、被災者の健康管理を行うため、区本部等と連携して、避難所や被災家 庭へ保健師等の派遣を行い、健康相談を実施する。

15.4.3 区本部等に健康相談窓口を設置する(保健福祉部,区本部)

保健福祉部及び区本部は、必要に応じて、区本部等に健康相談窓口を開設するなどして、被災者 の健康管理対策を実施する。

⇒ 4.7 専門相談所を開設・運営する

15.4.4 応急仮設住宅訪問指導や健康相談等を実施する(保健福祉部,区本部)

保健福祉部及び区本部は、応急仮設住宅が建設された場合にあっても、区本部等と連携して、訪問指導や健康相談等を実施する。

- ⇒ 22.7 仮設住宅において要配慮者の生活支援を図る
- ⇒ 27-1.7 応急仮設住宅の管理・保全を行う
- 15.4.5 PTSD等に対して専門家による心理的カウンセリングを実施する(保健福祉部)

保健福祉部(救急医療調整チーム)は、災害時に発生するPTSD(心的外傷後ストレス障害)等に対して、関係機関と連携し、精神医学、臨床心理学等の専門家による心理的なカウンセリングを実施する。

- ⇒ 7.7 避難生活の長期化に対応する
- ⇒ 20.5 学校教育の再開に向けて対応する
- 15.4.6 被災した精神障害者の継続的な医療等のため区本部等に相談窓口を設置する(保健福祉部) 保健福祉部は、被災した精神障害者の継続的な医療やケアの確保及び災害により強いストレスを

受けた被災者等のケアを実施するため、こころの健康増進センターは、区本部に相談窓口を開設するとともに、京都府や関係医療機関に対して、必要な協力を要請する。

こころの健康増進センターは,市内関係機関等の情報収集に努め,区本部等関係機関へ伝達する。

⇒ 4.7 専門相談所を開設・運営する

第16節 障害物の除去計画

(16 障害物を除去する)

■ 基本方針

災害時には、被害拡大の防御や被災者の救済対策等の応急対策を迅速に実施するために、道路交通機能の確保が重要となる。そのため、道路管理者等は、早期に道路等の被害状況を確認するとともに、警察機関等と連携して交通機能を早期に確保するための道路障害物の除去や応急復旧を実施する。実施に当たっては、災害時の交通規制計画や緊急物資の輸送計画との整合を図る。

また、二次災害の防止を図るため、河川管理者等は、河川内の障害物の除去を迅速に実施する。

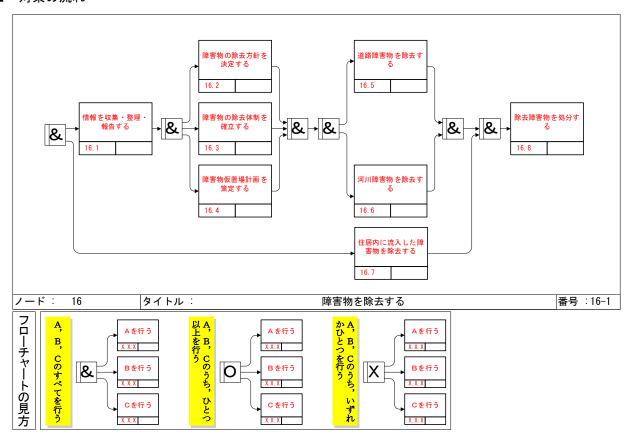
■ 実施責任者 : 建設部長

■ 役割分担

応急対策項目	担	当	分 担 内 容
16.1 情報を収集・整理・報告する			16.1.1 土木事務所の巡回結果を収集する 16.1.2 緊急点検による被災状況を収集する 16.1.3 協力業者に対して調査の実施を依頼する 16.1.4 職員参集時に把握した情報を収集する 16.1.5 市民の通報情報を収集する 16.1.6 他の機関の管理道路,河川の被災情報を把握する
16.2 障害物の除 去方針を決定 する	建設部		(1) 市が実施する道路障害物除去方針の決定 16.2.1 道路障害物除去(道路啓開) 方針を決定する 16.2.2 緊急交通路,緊急輸送道路を優先した道路啓開方針を立てる 16.2.3 緊急的に最小限の交通路を確保する方針を立てる 16.2.4 本部事務局へ決定した道路啓開方針を報告する (2) 市が実施する河川障害物除去方針の決定 16.2.5 河川障害物除去方針を決定する
16.3 障害物の除 去体制を確立 する	建設部		16.3.1建設部から応援職員の派遣を受ける16.3.2土木事務所から随時機械を出動させる16.3.3建設業者等の機械を借り入れる16.3.4応急作業計画に基づき,重点的・迅速に実施する16.3.5施工順位,復旧規模を決定し,緊急請負工事として実施する16.3.6本部長に対し,他都市への広域応援要請を要求する
16.4 障害物仮置 場計画を策定 する	建設部		16.4.1「障害物仮置場」の必要の有無を判断する16.4.2事前の計画に基づき「障害物仮置場」を開設する16.4.3環境政策部等に「障害物仮置場」設置情報を連絡する16.4.4環境政策部と協議し、最適地を選定する
16.5 道路障害物 を除去する	建設部		(1) 道路上に市民の財産がない場合 16.5.1 道路障害物除去を実施する (2) 道路上に市民の財産がある場合 16.5.2 道路障害物の調査を行う 16.5.3 除去工事実施箇所を決定する 16.5.4 道路占用者等に対して障害物除去を指示する 16.5.5 道路障害物を除去する 16.5.6 京都府警察と協力して障害物除去を実施する
16.6 河川障害物を除去する	建設部		16.6.1 河川障害物の調査を行う 16.6.2 障害物の除去方法を協議する 16.6.3 障害物を除去する
16.7 住居内に流 入した障害物 を除去する	区本部 建設部		16.7.1 住居内の障害物除去の窓口を設置する 16.7.2 建設部に除去を要請する 16.7.3 当該住居内の障害物の除去を実施する

応急対策項目	担	当	分 担 内 容
16.8 除去障害物 を処分する		_	 (1) 「障害物仮置場」を設置しない場合 16.8.1 環境政策部から処分地への災害廃棄物搬入の指示を受ける 16.8.2 処分地への災害廃棄物の搬入を行う (2) 「障害物仮置場」を設置した場合 16.8.3 道路上に蓄積することが困難な廃棄物を「障害物仮置場」に搬入する 16.8.4 一時的に道路上に仮置きした場合は、環境政策部に連
			絡する 16.8.5 環境政策部と処分地への搬入について協議する

■ 対策の流れ



16.1 情報を収集・整理・報告する

建設部は、災害発生後、以下の方法により道路及び河川の情報を収集し、障害物の発生状況を把握する。

- 16.1.1 土木事務所の巡回結果を収集する(建設部)
 - 建設部は、災害発生後、土木事務所が実施する巡回結果を収集する。
- 16.1.2 緊急点検による被災状況を収集する(建設部)

建設部は、災害発生後、土木事務所が実施する緊急点検等の結果から被災状況を把握する。

- 16.1.3 協力業者に対して調査の実施を依頼する(建設部)
 - 建設部は、道路等被害調査のための巡回、緊急点検に職員が不足する場合、協力業者に対して調査の実施を依頼する。
- 16.1.4 職員参集時に把握した情報を収集する(建設部)
 - 建設部は、勤務時間外に災害が発生した場合にあっては、職員参集時に把握した道路、河川の情報を聴取し、被災状況を把握する。
- 16.1.5 市民の通報情報を収集する(建設部) 建設部は、市民からの通報による道路、河川情報を把握する。

16.1.6 他の機関の管理道路,河川の被災情報を把握する(建設部)

建設部は、他の機関が管理する道路、河川についても、各管理者との連携により被災状況を把握する。

16.2 障害物の除去方針を決定する

- (1) 市が実施する道路障害物除去方針の決定
- 16.2.1 道路障害物除去(道路啓開) 方針を決定する(建設部)

建設部は、道路の被災状況や他の被災状況を検討し、他の道路管理者、京都府警察、消防部等と協議のうえ道路障害物除去方針を決定する。

(道路障害物の除去作業実施機関と範囲)

建設部	・一般国道(指定区間外),府道,市道の障害物を除去する。				
近畿地方整備局	・一般国道(指定区間)の障害物を除去する。				
高速道路 (株)	・高速道路等の障害物を除去する。				
道路占用者	・電柱、架線等の被害による道路上の障害物を除去する。				

16.2.2 緊急交通路,緊急輸送道路を優先した道路啓開方針を立てる(建設部)

建設部は、緊急交通路、緊急輸送道路が指定された場合、これを優先した道路啓開方針を立てる。

16.2.3 緊急的に最小限の交通路を確保する方針を立てる(建設部)

建設部は、緊急的に最小限の交通路(原則として2車線)を確保する範囲内で除去作業を実施し、 その後全面的な除去作業に着手するものとして決定する。

16.2.4 本部事務局へ決定した道路啓開方針を報告する(建設部) 建設部は、決定した道路啓開方針を本部事務局へ報告する。

- (2) 市が実施する河川障害物除去方針の決定
- 16.2.5 河川障害物除去方針を決定する(建設部)

建設部は、他の河川管理者と協議のうえ、河川施設の損壊の状況等を勘案し、障害物の除去方針 を決定する。

(河川障害物の除去作業実施機関と範囲)

建設部	・一級河川 (市管理河川),準用河川,普通河川の障害物を除去する。
近畿地方整備局	・一級河川(指定区間外区間)の障害物を除去する。
京都府	・一級河川(府管理河川)の障害物を除去する。

16.3 障害物の除去体制を確立する

16.3.1 建設部から応援職員の派遣を受ける(建設部)

災害発生直後における応急作業は、原則として建設部出先機関において処理するものとし、建設 部出先機関において処理することが困難な作業は、建設部から応援職員の派遣を受け、実施する。

16.3.2 土木事務所から随時機械を出動させる(建設部)

ショベルローダー等の機械力が必要である場合は,土木事務所から,随時緊急に出動させる。

16.3.3 建設業者等の機械を借り入れる(建設部)

建設部の保有するショベルローダー等の機械だけでは作業が困難であるときは、建設業者等の機械を借り入れる。

⇒ 5.6 防災関係団体等へ応援を要請する

※ 資料3-16-1 災害発生時における応急対策活動に関する協定書

16.3.4 応急作業計画に基づき, 重点的・迅速に実施する(建設部)

建設部は、早期に処理できない被害箇所の応急復旧については、応急作業計画に基づき、重点的かつ迅速に実施する。

16.3.5 施工順位,復旧規模を決定し、緊急請負工事として実施する(建設部)

建設部は、早期に処理できない被害箇所の応急復旧については、被災規模に応じ、施工順位、復 旧規模を決定し、緊急請負工事として実施する。

16.3.6 本部長に対し、他都市への広域応援要請を要求する(建設部)

建設部長は、本市及び建設業者等の要員、資機材をもっても、なお不足する場合は、本部長に対

し他都市等への広域応援を要請する。

⇒ 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する

16.4 障害物仮置場計画を策定する

障害物仮置場計画は、原則として災害後の道路機能を確保するため、緊急に除去する必要のある「道路 障害物」を想定したものである。「河川障害物」、「住居内障害物」の除去に際して障害物仮置場が必要な場 合は、道路障害物仮置場計画に準じて実施する。

16.4.1 「障害物仮置場」の必要の有無を判断する(建設部)

建設部は、道路や河川等の被害状況等に基づき、除去物の処分地等への短期間大量の搬入が困難と想定される場合、「障害物仮置場」の設置を判断する。

- 16.4.2 事前の計画に基づき「障害物仮置場」を開設する(建設部)
- 16.4.3 環境政策部等に「障害物仮置場」設置情報を連絡する(建設部)

建設部は、「障害物仮置場」を設置した場合、速やかに「障害物仮置場」の場所、規模等の設置情報を環境政策部及びオープンスペース調整チームに連絡する。

16.4.4 環境政策部と協議し、最適地を選定する(建設部)

建設部は、事前に計画された「障害物仮置場」だけでは不足する場合、環境政策部と協議し、直ちに最適地を選定する。環境政策部との協議で最適地の選定が困難な場合は、オープンスペース調整チームに選定を要請する。

⇒ 28 オープンスペース利用を調整する

16.5 道路障害物を除去する

市が実施する道路障害物除去は以下により行う。ただし,一般国道(指定区間),高速道路等の障害物除去については,近畿地方整備局,西日本高速道路株式会社が建設部と協議する。

- (1) 道路上に市民の財産がない場合
- 16.5.1 道路障害物除去を実施する(建設部)

建設部は、道路上の障害物を除去するとともに、亀裂、段差、陥没等の応急補修工事を実施する。

- (2) 道路上に市民の財産がある場合
- 16.5.2 道路障害物の調査を行う(建設部)

道路上に沿道の倒壊家屋、工作物、放置自動車等がある場合は、建設部は、通行障害物の調査を 行う。

16.5.3 除去工事実施箇所を決定する(建設部)

建設部は、調査結果をもとに除去工事実施箇所を決定する。

16.5.4 道路占用者等に対して障害物除去を指示する(建設部)

建設部は、緊急交通路及び緊急輸送道路以外の道路障害物については、道路占用者等に対して除去の指示をする。

16.5.5 道路障害物を除去する(建設部)

建設部は、緊急交通路及び緊急輸送道路以外の道路障害物について道路占用者等と協議し、占用者が同意書を提出した場合は、建設部が道路障害物除去を実施する。

16.5.6 京都府警察と協力して障害物除去を実施する(建設部)

急を要する場合、緊急交通路及び緊急輸送道路の障害物の除去は、建設部が京都府警察と協力して行う。

16.6 河川障害物を除去する

各河川管理者は、相互に連絡して障害物の除去を行うとともに、必要に応じて相互に協力を依頼する。

16.6.1 河川障害物の調査を行う(建設部)

河川に倒壊家屋, 船舶等の障害物がある場合は, 建設部は, 河川障害物の所有者等の調査を行う。

16.6.2 障害物の除去方法を協議する(建設部)

河川に倒壊家屋,船舶等の障害物がある場合は,建設部は,京都府警察等関係機関と協議し,障害物の除去方法を定める

16.6.3 障害物を除去する(建設部)

建設部は、河川施設の損壊の状況等を勘案し、障害物の除去作業を実施する。除去物の処分地等への短期間大量の搬入が困難な場合、必要に応じて障害物仮置場に一時的に集積する。

⇒ 16.4 障害物仮置場計画を策定する

16.7 住居内に流入した障害物を除去する

災害救助法が適用された場合に、下記の要領で実施する。

(災害救助法による除去の対象)

ア対象

住宅が半壊、半焼し、自らの資力では障害物を除去することができない者

イ 除去対象

区の半壊、半焼した世帯の数の15%の範囲内

ウ除去部分

住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼす部分

16.7.1 住居内の障害物除去の窓口を設置する(区本部)

区本部は,災害救助法の適用による住居内の障害物の除去についての窓口を設置し,相談及び受付を行う。

16.7.2 建設部に除去を要請する(区本部)

区本部は、住居内の障害物を除去することを適当と認めたときは、建設部に当該障害物の除去を 要請する。

16.7.3 当該住居内の障害物の除去を実施する(建設部)

建設部は、区本部の要請により当該住居内の障害物の除去を実施し、その廃棄物の処理については、環境政策部と協議して実施する。

16.8 除去障害物を処分する

- (1) 「障害物仮置場」を設置しない場合
- 16.8.1 環境政策部から処分地への災害廃棄物搬入の指示を受ける(建設部)

建設部等道路管理者,道路占用者等及び河川管理者は,環境政策部からの指示に基づいて,処分地への災害廃棄物の搬入を行う。

16.8.2 処分地への災害廃棄物の搬入を行う (建設部)

処分地への災害廃棄物の搬入は,原則として障害物除去を実施する道路管理者,道路占用者等及 び河川管理者とする。

- (2) 「障害物仮置場」を設置した場合
- 16.8.3 道路上に蓄積することが困難な廃棄物を「障害物仮置場」に搬入する(建設部)

建設部及び道路障害物の除去を実施する道路占用者等並びに河川管理者は,道路上に蓄積することが困難な廃棄物を障害物仮置場に搬入する。

16.8.4 一時的に道路上に仮置きした場合は、環境政策部に連絡する(建設部)

建設部及び道路障害物の除去を実施する道路占用者等並びに河川管理者は、緊急的に道路に一時 仮置きした場合にあっては、その旨を環境政策部に連絡する。

16.8.5 環境政策部と処分地への搬入について協議する(建設部)

環境政策部及び建設部等道路管理者,道路占用者等は,道路上に仮置した通行に支障のない障害物の処分地への搬入について協議して実施する。

第17節 災害廃棄物対策計画

(17 災害廃棄物を処理する)

■ 基本方針

大規模な災害時には、がれき、粗大ごみ等の大量の発生が予想されるとともに、生活ごみや粗大ごみ等についても、道路交通の混乱やライフライン施設の被害等により、処理の困難な状況が想定されるため、別に定める「災害廃棄物処理計画」に基づき、災害復旧及び市民の生活環境の保全上重要となるこれらの対策を迅速に実施する。

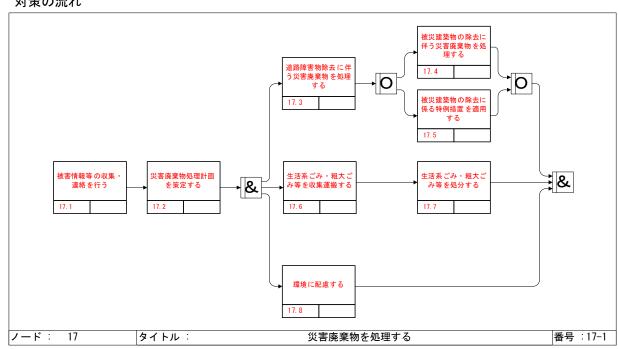
■ 実施責任者 : 環境政策部長

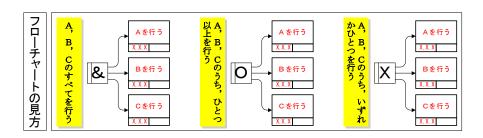
■ 役割分担

■ 役割分担	T	
応急対策項目	担当	分 担 内 容
17.1 被害情報の 収集・連絡を 行う	環境政策部	17.1.1 施設,機材,職員の被害状況を調査する 17.1.2 施設の調査結果を環境政策部長に報告する 17.1.3 所管収集区域の被災状況,道路状況等を調査する 17.1.4 所管区域の状況を環境政策部長に報告する 17.1.5 災害廃棄物処理計画策定に必要な情報の収集を行う 17.1.6 各事業所に収集運搬,予備処分の適切な指示を行う
17.2 災害廃棄物 処理計画を策 定する	環境政策部	(1) 災害廃棄物処理計画 17. 2. 1 関係各部から提供されたデータ等をもとに, 災害廃棄物量の推計を行う 17. 2. 2 災害廃棄物処理計画を策定する 17. 2. 3 オープンスペース調整チームと協議し, 「がれき仮置場」の指定を行う 17. 2. 4 災害廃棄物の種類, 地域ごとの受入施設を決定する 17. 2. 5 分別方法や受入基準について広報及び関係機関に周知する 17. 2. 6 仮設処理施設の設置を検討する (2) 災害廃棄物処理体制 17. 2. 7 作業に必要な人員及び資機材の量を推計する 17. 2. 8 必要な人員及び資機材の調整を行う 17. 2. 9 業界団体への支援を要請する 17. 2. 10 本部長に他都市への応援を要請する
17.3 道路障害物 除去に伴う災 害廃棄物を処 理する		17.3.1 処分地への災害廃棄物の搬入を指示する (1) 一時仮置きした場合の措置 17.3.2 道路管理者及び道路占用者と処分地への搬入方法について協議する (2) 処分地への搬入 17.3.3 環境政策部が災害廃棄物を処分地に搬入する 17.3.4 道路管理者,道路占用者が災害廃棄物を処分地に搬入するする
17.4 被災建築物 の除去に伴う 災害廃棄物を 処理する	建物所有者・管理者 環境政策部	17.4.1 原則として、被災住宅や事業所の除去は自ら行う 17.4.2 原則として、処分地への収集及び搬送は自ら行う 17.4.3 環境政策部が収集搬送する 17.4.4 除去作業の指定業者等に「がれき仮置場」への搬入を 指示する 17.4.5 「がれき仮置場」から処分地へ搬送する
17.5 被災建築物 の除去に係る 特例措置を適 用する	区本部 環境政策部,区本部,建 設部	(1) 被災建築物除却の受付17.5.1 解体申請の受付を行う17.5.2 関係書類を環境政策部へ送付する17.5.3 被災建築物の除去に必要な協議を行う17.5.4 現地調査等により作業の優先順位を決定する

応急対策項目	担当	分 担 内 容
	環境政策部	(2) 被災建築物除却の実施 17.5.5 発注名簿を作成する 17.5.6 関係業者と契約する 17.5.7 廃棄物搬入券の配布等を行う 17.5.8 分別の徹底,搬入方法等の周知を行う 17.5.9 廃棄物の種類に応じて搬入場所の調整を行う 17.5.10仮置場等での分別,破砕等を行う仮設施設を設置する (1) 収集運搬 17.6.1 避難所のごみ収集作業を優先して実施する
17.6 生活系ご	環境政策部	17.6.2 生活系ごみ, 粗大ごみ等の収集を, 全市において一時 停止する 17.6.3 交通障害となる路上ごみ等の処理を実施する
み・粗大ごみ 等を収集運搬 する		(2) ごみ処理手数料の減免措置 17.6.4 ごみ処理手数料の減免についての窓口を設置する 17.6.5 ごみ処理手数料の減免についての相談を行う 17.6.6 減免申請書に区長副申書を添えて環境政策部へ送付する
	環境政策部	17.6.7 受入方法等について区本部に連絡する
	区本部	17.6.8 決定事項を被災者に連絡する 17.6.9 ごみの搬入指導に当たる
17.7 生 活 系 ご み・粗大ごみ 等を処分する	環境政策部	17.7.1 速やかに生活系ごみの焼却処理を行う 17.7.2 自らで搬入する粗大ごみ,不燃物を受け付ける
17.8 環境に配慮 する	環境政策部	17.8.1 災害廃棄物の資源化,減量化及び環境汚染防止策を広報する (1) 災害廃棄物の資源化,減量化 17.8.2 解体段階での積極的な分別等を実施する 17.8.3 仮置場での積極的な分別等を実施する (2) 環境汚染への配慮 17.8.4 有害廃棄物による環境汚染を防止するため,適正な処理の指導に当たる 17.8.5 建築物の解体に際し、PCBやアスベストによる環境汚染を防止する 17.8.6 仮置場での環境汚染を防止する

■ 対策の流れ





17.1 被害情報の収集・連絡を行う

- 17.1.1 施設,機材,職員の被害状況を調査する(環境政策部)
 - クリーンセンター等の各事業所は,施設,機材,職員の被害状況を調査する。
 - ※ 資料3-17-1 ごみ処理施設の現況
- 17.1.2 施設の調査結果を環境政策部長に報告する(環境政策部) クリーンセンター等の各事業所は、被害調査の結果を環境政策部長に報告する。
- 17.1.3 所管収集区域の被災状況, 道路状況等を調査する(環境政策部) 各まち美化事務所は, 関係部局等と連携して, 所管収集区域の被災状況や道路状況等を調査する。
- 17.1.4 所管区域の状況を環境政策部長に報告する(環境政策部) 各まち美化事務所は,所管収集区域内の調査結果を環境政策部長へ報告する。
- 17.1.5 災害廃棄物処理計画策定に必要な情報の収集を行う(環境政策部) 環境政策部は、各部等から以下に示す災害廃棄物処理計画策定に必要な情報を収集する。

(災害廃棄物処理計画策定に必要な情報)

- ア 道路障害物の除去方針,障害物仮置場等の設置状況(建設部)
- イ 被災建築物の応急危険度判定調査の判定結果(都市計画部)
- ウ 区本部が実施するり災証明書発行のための建築物被災調査の結果(本部事務局)
- エ オープンスペースデータベース (オープンスペース調整チーム (行財政部等))
- オ 避難所データベース (本部事務局)
- 力 道路交通 (規制) 情報 (建設部等道路管理者)
- 17.1.6 各事業所に収集運搬,予備処分の適切な指示を行う(環境政策部) 環境政策部長は,各事業所に収集運搬及び予備処分等の適切な指示をする。

17.2 災害廃棄物処理計画を策定する

- (1) 災害廃棄物処理計画
- 17.2.1 関係各部から提供されたデータ等をもとに、災害廃棄物量の推計を行う(環境政策部) 環境政策部は、関係部等から提供されたデータ及び災害廃棄物処理支援システムをもとに、災害 廃棄物発生量の推計を行う。
- 17.2.2 災害廃棄物処理計画を策定する(環境政策部)

環境政策部は、災害廃棄物量の推計結果及び各部等から収集した情報を基に、被災建築物のがれ き処理、避難所のごみ収集計画等の災害廃棄物処理計画を策定する。

- 17.2.3 オープンスペース調整チームと協議し、「がれき仮置場」の指定を行う(環境政策部) 環境政策部は、オープンスペース調整チームにおいて協議し、「がれき仮置場」の指定を行う。
 - ⇒ 28 オープンスペース利用の調整をする
- 17.2.4 災害廃棄物の種類,地域ごとの受入施設を決定する(環境政策部) 環境政策部は、災害廃棄物の種類,地域ごとの受入施設(仮置場を含む。)を決定する。
- 17.2.5 分別方法や受入基準について広報及び関係機関に周知する(環境政策部) 環境政策部は,災害廃棄物の分別方法や受入基準について広報を行うとともに,関係機関に周知 する。
 - ⇒ 4.2 一般広報を行う
- 17.2.6 仮設処理施設の設置を検討する(環境政策部) 環境政策部は、災害廃棄物量の推計結果に基づき仮設処理施設の設置を検討する。

(2) 災害廃棄物処理体制

17.2.7 作業に必要な人員及び資機材の量を推計する(環境政策部)

環境政策部は、災害廃棄物量の推計結果に基づき、作業に必要な人員及び資機材の量を推計する。

※ 資料3-17-2 環境業務用機器材一覧表

17.2.8 必要な人員及び資機材の調整を行う(環境政策部)

環境政策部は、あらかじめ定められた配備、動員計画に基づく作業体制を確立するとともに、災害の状況等に応じて必要な機材等の調整を図る。

17.2.9 業界団体への支援を要請する(環境政策部)

環境政策部は、本市の人員、保有機材では不足する場合、業界団体への支援依頼等を行う。

- ⇒ 5.6 防災関係団体等へ応援を要請する
- 17.2.10 本部長に他都市への応援を要請する(環境政策部)

環境政策部長は、本市の人員、保有機材では災害廃棄物処理体制が不足し、他都市等の応援を受けることが必要と認めるときは、本部長に他都市等へ応援の要請を要求するとともに、受入れに係る必要な調整を行う。

⇒ 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する

17.3 道路障害物除去に伴う災害廃棄物を処理する

道路障害物の除去は、「第16節 障害物除去計画」に基づき行う。

- ⇒ 16.5 道路障害物を除去する
- ⇒ 16.8 除去障害物を処分する
- 17.3.1 処分地への災害廃棄物の搬入を指示する(環境政策部)

処分地への災害廃棄物の搬入は,原則として道路障害物除去を実施する道路管理者,道路占用者 が行う。

環境政策部は、道路障害物除去を実施する建設部等の道路管理者、道路占用者に対し、処分地への災害廃棄物の搬入を指示する。

- (1) 一時仮置きした場合の措置
- 17.3.2 道路管理者及び道路占用者と処分地への搬入方法について協議する(環境政策部) 環境政策部は,道路管理者,道路占用者が緊急措置として一時仮置きした災害廃棄物について, その搬入先,処分方法等について必要な指示,協議を行う。
- (2) 処分地への搬入
- 17.3.3 環境政策部が災害廃棄物を処分地に搬入する(環境政策部)

道路管理者,道路占用者が仮置場へ搬入した災害廃棄物は,環境政策部が処分地に搬入する。また,一時仮置きした災害廃棄物について,環境政策部が処分地への搬入を行うことになった場合,環境政策部が処分地に搬入する。

17.3.4 道路管理者, 道路占用者が災害廃棄物を処分地に搬入する(道路管理者, 道路占用者)

一時仮置きした災害廃棄物について,道路管理者,道路占用者が処分地への搬入を行うことになった場合,道路管理者,道路占用者が処分地に搬入する。

17.4 被災建築物の除去に伴う災害廃棄物を処理する

17.4.1 原則として、被災住宅や事業所の除去は自ら行う(建物所有者、管理者)

被災した市民の住宅や事業者等の建物の除去は、原則として建物の所有者、管理者が行うものとする。ただし、被災建築物が緊急交通路や緊急輸送道路の確保に支障をきたし、その機能確保に急を要する場合は、道路管理者が警察等と連携して除去を行う。

17.4.2 原則として,処分地への収集及び搬送は自ら行う(建物所有者,管理者)

災害廃棄物の処分地への収集及び搬送は自己搬入を原則とする。

17.4.3 環境政策部が収集搬送する (環境政策部)

特に本部長が必要と認めた場合は、環境政策部が収集搬送する。

17.4.4 除去作業の指定業者等に「がれき仮置場」への搬入を指示する(環境政策部)

がれき仮置場を設置した場合、環境政策部は被災建築物の除去作業を実施する指定業者等に「がれき仮置場」への搬入を指示する。

17.4.5 「がれき仮置場」から処分地へ搬送する(環境政策部)

環境政策部は、関係機関と協議して「がれき仮置場」から処分地への搬送を実施する。

17.5 被災建築物の除去に係る特例措置を適用する

国が被災者の負担軽減を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条に基づき、損壊した家屋等のがれきについて特例措置(公費解体)を講じる場合には、以下の手順で行う。

(1) 被災建築物除却の受付

17.5.1 解体申請の受付を行う(区本部)

区本部は、建物所有者から権利関係を証明する書類や関係権利者の同意書等を添えた解体申請の 受付を行う。

17.5.2 関係書類を環境政策部へ送付する(区本部)

区本部は、建物所有者から受け付けた書類をり災台帳等と照合のうえ、関係書類を環境政策部へ 送付する。

17.5.3 被災建築物の除去に必要な協議を行う(環境政策部,区本部,建設部)

環境政策部、区本部、建設部は、被災建築物の除去を効率的に実施するため、必要な協議を行う。

17.5.4 現地調査等により作業の優先順位を決定する(環境政策部,区本部,建設部) 環境政策部,区本部,建設部は、被災建築物の現地調査等を実施するなどして、作業の優先順位 を決定する。

(2) 被災建築物除却の実施

17.5.5 発注名簿を作成する(環境政策部) 環境政策部は、被災建築物除去の発注名簿を作成する。

17.5.6 関係業者と契約する (環境政策部)

環境政策部は、被災建築物除去を行う関係業者との契約を行う。

17.5.7 廃棄物搬入券の配布等を行う (環境政策部)

環境政策部は、契約業者との連絡調整、支払事務、廃棄物搬入券の配付を行う。

17.5.8 分別の徹底,搬入方法等の周知を行う(環境政策部)

環境政策部は、契約業者に対し分別の徹底、搬入方法等の周知を行う。

17.5.9 廃棄物の種類に応じて搬入場所の調整を行う(環境政策部)

環境政策部は、可能な限りリサイクルが推進されるよう、廃棄物の種類に応じて搬入場所の調整を行う。

17.5.10 仮置場等での分別,破砕等を行う仮設施設を設置する(環境政策部) 環境政策部は,仮置場等での分別,破砕等を行う仮設施設を設置する。

17.6 生活系ごみ・粗大ごみ等を収集運搬する

(1) 収集運搬

17.6.1 避難所のごみ収集作業を優先して実施する(環境政策部)

環境政策部は、避難所の衛生管理を良好に保つため、避難所のごみ収集作業を優先して実施する。

17.6.2 生活系ごみ,粗大ごみ等の収集を,全市において一時停止する(環境政策部)

環境政策部は、生活系ごみ、粗大ごみ等の収集を、全市において一時停止する場合がある。

17.6.3 交通障害となる路上ごみ等の処理を実施する(環境政策部)

収集を一時停止した場合、交通の障害となる路上のごみ等については、環境政策部が道路管理者等と調整して処分する。

(2) ごみ処理手数料の減免措置

17.6.4 ごみ処理手数料の減免についての窓口を設置する(区本部) 区本部は、ごみ処理手数料の減免についての窓口を設置する。

17.6.5 ごみ処理手数料の減免についての相談を行う(区本部) 区本部は、ごみ処理手数料の減免についての相談業務を行う。

17.6.6 減免申請書に区長副申書を添えて環境政策部へ送付する(区本部)

区本部は、減免措置を講じることを適当と認めたときは、被災者から提出された減免申請書にその旨を記した区長副申書を添えて、環境政策部に送付する。

(ごみ処理手数料の減免の基準)

- ア 災害救助法の適用を受けた地域に居住する者及びこれに準じる者として、本部から要請された場合
- イ(ア)生活保護法第11条第1項の規定に掲げる保護を受けている者が申請する場合
 - (イ)中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援

に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者が申請する場合

- ウ 災害によって著しい生活困窮状態にある者が申請する場合
- エ 中小企業及び個人等が排出した一般廃棄物を、中小企業及び個人等が各施設の最上位料金区 分を適用される量を持ち込む場合
- オ (ア) 新生児を養育する保護者が引換券を提出する場合
 - (イ) 本市の紙おむつの給付サービスを受けている高齢者, 障害者が申請する場合
 - (ウ) 在宅で腹膜透析を行う者が申請する場合
- カ その他特に環境企画部長が必要と認めた場合
- 17.6.7 受入方法等について区本部に連絡する(環境政策部) 環境政策部は、減免申請書を受領後、受入方法等について、速やかに区本部に連絡する。
- 17.6.8 決定事項を被災者に連絡する(区本部) 区本部は、決定事項を被災者に連絡する。
- 17.6.9 ごみの搬入指導に当たる(区本部) 区本部は、被災者に対して、ごみの搬入指導に当たる。

17.7 生活系ごみ・粗大ごみ等を処分する

17.7.1 速やかに生活系ごみの焼却処理を行う(環境政策部)

衛生上の観点から、生活系ごみは各クリーンセンターで速やかに焼却処理を行う。ただし、本市施設の処理能力が不足する場合は、他の自治体、産業廃棄物処理業者等に支援を依頼する。

17.7.2 自らで搬入する粗大ごみ,不燃物を受け付ける(環境政策部)

自らで搬入する粗大ごみ等は、原則として南部クリーンセンター、東部クリーンセンター又は東 北部クリーンセンターで、不燃物については、東部山間埋立処分地又は仮置場で受け付ける。

17.8 環境に配慮する

17.8.1 災害廃棄物の資源化,減量化及び環境汚染防止策を広報する(環境政策部) 環境政策部は,災害廃棄物の解体,仮置き,最終処分の各段階において,災害廃棄物の資源化, 減量化を図り,環境汚染を防止するため積極的な広報を実施する。

⇒ 4.2 一般広報を行う

- (1) 災害廃棄物の資源化,減量化
- 17.8.2 解体段階での積極的な分別等を実施する(環境政策部)

環境政策部は、可能な限り建築物の解体段階での積極的な分別等を実施し、最終処分される廃棄 物量を極力減量する。

17.8.3 仮置場での積極的な分別等を実施する(環境政策部)

環境政策部は、可能な限り仮置場の段階でも積極的な分別等を実施し、最終処分される廃棄物量を極力減量する。

(2) 環境汚染への配慮

17.8.4 有害廃棄物による環境汚染を防止するため、適正な処理の指導に当たる(環境政策部)

環境政策部は、有害廃棄物による環境汚染を防止するため、災害廃棄物処理支援システムを活用 し、迅速な被害状況の確認を行うとともに適正処理指導に当たる。

17.8.5 建築物の解体に際し、PCBやアスベストによる環境汚染を防止する(環境政策部)

環境政策部は、PCB使用電気機器を保有する建築物やアスベストを吹き付け施工された建築物の解体に際しては、「災害廃棄物処理計画」に示す関連ガイドライン及びマニュアル等を活用し、適切な処理の実施に向けた指導を行う。

17.8.6 仮置場での環境汚染を防止する(環境政策部)

環境政策部は、仮置場においては、防塵ネットを設置するとともに、散水、消臭剤等の散布、搬入車両の騒音、振動、粉塵対策に配慮するよう指導する。

第18節 し尿処理対策計画

(18 し尿を処理する)

■ 基本方針

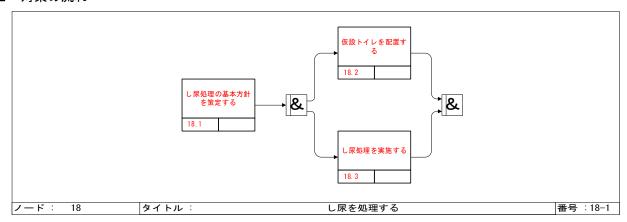
大規模な災害時には、上下水道の被害に伴い多くの既存トイレが使用不能となることが予想される。各家庭や事業所、公的施設の管理者等はできるだけ生活用水を確保して既存トイレの利用を図るものとする。また、備蓄仮設トイレ及び調達仮設トイレの活用を図るとともに、し尿処理作業を実施する。

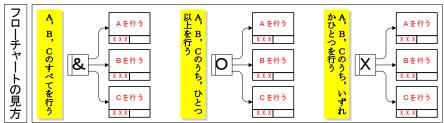
■ 実施責任者 : 環境政策部長

■ 役割分担

応急対策項目	担当	分 担 内 容
18.1 し尿処理の 基本方針を策 定する	環境政策部	18.1.1本部からし尿処理計画に必要な情報を収集する18.1.2職員の配備状況,施設,機材等の被害状況を調査する18.1.3必要仮設トイレ数量,し尿処理要員数・資機材量を算定する18.1.4協力業者への調達,応援要請を要求する18.1.5本部長に他都市への調達,応援を要請する18.1.6し尿処理計画を作成する
	環境政策部	(1) 備蓄仮設トイレの配置 18.2.1 備蓄仮設トイレを配置する (2) 調達仮設トイレの配置 18.2.2 調達業者に仮設トイレの搬送を指示する 18.2.3 調達業者に仮設トイレの搬送を指示する
18.2 仮設トイレ を配置する	運営協議会	18.2.4 協力業者の協力を得て,目的地に配置する (3) 避難所における対応 18.2.5 協力して仮設トイレを組み立てる 18.2.6 仮設トイレの環境管理を行う
	区本部 自主防災組織等	(4) 市街地内における対応 18.2.7 協力して仮設トイレを組み立てる 18.2.8 仮設トイレの環境管理を行う
18.3 し尿処理を 実施する	環境政策部	18.3.1 し尿処理計画に基づき,全市のし尿収集作業を開始する 18.3.2 可能な限り生活環境美化センター内のし尿前処理施設に投入する 18.3.3 上下水道部と調整して,投入可能なマンホールを指定する 18.3.4 マンホールへのし尿投入作業を行う
18.4 仮設トイレ を撤去する	環境政策部	18.4.1 区本部の要請を受け、各所に設置された仮設トイレを 撤去し、保管所に搬送する

■ 対策の流れ





18.1 し尿処理の基本方針を策定する

18.1.1 本部からし尿処理計画に必要な情報を収集する(環境政策部) 環境政策部は、本部からし尿処理計画に必要な情報を収集する。

(し尿処理計画に必要な情報)

- ア 広域避難場所,避難所の避難者の状況及び水洗トイレ等の使用可能状況(被害状況,水の確保状況)
- イ 市内の下水道施設の被害状況及び復旧状況
- ウ 市内の上水道施設の断水状況及び復旧状況
- エ 被災地からの仮設トイレ要請情報(避難所等から区本部への要請情報)
- 18.1.2 職員の配備状況,施設,機材等の被害状況を調査する(環境政策部)環境政策部は,職員の配備状況,施設,機材等の被害状況を調査する。
 - ※ 資料3-18-1 し尿処理施設の現況
- 18.1.3 必要仮設トイレ数量, し尿処理要員数・資機材量を算定する(環境政策部) 環境政策部は,上記の情報その他をもとに,必要仮設トイレ数量,し尿処理要員数・資機材量を算定する。
 - ※ 資料2-3-12-1 食料等応急救助用備蓄物資保管状況
- 18.1.4 協力業者への調達,応援を要請する(環境政策部)

環境政策部は、本市の備蓄仮設トイレ、し尿処理用保有機材、人員では不足を生じると判断される場合は、協力業者等の調達、応援を要請する。

18.1.5 本部長に他都市への調達,応援要請を要求する(環境政策部)

環境政策部は、協力業者等の調達、応援要請によってもなお、仮設トイレやし尿処理機材、要員が不足すると判断される場合は、本部長に他の公共団体等への応援要請の実施を要求する。ただし、協定等に基づき他都市等へ直接応援を要請する場合は、本部長に報告するとともに、受入れに係る必要な調整を実施する。

⇒ 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する

18.1.6 し尿処理計画を作成する(環境政策部)

環境政策部は、協力業者、他都市等の応援を考慮した、し尿処理計画を作成するとともに、状況の変化に応じて随時し尿処理計画の変更を行う。

また、仮設トイレの設置場所(避難所、その他市街地内の空地等)、機種、基数等について配置

計画を策定する。

(既設トイレの利用方針)

- ア 災害後の断水等が発生した場合においても,各家庭や事業所,広域避難場所,避難所等では, 施設内の既設トイレに被害がない場合,その使用を最優先する。
- イ 各家庭や事業所,公的施設の管理者は,既設トイレを利用するために,水道水の代わりの生活用水の確保に努める。
- ウ 近隣住民は協力して、河川、学校プール水の利用を図り、また周辺の家庭や事業所等が保有する井戸、発動機、タンク等の利用を図る。
- エ 市民利用施設等の管理者は、施設内のトイレが使用可能な場合は、極力市民に開放する。
- オ 上下水道部は、災害直後の被災者への飲料水の供給に続き、速やかに生活用水の供給を計画 的に実施する。トイレ用生活用水の供給に当たっては、区本部から避難所等の既設トイレの被 害情報を入手し、生活用水の供給により既設トイレが使用可能となる施設に随時供給する。
- カ 区本部は、関係機関に対して、避難所となっている学校プール等への生活用水の供給を要請 する。
- ※ 資料3-18-2 市内公衆便所一覧表

18.2 仮設トイレを配置する

環境政策部は、既設トイレ等の使用が不可能な避難所等の施設、地域に対して、計画的に仮設トイレの 配置を行う。

- (1) 備蓄仮設トイレの配置
- 18.2.1 備蓄仮設トイレを配置する (環境政策部)

環境政策部は、配置計画(18.1.6)に基づき本市備蓄の仮設トイレを配置する。

※ 資料2-3-12-1 食料等応急救助用備蓄物資保管状況

(2) 調達仮設トイレの配置

環境政策部が直接調達した仮設トイレ、他都市への応援要請により調達された仮設トイレとも、以下により配置する。

18.2.2 調達業者に仮設トイレの搬送を指示する (環境政策部)

環境政策部は、仮設トイレ配置計画に基づき、配置先、配置基数及び利用できる幹線道路等を調 達業者に示し、仮設トイレの配置を指示する。

- 18.2.3 調達業者に仮設トイレを仮置場に搬入させる (環境政策部)
 - 交通事情等により直接の搬入が困難な場合,環境政策部は,別に定める仮置場に一時搬入を指示 する。
- 18.2.4 協力業者の協力を得て、目的地に配置する(環境政策部)

環境政策部は、協力業者等の協力を得て、配置計画に基づき目的地に搬入する。

- (3) 避難所における対応
- 18.2.5 協力して仮設トイレを組み立てる(運営協議会)

避難所に組立式仮設トイレが配備された場合、組立ては運営協議会が協力して行う。設置場所は 環境衛生面を考慮し、極力下水道マンホールの近隣とする。

18.2.6 仮設トイレの環境管理を行う(運営協議会)

既設トイレ、仮設トイレ等の環境管理は避難所の運営協議会が行う。

⇒ 15.1 保健衛生指導を行う

(トイレの環境管理)

- アートイレの清掃を行う。
- イ 仮設トイレの効率的な利用を図るため、便槽にはし尿以外のものを投入しない、便槽のなら し作業を行うなどの対策を実施する。
- ウ 区本部の指導により、消毒等の環境衛生対策を行う。
- エ その他,トイレの管理に必要な対策を行う。
- オ 避難所における仮設トイレの撤去の要請は、区本部を経由して行う。

(4) 市街地内における対応

18.2.7 協力して仮設トイレを組み立てる(区本部)

区本部は、環境政策部及び協力業者等と協力して断水区域内の市民利用施設等の公的施設のエントランス付近等に仮設トイレを組み立てる。

18.2.8 仮設トイレの環境管理を行う(自主防災組織等)

区本部は、自主防災組織等に対し、避難所における対応に準じて仮設トイレの環境管理を行うよう依頼する。

(参考) 活動拠点における対応

応援部隊を受け入れる部等は、仮設トイレの設置の必要が生じた場合は本部に要請し、本部は環境政策部に仮設トイレの設置を指示する。

18.3 し尿処理を実施する

- 18.3.1 し尿処理計画に基づき、全市のし尿収集作業を開始する(環境政策部) 環境政策部は、し尿処理計画に基づき、汲み取り型仮設トイレを含む全市のし尿収集作業を実施する。
- 18.3.2 可能な限り生活環境美化センター内のし尿前処理施設に投入する(環境政策部) 環境政策部は,施設が使用可能な場合は,可能な限り生活環境美化センター内のし尿前処理施設に 投入する。
- 18.3.3 上下水道部と調整して、投入可能なマンホールを指定する(環境政策部) 環境政策部は、マンホール投入を行う場合は、上下水道部との調整を行ったうえ、投入可能なマンホールを指定する。
- 18.3.4 マンホールへのし尿投入作業を行う(環境政策部) 環境政策部は、指定されたマンホールへのし尿投入作業を行う。

18.4 仮設トイレを撤去する

18.4.1 区本部の要請を受け、各所に設置された仮設トイレを撤去し、保管所に搬送する(環境政策部) 区本部は、各避難所等から仮設トイレの撤去要請を受けた場合、要請内容を環境政策部に報告し、 これを受け環境政策部は仮設トイレを撤去し、保管所に搬送する。

第19節 行方不明者の捜索・遺体の取扱い・火葬計画

(19 行方不明者の捜索,遺体の取扱い,火葬を行う)

■ 基本方針

大規模な災害により多数の行方不明者や死者が発生した場合には、関係機関と連携して、行方不明者の捜索、遺体の処置等を実施するとともに、必要に応じて他の自治体や関係業界等への応援を要請し、迅速な対応を実施する。また、捜索の結果、生存が確認された場合は、適切な救急活動を実施する。

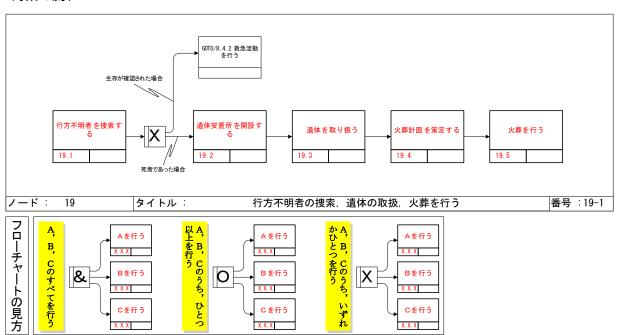
■ 実施責任者 : 保健福祉部長

■ 役割分担

■ 伐刮分担 応急対策項目	担	当			担			
心心外外内	7=		(1) 行方不明			r J	<u> </u>	
					· 行	明老の局	出窓口を開設	
			する	日水石し		. , 11/2/1	.01.0 42/0	田心口で川民
			19.1.2 市民	笑からの	行方不明	老の届!	出を記録	する
			19.1.3 本部					
19.1 行方不明者	区本部						後日書面を提	
を捜索する			出する	XX 0 //	TH 6 /\`-	т с дад	CIKE O	以下自出 C 1/2
			(2) 行方不明	者の捜索				
						連携し.	的確な情	青報把握に努め
			る	, 411 1/41/4		,		.,,,,,
	本部		19.1.6 関係	機関の協	力を得て	1, 行方	不明者の	捜索を行う
	関係機関		19.1.7 所轄					
	DGDINDADG		19.2.1 所轄					
	— 1.±e		19.2.2 遺体					
19.2 遺体安置所	区本部		19.2.3 遺体				_ / •	
を開設する			19.2.4 遺体				告する	
								品等必要資器
	本部事務局		保を要請			,,,		
	## 	(1) 検視		•				
	警察署		19.3.1 遺体	の検視を	行う			
		19.3.2 遺体	の検視が	速やかに	行われる	るよう, 戸	「轄警察署と連	
		絡を取	り合い協	力する				
		(2) 遺体の身	元が確認	されてい	いない場合	合の対応		
			19.3.3 警察	署,地元	住民等の	協力を得	身て,遺体	の身元確認と
			身元引	受人の発	見に努め	うる		
			19.3.4 戸籍	法等に基	づき措置	置する		
			19.3.5 遺体	及び所持	品を写真	[撮影し,	人相, 着	昏衣,特徴等を
			記載し	遺留品を	保存する)		
19.3 遺体を取り			(3) 遺体の身	元が確認	されてい	\る場合(の対応	
扱う			19.3.6 遺体	を遺族又	は関係者	針に引きれ	渡す	
3//	区本部		19.3.7 必要				載する	
			19.3.8 本部	事務局に	報告する)		
			(4) 遺体の一	時保存				
			19.3.9 遺体	の処理等	を指示し	〉 ,納棺(のうえー	時保存する
		19.3.10 要員	派遣を保	健福祉部	『長に要詞	請する		
		19.3.11 ドラ	イアイス	で遺体の	腐乱を	防止する		
		(5) 遺体安置	所の閉鎖					
					の引渡	し完了後。	遺体安置所を	
		閉鎖す		/		. =		
			19.3.13 遺体		閉鎖届を	本部長	に報告す	る
	1							

応急対策項目	担	当	分 担 内 容
19.4 火葬計画を 策定する	保健福祉部		19.4.1 火葬場の稼動状況を点検する 19.4.2 災害による死者数を把握する 19.4.3 火葬場の機能の維持,燃料等の確保を行う 19.4.4 火葬計画を策定する 19.4.5 他都市等への応援を要請する 19.4.6 火葬計画を区本部に連絡する
19.5 火葬を行う	区本部		19.5.1 遺族等に火葬許可証を発行する 19.5.2 関係法規に基づいて火葬手続をとる 19.5.3 社団法人全国霊柩自動車協会に霊柩車による搬送を依頼する 19.5.4 本部に霊柩車の調達を要請する
	保健福祉部		19.5.5 火葬を行う
	区本部		19.5.6 遺骨及び遺留品を引き渡す 19.5.7 遺骨及び遺留品を一時保管する

■ 対策の流れ



19.1 行方不明者を捜索する

捜索の対象は、災害のため、現に行方不明等の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定 される者とする。方法、費用の程度、期間は、資料3-23-1を参照。

ただし、災害救助法の適用前の段階でも、区本部が設置された場合は以下の処置を講じるものとする。

※ 資料3-23-1 救助の程度,方法及び期間等一覧表

(1) 行方不明者の届出

- 19.1.1 所轄警察署と協力して,行方不明者の届出窓口を開設する(区本部) 区本部長は所轄の警察署と協力して,災害のため所在が不明であり,捜索が必要とされる者の届 出窓口を区本部に開設する。
- 19.1.2 市民等からの行方不明者の届出を記録する(区本部) 区本部は、市民等からの行方不明者の届出があった際は、以下の必要事項を聴取し、記録を行う。

(行方不明者の届出の記録内容) ア 行方不明者の住所 オ 身長

 イ 氏名
 カ 着衣

 ウ 年齢
 キ その他必要事項

 エ 性別

19.1.3 本部長及び所轄警察署に書面で報告する(区本部長)

区本部長は,届出のあったものについては,前号の事項を記載した書面で本部長及び所轄の警察 署に報告する。

19.1.4 本部長及び所轄警察署に電話で報告し、後日書面を提出する(区本部)

区本部長は、状況により書面をもって通報することが困難な場合は、電話で本部長及び所轄の警察署に報告し、後日書面を送付する。

(2) 行方不明者の捜索

19.1.5 防災関係機関と密接に連携し、的確な情報把握に努める(区本部)

区本部長は、消防部(消防団を含む。ただし災害対応が終了した後に限る。)、警察署等の防災 関係機関と緊密に連携し、的確な情報の把握に努める。

19.1.6 関係機関の協力を得て、行方不明者の捜索を行う(本部)

本部は、京都府警察、消防部(消防団を含む。ただし災害対応が終了した後に限る。)、自衛隊派遣部隊、日本赤十字社京都府支部、その他の機関の協力を得て行方不明者の捜索を行う。

19.1.7 所轄警察署又は直近の警察官に通報する(関係機関)

災害現場から遺体を発見した関係機関は、直ちに所轄の警察署又は直近の警察官に通報する。

19.2 遺体安置所を開設する

19.2.1 所轄警察署と遺体安置所の協議を行う(区本部) 区本部長は、所轄の警察署と遺体安置所の設置について協議する。

19.2.2 遺体安置所に適当な施設を選定する(区本部)

区本部長は、遺体収容に適当な施設を区内から選定し、施設管理者と協議を行う。

19.2.3 遺体安置所を開設する(区本部)

区本部長は、施設管理者との協議の結果,了承が得られた場合、遺体安置所を開設する。

19.2.4 遺体安置所開設を本部長に報告する(区本部)

区本部長は、遺体安置所を開設した場合、その旨を本部長に報告する。

※ 様式3-19-1 遺体安置所開設·閉鎖報告書

19.2.5 京都市中央葬祭業協同組合等に納棺用品等必要資器材の確保を要請する(本部事務局)

本部事務局は、遺体安置所の開設が見込まれる場合、本市が締結している「葬祭業務の委託に関する覚書」に基づいて京都市中央葬祭業協同組合等に納棺用品等必要資器材の確保を要請する。

※ 資料3-19-2 葬祭業務の委託に関する覚書

19.3 遺体を取り扱う

- (1) 検視
- 19.3.1 遺体の検視を行う(警察署)
- 19.3.2 遺体の検視が速やかに行われるよう,所轄警察署と連絡を取り合い協力する(区本部)
- (2) 遺体の身元が確認されていない場合の対応
- 19.3.3 警察署, 地元住民等の協力を得て, 遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める(区本部)
- 19.3.4 戸籍法等に基づき措置する(区本部)

区本部は、身元不明者に対しては、戸籍法、行旅病人及行旅死亡人取扱法、災害救助法、京都市 区役所事務分掌規則により措置する。

19.3.5 遺体及び所持品を写真撮影し、人相、着衣、特徴等を記載し遺留品を保存する(区本部) 区本部は、身元不明者の遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、着衣、特徴等を記載 し、遺留品を保存する。

(3) 遺体の身元が確認されている場合の対応

19.3.6 遺体を遺族又は関係者に引き渡す(区本部)

区本部は、警察署による検視が終了した遺体を、遺族又は関係者に引き渡す。

19.3.7 必要事項を遺体処理台帳に記載する(区本部)

区本部は、遺体の引渡し後、必要事項を遺体処置台帳に記載する。

19.3.8 本部事務局に報告する(区本部)

区本部は、必要事項を遺体処置台帳に記載後、本部事務局に報告する。

(4) 遺体の一時保存

19.3.9 遺体の処理等を指示し、納棺のうえ一時保存する(区本部)

区本部は,必要に応じ,遺体安置所に収容された遺体の処置等を指示し,納棺のうえ一時保存する。

19.3.10 要員派遣を保健福祉部長に要請する(区本部)

区本部長は、遺体の処置を行う要員等の確保が困難な場合、その派遣について保健福祉部長に要請する。

19.3.11 ドライアイスで遺体の腐乱を防止する(区本部)

夏季においてはドライアイスにより遺体の腐乱を防止する。

なお、災害救助法による方法、費用の限度、期間は資料3-23-1を参照のこと。

※ 資料3-23-1 救助の程度、方法及び期間等一覧表

(5) 遺体安置所の閉鎖

19.3.12 安置された遺体すべての引渡し完了後、遺体安置所を閉鎖する(区本部)

区本部は、安置された遺体のすべての引渡しを完了した場合、遺体安置所を閉鎖し、区本部長に報告する。

19.3.13 遺体安置所の閉鎖届を本部長に報告する(区本部)

区本部長は、遺体安置所の閉鎖届を本部長に報告する。

※ 様式3-19-1 遺体安置所開設·閉鎖報告書

19.4 火葬計画を策定する

19.4.1 火葬場の稼働状況を点検する(保健福祉部)

保健福祉部京都市中央斎場は、災害発生後、速やかに火葬場の設備の稼動状況を点検する。

(京都市の火葬場)

火葬場の名称, 所在地, 処理能力

ア 名称 京都市中央斎場

イ 所在地 京都市山科区上花山旭山町 19-3

ウ 処理能力 1日 120 体

19.4.2 災害による死者数を把握する(保健福祉部)

保健福祉部は、本部事務局から、災害による死者の発生状況の情報を入手する。

19.4.3 火葬場の機能の維持、燃料等の確保を行う(保健福祉部)

保健福祉部京都市中央斎場は、火葬場の機能の保持を図り、運転に必要な燃料等の確保を図る。

19.4.4 火葬計画を策定する(保健福祉部)

- 保健福祉部は,本市の火葬場の稼動状況,災害による死者の発生状況をもとに火葬計画を作成す る。

19.4.5 他都市等への応援を要請する(保健福祉部)

保健福祉部長は、本市において速やかな遺体の火葬が困難と思われる場合は、広域応援協定等に 基づき、他都市に協力を求める。又は、京都府を通じ、厚生労働省等に協力を求める。

⇒ 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する

19.4.6 火葬計画を区本部に連絡する(保健福祉部)

保健福祉部は、作成した火葬計画を区本部に連絡する。他都市の協力により火葬を行う計画の場合、区本部に対して、火葬許可証発行時に遺族に対し被災地外で火葬を行うよう依頼する。

19.5 火葬を行う

災害救助法に基づく火葬の対象は、災害時に死亡した者について、その遺族が混乱期のため火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がいない遺体とする。方法、費用の程度、期間は、資料 3-2 3-1 を参照。

※ 資料3-23-1 救助の程度、方法及び期間等一覧表

19.5.1 遺族等に火葬許可書を発行する(区本部)

区本部長は、遺族が確認できている場合、遺族等に対し、火葬許可証を発行する。なお、他都市

の協力により火葬を行う計画の場合、遺族に対し、できるだけ被災地外での火葬を呼びかける。

19.5.2 関係法規に基づいて火葬手続をとる(区本部)

区本部長は,死亡した者の遺族がいない場合,又は確認できない場合,関係法規に基づいて火葬 手続をとる。

19.5.3 社団法人全国霊柩自動車協会に霊柩車による搬送を依頼する(区本部)

区本部長は、遺体安置所から火葬場へ遺体を搬送する場合、社団法人全国霊柩自動車協会との協 定に基づく搬送を依頼する。

なお、遺族が混乱期のため、火葬を行うことができない場合も、同様に遺体安置所から火葬場へ 遺体を搬送するものとする。

※ 資料3-19-2 葬祭業務の委託に関する覚書

資料3-19-3 災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定

19.5.4 本部に霊柩車の調達を要請する(区本部)

区本部長は、区内で霊柩車の調達ができない場合は、本部長に要請する。

19.5.5 火葬を行う(保健福祉部)

保健福祉部は、火葬場に搬送された遺体の火葬を行う。

19.5.6 遺骨及び遺留品を引渡す(区本部)

区本部は、火葬後、遺骨の引取り手がいる場合は、遺骨及び遺留品を引き渡す。

19.5.7 遺骨及び遺留品を一時保管する(区本部)

区本部は、火葬後、遺骨の引取り手がいない場合、遺骨及び遺留品を、区本部において一時保管する。

第20節 文教対策計画

(20 文教対策を実施する)

■ 基本方針

災害時,京都市立の各学校(幼稚園)においては,児童生徒の安全確保などを行うため,学校長(園長) 及び教職員による学校(園)防災本部を編成し,迅速な応急対策を実施する。

また、学校教育活動を早期に再開するため、応急教育の実施、教科書等の確保、施設、設備の復旧等を迅速、的確に行うとともに、当該学校園が、避難所として開設された場合には、校園長等はその運営がスムーズに行われるよう支援するものとする。

■ 実施責任者 : 教育部長

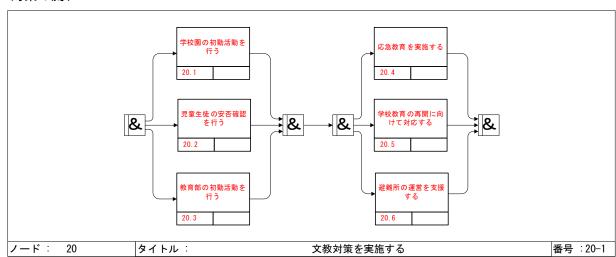
(府立, 国立及び私立の学校等については, 本計画に準拠して応急対策を実施する。)

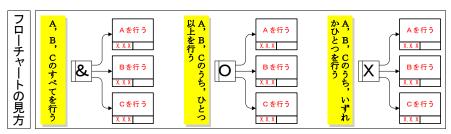
■ 役割分担

■ 校割分担	担当	分 担 内 容
20.1 学校園の初 動活動を行う	学校園	 (1) 勤務時間外の参集基準 20.1.1 校園長等は、学校に参集し、初動活動を開始する(休日等) (2) 学校防災本部の初動活動 20.1.2 校園長を本部長とする学校防災本部を編成する 20.1.3 校内の被災状況の把握を行う 20.1.4 教育部長に学校園の状況を報告する
20.2 児童生徒の		(1) 在校時 20.2.1 冷静な対応の呼びかけ,周囲の状況等の情報伝達を行う 20.2.2 児童生徒の安全を図る (2) 登下校時 20.2.3 登下校中の児童生徒,学校にいる児童生徒を保護する 20.2.4 学校で保護できなかった児童生徒の安否確認を行う
安否確認を行う	学校園	(3) 休日・夜間時 20.2.5 各家庭の児童生徒の安否確認を行う(休日・夜間等) 20.2.6 児童生徒及び保護者の連絡先の把握に努める (1)~(3)共通 20.2.7 児童生徒の保護者に連絡する 20.2.8 児童生徒の引渡しを行う 20.2.9 学校園において保護する
20.3 教育部の初動活動を行う	教育部	20.3.1 教育部の活動体制を確立する 20.3.2 学校園の被害状況を把握する 20.3.3 本部長に学校園の状況を報告する
	学校園 学校園, 教育部	(1) 被害の程度に応じた教育の措置 20.4.1 各学校において応急措置を実施し、授業を行う 20.4.2 残存の安全な校舎により、学級合併授業、二部授業を 行う
		(2) 臨時休校時の措置 20.4.3 臨時休校(園)の措置をとる
20.4 応急教育を	学校園	20.4.4 家庭や避難所での自習を指示する
実施する	教育部	20.4.5 総合企画部にテレビ,ラジオの放送を依頼するなど, 児童生徒への周知を図る
	学校園	20.4.6 応急教育の場で可能な方法により応急教育を実施する
	教育部	20.4.7 近隣の学校施設や公的施設等に応急教育の場を確保する 20.4.8 被災により就学地を離れた場合は、転出先において就 学の手続をとるよう指導する

応急対策項目	担当	分 担 内 容
	教育部	20.5.1 児童生徒の就学援助を行う
20.5 学校教育の	学校園,教育部	20.5.2 給食の応急措置を行う
再開に向けて		20.5.3 児童生徒,教職員の健康管理,衛生管理,カウンセリ
対応する	教育部	ング等を行う
		20.5.4 校園長と協議し、適宜必要教職員を派遣する
		20.6.1 教職員と連携し、避難所の開設及び運営を支援する
		20.6.2 体育館を避難所として開放する
20.6 避難所の運		20.6.3 参集した教職員等が必要な措置を行う
営を支援する		20.6.4 学校の各施設を避難所として開放する
当で又版する		20.6.5 普通教室は、児童生徒の教育の場としての使用を最優
		先する
	教育部	20.6.6 本部と協議し、必要な措置を講じる

■ 対策の流れ





20.1 学校園の初動活動を行う

(1) 勤務時間外の参集基準

20.1.1 校園長等は、学校に参集し、初動活動を開始する(休日・夜間)(学校園) 校園長等は、本編「第3章 第2節 配備及び動員」の基準に基づき、学校に参集し、初動活動 を開始する。

教職員についても, 上記基準に準じて, 学校園へ参集する。

⇒ 2.5 参集する

(2) 学校防災本部の初動活動

20.1.2 校園長を本部長とする学校防災本部を編成する(学校園) 災害の状況により必要と認められる場合,校園長を本部長とする学校防災本部を編成する。

(学校防災本部の役割)

ア 在校時

- (ア) 児童生徒の安全確保と避難誘導
- (イ) 学校園の施設・設備の安全点検・消火等
- (ウ) 救出・救命及び救護
- (エ) 児童生徒の保護と保護者への連絡・引渡し
- (オ) 学校園施設の応急復旧
- (カ) 避難所の管理及び運営の支援

イ 休日・夜間時

- (ア) 学校園への参集
- (イ) 児童生徒の安否確認
- 20.1.3 校内の被災状況の把握を行う(学校園) 校園長は、校内の被災状況等の把握を行い、必要な対策を実施する。

(学校園の安全確認項目)

- ア 校内や近隣の巡視を行う等、被害状況を調査し、安全を確認する。
- イ 必要な場合は広域避難場所及び避難路の状況を確認する。
- ウ 出火防止に努めるとともに、火災が発生した場合は初期消火活動を行う。
- エ その他, 二次災害等の危険を防止するために必要な措置を講ずる。
- 20.1.4 教育部長に学校園の状況を報告する(学校園) 校園長等は,教育部等と緊密な連絡に当たり,学校園の被災状況を教育部長に報告する。

20.2 児童生徒の安否確認を行う

(1) 在校時

20.2.1 冷静な対応の呼びかけ、周囲の状況等の情報伝達を行う(学校園)

児童生徒の在校時には、教職員は、校内放送、ハンドマイク等により、冷静な対応を呼びかける とともに、周囲の状況等の情報伝達を適宜行う。

20.2.2 児童生徒の安全を図る(学校園)

児童生徒の安全確保,安否確認,負傷者の有無及びその数,程度を把握し,対策を講じる。二次 災害の危険を防止するために避難を行う場合は,適切な誘導を行い,児童生徒を安全に避難させる。 また,建物被害又は備品等の転倒等に巻き込まれた者の救出,救命に当たり,負傷した児童生徒, 教職員の救護に努める。

(2) 登下校時

- 20.2.3 登下校中の児童生徒,学校にいる児童生徒を保護する(学校園) 教職員は,登下校中の児童生徒,学校にいる児童生徒を保護する。
- 20.2.4 学校で保護できなかった児童生徒の安否確認を行う(学校園) 教職員は、学校で保護できなかった児童生徒の安否確認を行う。

(児童生徒の安全確保の基本)

ア 各教科等の学習中に発災した場合

在室している教室の状況に応じ、教職員が的確な指示を行う。

イ 登下校時に発災した場合

児童生徒に対して、あらかじめ避難の方法や避難場所について、指導を徹底しておく。

ウ 休憩時間中及び部活動中に発災した場合

指示や人員の把握がしにくい時間帯であることを踏まえて、校内放送や校内のパトロールを 実施する等的確な対応をとる。

(3) 休日•夜間時

20.2.5 各家庭の児童生徒の安否確認を行う(休日・夜間)(学校園)

教職員は、休日・夜間に災害が発生した場合、各家庭の児童生徒の安否確認を行う。

20.2.6 児童生徒及び保護者の連絡先の把握に努める(学校園) 教職員は、災害発生後の児童生徒及び保護者の連絡先の把握に努める。

(1)~(3)共通

20.2.7 児童生徒の保護者に連絡する(学校園)

学校防災本部は、児童生徒を安全に保護者に引渡すため、児童生徒の状況が確認された後、あらかじめ定めた方法により、児童生徒の保護者に連絡をする。

20.2.8 児童生徒の引渡しを行う(学校園)

学校防災本部は、保護者への連絡の後、あらかじめ定めた方法により、児童生徒の引渡しを行う。

20.2.9 学校園において保護する(学校園)

保護者との連絡がとれないなどの理由により、保護者への引渡しができない場合には、学校園に おいて保護する。

20.3 教育部の初動活動を行う

20.3.1 教育部の活動体制を確立する(教育部)

教育部は、本編「第3章 第1節 災害対策活動体制の整備計画」及び「第3章 第2節 配備 及び動員」に基づき、初動体制を確立する。

20.3.2 学校園の被害状況を把握する(教育部)

教育部は、各学校園からの報告により、被災状況を把握し、とりまとめる。

(被害状況等報告項目)

- ア 児童生徒のり災状況
- イ 教育関係職員のり災状況
- ウ 学校園施設の被害状況
- エ 児童生徒の保護者への引渡しの実施
- オ その他応急措置を必要と認める事項
- 20.3.3 本部長に学校園の状況を報告する(教育部)

教育部長は,本部長にとりまとめた各学校園の状況を報告する。報告内容は,上記に準じる。

20.4 応急教育を実施する

校園長は、校舎等の被害の程度、避難所の状況等から、次の方針に基づいて可能な範囲で応急教育を実施する。

(1) 被害の程度に応じた教育の措置

20.4.1 各学校において応急措置を実施し、授業を行う(学校園)

校舎の被害が比較的軽微のときは、各学校において速やかに応急措置を実施し、授業を行う。

20.4.2 残存の安全な校舎により、学級合併授業、二部授業を行う(学校園)

一部の校舎が使用可能なときは、残存の安全な校舎の使用により、学級合併授業、一部又は全部にわたる二部授業を行う。

(2) 臨時休校時の措置

20.4.3 臨時休校(園)の措置をとる(学校園,教育部)

校舎が被害を受けて授業ができないときは、校園長の自らの判断、又は教育部長からの指示により、臨時休校(園)の措置をとる。

20.4.4 家庭や避難所での自習を指示する(学校園)

休校(園)の期間においては、家庭や避難所等において自習を行うよう児童生徒に指導するものとする。自習内容については、学校や避難所の掲示板、広報紙等を活用し、指示する。

また,生活習慣等に乱れが生じることもあるので,家庭訪問,地域パトロールを実施し,指導に 努める。

- 20.4.5 総合企画部にテレビ、ラジオの放送を依頼するなど、児童生徒への周知を図る(教育部)教育部長は、総合企画部にテレビ、ラジオの放送を依頼するなど、児童生徒への周知を図る。
- 20.4.6 応急教育の場で可能な方法により応急教育を実施する(学校園) 応急教育の場で可能な方法により応急教育(学級合併授業,二部授業)を実施する。

一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第20節 文教対策計画

20.4.7 近隣の学校施設や公的施設等に応急教育の場を確保する(教育部)

近隣の学校施設や公的施設等で被害の少ない場所を確保し、又は仮設教室を建設し、応急教育の 暑とする

20.4.8 被災により就学地を離れた場合は、転出先において就学の手続をとるよう指導する(教育部)

20.5 学校教育の再開に向けて対応する

20.5.1 児童生徒の就学援助を行う(教育部)

教育部は、被災児童生徒への学用品等の支給、授業料の減免その他の就学援助を行う。

(教材, 学用品等の調達及び給付)

ア 支給の対象

災害により住家の全壊,全焼,流出,半壊,半焼又は床上浸水などにより,就学上欠くことができない学用品を喪失又はき損し,直ちに入手できない状態にある児童生徒に対して必要最小限度の学用品を支給し,それらの者の就学の便を図る。対象となる児童生徒の属する学校は,小学校,中学校,高等学校,特別支援学校とし,公立,私立を問わない。

イ 支給品目

支給品目は、教科書、文房具、通学用品とする。

ウ 支給の方法等

教育部長は、各学校等の学用品等の喪失、き損の状況を調査し、その結果に基づき、補給の 必要のあるものをまとめて、関係機関へ連絡し調達配給する。

なお、災害救助法が適用された場合は、同法に定める基準に準じて実施するものとする。

※ 資料3-23-1 救助の程度、方法及び期間等一覧表

(保育料等の減免その他の措置)

ア 保育料等の減免

市立幼稚園在園者で被災のため経済的に就園が困難となり、保育料等の減免を必要とする者については、園長を通じて提出された申請書等を減免委員会で審査し、できるだけ実情に即した処置を講じる。

イ 就学援助の措置

市立小中学校在学者で、被災のため経済的に就学が困難となり、援助を必要とする者については、学校長を通じて提出された申請書等により認定を行う。

ウ 独立行政法人日本学生支援機構の措置

高等学校在学者で被災のため経済的に就学が困難となり、奨学金の貸与を希望する者については、学校長を通じて、独立行政法人日本学生支援機構京都府支部に出願する。

20.5.2 給食の応急措置を行う(学校,教育部)

学校長及び教育部長は、給食施設の被災の程度や応急給食用物資の状況から、適切な給食の応急 措置をとる。

(学校給食の措置)

- ア 学校長は、学校給食の施設等の状況から通常の給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。
- イ 次の場合には、学校長は、自らの判断又は教育部長からの指示により、給食中止の措置をと るものとする。
- (ア) 給食施設が被災し、給食が不可能な場合
- (イ) 給食用物資の入手が困難な場合
- (ウ) 伝染病、その他の危険の発生が予想される場合
- (エ) その他給食の実施が適当でないと考えられる場合
- ウ 教育部長は、被害状況が判明した後、速やかに具体的な復旧対策を立てて、正常な学校給食の実施に努める。
- エ その他災害発生時においては、特に衛生管理に留意し、施設、設備の消毒、調理関係者の健 康管理等を十分に行う。

- 20.5.3 児童生徒, 教職員の健康管理, 衛生管理, カウンセリング等を行う(教育部)
 - ア 教育部長は、保健福祉部との連携を密にして、児童生徒、教職員の健康管理、衛生管理を行う。 特に感染症の発生予防について十分な措置をとる。
 - イ 教育部長及び校園長は、保健福祉部と連携協議し、PTSD(心的外傷後ストレス障害)等心理的な悪影響を受けた児童生徒、教職員への対応として、精神医学、臨床心理学等の専門家による相談、カウンセリング等を実施する。
- 20.5.4 校園長と協議し、適宜必要教職員を派遣する(教育部)

教育部長は、教職員のり災等により学校教育に支障をきたす場合、校園長と協議し、適宜必要教職員を派遣する。

(必要教職員の派遣順位)

第1次要員 隣接する学校(幼稚園)の教職員 第2次要員 同一行政区内の学校(幼稚園)の教職員 第3次要員 市内の学校(幼稚園)の教職員 第4次要員 近隣市町村,府県教育委員会に応援を依頼する。

20.6 避難所の運営を支援する

学校園施設に避難所が開設された場合は、本編「第3章 第7節 避難所の運営計画」によるが、学校 園施設管理者としては、次の点に留意する。

⇒ 7 避難所を運営する

20.6.1 教職員と連携し、避難所の開設及び運営を支援する(学校園)

校園長等は、教職員と連携し、学校防災本部における役割分担に基づいて、避難所の開設及び運営を支援するものとする。

20.6.2 体育館を避難所として開放する(学校園)

児童生徒が在校中の場合,児童生徒の避難終了後,施設の状況を確認し,体育館を避難所として 開放する。

20.6.3 参集した教職員等が必要な措置を行う(学校園)

休日, 夜間等の場合は, 教職員等の参集にも時間を要することも考えられるため, 役割分担にかかわらず参集した教職員等が必要な措置を行える体制を整えておくものとする。

20.6.4 学校の各施設を避難所として開放する(学校園)

体育館を避難所として開放するだけでは不足する場合,あらかじめ定められた順位を基本とし, 当該施設の状況を勘案して,学校の各施設を避難所として開放する。

- 20.6.5 普通教室は、児童生徒の教育の場としての使用を最優先する(学校園)
 - 学校の各施設を避難所として開放する場合、普通教室は、児童生徒の教育の場としての使用を優先するものとする。
- 20.6.6 本部と協議し、必要な措置を講ずる(教育部)

教育部長は、校園長の報告を踏まえ、避難所の開設期間の長期化が見込まれ、教育再開等に支障が生じると認められる場合、本部と協議し、必要な措置を講じる。

第21節 文化財の保護計画

(21 文化財を保護する)

■ 基本方針

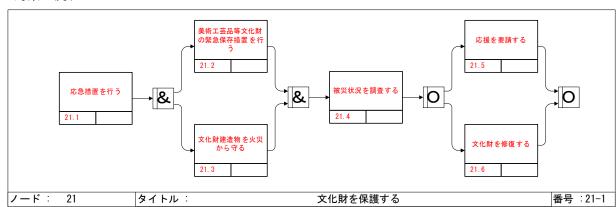
本市には、国宝や重要文化財、府指定及び市指定等の文化財が多数存在し、常時多くの参観者の来訪がある。そのため、災害時には、文化財所有者等は参観者等の安全確保に万全を期するとともに、文化財等が被災した場合には、被害が拡大しないように関係機関、地域住民等と連携し、緊急に応急対策を講じ、その保全を図る。また、国、京都府及び京都市の文化財保護関係機関は緊密に連携して被災状況の調査を速やかに行うとともに、未指定文化財等の保護に留意し、他の文化財関係機関、ボランティア団体への応援要請のほか、文化財所有者等に対して適切な指導、助言を行う。

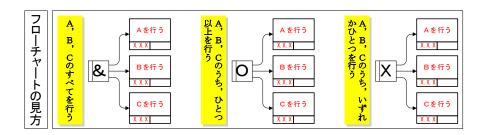
■ 実施責任者 : 文化市民部長

■ 役割分担

応急対策項目	担当	分 担 内 容
21.1 応急措置を 行う	文化財の所有者等	21.1.1 出火防止の措置をとる 21.1.2 参観者を最寄りの避難所へ避難誘導する 21.1.3 被災者の救助を優先して行う 21.1.4 文化財建造物とその部材の保護に努める
21.2 美術工芸品 等文化財の緊 急保存措置を 行う	文化財の所有者等	21.2.1被災の程度を記録する21.2.2緊急保存を行う21.2.3京都府若しくは京都市へ報告する21.2.4保全に関し、学芸員、関係団体等に協力を求める21.2.5文化財研究所に連絡し、助言、協力を得る21.2.6他の施設に移動して保管する
21.3 文化財建造 物を火災から 守る	消防部 文化財の所有者等	21.3.1 文化財に対する消火及び延焼防止活動を行う
21.4 被災状況を 調査する	京都府,文化市民部	21.4.1 所有者等から災害原因,被害の概要等必要な事項の報告を求める21.4.2 職員を現地に派遣して状況の的確な把握に努める21.4.3 消防部と連携する21.4.4 市民への啓発と相談窓口の設置
21.5 応援を要請 する	文化市民部	21.5.1 文化庁に応急措置や一時保管等の応急援助を要請する 21.5.2 文化財専門ボランティア団体等に応援を要請する
21.6 文化財を修 復する	文化庁,京都府,文化 市民部	21.6.1 被災文化財等の修復について技術的指導を行う
	京都府, 文化市民部	21.6.2 修理事業等に対する補助を行う

■ 対策の流れ





21.1 応急措置を行う

21.1.1 出火防止の措置をとる(文化財の所有者等)

地震時には、文化財の所有者等及び関係者は、自らの身の安全の確保を図ったのち、巡回し、火気使用場所の点検等の出火防止措置を実行する。

21.1.2 参観者を最寄りの避難所へ避難誘導する(文化財の所有者等)

災害時には、文化財の所有者、管理責任者及び関係団体(以下「所有者等」という。)及び関係者は、見学者、参拝者及び参詣者(以下「見学者等」という。)に対し速やかに瓦等の落下物に注意しながら、最寄りの避難所等安全な場所に避難させ、区本部職員等の指示に従うよう誘導する。

21.1.3 被災者の救助を優先して行う(文化財の所有者等)

災害によって文化財建造物等が被害を受け、これにより被災者が生じた場合には、文化財の所有者等は、被災者の救助を優先して行う。

21.1.4 文化財建造物とその部材の保護に努める(文化財の所有者等)

文化財の所有者等及び関係者は、文化財建造物とその部材の保護に努めるとともに、必要な場合には次のような措置を行う。

(文化財建造物とその部材の保護の方法)

ア 文化財建造物等に延焼の危険がある場合

消火活動に努め、延焼により焼失が確実と思われる場合には、当該文化財建造物等の解体あるいは撤去も含めた適切な対応をとる。

- イ 文化財建造物が災害により大きく破損した場合
- (ア) 危険部分を撤去及び格納すると同時に、雨水の浸透を防ぐために破損部分を防水シートで 覆う。
- (イ) 軒先の垂れ下がりに対しては、支柱等で支持すると同時に、危険部分に立入制限の措置をとる。
- (ウ) 破損部分が公共道路等をふさぎ、周囲に甚大な影響を与えることが予想される場合には、 速やかに部材等の解体あるいは撤去を行う。
- ウ 文化財建造物の主要な構造部分が災害により大きく傾斜した場合 支柱やワイヤー等で一時的に支持すると同時に、全体に立入制限の措置をとる。

21.2 美術工芸品等文化財の緊急保存措置を行う

21.2.1 被災の程度を記録する(文化財の所有者等)

文化財の所有者等は,災害発生時には,文化財の所在場所や被災の実態を写真,ビデオ,図示等で的確かつ詳細に記録する。

21.2.2 緊急保存を行う(文化財の所有者等)

文化財の所有者等は、文化財の保存のため緊急の必要があるときは、次のような緊急保存措置を 行う。

(文化財の緊急保存措置)

ア 転倒、落下等によって損傷した場合

損傷の状況を写真等で記録したうえ、破片等を慎重にもれなく集めて袋や箱などの容器に個体別に収納して保管するとともに、容器には破損した文化財の一部であることを明記する。

イ 火によって損傷した場合

素材が非常に脆くなっている場合が多いので、原則として手を触れることなく、その取扱いについて早急に専門家の助言を求める必要がある。煤、汚れなどを清掃することは避けるべきである。

ウ 水によって損傷した場合

水を含んで重量が増加し構造的に弱くなっているため、注意しながら取扱いに便利な場所へ 移動する。その後は、カビの発生に注意しながら低温の環境を保つ。

その際,並行して汚れや泥を落とし,水分を除去する必要のある文化財もあるが,材質によってその扱いは一様ではないため,専門家に相談するなどの対応をとる。

- エ 損壊した建物等から文化財を搬出し、他の施設に移動して保管する場合
- (ア) 搬出作業の実施に当たっては、あらかじめ現場の下見を行う必要がある。その際、作業者の安全と搬出の必要がある文化財の現状及び搬出の経路を確認し、効率的に作業が行えるように交通輸送手段、建物への進入手段、搬出した文化財や資材等の置き場などを確保する。
- オ 搬出時には、被災した文化財の取扱いに慎重を期しながら、その員数を確認し、写真等でその状況を記録する。
- 21.2.3 京都府若しくは京都市へ報告する(文化財の所有者等)

文化財の所有者等は、文化財の指定、登録の区分に応じて文化財の被災状況を京都府若しくは京都市に報告する。

21.2.4 保全に関し、学芸員、関係団体等に協力を求める(文化財の所有者等)

文化財の所有者等は、文化財の保全に関する取扱いや保存の知識がある学芸員、関係団体等に協力を求め対応する。

21.2.5 文化財研究所に連絡し、助言、協力を得る(文化財の所有者等)

災害による文化財の被害の中でも、とりわけ火や水による損傷は早急かつ適切に対応しなければならず、専門家と十分に協議して対応する必要があるため、火、水等による損傷が生じた場合の緊急の対応については、必要に応じ独立行政法人文化財研究所(東京、奈良)に連絡し、助言、協力を求める。

21.2.6 他の施設に移動して保管する(文化財の所有者等)

損傷した建築物等から文化財を搬出し、他の施設に移動して保管する場合、搬出作業の実施に当たっては、基本的に「21.2.2(文化財の緊急保存措置 エ)」の手順で行う。

21.3 文化財建造物を火災から守る

文化財建造物には木造のものが多く、「迅速な行動」が火災防御の基本である。建物の構造は比較的単純なものが多いが、特に大規模な建築物や檜皮葺き等の植物性屋根などは延焼速度が速いので、「早期注水」が防御活動のポイントとなる。また、消防隊が到着できない可能性もあるため、消防団、文化財所有者等の消火活動も必要となる。

21.3.1 文化財に対する消火及び延焼防止活動を行う(消防部,文化財の所有者等)

(文化財建造物に対する火災防御の原則)

- ア 火災の初期の段階では、速やかに燃焼部位を確認する。
- イ その状況に応じて最も有効な消火方法を用いて火災の一挙鎮圧を図る。
- ウ 屋内進入が可能な場合は、建物の内壁や小屋裏、廊下等及び収容されている重要文化財等を火 災防御重点箇所として、火災の拡大防止と収容されている重要文化財等への延焼防止を図る。
- エ 火災が最も盛んな時期においては、火勢の制圧と並行して周囲への延焼拡大防止を重点的に行う。
- オ 文化財建造物内には美術品等の文化財が収蔵されている場合が多いため、消火活動により収蔵 物の破損又は汚損のおそれがある場合には、状況に応じ、収蔵物を移動又は防水シート等により 保護する。
- カ 文化財建造物の周囲で火災が発生したとき、当該建造物への延焼防止を図る。

21.4 被災状況を調査する

21.4.1 所有者等から災害原因,被害の概要等必要な事項の報告を求める(京都府,文化市民部) 京都府及び文化市民部は連携して,災害により被害が発生した指定若しくは登録文化財等(火災 による被害の場合は,消防部と連携して)について,所有者等から災害原因,被害の概要等必要な 事項の報告を求める。

(調査・把握すべき事項)

- ア 被災文化財等の種類(国宝・重要文化財・史跡・名勝・天然記念物等の別,美術工芸品・建造物・民俗文化財等の種類の別)
- イ 被災文化財等の件数(各文化施設・社寺・個人・企業等所有形態ごと)
- ウ 被災の程度(被災額,修復の可否)と応急措置の状況
- エ その他必要な事項
- 21.4.2 職員を現地に派遣して状況の的確な把握に努める(京都府,文化市民部)

京都府及び文化市民部は連携して、指定若しくは登録文化財等の被災状況等を調査するため、職員を現地に派遣して状況の迅速かつ的確な把握に努める。

21.4.3 消防部と連携する(京都府,文化市民部)

京都府及び文化市民部は、文化財が火災により被害を受けたとき、消防部と連携して被災の状況等を調査する。

21.4.4 市民への啓発と相談窓口の設置(文化市民部)

市民に美術工芸品、民俗資料、史料等の保護を訴えるとともに、修理、保存等の相談窓口を設置する。

21.5 応援を要請する

21.5.1 文化庁に応急措置や一時保管等の応急援助を要請する(文化市民部)

文化市民部は、被害が甚大であるなど本市に所在する文化財に対する緊急対応が困難な場合、文化財の廃棄、散逸を防止するため、必要に応じて京都府を通じて文化庁に対して応急措置や一時保管などの応急援助等を要請する。

21.5.2 文化財専門ボランティア団体等に応援を要請する(文化市民部)

指定文化財等の保護だけでなく、未指定の文化財、史料等の廃棄、散逸の防止のために、緊急の調査や受入体制が必要となるため、専門知識を有する市職員の臨時的な体制の構築とともに、文化財の専門知識を有するボランティア団体に応援を要請する。

21.6 文化財を修復する

21.6.1 被災文化財等の修復について技術的指導を行う(文化庁,京都府,文化市民部)

文化庁,京都府及び文化市民部は、災害を受けた指定文化財等の修復について、文化財の所有者等に対して必要な技術的指導を行う。

21.6.2 修理事業等に対する補助を行う(京都府,文化市民部)

京都府及び文化市民部は、必要があると認められるときは、文化財の修理事業等に対して補助を行う。

第22節 要配慮者への対応計画

(22 要配慮者へ対応する)

■ 基本方針

災害時には、各地域において要配慮者に対する近隣者、自主防災組織等の支援体制の確立を図り、要配慮者の状態、程度に対応したきめ細かな救援を行う必要がある。そのため、社会福祉施設における入所者の安全確保、要配慮者への援護を考慮した防災情報の提供、避難所の運営、食料や物資等の供給、相談業務、社会福祉施設等への緊急受入れ、仮設住宅等でのケアなどの対策を関係団体や地域住民、ボランティア等と連携して実施する。

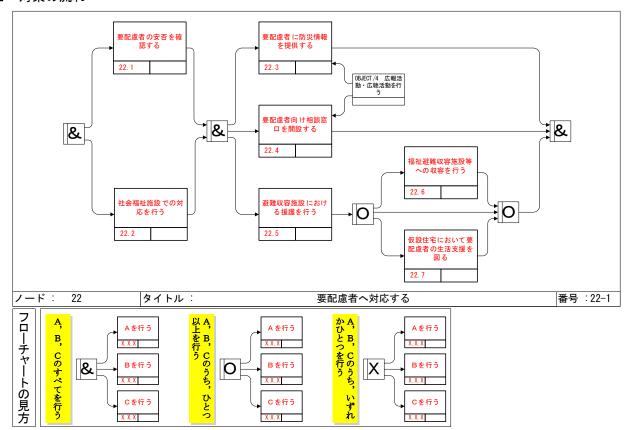
■ 実施責任者 : 保健福祉部長

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
22.1 要配慮者の 安否を確認す	自主防災組織等	(1) 自主防災組織等による安否確認 22.1.1 近隣住民と協力し、要配慮者の居住する世帯に声をかける 22.1.2 避難の介添えを行いながら、原則として集団的に避難する 22.1.3 住宅に取り残された要配慮者の安否確認を行う22.1.4 取り残された要配慮者への対応を行う
ි 	保健福祉部	(2) 避難後の緊急安全調査 22.1.5 緊急安全調査の対象者リストを準備する
	保健福祉部,区本部	22.1.6 在宅の要配慮者の緊急安全調査を実施する 22.1.7 適切な救護策や福祉保健サービスを提供する
	社会福祉施設等	(1) 利用者の安全対策、避難誘導22.2.1 施設内の安全な場所や最寄りの避難場所等に避難誘導する(2) 被害状況の報告
22.2 社会福祉施 設等での対応 を行う		22. 2. 2 被害状況等を区本部に報告する22. 2. 3 必要に応じて巡回調査を実施する22. 2. 4 区内社会福祉施設等の状況を保健福祉部に報告する
	社会福祉施設等	(3) 食料等の供給 22.2.5 施設管理者が入所者等に対する食料等の供給を行う 22.2.6 保健福祉部に対して食料等の調達を要請する
	保健福祉部	22.2.7 社会福祉施設等の食料等の需要を調査する 22.2.8 産業観光部と連携して食料等の調達を実施する
22.3 要配慮者に 防災情報等を 提供する	総合企画部	22.3.1 テレビによる広報を実施する場合は,手話通訳又は字幕スーパーを入れる 22.3.2 点字版及び拡大版の広報印刷物を作成する 22.3.3 インターネット等を利用して外国人向け災害情報を提供する 22.3.4 外国語による広報印刷物を作成する 22.3.5 報道機関に対し外国語の広報文を提供し,広報を依頼する 22.3.6 放送機関に対し外国人向け災害情報を提供し,広報を行う
	保健福祉部 保健福祉部,区本部	22.3.7 ボランティアセンター等へ災害情報等を提供する 22.3.8 在宅の要配慮者に対して,必要な情報提供を行う

応急対策項目	担	当	分 担 内 容
	保健福祉部		(1) 専門相談窓口の設置 22.4.1 要配慮者向けの相談窓口を設置する
	総合企画部		22.4.2 国際交流会館等に外国人向けの相談窓口を設置する
22.4 要配慮者向	保健福祉部,	行財政部	(2) 臨時相談業務の援助 22.4.3 臨時相談所情報を収集する
け相談窓口を開設する	保健福祉部		22.4.4 臨時相談所に対し福祉に関する情報提供を行う 22.4.5 臨時相談所に相談要員を派遣し相談業務を実施する 22.4.6 臨時相談所に手話通訳者,要約筆記者等を派遣し相談 業務を補佐する
	総合企画部		22.4.7 臨時相談所に対し、外国人向けの情報提供を行う 22.4.8 臨時相談所等に通訳者を派遣する
	運営協議会		(1) 運営協議会の対応22.5.1 要配慮者に必要な援護を行う22.5.2 区本部に対応を要請する
22.5 避難所にお ける援護を行 う	区本部		(2) 本部・区本部・各部の対応 22.5.3 保健福祉部,区災害ボランティアセンターと連携して 要配慮者への対応を行う 22.5.4 必要な措置を本部長に要請する
	本部事務局各部		22.5.5 要配慮者の実態及び援護ニーズを把握する 22.5.6 要配慮者データベースを作成する 22.5.7 要配慮者データベースを活用し、本部事務局へ報告する
22.6 福祉避難所 等への収容を 行う	保健福祉部		(1) 社会福祉施設等への受入調整 22.6.1 市内の社会福祉施設等の被害状況,利用者の状況を把握する 22.6.2 被害の少ない行政区や施設管理者等に対し緊急受入れ等の調整を行う 22.6.3 京都府や他都市等に対し受入れを要請する 22.6.4 京都府や他都市,防災関係団体等に対し職員派遣の協力を要請する
17 2	保健福祉部,	区本部	(2) 福祉避難所への収容計画 22.6.5 区内の福祉避難所として利用可能な施設の状況を調査 する 22.6.6 施設管理者と協議のうえ、福祉避難所として開設する 22.6.7 福祉避難所を運営する
22.7 仮設住宅に おいて要配慮 者の生活支援 を図る	保健福祉部,	区本部	(1) 福祉仮設住宅での支援 22.7.1 福祉仮設住宅に生活支援員を派遣する 22.7.2 在宅福祉サービスを提供し,入居者の生活支援を図る
	保健催祉部,	区本部	(2) 仮設住宅・福祉仮設住宅での見守り運動の推進22.7.3 仮設住宅の入居状況を把握する22.7.4 要配慮者の生活状況や生活支援の把握調査を行う22.7.5 連絡体制を整備し、仮設住宅からの通報に対応する22.7.6 仮設住宅自治会の結成を支援する22.7.7 見守り運動が行われるよう配慮する
	都市計画部		22.7.8 仮設住宅地域での集会所等の整備を図る

■ 対策の流れ



22.1 要配慮者の安否を確認する

災害発生後、高齢者や体の不自由な方等の要配慮者に対しては、緊急的には近隣住民、自主防災組織等が安否確認を行い、その後速やかに緊急安全調査を実施して必要な援護を行う。

(1) 自主防災組織等による安否確認

22.1.1 近隣住民と協力し,要配慮者の居住する世帯に声をかける(自主防災組織等) 自主防災組織等の住民組織は,避難の必要が発生した場合,近隣住民と協力して要配慮者の居住

する世帯に声をかける。 **⇒ 6.4 避難を行う**

22.1.2 避難の介添えを行いながら、原則として集団的に避難する(自主防災組織等) 自主防災組織等の住民組織は、近隣要配慮者の介添えを行いながら、原則、集団的に避難する。

⇒ 6.1 避難を行う

22.1.3 住宅に取り残された要配慮者の安否確認を行う(自主防災組織等)

自主防災組織等の住民組織は、火災からの避難などの緊急事態の終了後、相互に協力して、住宅 に取り残された要配慮者の安否確認を実施する。

22.1.4 取り残された要配慮者への対応を行う(自主防災組織等)

自主防災組織等の住民組織は、住宅に取り残された要配慮者を発見した場合は、避難所等への避難の介添え、区本部や区災害ボランティアセンターへの情報提供や協力依頼を行う。

(2) 避難後の緊急安全調査

22.1.5 緊急安全調査の対象者リストを準備する(保健福祉部)

保健福祉部は、避難所が開設された場合は、速やかに避難対象地域内において実施する緊急安全 調査の対象者リストを準備し、区本部へ提供する。

22.1.6 在宅の要配慮者の緊急安全調査を実施する(保健福祉部,区本部)

避難所が開設された場合,区本部,保健福祉部は共同して,関係部局や関係団体等と連携して,在宅の要配慮者の緊急安全調査を実施する。緊急安全調査は、民生委員・児童委員等の協力を得て行う。

22.1.7 適切な救護策や福祉保健サービスを提供する(保健福祉部,区本部)

区本部,保健福祉部は,在宅の要配慮者に対して,生活状況,健康状態,環境衛生等を勘案し,必要に応じて医師等の意見を求めたうえ適切な救護策や必要な福祉保健サービス等の提供を行う。

22.2 社会福祉施設等での対応を行う

社会福祉施設等における対応は、まず、利用者の安全確保を最優先する。さらに、災害の状況によっては、社会福祉施設等の自立的運営が困難となることが予想されるため、保健福祉部は、関係部や関係機関と連携して社会福祉施設等への対策を実施する。

(1) 利用者の安全対策, 避難誘導

22.2.1 施設内の安全な場所や最寄りの避難場所等に避難誘導する(社会福祉施設等)

ア 高齢者福祉施設,障害者福祉施設,児童福祉施設等(以下この節において「社会福祉施設等」 という。)の各施設の管理者は,利用者(入所者)及び来訪者の安全確保を図るため,必要と認 められるときは,施設内の安全な場所や最寄りの避難場所等に避難誘導を行う。

イ 各施設の管理者は、避難が必要となった場合、区本部、防災関係機関、自主防災組織等に対して、避難誘導の協力を求める。

(2) 被害状況の報告

22.2.2 被害状況等を区本部に報告する(社会福祉施設等)

区内の社会福祉施設等の管理者は、利用者(入所者)の被害状況及び施設の状況を把握し、区本 部長に報告する。

22.2.3 必要に応じて巡回調査を実施する(区本部)

区本部は、必要に応じて、区内の社会福祉施設等の巡回調査を実施する。

22.2.4 区内社会福祉施設等の状況を保健福祉部に報告する(区本部) 区本部は、区内の社会福祉施設等からの報告、巡回調査の結果を保健福祉部に報告する。

(3) 食料等の供給

22.2.5 施設管理者が入所者等に対する食料等の供給を行う(社会福祉施設等)

入所型の社会福祉施設等における入所者等に対する食料や生活必需品等の供給は、施設管理者が 行うことを原則とする。

22.2.6 保健福祉部に対して食料等の調達を要請する(社会福祉施設等)

通常の方法で食料の調達等が困難な場合,社会福祉施設等の施設管理者は保健福祉部に対して, 食料等の調達を要請する。

22.2.7 社会福祉施設等の食料等の需要を調査する(保健福祉部)

保健福祉部は、社会福祉施設等から食料等の調達要請があった場合は、食料等の品目、数量の需要を調査する。

22.2.8 産業観光部と連携して食料等の調達を実施する(保健福祉部)

保健福祉部は、産業観光部と連携して食料等必要物資の調達を実施する。

- ⇒ 12 食料を供給する
- ⇒ 13 生活必需品を供給する

22.3 要配慮者に防災情報等を提供する

原則として、一般市民向けの災害広報等と同様の内容により、要配慮者に対する広報を行う。

22.3.1 テレビによる広報を実施する場合は、手話通訳又は字幕スーパーを入れる(総合企画部) 総合企画部は、テレビによる広報を実施する場合は、手話通訳、字幕スーパーによる放送を実施 する。

⇒ 4.2 一般広報を行う

22.3.2 点字版及び拡大版の広報印刷物を作成する(総合企画部)

総合企画部は、必要に応じて視覚障害者向けの点字版及び拡大版の広報印刷物を作成する。

⇒ 4.3 広報印刷物等を発行する

22.3.3 インターネット等を利用して外国人向け災害情報を提供する(総合企画部)

総合企画部は、必要に応じインターネット等を利用して外国人向け災害情報等を提供する。

⇒ 4.3 広報印刷物等を発行する

22.3.4 外国語による広報印刷物を作成する(総合企画部)

総合企画部は、必要に応じて外国語による広報印刷物を作成する。

⇒ 4.3 広報印刷物等を発行する

22.3.5 報道機関に対し外国語の広報文を提供し、広報を依頼する(総合企画部)

総合企画部は、必要に応じて、報道機関に対して外国語の広報文を提供し、広報を依頼する。

⇒ 4.2 一般広報を行う

22.3.6 放送機関に対し外国人向け災害情報を提供し、広報を行う(総合企画部)

総合企画部は、FM CO・CO・LO (通常, 英語及び中国語で放送) に外国人向け災害情報等を提供し、 広報を行う。

22.3.7 ボランティアセンター等へ災害情報等を提供する(保健福祉部)

保健福祉部は、各種障害者団体、京都市災害ボランティアセンター及び区災害ボランティアセンター等に対して、災害情報等の提供を行う。

⇒ 24 ボランティアと連携協力する

22.3.8 在宅の要配慮者に対して、必要な情報提供を行う(保健福祉部、区本部)

保健福祉部及び区本部は、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア、自主防災組織等と協力して、在宅の要配慮者に対して必要な情報提供を行う。この場合、広報印刷物の要配慮者への戸別配布に努める。

⇒ 4.3 広報印刷物等を発行する

22.4 要配慮者向け相談窓口を開設する

保健福祉部は、高齢者や体の不自由な方など援護を必要とする要配慮者向け専門相談業務を実施する。 総合企画部は、日本語を解さない外国人向けの専門相談業務を実施する。

また、保健福祉部及び行財政部は、区本部が開設する臨時相談所における要配慮者を対象とした相談業務を支援する。

(1) 専門相談窓口の設置

22.4.1 要配慮者向けの相談窓口を設置する(保健福祉部)

保健福祉部は、要配慮者向けの相談窓口を設置する。児童相談所は、教育部と連携して児童に対する情報提供、相談業務を実施する。

- ⇒ 4.7 専門相談所を開設・運営する
- ⇒ 20.5.3 児童生徒, 教職員の健康管理, 衛生管理, カウンセリング等を行う
- 22.4.2 国際交流会館等に外国人向けの相談窓口を設置する(総合企画部) 総合企画部は、国際交流会館等に外国人向けの相談窓口を開設し、相談業務を実施する。
 - ⇒ 4.7 専門相談所を開設・運営する

(2) 臨時相談業務の援助

22.4.3 臨時相談所情報を収集する(保健福祉部,行財政部)

保健福祉部及び行財政部は、本部から被災地域内の公共施設や避難所に設置される臨時相談所の情報を収集する。

- ⇒ 4.6 臨時相談所を開設・運営する
- 22.4.4 臨時相談所に対し福祉に関する情報提供を行う(保健福祉部)

保健福祉部は、区本部と連携して民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の関係機関、団体等と協力して、臨時相談所に対し福祉に関する情報提供を行う。

- 22.4.5 臨時相談所に相談要員を派遣し相談業務を実施する(保健福祉部)
 - 保健福祉部は、必要に応じ臨時相談所に相談要員を派遣し相談業務を実施する。
- 22.4.6 臨時相談所に手話通訳者,要約筆記者等を派遣し相談業務を補佐する(保健福祉部) 保健福祉部は,必要に応じ臨時相談所に手話通訳者,要約筆記者の派遣等を行い,相談業務を補
- 22.4.7 臨時相談所に対し、外国人向けの情報提供を行う(総合企画部)総合企画部は、臨時相談所に対し、外国人向けの情報提供を行う。
- 22.4.8 臨時相談所等に対して通訳者を派遣する(総合企画部)

総合企画部は、必要に応じて他都市に対して通訳者の派遣を依頼するとともに、国際交流団体等に通訳の募集を要請し、臨時相談所等に派遣する。国際交流団体等に通訳の募集を要請し、臨時相談所に派遣する。

22.5 避難所における援護を行う

避難所内の要配慮者に対しては、運営協議会がボランティア等と連携して生活支援を行う。また、「要配慮者データベース」に基づき、各部は必要な援護対策を実施する。

(1) 運営協議会の対応

22.5.1 要配慮者に必要な援護を行う(運営協議会)

避難所運営協議会は、要配慮者に対して、優先的な食料等の配給、適切なスペースの確保など必要な援護を行う。

⇒ 7.5 避難所を運営する

22.5.2 区本部に対応を要請する(運営協議会)

運営協議会で要配慮者への対応が困難な場合は、区本部に対応を要請する。

- (2) 本部・区本部・各部の対応
- 22.5.3 保健福祉部,区災害ボランティアセンターと連携して要配慮者への対応を行う(区本部) 避難所運営協議会から対応を要請された区本部は、保健福祉部,区災害ボランティアセンター等 と連携して要配慮者への対応を行う。
 - ⇒ 24.3 区災害ボランティアセンターを設置し、運営する
- 22.5.4 必要な措置を本部長に要請する(区本部)

避難所運営協議会から対応を要請された区本部は、必要な措置を本部長に要請する。

22.5.5 要配慮者の実態及び援護ニーズを把握する(区本部)

区本部は、避難所の開設後、避難者データベースを基に、避難者の中の要配慮者の実態及び援護 ニーズを把握し、本部事務局に報告する。

- ⇒ 7.8.2 避難者や在宅被災者の中の要配慮者の個別状況を把握する
- 22.5.6 要配慮者データベースを作成する(本部事務局)

本部事務局は、区本部から報告された情報を基に「要配慮者データベース」を作成し、関係各部に必要な情報を提供する。

- ⇒ 7.8.6 要配慮者データベースを作成する
- 22.5.7 要配慮者データベースを活用し、本部事務局へ報告する(各部)

各部は、要配慮者データベースに基づき、要配慮者の実情に応じた必要な援護対策を実施すると ともに、実施した対策を本部事務局に報告する。

- ⇒ 7.9 避難者のデータベースを活用する
- ⇒ 3.3.3 災害状況の逐次報告を行う

22.6 福祉避難所等への収容を行う

避難所や在宅での生活が困難な要配慮者に対しては、既設の社会福祉施設への受入れ、福祉避難所への受入れによって対応する。本市において対応が困難な場合は、京都府や他都市等に応援を要請する。

- (1) 社会福祉施設等への受入調整
- 22.6.1 市内の社会福祉施設等の被害状況,利用者の状況を把握する(保健福祉部)

保健福祉部は、市内の高齢者福祉施設、障害者福祉施設等の被害状況、利用者(入所者)の状況 を把握する。

- ⇒ 22.2.4 区内社会福祉施設等の状況を保健福祉部に報告する
- 22.6.2 被害の少ない行政区や施設管理者等に対し緊急受入れ等の調整を行う(保健福祉部)

保健福祉部は、社会福祉施設等の被害状況から、被害の少ない行政区や施設管理者等に対し要配慮者の緊急受入れ等の調整を実施する。

22.6.3 京都府や他都市等に対し受入れを要請する(保健福祉部)

保健福祉部長は、広域的な援護体制が必要な場合は、京都府や他都市等に対し要配慮者の受入れ要請を行う。

- ⇒ 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する
- 22.6.4 京都府や他都市,防災関係団体等に対し職員派遣の協力を要請する(保健福祉部)

保健福祉部長は、本市における要配慮者への援護体制を確保するため、京都府、他都市、各種施設協議会、専門職種団体等関係機関に対して、職員派遣の協力を要請する。

- ⇒ 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する
- ⇒ 5.6 防災関係団体等へ応援を要請する
- (2) 福祉避難所への収容計画
- 22.6.5 区内の福祉避難所として利用可能な施設の状況を調査する(区本部、保健福祉部)

区本部長は、避難所内の要配慮者の健康状態、必要な援護の種類等を勘案し、既存の社会福祉施設のみでは要配慮者の受入れが困難な場合には、保健福祉部長と協議して、福祉避難所として利用可能な施設の状況を調査する。

22.6.6 施設管理者と協議のうえ,福祉避難所として開設する(区本部,保健福祉部)

区本部長は、当該施設の管理者との協議のうえ、福祉避難所を開設する。区本部長が福祉避難所 を開設する場合には、保健福祉部長は、関係部局や関係機関、団体等と協力して必要な要員、物資 等の確保を図り配置する。

22.6.7 福祉避難所を運営する(区本部,保健福祉部)

福祉避難所の運営は、区本部及び保健福祉部職員が、施設管理者、福祉関係団体、ボランティア

等の協力を得て行う。

なお、福祉避難所の管理は、避難所の管理に準じて行うものとするが、食料や物資等の供給にあっては、要配慮者の状況に応じた措置に努めるものとする。

- ⇒ 7.5 避難所を運営する
- ⇒ 12 食料を供給する
- ⇒ 13 生活必需品を供給する
- ⇒ 24 ボランティアと連携協力する

22.7 仮設住宅において要配慮者の生活支援を図る

保健福祉部及び区本部は、ボランティアと協力して、仮設住宅における要配慮者への対応を行う。

⇒ 24 ボランティアと連携協力する

(1) 福祉仮設住宅での支援

22.7.1 福祉仮設住宅に生活支援員を派遣する(保健福祉部,区本部)

高齢者、障害のある方向けの福祉仮設住宅が建設された場合、保健福祉部及び区本部は、生活支援員(職員)を派遣する。

22.7.2 在宅福祉サービスを提供し、入居者の生活支援を図る(保健福祉部、区本部)

保健福祉部及び区本部は、入居者の生活相談や、見守り活動等関係機関との連絡調整を行うとともに、在宅福祉サービスを提供し、入居者の生活を支援する。

⇒ 27-1.7 応急仮設住宅の管理・保全を行う

(2) 仮設住宅・福祉仮設住宅での見守り運動の推進

22.7.3 仮設住宅の入居状況を把握する(保健福祉部,区本部)

保健福祉部及び区本部は、都市計画部と連携して仮設住宅入居者の入居状況の把握に努める。

- ⇒ 27-1.7 応急仮設住宅の管理・保全を行う
- 22.7.4 要配慮者の生活状況や生活支援の把握調査を行う(保健福祉部,区本部)

保健福祉部及び区本部は、保健師及び民生委員・児童委員、老人福祉員、緊急通報システム事業の近隣協力員、障害者相談員等と協力して、仮設住宅全戸を訪問し、高齢者や障害のある方等の生活状況や生活支援の把握調査を行う。

22.7.5 連絡体制を整備し、仮設住宅からの通報に対応する(保健福祉部、区本部)

保健福祉部及び区本部は、仮設住宅からの通報等に対し迅速な行政サービスが提供できるよう、 消防署等関係部等と連絡を取り合い、必要に応じチーム方式で対応する。

22.7.6 仮設住宅自治会の結成を支援する(保健福祉部,区本部)

保健福祉部及び区本部は、仮設住宅地域でのコミュニティの育成を図るため、仮設住宅自治会の 結成を支援する。

22.7.7 見守り運動が行われるよう配慮する(保健福祉部,区本部)

保健福祉部及び区本部は、高齢者や単身入居者等の孤立しがちな者に対しては、自治会を中心に 民生委員・児童委員やボランティア等のネットワークによる見守り運動が行われるよう配慮する。

22.7.8 仮設住宅地域での集会所等の整備を図る(都市計画部)

都市計画部は、必要に応じ仮設住宅地域での集会所等の整備を図る。

⇒ 27-1.4 応急仮設住宅を建設する

第23節 災害救助法の適用計画

(23 災害救助法を適用して救助を行う)

■ 基本方針

本部長は、市内における被害が災害救助法の適用基準に該当し、又は該当すると見込まれる場合は、京都府知事に対し、同法の適用を要請し、必要な救助を実施する。

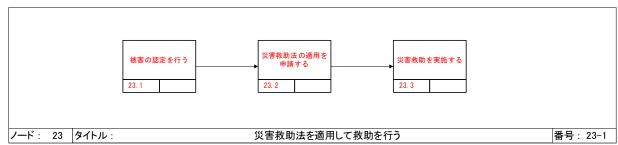
災害後,迅速に災害救助法が適用され,救助活動が円滑に実施できるように,災害救助法の適用基準,救助の程度,方法,窓口等について明確にし,併せて,担当職員に対して災害救助法の実務の詳細を研修等によって熟知を図る。

■ 実施責任者 : 保健福祉部長

■ 役割分担

応急対策項目	担当	分 担 内 容
		(1) 原則
	区本部,消防部	23.1.1 被害の認定を行う
		23.1.2 被害の認定結果を報告する
23.1 被害の認定	保健福祉部長	23.1.3 災害救助法適用を判断する
を行う		(2) 災害の規模が大きく住家の滅失の認定に時間を要すると
	促伸行机效医	判断するとき
	保健福祉部長	23.1.4 災害救助法適用見込みを判断する
		23.1.5 本部長に災害救助法適用見込みを報告する
	保健福祉部長	23.2.1 本部長の承認を得る
23.2 災害救助法	休健悀仙部女	23.2.2 府知事に災害救助法適用を申請する
の適用を申請	 - 府知事	23.2.3 災害救助法の適用の可否を判断する
する	· 内和 事	23.2.4 災害救助法に基づく救助を告示する
	保健福祉部長	23.2.5 各部長,各本部長に通知する
		23.3.1 災害救助を実施する
23.3 災害救助を	各部・区本部	23.3.2 所管する救助の実施状況を取りまとめる
		23.3.3 実施状況を保健福祉部長に報告する
実施する	/口/井/行为 坎 巨	23.3.4 本市の救助実施状況を取りまとめる
	保健福祉部長	23.3.5 実施状況を府知事に報告する

■ 対策の流れ



23.1 被害の認定を行う

(1) 原則

- 23.1.1 被害の認定を行う(区本部,消防部)
 - ア 各部,区本部は、関係機関との緊密な連携のもと被害の認定を適正に行う。
 - イ 区本部,消防部は、住家の滅失の被害認定を、「第4章 第2節 2.1 り災証明の発行」のための損壊家屋の調査及び火災、消火損の調査として実施する。
- 23.1.2 被害の認定結果を報告する(区本部,消防部) 区本部,消防部は,住家の滅失の被害認定結果をとりまとめ,保健福祉部長に報告する。

23.1.3 災害救助法適用を判断する(保健福祉部長)

保健福祉部長は、とりまとめられた被害状況の結果に基づき、被害が災害救助法適用基準に該当するかを判断する。

(災害救助法の適用)

ア 救助の種類及び実施機関

災害救助法による救助は、法定受託事務として府知事が行い、市長がこれを補助する。 なお、府知事が救助を迅速に行う必要があると認めた場合は、その都度の通知に基づき、市 長は救助を行う。

イ 経費の支弁及び負担

(ア) 府の支弁及び負担

救助に要する費用は、府がこれを負担弁償する。

(イ) 国庫負担

府が支弁した災害救助費が 100 万円以上となる場合においては、国庫は、当該災害救助費の額に応じ負担する。

ウ 災害救助法の適用基準

本市における災害救助法の適用基準は、次のとおりである。

- (ア) 住家の全焼,全壊等で滅失した住家の世帯数(以下「滅失世帯数」という。)が,150世帯以上の場合。ただし,1行政区で別表のA欄の世帯数以上の場合は,その行政区にのみ適用する。
- (4) 滅失世帯数が、アの基準には該当しないが、京都府下の滅失世帯数が 2,000 世帯数以上で、本市又は本市の区における滅失世帯数が別表のB欄の世帯数以上の場合は、本市又は当該行政区のみ適用する。
- (ウ) 京都府下の滅失世帯数が 9,000 世帯以上で、本市の各行政区における被災世帯が多数の場合
- (エ) 災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救助を著しく困難な特別の事情がある場合であって、多数の住家が滅失した場合
- (オ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合であって、厚生労働 省令で定める基準に該当するとき

災害救助法の適用基準						
区 分	人口	滅失世帯数				
	(H22 国勢調査)	A	В			
京都市	1, 474, 015	150	75			
北区	122, 037	100	50			
上京区	83, 264	80	40			
左京区	168, 802	100	50			
中京区	105, 306	100	50			
東山区	40, 528	60	30			
山科区	136, 045	100	50			
下京区	79, 287	80	40			
南区	98, 744	80	40			
右京区	202, 943	100	50			
西京区	152, 974	100	50			
伏見区	284, 085	100	50			

注 「住家の滅失」は、資料3-3-6 災害時に使用する用語及び被害程度の認定基準による。

※ 資料3-3-6 災害時に使用する用語及び被害程度の認定基準

(2) 災害の規模が大きく住家の滅失の認定に時間を要すると判断するとき

23.1.4 災害救助法適用見込みを判断する(保健福祉部長)

保健福祉部長は,災害の規模が大きく住家の滅失の認定に時間を要すると判断するときは,被害の概況報告結果(第3章 第3節 情報収集・伝達計画参照)等により,災害救助法の適用見込みを判断する。

⇒ 3.3.1 災害の概況を本部長に速報する

23.1.5 本部長に災害救助法適用見込みを報告する(保健福祉部長) 保健福祉部長は、本部長に災害救助法の適用見込みを報告する。

23.2 災害救助法の適用を申請する

23.2.1 本部長の承認を得る(保健福祉部長)

保健福祉部長は、住家の滅失の被害認定結果のとりまとめ結果に基づき、災害による被害が災害 救助法適用基準に該当する場合、又は災害救助法が適用される見込みがあると判断した場合は、本 部長の承認を得て、事後の災害救助法適用申請に関する業務を行う。

23.2.2 府知事に災害救助法適用を申請する(保健福祉部長)

保健福祉部長は、府知事に対して、災害の発生報告を行い、災害救助法の適用を申請する。

23.2.3 災害救助法の適用の可否を判断する(府知事)

災害救助法適用の申請を受けた知事は、京都府災害対策本部会議を開き、災害救助法を適用すべきか否かを判断し、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村長に事務の内容及び期間を通知するとともに、厚生労働大臣あて報告する。

23.2.4 災害救助法に基づく救助を告示する(府知事)

府知事は、災害救助法を適用したときは、速やかに告示する。

23.2.5 各部長,各本部長に通知する(保健福祉部長)

保健福祉部長は、災害救助法が適用された場合は、各部長及び区本部長にその旨を通知する。

※ 参考 「災害救助の実務(京都府保健福祉部発行)」

23.3 災害救助を実施する

23.3.1 災害救助を実施する(各部,区本部)

各部及び区本部は、資料3-23-1の範囲内で救助を実施する。

※ 資料3-23-1 救助の程度、方法及び期間等一覧表

23.3.2 所管する救助の実施状況を取りまとめる(各部,区本部)

各部及び区本部は、所管する救助の実施状況を定められた書類、帳簿等に取りまとめる。

23.3.3 実施状況を保健福祉部長に報告する(各部,区本部)

各部及び区本部は,所管する救助の実施状況を定められた書類,帳簿等に取りまとめ,保健福祉 部長に報告する。

23.3.4 本市の救助実施状況を取りまとめる(保健福祉部)

保健福祉部長は、本市の救助の実施状況を取りまとめる。

23.3.5 実施状況を府知事に報告する (保健福祉部)

保健福祉部長は、本市の救助の実施状況を取りまとめ、府知事に報告する。

※ 参考 「災害救助の実務(京都府保健福祉部発行)」

第24節 ボランティアとの連携協力計画 (24 ボランティアと連携協力する)

■ 基本方針

災害時には、市内の住民をはじめ全国から多くのボランティアが被災地に参集し、被災者の救援や生活の安定、再建等に大きな力を発揮することが期待される。

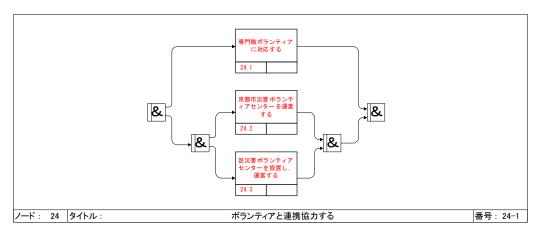
ボランティアには、専門的な技能を提供できる専門職ボランティアと多種多様な支援を行う一般ボランティアがある。

本市では、災害時に各種のボランティアが被災者のために効果的な活動が実施できるよう、関係団体等と協力して、受入れや活動に必要な支援を実施する。

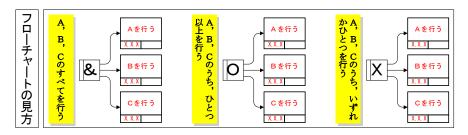
■ 実施責任者 : 文化市民部長,保健福祉部長

■ 役割分却

■ 役割分担	-	
応急対策項目	担当	分 担 内 容
		(1) 事前に専門職ボランティアを登録している部の対応
	 各部等	24.1.1 専門職ボランティアの派遣を要請する
	台 市 寺	(2) 事前に専門職ボランティアを登録していない部の対応
		24.1.2 本部長に専門職ボランティアの確保を要請する
24.1 専門職ボラ	_l_+;+n ⊑	24.1.3 専門職ボランティアの派遣を要請する
ンティアに対	本部長	24.1.4 専門職ボランティアの募集情報を発信する
応する		(3) 専門職ボランティアの受入れ
	各部等	24.1.5 専門職ボランティアを受け入れる
		24.1.6 専門職ボランティアの活動調整を行う
		(4) 海外からの専門職ボランティアの受入れ
	本部長	24.1.7 海外からのボランティア受入れを判断する
	京都市災害ボランテ	24.2.1 情報収集と活動準備を行う
	イアセンター	24.2.2 ボランティア活動への支援を要請する
	本部長,本部事務局	24.2.3 ボランティア活動への支援を図る
	京都市災害ボランテ	
	イアセンター	24.2.4 ボランティア情報を把握する
24.2 京都市災害	本部事務局	
ボランティア		24.2.6 各部が必要とするボランティア情報を提供する
センターを運		24.2.7 ボランティアを募集する
営する	京都市災害ボランティアセンター	24.2.8 ボランティアの調整, コーディネートを行う
		24.2.9 区災害ボランティアセンターへの支援及び総合的な
		調整を行う
		24.2.10 本部との情報交換を行う
		24.2.11 他都市のボランティア団体への協力要請及び連携を
		行う
		24.3.1 区災害ボランティアセンターの設置を依頼する
	区本部長	24.3.2 ボランティア活動の支援を図る
	L 京都市 (区) 社会福祉	
24.3 区災害ボラ ンティアセン ターを設置 し、運営する	協議会	24.3.3 区災害ボランティアセンターを設置する
	MINIX A	
	 区本部	24.5.4 がファイナの協力を必要とする業務, 骸炎地の一 ズを把握する
	△ 半前	24.3.5 区災害ボランティアセンターと情報交換を行う
O, ED, 0	京都市(区)社会福祉協議会	24.3.6 ボランティアの受入れ、コーディネートを行う
		24.3.6
		24.3.7 区内の応募ホノンティア支刊拠点, 仮火有ー一への情 報拠点等として運営する



■ 対策の流れ



24.1 専門職ボランティアに対応する

- (1) 事前に専門職ボランティアを登録している部の対応
- 24.1.1 専門職ボランティアの派遣を要請する(各部等)

各部が事前に災害時の専門職ボランティアを登録している場合は、その要綱等に基づき登録を実施している部が関係団体等に登録されているボランティアの派遣を要請する。

- (2) 事前に専門職ボランティアを登録していない部の対応
- 24.1.2 本部長に専門職ボランティアの確保を要請する(各部等)

専門職ボランティアの確保の必要がある各部は、本部長に専門職ボランティアの確保を要請する。

24.1.3 専門職ボランティアの派遣を要請する(本部長)

災害発生後,本部長は各部からの要請等により専門職ボランティアの確保が必要と判断した場合,京都府や日本赤十字社等に対して,事前に登録された専門職ボランティアの派遣を要請する。

24.1.4 専門職ボランティアの募集情報を発信する(本部長)

本部長は、各部等からの要請等により専門職ボランティアが京都府や日本赤十字社に要請しても、なお不足する場合は、総合企画部(広報班)に専門職ボランティアの募集情報の発信を依頼する。

- (3) 専門職ボランティアの受入れ
- 24.1.5 専門職ボランティアを受け入れる(各部等)

専門職ボランティアの受入れは、要請した関係部が実施する。

24.1.6 専門職ボランティアの活動調整を行う(各部等) 専門職ボランティアの活動調整は、要請した関係部が実施する。

- (4) 海外からの専門職ボランティアの受入れ
- 24.1.7 海外からのボランティア受入れを判断する(本部長)

海外からのボランティアの申込みについては、「第5節 5.7海外からの支援部隊を受け入れる」 計画に準じて対応する。

⇒ 5.7 海外からの支援部隊を受け入れる

24.2 京都市災害ボランティアセンターを運営する

24.2.1 情報収集と活動準備を行う(京都市災害ボランティアセンター)

京都市災害ボランティアセンターは、災害の発生に伴い、被災情報の把握に努めるとともに、必要な情報発信を行う。また、区災害ボランティアセンターの設置を支援するとともに、ボランティア活動の支援のための準備を行う。

24.2.2 ボランティア活動への支援を要請する(京都市災害ボランティアセンター)

京都市災害ボランティアセンターは、本部長に対し、災害時の体制に移行した旨を通知するとと もに、ボランティア活動に必要な活動拠点や資器材等の提供を要請する。

24.2.3 ボランティア活動の支援を図る(本部長,本部事務局)

必要に応じて、ボランティアがミーティングや作業の場として活用できる活動拠点や資器材等の 提供等の支援を図る。

(ボランティア活動の支援内容)

- ア ミーティングや作業の場として活用できる活動拠点の提供
- イ 資器材等の提供
- ウ 各部等から収集した情報の提供
- 24.2.4 ボランティア情報を把握する(京都市災害ボランティアセンター)

京都市災害ボランティアセンターは、区災害ボランティアセンター等を通じて、被災者が必要と するボランティア情報を把握する。

24.2.5 各部が必要とするボランティア情報を収集する(本部事務局) 本部事務局は、各部が必要とするボランティア情報を収集する。

24.2.6 各部が必要とするボランティア情報を提供する(本部事務局)

本部事務局は、文化市民部及び保健福祉部と連携して京都市災害ボランティアセンターに対し、 各部が必要とするボランティアの活動分野、活動地、活動期間、必要人数、活動地への移動手段、 受入窓口等の情報を提供する。

(ボランティアの需要情報)

- ア 活動分野
- イ 活動場所
- ウ活動期間
- 工 必要人数
- オ 活動場所への移動手段
- カ 受入窓口等
- 24.2.7 ボランティアを募集する(京都市災害ボランティアセンター)

京都市災害ボランティアセンターは、本部及び府災害ボランティアセンター等と連携し、ボランティアを募集する。

- 24.2.8 ボランティアの調整, コーディネートを行う(京都市災害ボランティアセンター)
 - 京都市災害ボランティアセンターは、ボランティア関係団体等と連携するとともに、参集する個 人ボランティアの調整及びそのコーディネートを行う。
- 24.2.9 区災害ボランティアセンターへの支援及び総合的な調整を行う(京都市災害ボランティアセンター)

京都市災害ボランティアセンターは、各区に設置される区災害ボランティアセンターへの支援及 び総合的な調整を行う。

- 24.2.10 本部との情報交換を行う(京都市災害ボランティアセンター)
 - 京都市災害ボランティアセンターは、本部との情報交換を行う。
- 24.2.11 他都市のボランティア団体への協力要請及び連携を行う(京都市災害ボランティアセンター) 京都市災害ボランティアセンターは、他都市のボランティア団体へ協力を要請し、連携を図る。
 - ※ 資料2-3-24-3 京都市災害ボランティアセンターの概要

24.3 区災害ボランティアセンターを設置し、運営する

24.3.1 区災害ボランティアセンターの設置を依頼する(区本部長)

区本部長は、災害発生に伴うボランティアニーズの把握及びボランティアのコーディネートを実施するために、地域のボランティア関係団体等に「区災害ボランティアセンター」の設置を要請する.

24.3.2 ボランティア活動の支援を図る(区本部長)

区本部長は、区災害ボランティアセンターの設置を要請した場合、必要に応じて、ボランティア がミーティングや作業の場として活用できる活動拠点や資器材等の提供の支援を図る。

(ボランティア活動の支援内容)

- ア ミーティングや作業の場として活用できる活動拠点を提供する
- イ 資器材等を提供する
- 24.3.3 区災害ボランティアセンターを設置する(ボランティア関係団体等) ボランティア関係団体等は、区災害ボランティアセンターを設置する。
- 24.3.4 ボランティアの協力を必要とする業務,被災地のニーズを把握する(区本部) 区本部は、区本部の行う応急活動でボランティアの協力を必要とする業務や被災者からのニーズ 等を把握する。
- 24.3.5 区災害ボランティアセンターと情報交換を行う(区本部) 区本部は、被災地の状況と併せて、区災害ボランティアセンターと情報交換を行う。

(交換する情報の例)

- ア 本部事務局から提供された情報
- イ 避難所等から収集した情報
- ウ ボランティア活動情報
- 24.3.6 ボランティアの受入れ,コーディネートを行う(ボランティア関係団体等) 区災害ボランティアセンターは、京都市災害ボランティアセンターと連携して、ボランティアの 受入れ、コーディネートを行う。
- 24.3.7 区内の応募ボランティア受付拠点、被災者ニーズの情報拠点等として運営する(ボランティア関係団体等)

活動拠点は、区内の応募ボランティアの受付拠点、被災者のニーズ等の情報拠点、コーディネートのための活動拠点として、利用するボランティアの協力のもとに、ボランティア関係団体等が運営する。

※ 資料2-3-24-4 区災害ボランティアセンター設置予定場所

第25節 ライフライン施設応急対策計画

(25 ライフライン施設の応急対策を実施する)

■ 基本方針

電気,ガス,通信,水道,下水道等のライフラインは,市民生活を維持するうえで必要不可欠な役割を担うため,それぞれの事業者は,災害によって被害が発生した場合には,その早急な復旧及び危険防止のための措置を実施する。

また, 災害の状況に応じて代替措置等の応急措置を実施する。

なお,各事業者は,活動の実施に当たっては,広域的な活動体制の確立をはじめ,ライフライン事業者相 互の連携はもとより,関係機関との連携を図り,効率的な活動を実施する。

25-1 電気施設応急対策計画

(25-1 電気施設の応急対策を実施する)

■ 実施責任者 : 関西電力株式会社

■ 役割分担

応急対策項目	担当	分 担 内 容
	-	(1) 初期対応
		25-1.1.1 治安維持及びお客様サービスのため,原則として送
		電を続ける
		25-1.1.2 関係機関と連絡,必要な措置をとる
25-1.1 非常災害		25-1.1.3 被害状況の早期把握に努める
	 関西電力株式会社	25-1.1.4 被害状況,復旧見込み等の周知に努める
ル 元 王 時 の 対		(2) 災害により電気設備に被害を受けたときの対応
ענו בי טיי		25-1.1.5 お客様に直接接している配電線の早期復旧を図る
		25-1.1.6 支店-営業所-復旧現場間の連絡網により迅速な
		指示連絡を行う
		25-1.1.7 無線車のほか,発電機車,変圧器車,高所作業車等
		特殊車両を活用し、迅速復旧を図る
		(1) 応急体制
		25-1.2.1 動員を行う
		25-1.2.2 社外復旧要員を確保する
		25-1.2.3 京都府域各営業所,他支店関係からの応援を要請す
		3
		25-1.2.4 他電力会社に協力を要請する
25-1.2 応急復旧	関西電力株式会社	(2) 電力融通計画
対策を行う	以口电////// 工	25-1.2.5 各電力会社相互間の協力体制により融通する
		(3) 感電防止対策
		25-1.2.6 電気設備による一般の感電事故防止対策の万全を
		図る
		(4) 連絡·調整体制
		25-1.2.7 緊急連絡用受付電話を用いる
		25-1.2.8 地下埋設管の復旧について協議を行う

■ 対策の流れ



25-1.1 非常災害発生時の対応を行う

関西電力株式会社は、自然災害のほか、地下埋設物等爆発その他の突発的な事故の発生に備え、即時復旧を行うため、昼夜間を問わず常時復旧要員を待機させ、災害により電気設備に被害を受けた場合には、応急復旧諸対策の迅速な実施により万全を期する。

(1) 初期対応

25-1.1.1 治安維持及びお客様サービスのため、原則として送電を続ける

災害発生時においても、治安維持上及びお客さまサービスのため、原則として送電を続ける。

25-1.1.2 関係機関と連絡,必要な措置をとる

送電することが危険であり、あるいは事故を大きくするおそれがあると判断される場合、又は 送電不能となるおそれがある場合は、関係機関と連絡、必要な措置をとる。

25-1.1.3 被害状況の早期把握に努める

25-1.1.4 被害状況,復旧見込み等の周知に努める

新聞、ラジオ等報道機関、広報車等により被害状況、復旧見込み等の周知に努める。

(2) 災害により電気設備に被害を受けたときの対応

25-1.1.5 お客様に直接接している配電線の早期復旧を図る

重要施設(避難所、病院等)供給配電線から優先的に復旧を図る。

25-1.1.6 支店-営業所-復旧現場間の連絡網により迅速な指示連絡を行う 支店-営業所-復旧現場(無線車)間の連絡網により迅速な指示連絡を行う。

25-1.1.7 無線車のほか,発電機車,変圧器車,高所作業車等特殊車両を活用し,迅速復旧を図る 復旧には,無線車のほか,発電機車,変圧器車,高所作業車等の特殊車両を活用し,迅速復旧を 図る。

25-1.2 応急復旧対策を行う

(1) 応急体制

25-1.2.1 動員を行う

非常災害発生時の編成に基づき、平素より動員体制を確立する。車両、工具類の整備確保により応急出動に備えるとともに、復旧資材についても平素より確保しており、また、その輸送対策に万全を期している。

25-1.2.2 社外復旧要員を確保する

請負契約に基づき, 社外復旧要員の確保を図る。

25-1.2.3 京都府域各営業所、他支店関係からの応援を要請する

災害規模に応じ、京都府域各営業所、他支店関係からの応援を要請する。

25-1.2.4 他電力会社に協力を要請する

災害規模に応じ、他電力会社から協力を求める体制を確立している。

(2) 電力融通計画

25-1.2.5 各電力会社相互間の協力体制により融通する

広域運営に伴う融通に関する協定に基づき,電力が不足する場合は,各電力会社相互間の協力体制により,融通することができる。

(3) 感電防止対策

25-1.2.6 電気設備による一般の感電事故防止対策の万全を図る

事故発生時の状況により、電気設備による一般の感電事故防止対策の万全を期すものとする。

(4) 連絡・調整体制

25-1.2.7 緊急連絡用受付電話を用いる

京都市部復旧連絡系統により、防災関係機関等との緊急連絡用として、緊急連絡用受付電話を用いる。

(緊急連絡用受付電話)

連絡先		平日連絡先		休日・夜間連絡先	
京都支店	総務・広報グループ	直通 075-344-7406		_	
京仰义/h	防災警備室	_		代表	075-361-7171
京都営業所	所長室	直通	075-493-7200		_
水柳	宿直	_		直通	080-2429-8301
伏見営業所	京都営業所長室	直通 075-493-7200			_
八元呂未川	宿直		_	直通	090-7368-6015

一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第25節 ライフライン施設応急対策計画

25-1.2.8 地下埋設管の復旧について協議を行う

道路管理者,警察署,消防部,その他地下埋設管企業者等と協議を行い,他の復旧作業との優 先順位の調整,緊急の道路使用及び道路掘削についての承認等の取決めを行う。

25-2 都市ガス施設応急対策計画

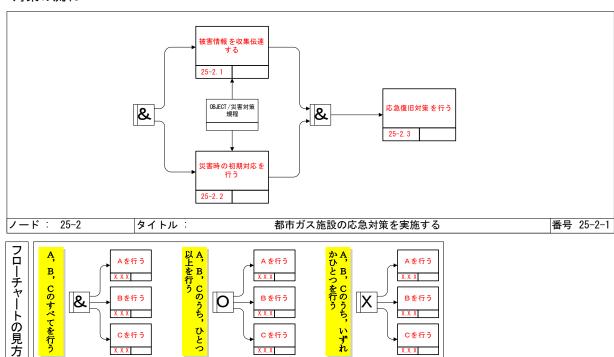
(25-2 都市ガス施設の応急対策を実施する)

■ 実施責任者 : 大阪ガス株式会社

■ 役割分担

応急対策項目	担	当		分	担	内	容
25-2.1 被害情報	大阪ガス株式		25-2. 1. 1 25-2. 1. 2 25-2. 1. 3 25-2. 1. 4 25-2. 1. 5 25-2. 1. 6 25-2. 1. 7 25-2. 1. 8	気事業事業所 会事業事業所 管内 管内 を 管内 を 管内 を と を を を を を を の を の の の の の の の の の の	収集する 「間なののではない。 「ではないないではない。」 「ではないではない。」 「ではないではない。」 「ではないではない。」 「ではないではない。」 「ではないではない。」 「ではないではない。」 「ではないではない。」 「ではないではないではない。」 「ではないではないではない。」 「ではないではないではないではない。」 「ではないではないではないではないではないできます。」 「ではないではないではないではないではないではないではないではないではないではない	通信網の 線連絡の 常電源装 設の被害	1 D確保を図る D確保を図る 支置を設置する 写状況を収集する
25-2.2 災害時の 初期対応を 行う	大阪ガス株式	六 会社	(1) 応急体制 25-2. 2. 1 災害対策本部を設置する 25-2. 2. 2 動員を行う 25-2. 2. 3 (社)日本ガス協会の事業者からの協力を活用する 25-2. 2. 4 災害に関する各種の情報を広報する (2) 危険防止対策 25-2. 2. 5 水害, 冠水地域の危険防止対策を実施する 25-2. 2. 6 被害予測施設を重点的に監視する				
25-2.3 応急復旧 対策を行う	大阪ガス株式	弋会社	25-2. 3. 1 25-2. 3. 2 25-2. 3. 3 (2) 復旧記 25-2. 3. 4 25-2. 3. 5	起設の復旧 被害箇所の安全を確認 安全を確認 供給を再見 十画の策定の	か修繕を行 忍する 引する と実施 管の復旧に を策定する	ō	

■ 対策の流れ



ガス施設に被害が発生した場合,ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし,ガス施設の応急復旧を迅速に行い,ガスの供給を確保する。

災害発生時には、「災害対策規程」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力の もとに応急対策を実施する。

25-2.1 被害情報を収集伝達する

25-2.1.1 気象情報を収集する

気象情報システム、河川・地域総合情報システムにより気象情報を収集する。

25-2.1.2 各事業所へ伝達する

収集した気象情報を各事業所へ伝達する。

25-2.1.3 主要事業所間の無線通信網の確保を図る

災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。

25-2.1.4 陸上移動局により無線連絡の確保を図る

事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

25-2.1.5 停電時対策として非常電源装置を設置する

対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

25-2.1.6 管内施設及び顧客施設の被害状況を収集する

当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集する。

25-2.1.7 緊急連絡を行う

専用電話等により防災関係機関への緊急連絡を行う。

25-2.1.8 緊急連絡体制を確保する

(緊急連絡体制)

担当	連絡先
大阪ガス株式会社導管事業部中央保安指令部中央指令室	06-6205-5811(24時間体制)

25-2.2 災害時の初期対応を行う

(1) 応急体制

25-2.2.1 災害対策本部を設置する

大規模な災害が発生した場合,本社及び当該事業所に災害対策本部を設置し,工事会社,サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう動員を行う。

また, 京都市災害対策本部と連携し, 被害情報を収集する。

25-2.2.2 動員を行う

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常 召集に基づく動員を行う。

また、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。

25-2.2.3 (社)日本ガス協会の事業者からの協力を活用する

大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、(社)日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力を活用する。

25-2.2.4 災害に関する各種の情報を広報する

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に止めるため、必要があるときは、顧客及び一般市民に対し、災害に関する各種の情報を広報する。

(2) 危險防止対策

25-2.2.5 水害, 冠水地域の危険防止対策を実施する

水害, 冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せなどを行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。

25-2.2.6 被害予測施設を重点的に監視する

関係機関との情報連絡を行うとともに、過去の災害事例を参考にした被害予測施設を重点的に 監視する。

25-2.3 応急復旧対策を行う

(1) 供給施設の復旧

25-2.3.1 被害箇所の修繕を行う 供給施設の災害復旧のため、被害箇所の修繕を行う。

25-2.3.2 安全を確認する 被害箇所の修繕後,二次災害を防止するため,供給施設の安全を確認する。

25-2.3.3 供給を再開する 安全を確認したうえで,ガスの供給を再開する。

(2) 復旧計画の策定と実施

25-2.3.4 地下埋設管の復旧について協議を行う 道路管理者,警察署,消防部,その他地下埋設物企業者等の関係機関と協議を行う。

25-2.3.5 復旧計画を策定する 災害復旧計画は、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各 設備の被害状況及び被害復旧の難易度を勘案して作成する。

25-2.3.6 復旧計画を実施する 災害復旧計画に基づき、供給上復旧効果の高いものから復旧作業を行う。

25-3 電気通信施設応急対策計画

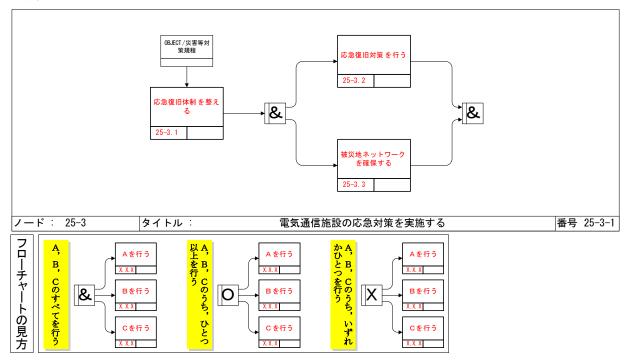
(25-3 電気通信施設の応急対策を実施する)

■ 実施責任者 : 西日本電信電話株式会社

■ 役割分担

応急対策項目	担	当			担	内	容	
25.2.1 広刍海口			25-3. 1. 1	災害対策本語	部を設置	する		
25-3.1 応急復旧	西日本電信管	電話株式会	25-3. 1. 2	本部の設置	及び設置	遺場所を	京都市災	害対策本部に
体制を整え	社(NTT西日本	k)	ũ	通知する				
る			25-3. 1. 3	緊急連絡体制	制を整え	る		
			(1) 回線0	D非常措置				
			25-3. 2. 1	回線の切替	昔置を行	う		
	西日本電信電話株式会 社(NTT西日本)	25-3. 2. 2	可搬無線機,	移動無	線車及び	ド移動電源	車の運用を図	
ク5_2 2 広刍復口		Z	5					
対策を行う		25-3. 2. 3	疎通確保の	昔置及び	特設公差	衆電話を診	设置する	
対象を11プ		(2) 回線の	D復旧順位					
		25-3. 2. 4	第1順位の	复旧を行	う			
		25-3. 2. 5	第2順位の	复旧を行	う			
			25-3. 2. 6	第3順位の	复旧を行	う		
25-3.3 被災地ネットワーク を確保する			25-3. 3. 1	特設公衆電	話を設置	する		
	西日本電信電話株式会 社(NTT西日本)	25-3. 3. 2	防災行政無統	泉との連	携を図る	3		
		25-3. 3. 3	災害時の自治	台体等情	報通信	を支援する	5	
			25-3. 3. 4	災害用伝言。	ダイヤル	1714	等を提供す	トる

■ 対策の流れ



25-3.1 応急復旧体制を整える

25-3.1.1 災害対策本部を設置する

NTT西日本京都支店長(以下「京都支店長」という。)は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、災害応急対策及び災害復旧を推進するため、災害対策本部(以下「本部」という。)を設置する。本部は「京都支店災害対策本部」とし、原則としてNTT西日本京都支店内に設置する。

(京都支店災害対策本部の体制)

ア 本部の組織

- (ア) 本部に本部長1名,副本部長1名,班長及び班員を若干名置く。
- (イ) 本部長は京都支店長がこれに当たる。
- (ウ) 副本部長はNTT西日本京都支店設備部長がこれに当たる。
- (エ) 本部長は、本部に復旧体制等を指示する。
- イ 災害対策本部構成班

情報総括班, 設備班, お客様対応班, 後方支援班

ウ その他

その他については西日本電信電話株式会社災害等対策規程による。

25-3.1.2 本部の設置及び設置場所を京都市災害対策本部に通知する

本部を設置したときは、本部の名称及び設置場所等を、本部を閉鎖したときは、その旨を京都市災害対策本部(以下「市本部」という。)に通知する。

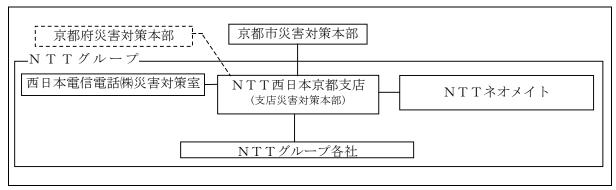
25-3.1.3 緊急連絡体制を整える

突発的事故等の発生に備えて、各関係機関との緊急時連絡網を整備する。京都市域の緊急事故 通報受付電話及び市本部との通信連絡系統は下表のとおりとする。

(京都市域の緊急事故通報受付電話)

緊急事故通報受付電話			担	当
<昼間>	9:00 ~ 17:30	075-366-3277	NTT西日本ーみやこ	設備部災害対策担当
<夜間>	17:30 ~ 9:00	075-221-1700	NTT西日本-関西	京都113サービスセンタ

(京都市災害対策本部とNTT西日本との通信連絡系統)



25-3.2 応急復旧対策を行う

電気通信設備に災害が発生し、通信回線が故障となったときは、西日本電信電話株式会社災害等対策規程の定めるところにより、当該設備の復旧に関し応急の措置をとる。

(1) 回線の非常措置

災害が発生した場合において、迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめ次の措置計画を定め、万全を期するものとする。

- 25-3.2.1 回線の切替措置を行う
- 25-3.2.2 可搬無線機,移動無線車及び移動電源車の運用を図る
- 25-3.2.3 疎通確保の措置及び特設公衆電話を設置する 臨時回線の作成,中継順路の変更等疎通確保の措置及び特設公衆電話を設置する。

(2) 回線の復旧順位

- 25-3.2.4 第1順位の復旧を行う
- 25-3.2.5 第2順位の復旧を行う
- 25-3.2.6 第3順位の復旧を行う

(回線の復旧順位)

	気象機関,水防機関,消防機関,災害救助機関,警察機関,防衛機関,輸送の確保に直接
第1順位	関係のある機関,通信の確保に直接関係のある機関,電力の供給の確保に直接関係のある
	機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関,選挙管理機関,預貯金業務を行う金融機
男 4 順位	関,新聞社,通信社,放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位, 第2順位に該当しないもの

25-3.3 被災地ネットワークを確保する

大規模な災害時に、NTTの通信回線や非常用災害対策機器などを活用して臨時のネットワークを構成し、被災地での生活に必要となる通信を確保する。

- 25-3.3.1 特設公衆電話を設置する 避難所となる学校や公民館などに特設公衆電話を設置する。
- 25-3.3.2 防災行政無線との連携を図る 防災行政無線と連携をとり通信の確保に努める。
- 25-3.3.3 災害時の自治体等情報通信を支援する 災害時における自治体等の被災地情報ネットワーク等を支援する。
- 25-3.3.4 災害用伝言ダイヤル171を提供する 災害時,被災地への電話回線の輻輳緩和と安否情報の円滑な伝達を行うため,災害用伝言ダイ ヤル「171」及び災害用ブロードバンド伝言板(web171)を提供する。

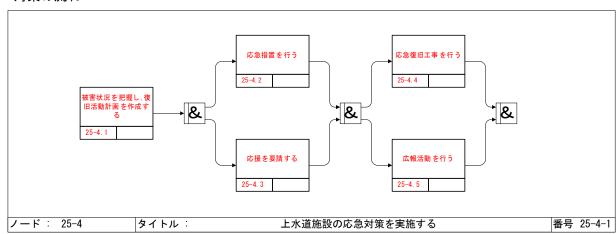
25-4 上水道施設応急対策計画 (25-4 上水道施設の応急対策を実施する)

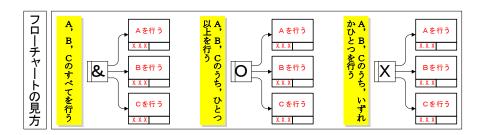
■ 実施責任者 : 上下水道部長

■ 役割分担

応急対策項目	担当	分 担 内 容
	-4.1 被害状況	25-4.1.1 職員の参集状況により順次作業班を編成する
		25-4.1.2 速やかに、取水、導水、浄水、配水施設の点検調査
		を実施する
25-4.1 被害状況		25-4.1.3 導,送,配水管の管路に係る情報を把握する
を把握し,復	上下水道部	25-4.1.4 路線の点検を行う
旧活動計画	工工水炉即	25-4.1.5 水道水の安全確保が図れるよう,水質監視を一層強
を作成する		化できる体制をとる
		25-4.1.6 配水管の破損の応急措置に重点を置く
		25-4.1.7 有害物等の混入防止策等を実施する
		25-4.1.8 各班の復旧活動計画を作成する
		25-4.2.1 取水, 導水施設の応急措置を行う
25-4.2 応急措置	上下水道部	25-4.2.2 配水施設の応急措置を行う
を行う	1 / / / / E II/	25-4.2.3 疏水施設の応急措置を行う
		25-4.2.4 その他の施設の応急措置を行う
		25-4.3.1 災害発生後の応急復旧等の基本体制に必要な団体,
25-4.3 応援を要		関係会社等に協力を要請する
請する	上下水道部	25-4.3.2 他の地方公共団体等へ応援を要請する
1117		25-4.3.3 被害状況その他応援に必要な情報を要請先に連絡す
		3
	上下水道部	25-4.4.1 地下埋設管の復旧について協議を行う
25-4.4 応急復旧		25-4.4.2 導,送,配水管の応急復旧工事を行う
工事を行う		25-4.4.3 その他の施設の応急復旧工事を行う
		25-4.4.4 給水装置の応急復旧工事を行う
		25-4.5.1 本部を通じ報道機関の協力を得て,広域的な広報に
		努める
		25-4.5.2 市民に対して災害発生直後から、必要な情報の提供
25-4.5 広報活動	上下水道部	を行う
を行う		25-4.5.3 24 時間体制で、市民の問い合わせ、報道機関の取材
		に対応する
		25-4.5.4 広報車による広報を行う
		25-4.5.5 広報紙の配布を行う

■ 対策の流れ





25-4.1 被害状況を把握し、復旧活動計画を作成する

25-4.1.1 職員の参集状況により順次作業班を編成する

災害発生後、各班は速やかに被害状況の把握を行うものとするが、勤務時間外に災害が発生した場合は、職員の参集状況により、順次作業班を編成して施設等の点検を実施する。

25-4.1.2 速やかに、取水、導水、浄水、配水施設の点検調査を実施する

取水,導水,浄水・配水施設については、以下の施設の点検調査の手順に従い、点検調査を実施する。

(施設の点検調査の手順)

- ア 取水池, 沈でん池, ろ過池, 配水池等の池状の構造物や場内配管, ポンプ設備, 送水管について, 漏水の有無, 破損の程度を点検する。
- イ 電気設備について、受電、運転の可否を点検する。
- ウ 薬品注入設備について、漏液の有無、注入の可否等を点検する。
- エ 疏水施設について、水路内の法面の亀裂、沈下、変形、溢水や漏水等の有無及びその程度を点 検する。
- オ その他緊急措置の必要がある場合、水道班の判断を仰ぐ。
- 25-4.1.3 導,送,配水管の管路に係る情報を把握する

導,送,配水管については、まず、管路に係る情報を把握する。

25-4.1.4 路線の点検を行う

導,送,配水管の管路の情報把握後,路線の点検を実施する。

- 25-4.1.5 水道水の安全確保が図れるよう,水質監視を一層強化できる体制をとる 水道水の安全確保が図れるよう,水質監視を一層強化することができるよう体制をとる。
- 25-4.1.6 配水管の破損の応急措置に重点を置く

配水管が破壊された場合については、破損箇所からの漏水による道路損壊、付近一帯の浸水等 これに派生して起こる被害も考えられるので、これに対する応急措置に重点を置くとともに、そ の速やかな復旧を図るものとする。

25-4.1.7 有害物等の混入防止策等を実施する

上水施設が破壊されたときは、破壊箇所からの有害物等の混入を防ぐ措置をするとともに、特に浸水地域等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止する措置を取り、一般への周知を図る。

25-4.1.8 各班の復旧活動計画を作成する

上下水道部の各班は,以下の方針のもと,復旧活動計画を作成する。

特に, 重要管路の導, 送, 配水機能の確保を優先して, 断水地域を最小とするよう調整を行う。

(各班の復旧活動計画)

ア 水道班

- (ア) 浄水施設等の被害状況を把握し、浄水場や疏水事務所と調整を図りながら、早急に施設の運用方法、復旧方法及び復旧体制等の復旧計画を具体的に定める。
- (イ) 配水施設等の被害状況を把握し、断水地域が最小となるよう、早急に復旧計画を定め、 各事業所の指揮及び関係各班との連絡調整を行う。
- (ウ) 早急に大規模被害箇所の復旧計画を策定し、各事業所間の指揮に当たる。

イ 業務班

宅地内漏水の被害状況を把握し、各事業所に指示する。

ウ総務班

水道施設の復旧作業等に必要な資機材,車両等の集積場の確保が必要な場合,関係機関との調整を図る。

- ※ 資料3-25-1 上下水道局備蓄資材一覧表
- ⇒ 28.6 応急・復旧対策用オープンスペース利用計画を調整する
- ⇒ 28.7 復興対策用オープンスペース利用計画を調整する

25-4.2 応急措置を行う

二次災害や被害の拡大を防止するため、応急措置を行う。

25-4.2.1 取水, 導水施設の応急措置を行う

25-4.2.2 配水施設の応急措置を行う

復旧及び応急給水用貯水量の確保のため、貯留水の確保を図り、ポンプ直送方式においては配水量又は配水圧が異常な場合は、上下水道局災害対策本部の指示によりポンプ停止等の緊急措置を行う。

25-4.2.3 疏水施設の応急措置を行う

台風,集中豪雨等の異常気象時において,疏水の流量が増加し,その流域が,出水等のため浸水被害が発生するおそれのある場合,疏水路全線の水位,流量,雨量の状況を把握しつつ水位,流量を調整するとともに,必要に応じ,沿線の要所に監視員を配置して災害の発生と拡大を防ぐように努めるものとする。

25-4.2.4 その他施設の応急措置を行う

その他の施設の応急措置は,以下の手順で行う。

(その他施設の応急措置手順)

- ア 池状構造物については、亀裂、漏水等により運用を継続することが危険な場合、被害箇所及 びその影響部分の機能を停止する。
- イ 場内配管について、漏水量が多く危険と思われる場合、管路を遮断する。
- ウ 停電の場合,予備線等,他の受電系統への切り替えや,自家発電設備の運転により動力や保 安電力の確保及び燃料の供給のための手配を行う。

25-4.3 応援を要請する

災害の発生及び復旧状況などにより必要に応じて、外部からも人員、資機材等の調達の要請をし、応急 給水及び応急復旧を行う。

- 25-4.3.1 災害発生後の応急復旧等の基本体制に必要な団体,関係会社等に協力を要請する(上下水道部) 災害発生後の応急復旧等の基本体制に必要な団体,関係会社等への協力要請については,社団 法人京都府建設業協会京都支部,社団法人京都市公認水道協会及び財団法人京都市上下水道サー ビス協会を通じて行う。
 - ⇒ 5.6 防災関係団体等へ応援を要請する
- 25-4.3.2 他の地方公共団体等へ応援を要請する

他都市等への応援要請が必要な場合は、上下水道部長は、17大都市水道局をはじめとする水道 事業体との間で締結している協定等に基づいて速やかに行う。

外部機関に対して応援を要請した場合,上下水道部長は,本部長にその旨を報告するものとする。

- ⇒ 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する
- ⇒ 14.2.2 17 大都市水道局等に応援要請を行う
- 25-4.3.3 被害状況その他応援に必要な情報を要請先に連絡する

上下水道部の災害対策本部は、被害状況その他応援に必要な情報を要請先に連絡し、応援手段 について協力する。

25-4.4 応急復旧工事を行う

25-4.4.1 地下埋設管の復旧について協議を行う

上下水道部は,道路管理者,警察署,消防部,その他地下埋設物企業者等の関係機関と協議を 行う。

- 25-4.4.2 導,送,配水管の応急復旧工事を行う
 - 導,送,配水管路の応急復旧工事手順に従い,応急復旧工事を行う。

(導,送,配水管路の応急復旧工事手順)

- ア 復旧方法については、管路の被害状況により、既設管の応急復旧や仮設配水管の布設を行い、 原則として上流側から作業を進める。
- イ 管路の復旧作業は、管の破裂、継手の離脱等の復旧を優先し、継手漏水等については可能な限 り二次的なものとして取り扱う。
- ウ 消火栓については、応急給水や防火上の観点から随時設置する。
- エ 導水管が損傷を受けた場合,可能な限り導水の継続に努める。
- オ 二次災害が発生する恐れがある場合、浄水班の判断により、導水の停止又は減量等の応急措置を講じつつ早急に復旧を行う。
- カ 送水管が損傷を受けた場合,配水池への供給が不可能になるため,送水管路の復旧を優先して 行う。
- キ 災害により配水管路が損傷を受けた場合,原則として配水幹線から配水支線へと順次復旧していく。
- ク 断水区域を速やかに解消するために、断水区域を限定し、可能な限り給水を継続しながら復旧 作業を行う。
- ケ 配水管の復旧にかなりの時間を要すると判断されるものについては、仮設配水管を布設し、仮 設給水栓により給水を行う。配水管の復旧に際しては、消火栓が運搬給水の取水場所として利用 できるよう計画的に施工する。
- 25-4.4.3 その他の施設の応急復旧工事を行う

ポンプ施設については、吸込み及び吐出両側の配管継手のゆるみによる漏水と一部受配電設備の故障による運転停止が考えられるが、被害の程度は比較的軽微なものと推測されるので、管路の復旧作業の漏水箇所発見のためにも、給水が必要であるため、早急に復旧作業を行う。

25-4.4.4 給水装置の応急復旧工事を行う

給水装置の応急復旧工事手順に従い、応急復旧工事を行う。

(給水装置の応急復旧工事手順)

- ア 所有者等から修繕の申込みがあったものに限定して給水装置の復旧作業を行う。
- イ 配水管の復旧に支障を及ぼす場合や第三者に損害等の影響を及ぼす恐れがある場合,申込みの 有無にかかわらず応急止水作業を行う。
- ウ 復旧作業を行うに当たっては、配水管路の復旧と同時並行的に行い、道路部分を優先的に行う。

25-4.5 広報活動を行う

25-4.5.1 本部を通じ報道機関の協力を得て、広域的な広報に努める 上下水道部は、本部を通じ、報道機関の協力を得て、広域的な広報に努める。 なお、本部を通じて行う広報は、「第4節 広報・広聴活動計画」に基づいて行う。

⇒ 4.2 一般広報を行う

- 25-4.5.2 市民に対して災害発生直後から、必要な情報の提供を行う 市民の不安の軽減を図るため、災害発生直後から、必要な情報の提供を行う。
- 25-4.5.3 24 時間体制で、市民の問い合わせ、報道機関の取材に対応する 24 時間体制で市民からの問い合わせ及び報道機関等の取材に対応する。
- 25-4.5.4 広報車による広報を行う

広報は、地震発生直後及び復旧の進捗状況に合わせて行うが、住民が報道機関による情報から 遮断された場合も考慮に入れて、状況によっては、広報車による広報を行う。

25-4.5.5 広報紙の配布を行う

住民が報道機関による情報から遮断された場合も考慮に入れて, 市民への広報紙の配布を行う。

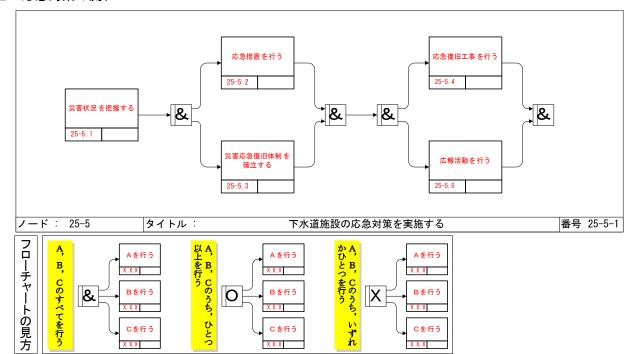
25-5 下水道施設応急対策計画 (25-5 下水道施設の応急対策を実施する)

■ 実施責任者: 上下水道部長

■ 役割分担

■ 校割分担	担当	分 担 内 容
心态对象项目	<u> 15</u> =	25-5.1.1 上下水道局災害対策本部を設置し,必要な活動を開
25-5.1 災害状況 を把握する	上下水道部	始する 25-5.1.2 部内及び関係機関との情報伝達ルートの確保を図 る
		(1) 管渠 25-5.1.3 地上調査,人孔内調査,管内調査等の緊急(一次) 調査を行い,破損状況等の確認を行う (2) ポンプ場
		25-5.1.4 被害状況の調査及び点検(緊急調査)を実施する (3) 水環境保全センター 25-5.1.5 二次災害の未然防止,緊急調査の安全確保のため緊
		急点検を行う 25-5.1.6 施設の被害状況の概略を短時間に把握するため緊 急調査を行う
		25-5.2.1 管渠の必要な修繕,仮復旧を行う
25-5.2 応急措置 を行う	上下水道部	25-5.2.2 ポンプ場の応急措置を実施する 25-5.2.3 水環境保全センターの二次災害の危険性を判断す
7117		5
		25-5.2.4 水環境保全センターの緊急措置を行う 25-5.3.1 常時確保している災害対策に必要な資機材の活用
		を図る
		25-5.3.2 関係業者との協力関係に基づき,必要資機材を確保 する
25-5.3 災害応急		25-5.3.3 他都市への応援を要請する
復旧体制を 確立する	上下水道部	25-5.3.4 業界との連携,協力を図る
加工もの		25-5.3.5 事前計画に基づき関係機関との調整を図る
		25-5.3.6 災害対策要員の食料,飲料水備蓄の活用,緊急調達を図る
		25-5.3.7 行財政部長に依頼する
		(1) 管渠
	上下水道部	25-5.4.1 二次調査の実施範囲,調査期間,調査体制等を決定する
		25-5.4.2 道路管理者,警察署,消防部,その他地下埋設管企業者等と協議を行う
		25-5.4.3 雨水吐口等からの緊急放流,下水道の使用制限,既 存施設とのネットワーク等の対応を図る
05.5.4.六条作5		25-5.4.4 管渠の応急復旧を行う
25-5.4 応急復旧 工事を行う		(2) ポンプ場
エザでリノ		25-5.4.5 ポンプ場の応急復旧を行う
		25-5.4.6 ポンプ場の本格復旧を実施する
		(3) 水環境保全センター 25-5.4.7 応急調査を行う
		25-5.4.8 応急復旧の必要性等を判断する
		25-5.4.9 水環境保全センターの応急復旧を行う
		(4) 排水設備
		25-5.4.10 指定下水道工事業者の協力を得て行う
25-5.5 広報活動	上下水道部	25-5.5.1 報道機関の協力を得て,下水道の使用制限等の広域 的な広報に努める
を行う		25-5.5.2 市民への情報提供に努め,市民からの問い合わせ及び報道機関の取材に対応する

■ 応急対策の流れ



25-5.1 災害状況を把握する

25-5.1.1 上下水道局災害対策本部を設置し、必要な活動を開始する

京都市域において大規模な災害が発生したときは、上下水道部は、災害応急復旧対策を迅速かつ円滑に実施するため、直ちに上下水道局災害対策本部を設置し、必要な活動を開始する。

※ 資料3-25-2 下水道施設の応急復旧計画表及び施設概要

25-5.1.2 部内及び関係機関との情報伝達ルートの確保を図る

上下水道部は,災害応急復旧対策の実施に関し,必要な情報を迅速かつ確実に収集することができるよう,部内及びその他関係機関等との間で情報伝達ルートの確保を図る。

(1) 管渠

25-5.1.3 地上調査,人孔内調査,管内調査等の緊急(一次)調査を行い,破損状況等の確認を行う(上下水道部)

被害が生じた路線について,地上調査,人孔内調査,管内調査等の緊急(一次)調査を行い, 破損状況等の確認を行う。

(2) ポンプ場

25-5.1.4 被害状況の調査及び点検(緊急調査)を実施する

ポンプ場の位置は市内全域にまたがり、そのほとんどが無人施設であるため、災害時はできるだけ早急に各ポンプ場の施設、設備の被害状況を把握する。

(3) 水環境保全センター

25-5.1.5 二次災害の未然防止,緊急調査の安全確保のため緊急点検を行う

緊急調査の前に人的災害につながる二次災害の未然防止並びに緊急調査における安全確保のための緊急点検を行う。

25-5.1.6 施設の被害状況の概略を短時間に把握するため緊急調査を行う

応急復旧の第1段階においては、できるだけ短時間に施設の被害状況の概略を把握するため緊 急調査を行う。

25-5.2 応急措置を行う

25-5.2.1 管渠の必要な修繕,仮復旧を行う 以下の方針で,管渠の必要な修繕,仮復旧を行う。

(管渠の必要な修繕, 仮復旧方針)

- ア 一次調査の結果を受け、応急的な流水機能の確保と道路上における通行人の転落等の防止のため、管渠の破損や土砂の流入により閉塞が生じている区間や、道路陥没及び人孔の浮上箇所において、必要な修繕、仮復旧の措置を行う。
- イ 修繕, 仮復旧を行う必要のあるもののうち, 管渠の清掃や道路上の安全柵の設置等のように一次調査の段階で処置できるものについては, 可能な限りこの段階で行う。
- ウ 管渠からの溢水や道路陥没に対しては、即時に対応する。
- エ 災害発生直後における混乱の中で、効率的に整然と調査及び修繕、仮復旧等を行うためには、 作業の主体が浚渫業者と緊急対応業者になることから、事前に定めた協定や、一定の取決めに基 づき、京都土木浚渫協会及び京都府建設業協会等を窓口として、協力体制を確立する。
- 25-5.2.2 ポンプ場の応急措置を実施する

以下の方針で、ポンプ場の必要な修繕、仮復旧を行う。

(ポンプ場の応急措置方針)

- ア 被害状況の調査及び点検の結果に基づき、応急復旧計画の策定を行う。
- イ 受電設備に異常がなければ、電源の確保を第一とする。また、停電に際して自家発電設備を 稼動する場合、設備の故障の有無の確認や手動操作などの必要な措置を講じる。
- ウポンプ設備の停止に際しては、停止の原因を速やかに点検し、損傷及び故障箇所は直ちに復旧にかかるとともに、施設の立地条件、損傷、故障の内容及び浸水の程度を勘案して必要な処置を講じる。
- 25-5.2.3 水環境保全センターの二次災害の危険性を判断する

水環境保全センターにおいては、緊急調査に基づき、以後の対応、復旧の方針を定めるとともに、大きな人的災害につながる二次災害の危険性を適切に判定する。

25-5.2.4 水環境保全センターの緊急措置を行う 必要に応じて、水環境保全センターにおける二次災害防止のための緊急措置を行う。

25-5.3 災害応急復旧体制を確立する

25-5.3.1 常時確保している災害対策に必要な資機材の活用を図る

上下水道部は、迅速に災害応急復旧に当たるため、災害対策に必要な資機材を常時確保し、災害時における活用を図る。

25-5.3.2 関係業者との協力関係に基づき、必要資機材を確保する

指定工事業者,緊急工事対応業者及び委託業者との協力関係に基づいて必要資機材の確保を図る。

25-5.3.3 他都市への応援を要請する

他都市へ応援を要請する場合は、「20大都市災害時相互応援に関する協定」、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」(平成8年5月16日付け大都市下水道局長会議で承認・決定)に基づき、相互救援協力を円滑、迅速に実施する。

なお、他都市に対して応援を要請した場合、上下水道部長は、本部長にその旨を報告する。

- ※ 資料3-5-3 20大都市災害時相互応援に関する協定・実施細目・連絡担当部局一覧表 資料3-5-14 下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール(大都市 下水道会議)
- 25-5.3.4 業界との連携,協力を図る

京都土木浚渫協会、京都府建設業協会、京都府管工事工業協同組合、日本下水道施設業協力会等の業界との連携、協力を図る。業界に対して広報を要請した場合、上下水道部長は本部長にその旨を報告する。

25-5.3.5 事前計画に基づき関係機関との調整を図る

上下水道部は、下水道施設の復旧作業等に必要な資機材、車両等の集積場や、再使用品、撤去 品及び産業廃棄物(汚水、汚泥、はつりガラス、廃材等)の仮置場等のオープンスペースの確保 が必要な場合、「第28節 オープンスペース利用の調整計画」に基づき関係機関との調整を図る。

⇒ 28 オープンスペース利用を調整する

一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第25節 ライフライン施設応急対策計画

- 25-5.3.6 災害対策要員の食料,飲料水備蓄の活用,緊急調達を図る 災害対策要員の食料,飲料水は,備蓄分の活用や緊急調達を図る。
- 25-5.3.7 行財政部長に依頼する

上下水道部における調達のみでは不足する場合、行財政部長に依頼するものとする。

⇒ 12 食料を供給する

25-5.4 応急復旧工事を行う

(1) 管渠

25-5.4.1 二次調査の実施範囲、調査期間、調査体制等を決定する

上下水道部は、管路の一次調査の結果から、二次調査の実施範囲、調査期間、調査体制等を決 定する。

(管路二次調査の内容)

- ア 人孔及び管内の目視による調査を全スパン行う(予備調査)。
- イ アよりTVカメラ調査(本調査)の実施を判定する。
- 25-5.4.2 道路管理者,警察署,消防部,その他地下埋設管企業者等と協議を行う

上下水道部は,道路管理者,警察署,消防部,その他地下埋設物企業者等の関係機関と協議を 行う。

(協議内容)

- ア 他の復旧作業との優先順位の調整
- イ 排水路や河川への緊急排水を行うについての各管理者の承認
- ウ 緊急の道路使用及び道路掘削についての承認等の各種の取決め
- エ 上水道の復旧と連携した下水道の復旧作業の調整
- 25-5.4.3 雨水吐口等からの緊急放流,下水道の使用制限,既存施設とのネットワーク等の対応を図る(上下水道部)

旧市街地の埋設深の浅い幹線について,元のルートの復旧ができない場合,雨水吐口等からの 緊急放流,下水道の使用制限,既存施設とのネットワーク化等の対応を図る。

25-5.4.4 管渠の応急復旧を行う

(2) ポンプ場

25-5.4.5 ポンプ場の応急復旧を行う

ポンプ場の応急復旧は,各ポンプ場の状況を把握したうえで,施設停止の可能性,時間目標, 雨水対策,工事関係業者との連絡状況等を勘案して進める。

25-5.4.6 ポンプ場の本格復旧を実施する

計画・設計との協議結果に基づき、ポンプ場の本格復旧を実施する。

(3) 水環境保全センター

25-5.4.7 応急調査を行う

水環境保全センターの応急復旧の第2段階においては、施設全体の被害状況の把握と大きな機 能障害につながる二次災害の未然防止のための応急調査を行う。

25-5.4.8 応急復旧の必要性等を判断する

二次災害の危険性、施設復旧の緊急性、施設の用途、重要度、本復旧までの工期等に基づいて 応急復旧の必要性を判断し、応急復旧の優先順位及び復旧水準を定める。

25-5.4.9 水環境保全センターの応急復旧を行う

適切な工法で水環境保全センターの応急復旧をすすめる。

(4) 排水設備

25-5.4.10 指定下水道工事業者の協力を得て行う

下水道本管の復旧に支障を及ぼす場合、大量の汚水が流れ出し、付近の環境に影響を及ぼす場合又は第三者に損害等を与えるおそれがある場合については、申込みの有無にかかわらず応急復旧を行う。

復旧作業については、指定下水道工事業者の協力を得て行う。

25-5.5 広報活動を行う

25-5.5.1 報道機関の協力を得て、下水道の使用制限等の広域的な広報に努める

上下水道部は、市災害対策本部を通じ、報道機関の協力を得て、下水道の使用制限等の広域的な広報に努める。

なお、本部を通じて行う広報は、「第4節 広報・広聴計画」に基づいて行う。

⇒ 4.2 一般広報を行う

25-5.5.2 市民への情報提供に努め、市民からの問い合わせ及び報道機関の取材に対応する 災害発生直後から市民への情報提供に努めるとともに、市民からの問い合わせ及び報道機関の 取材に対応する。

第26節 交通施設の応急対策計画

(26 交通施設の応急対策を実施する)

■ 基本方針

大規模な洪水,土砂災害又は火災等により鉄道,バス等の各交通施設が被災した場合,また,道路状況等により運行に支障が生じるような場合等においては,乗客の生命,身体,財産を保護するための安全措置を講じるとともに,輸送手段を早期に確保するため,代替輸送の実施をはじめ,関係機関が緊密に連携して輸送業務の早期復旧を図る。

26-1 市営交通機関の応急対策計画

(26-1 市営交通機関の応急対策を実施する)

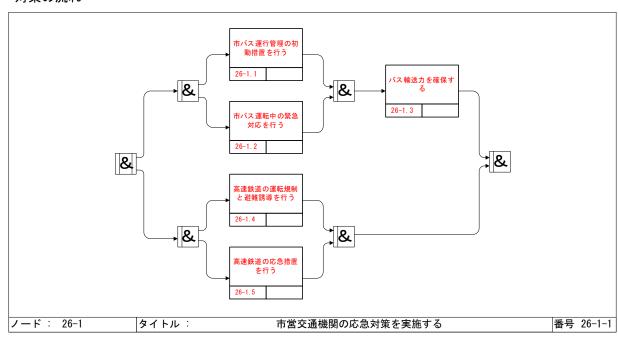
■ 実施責任者 : 交通部長

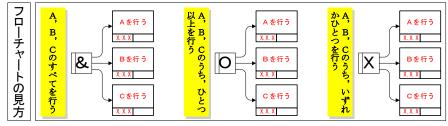
■ 役割分担

■ 役割分担		
応急対策項目	担当	分 担 内 容
26-1.1 市バス運 行管理の初 動措置を行 う	交通部自動車班	26-1.1.1 市バスへの連絡を行う 26-1.1.2 職員の召集を行う 26-1.1.3 応急対策の体制を整える
26-1.2 市バス運 転中の緊急 対応を行う	交通部自動車班	26-1.2.1 車内客,車両,道路状況を確認する (1) 異常を覚知した場合 26-1.2.2 運行を中止する 26-1.2.3 負傷者の救護,救急車の手配を行う 26-1.2.4 車内客の避難誘導を行う 26-1.2.5 車両の留置措置を行う 26-1.2.6 現状・処置状況等の報告を行う (2) 異常なしと判断した場合 26-1.2.7 徐行運転を行う
26-1.3 バス輸送 力を確保す る	交通部自動車班	(1) 走行中車両への対応 26-1.3.1 運行中の車両の状況を把握する 26-1.3.2 道路上に留置した車両を管理する 26-1.3.3 応急対策修理を行う 26-1.3.4 他社への要請を行う 26-1.3.5 燃料の確保を図る (2) 運転士・運行管理者の確保 26-1.3.6 運転士・運行管理者を確保する (3) 路線状況の把握 26-1.3.7 路線状況を把握する 26-1.3.8 代替路線の検討を行う 26-1.3.9 臨時交通規制を要望する 26-1.3.10 運行状況の広報を行う 26-1.3.11 他交通機関への振替を行う
		(4) 市バスの運行 26-1.3.12 運行指示を行う 26-1.3.13 市バスの運行を行う 26-1.4.1 各車,関係機関,各駅へ一斉指令を行う
26-1.4 高速鉄道 の運転規制 と避難誘導 を行う	交通部高速鉄道班	26-1.4.1 谷単、関係機関、各駅ペー弁指示を行う 26-1.4.2 車内放送により乗客へ状況を案内し、動揺・混乱を 防止する 26-1.4.3 次駅で運行停止する 26-1.4.4 運転指令区長へ応援手配し、応援駅員と乗務員によ り最寄駅まで避難誘導する 26-1.4.5 駅において乗客の避難誘導を行う 26-1.4.6 駅ホーム・コンコースの乗客の避難誘導を行う

応急対策項目	担当	分 担 内 容
26-1.5 高速鉄道 の応急措置 を行う	交通部高速鉄道班	26-1.5.1 初動体制を行う 26-1.5.2 線路,駅施設,信号等の点検を行う 26-1.5.3 復旧作業を行う 26-1.5.4 隣接鉄道と相互協力する 26-1.5.5 列車走行に支障がないことを確認する 26-1.5.6 運転指令において情報収集・伝達・必要な指示を行う 26-1.5.7 運転再開を指令する

■ 対策の流れ





26-1.1 市バス運行管理の初動措置を行う

26-1.1.1 市バスへの連絡を行う(交通部自動車班)

交通部自動車班は,災害発生を覚知したとき又は災害発生のおそれがあるときは,時間内は運輸課長が,時間外は事故対策当務がバスロケーションシステムにより,市バスへの連絡を行う。

(交通無線の運用)

ア 無線一斉指令

無線により災害発生、又は災害発生のおそれを連絡するとともに、異常覚知した運転士に点検命令、それ以外は徐行運転を指示する。

イ 通信統制

被害の大きい地域を走行する車両、人的被害を受けた車両を優先する。

※ 資料3-26-1 交通無線の無線局一覧

26-1.1.2 職員の召集を行う(交通部自動車班) 交通部自動車班は,事故対策当務が職員の召集を行う。

26-1.1.3 応急対策の体制を整える(交通部自動車班)

交通部自動車班は,情報班,伝達班,指揮班,作業班の担当業務の分担を行い,応急対策の体制を整える。なお,停電時は,駅ビル無線要員を確保する。

26-1.2 市バス運転中の緊急対応を行う

26-1.2.1 車内客,車両,道路状況を確認する(交通部自動車班)

交通部自動車班(市バス運転士)は、災害による危険を覚知したとき、及び指揮者から点検命令を受けたときは、運転を中止し、車内客の状況、車両の状況、道路の状況を確認する。

(災害が発生した場合の緊急対応)

- ア 運転手は、災害による危険を覚知したときは、直ちに運転を中止し、道路左側の安全な場所に停止させ、エンジンを止め車内乗客に対し、冷静な行動を呼びかける。
- イ バスを停車させる場合、その停止位置が危険物施設、消火栓の周辺、がけ崩れのおそれのある場所、交差点、トンネル、橋の上又は橋の下、急坂、電柱や塀の側、高圧線の真下その他危険と思われる場所は極力避ける。
- ウ やむを得ず乗客を乗せたまま近くに移動するときは、進路の安全を確認のうえ、その旨を乗 客に告げる。
- エ 停車後,車両への防災上必要な措置をとる。

(1) 異常を覚知した場合

26-1.2.2 運行を中止する (交通部自動車班)

運転士は、状況確認の結果、異常を覚知したときは、直ちに運行を中止する。

(危険な状況における運行規制の実施)

- ア 概ね毎秒20m以上の暴風の場合
- イ 山崩れ、がけ崩れ、道路の著しい破損等により通行不能の場合
- ウ 乗客,乗務員の安全確保が困難な場合
- 26-1.2.3 負傷者の救護,救急車の手配を行う(交通部自動車班)

運転士は、車内客等に負傷者がいるときは、直ちに負傷者の救護及び救急車の手配を行う。

26-1.2.4 車内客の避難誘導を行う(交通部自動車班)

運転士は、車内客を近くの安全な場所へ避難誘導する。また、被害の状況によっては、車内に 携行している地図等で避難先を指示する。

- 26-1.2.5 車両の留置措置を行う(交通部自動車班)
 - 運転士は, 車両を離れる場合は, 車両の留置措置を行う。
- 26-1.2.6 現状・処置状況等の報告を行う(交通部自動車班)

運転士は指揮者に対し、被災場所、負傷者の有無、人数、避難誘導先、車両留置状況などを報告する。

(2) 異常なしと判断した場合

26-1.2.7 徐行運転を行う(交通部自動車班)

運転士は、状況確認の結果、異常なしと判断した場合は、徐行運転で運行を継続する。

26-1.3 バス輸送力を確保する

(1) 走行中車両への対応

26-1.3.1 運行中車両の状況を把握する(交通部自動車班)

交通部(自動車班)は、災害発生後、運行中の車両について、運行可能な車両、運行不能な車両の状況を確認する。

- 26-1.3.2 道路上に留置した車両を管理する(交通部自動車班)
 - 運行不能となり路上に留置した車両の管理を行う。
- 26-1.3.3 応急対策修理を行う(交通部自動車班)
 - 災害により運行不能となった車両について応急対策、修理を実施する。
- 26-1.3.4 他社への要請を行う (交通部自動車班)

運行不能車両に対して応急対策・修理の対応が困難な場合は、他社に対して対応を要請する。

26-1.3.5 燃料の確保を図る(交通部自動車班)

バス輸送力を確保するため,運行可能な車両及び応急対策,修理により運行可能となった車両 について,燃料を確保する。

(2) 運転士・運行管理者の確保

26-1.3.6 運転士・運行管理者を確保する(交通部自動車班)

運転士及び運転管理者を確保するため、非出勤者の安否を確認する。安否の確認された者に対しては、召集方法を確認し、必要に応じてバス車両で拠点間の輸送を行う。

出勤者については、食料及び休憩場所を確保のうえ、待機を指示する。

(3) 路線状況の把握

26-1.3.7 路線状況を把握する(交通部自動車班)

橋梁などの災害時危険箇所等を巡回し、通行可能路線、通行不能路線の状況を把握する。

26-1.3.8 代替路線の検討を行う(交通部自動車班) 通行不能路線について、代替路線の検討を行う。

26-1.3.9 臨時交通規制を要望する(交通部自動車班) 通行不能路線について,臨時交通規制を要望する。

26-1.3.10 運行状況の広報を行う (交通部自動車班) 代替路線の確保ができない場合,運行状況の広報を行う。

26-1.3.11 他交通機関への振替を行う(交通部自動車班) 代替路線の確保ができない場合,他交通機関への振替を行う。

(4) 市バスの運行

26-1.3.12 運行指示を行う(交通部自動車班)

通行可能路線及び代替路線が確保できた路線について, 運行の指示を行う。

26-1.3.13 市バスの運行を行う(交通部自動車班) 通行可能路線及び代替路線が確保できた路線について、市バスの運行を行う。

26-1.4 高速鉄道の運転規制と避難誘導を行う

26-1.4.1 各車,関係機関,各駅へ一斉通報を行う(交通部高速鉄道班)

交通部(高速鉄道)運転指令は、風水害等のため、列車の運転が危険であると認めたときは、 区間を定め運転の一時中止を判断し、各車、関係機関、各駅へ一斉通報を行い、運行管理上必要 な指示を行う。

26-1.4.2 車内放送により乗客へ状況を案内し、動揺・混乱を防止する(交通部高速鉄道班) 運転の一時中止が決定された場合、走行中において列車の乗務員は、乗客に対して車内放送等 により気象等の情報と列車の運行状況等を案内し、乗客の動揺、混乱を防止する。

26-1.4.3 次駅で運行停止する(交通部高速鉄道班)

運転の一時中止区間を走行中の列車は、次駅到着後運行を停止する。

26-1.4.4 運転指令区長へ応援手配し、応援駅員と乗務員により最寄駅まで避難誘導する(交通部高速鉄 道班)

運転の一時中止区間を走行中の列車が次駅到着が不可能で駅間で止まった場合、最寄駅へ応援 手配を行う。応援駅員の到着後、応援駅員と乗務員により乗客を最寄駅まで避難誘導する。

26-1.4.5 駅において乗客の避難誘導を行う(交通部高速鉄道班)

次駅到着列車の乗客及び駅間で停車し次駅まで避難した乗客に対し、放送等により適切な指示を与え避難誘導を行う。

26-1.4.6 駅ホーム,コンコースの乗客の避難誘導を行う(交通部高速鉄道班) 駅ホーム,コンコース内の乗客に対し、放送等により適切な指示を与え避難誘導を行う。

26-1.5 高速鉄道の応急措置を行う

26-1.5.1 初動体制を行う(交通部高速鉄道班)

交通部(高速鉄道班)は、災害が発生したときはその状況を把握し、関係職員の動員等初動体制に入る。

26-1.5.2 線路, 駅施設, 信号等の点検を行う(交通部高速鉄道班)

線路巡回等により、ずい道構築物、軌道、駅施設、信号等の点検を行い、障害の早期発見及び その排除に努める。

一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第26節 交通施設の応急対策計画

26-1.5.3 復旧作業を行う(交通部高速鉄道班)

早急に被災状況を確認し、比較的軽微な損傷については、保管の維持補修資材を使用して、交通部において復旧する。

損傷の大きいときは、迅速に工事費の算出、資材の調達を行い復旧に努める。

26-1.5.4 隣接鉄道と相互協力する(交通部高速鉄道班)

他の鉄道会社の駅と隣接する駅にあっては、その鉄道会社と相互に協力し、応急対策に万全を期するものとする。

26-1.5.5 列車走行に支障がないことを確認する(交通部高速鉄道班) 復旧作業終了後,列車走行に支障がないことを確認する。

26-1.5.6 運転指令において情報収集・伝達・必要な指示を行う(交通部高速鉄道班)

運転指令において,運転再開に向けて必要な情報収集を行い,関係部,関係機関等へ情報を伝達し,必要な指示を行う。

26-1.5.7 運転再開を指令する(交通部高速鉄道班)

運転指令は、運転再開を指令し輸送力の回復を図る。

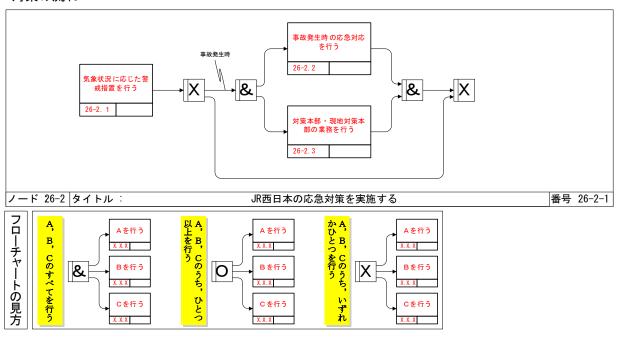
26-2 JR西日本の応急対策計画 (26-2 JR西日本の応急対策を実施する)

■ 実施責任者 : 西日本旅客鉄道株式会社

■ 役割分担

応急対策項目	担	当		分	担	内	容	
26-2.1 気象状況 に応じた警 戒措置を行 う	西日本旅客 株式会社	鉄道	26-2. 1. 2	気象予警報, 列車等の運転 気象状況に応	云方法を	決定す	る	う
26-2.2 事故発生 時の応急対 応を行う	西日本旅客株式会社	鉄道	26-2. 2. 2 26-2. 2. 3 26-2. 2. 4	各施設の応急 旅客,社員等 代替輸送を身 旅客等への原 被害状況の収	等の避難 を施する な報, 情	推誘導, う 情報の提	供を行う	
26-2.3 事故対策 本部・現地 対策本部の 業務を行う	西日本旅客株式会社	鉄道	26-2. 3. 2 (2) 現地対策 26-2. 3. 3 26-2. 3. 4	支社内に事む 事故対策本部	『の業務 見地対策 『の業務	を行う で本部を でを行う	設置する	

■ 対策の流れ



26-2.1 気象状況に応じた警戒措置を行う

26-2.1.1 気象予警報,災害情報を収集伝達する

災害等に関連する各種情報を的確に収集し、関係者に迅速に伝達する。また、災害が発生するお それが予想される場合には、関係指令から現業機関に情報を伝達する。

26-2.1.2 列車等の運転方法を決定する

列車等の運転方法は、災害の程度によりその都度決定するが、概ね以下のとおりとする。

- ア 迂回又は折返し運転
- イ 臨時列車の特発
- ウ バス等の利用

26-2.1.3 気象状況に応じた列車の運転規制を行う

気象状況等により、列車の運転を中止又は徐行運転する場合は、次の基準による。

(気象状況に応じた列車の運転規制)

ア 河川が著しく増水したとき

- (ア) 警備水位に達したとき:固定警備
- (4) 徐行水位に達したとき:徐行による運転
- (ウ) 停止水位に達したとき:運転を見合わせる

イ 強風のとき

- (7) 風速が $2.5 \,\mathrm{m/s}$ 以上になったとき:徐行又は必要により運転を見合わせる。
- (イ) 風速が30m/s以上になったとき:運転を見合わせる。
- ウ 濃霧又は吹雪のとき

信号を確認できる速度で注意運転を行い、場合によっては運転を見合わせる。

エ 降雨による運転規制

時間雨量,連続雨量等により運転規制を行う。

- (ア) 警戒警備
- (4) 徐行運転
- (ウ) 運転を見合わせる。

26-2.2 事故発生時の応急対応を行う

26-2.2.1 各施設の応急措置を行う

応急復旧に必要な要員と資器材を確保し、損壊した軌道、架線、駅舎、関連施設等の補修工事 を施工する。また、現有要員では復旧工事の実施が困難な場合は、関係機関の応援を要請する。

26-2.2.2 旅客、社員等の避難誘導、収容を行う

災害や事故の発生時における旅客等の避難に必要な指示,伝達,誘導及び収容等については, 関係機関の協力を得るとともに,あらかじめ定められた方法により迅速かつ的確に行うものとする。

26-2.2.3 代替輸送を実施する

施設等の復旧に相当の期間,日数を要するときは、関係機関との相互協力のもと、バス利用,並行鉄道の振替輸送等により、代替輸送を行うものとする。

26-2.2.4 旅客等への広報,情報の提供を行う

災害や事故の詳細な状況、応急復旧作業、回復や運転再開の見通し等について旅客等に情報提供し、また報道機関の協力を得て周辺地域住民に周知する。また、これらの情報に関する問い合わせ受付担当を定め、民生の安定に努めるものとする。

26-2.2.5 被害状況の収集,報告を行う

鉄道事故等報告規則及び運転事故報告手続きに従って被害状況の収集,報告を行うものとする。

(近畿統括本部緊急時連絡先)

区 分	昼間	夜 間
近畿統括本部	施 設 課 (06)7668-7076	大阪総合指令所施設指令 (06)6376-6190

26-2.3 事故対策本部・現地対策本部の業務を行う

(1) 事故対策本部

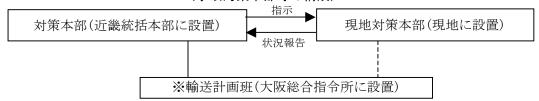
26-2.3.1 近畿統括本部内に事故対策本部を設置する 事故が発生した場合は、支社内に事故対策本部を設置し、必要な対策を実施する。

(対策本部等の種別 設置標準及び召集範囲)

	(对宋本即寺07座前,改造徐千次07日朱昭四/	
種 別	設 置 標 準	召 集 範 囲 (支社内間接社員)
第1種体制	・重大な事故等が発生したとき。 ・お客様、通行人等に死傷者が生じたとき、又はそのおそれがあるとき。 ・本線が長時間不通となるおそれがあるとき。 ・特に必要と認めたとき。	召集可能者の全員
第2種体制	・重大な事故等が発生したとき。・本線が長時間不通となるおそれがあるとき。・特に必要と認めたとき。	召集可能者の半数
第3種体制	・その他必要と認めたとき。 (台風・降雨降雪等により、大きな輸送障害のおそれが あるとき)	必要最小数

- ※ 召集範囲は、本部員の班別構成標準による。
- ※ 上記を標準として関係課室長及び駅区所長は、種別ごとに召集者を定めておくこと。
- ※ ただし、本社対策本部からの指示により、事故等の影響範囲とその重要性を勘案して、対 策本部の設置及び体制の変更が指示される場合がある。

(事故対策本部等の構成)



26-2.3.2 事故対策本部の業務を行う

事故対策本部は、事故に対する救護要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮及び その他の業務を行うものとする。

(2) 現地対策本部

26-2.3.3 事故現場に現地対策本部を設置する

事故が発生した場合は、事故現場に現地対策本部を設置し、必要な対策を実施する。

26-2.3.4 現地対策本部の業務を行う

現地対策本部においては、次の業務を行う。

(現地対策本部の業務)

- ア 現場の状況を把握し、必要な作業班の組織、指揮者を指定する。
- イ 指揮者と協議し、具体的な復旧計画をたて、救護、復旧に着手する。
- ウ 復旧見込時刻及び確度を対策本部長に報告する。
- エ 作業の進捗状況を把握し、逐次対策本部長に報告する。
- オ 事故の程度が他の応援を要すると認めた場合は、人員、資材等についての必要事項を対策本部 長に要請する。

一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第26節 交通施設の応急対策計画

26-2.3.5 部外協力要請機関に要請を行う 事故が発生した場合は、必要に応じて以下の部外協力要請機関に要請を行う。

(部外協力要請機関及び要請分担)

部外機関名	連絡先	要請者	要請担当	記事
自衛隊	知事			
警察本部	本部長	近畿統括本部長	企画課長	窓口と調整
府県	知事			
鉄道警察	隊長	近畿統括本部長	駅業務課長	
警察署	署長			
消防署	署長	保線区長	保線区長	
市町	市町長	本水区 文	休禄区女	
病院等	病院等の長			
私鉄等	私鉄等の長	大阪総合指令所 長	大阪総合指令 所長	駅長が輸送指令に手配方を 要請する
航空会社等その 他の交通機関	関係機関の長	近畿統括本部長	企画課長	
レッカー等復旧 用重機械類及び 化学薬品処理指 導者, タンクローリー所有会社	所有会社	関係現場長	関係現場長	脱線復旧のレッカー車の手配については、関係指令から連絡を受けた車両受持区所が判断し、必要と認めたときはレッカー所有会社に出動を要請する。(その他の場合は関係現場長)
その他	関係機関の長	近畿統括本部長	関係課長	

第27節 建築物・住宅確保対策計画

(27 建築物・住宅確保対策を実施する)

■ 基本方針

大規模な災害時には、住宅が全壊又は全焼し、自己の資力では住宅を得ることができない市民に対し、災害救助法に基づき応急仮設住宅を建設する。また、住宅が半壊又は半焼し、自己の資力では応急修理することができない市民に対し住宅の応急修理、市営住宅等の被災者向けへの一時転用、災害公営住宅建設等により住宅を確保する。

また,災害により被災した宅地における住民の安全を確保するため,被災宅地の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施する。

27-1 応急仮設住宅供給計画

(27-1 応急仮設住宅を供給する)

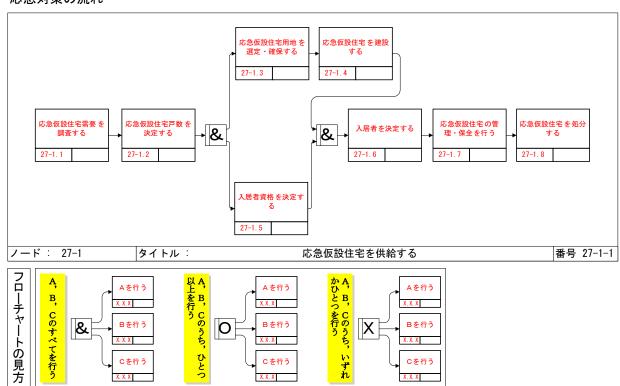
■ 実施責任者 : 都市計画部長

■ 役割分担

■ 仅刮刀担	+0	N/A	
応急対策項目	担	当	分担内容
			27-1.1.1 本部事務局から,り災証明発行のための建物被害調
		査の結果を入手する	
			27-1.1.2 本部事務局から被災者データベース,要配慮者デー
27-1.1 応急仮設			タベースを入手する
	Jees Land Land		27-1.1.3 区本部から,要配慮者の緊急安全調査結果を入手す
住宅需要を	都市計画部		3
調査する			27-1.1.4 市営住宅,その他公営住宅の入居可能戸数を把握す
			る
			27-1.1.5 住宅不足戸数を判断する
			27-1.1.6 本部長に報告する
	本部長		27-1.2.1 応急仮設住宅の建設を判断する
27-1.2 応急仮設			27-1.2.2 災害救助法の基準をもとに, 応急仮設住宅の戸数を
住宅戸数を	都市計画部		決定する
			27-1.2.3 建設戸数引上げについて,京都府知事,厚生労働大
決定する	保健福祉部		臣と協議する
			27-1.3.1 応急仮設住宅建設予定地の災害後の使用実態等の
			現況を把握する
	都市計画部		27-1.3.2 応急仮設住宅,関連施設等の必要量から,建設用地
27-1.3 応急仮設			の必要量を計画する
住宅用地を			27-1.3.3 行財政部(オープンスペース調整チーム)と連携し、
選定・確保			用地確保の方針を決定する
する			27-1.3.4 応急仮設住宅建設用地を選定する
9 %	行財政部等		27-1.3.5 当該用地の所有者と用地の利用について必要な調
			整を行う
	***		27-1.3.6 応急仮設住宅用地の着工順位, 応急・福祉仮設住宅
	都市計画部		のタイプ等の最終決定を行う
27-1.4 応急仮設			27-1.4.1 応急仮設住宅の設計を実施する
住宅を建設	都市計画部		27-1.4.2 応急仮設住宅の建設発注及び工事監理を行う
する	PENTAL FORE		27-1.4.3 建設事業者団体等に建設資材の提供を依頼する
	1		1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

応急対策項目	担 当	分 担 内 容				
	保健福祉部, 区本部	27-1.5.1 応急仮設住宅入居者基礎データを作成する				
27-1.5 入居者資	伊伊拉加如 未如臣	27-1.5.2 応急仮設住宅入居者の資力の条件を判断する				
格を決定す	保健福祉部,本部長	27-1.5.3 関係部に指示する				
る		27-1.5.4 応急・福祉仮設住宅の入居対象者の資格,優先順位,				
	不使佃佃和印	割合の決定を行う				
		27-1.6.1 応急仮設住宅入居者受付の常設窓口を設置する				
27-1.6 入居者を	保健福祉部, 区本部	27-1.6.2 応急仮設住宅入居者受付の広報,募集を行う				
決定する	水 屋田匝即,	27-1.6.3 応急仮設住宅入居者の審査,入居決定を行う				
		27-1.6.4 応急仮設住宅入居者の契約, 鍵の引渡しを行う				
	都市計画部	27-1.7.1 応急仮設住宅の維持管理を行う				
		27-1.7.2 応急・福祉仮設住宅入居者,要配慮者への生活支援				
27-1.7 応急仮設		を行う				
住宅の管		27-1.7.3 周辺住民との交流が図れるよう配慮する				
理・保全を	保健福祉部,区本部	27-1.7.4 自治会等のネットワークによる見守り運動が行わ				
行う		れるよう配慮する				
		27-1.7.5 関係部相互に連絡を取り行政サービスを提供する				
		27-1.7.6 被災者の中長期的なメンタルケアを実施する				
	都市計画部	27-1.8.1 関係部と連携を取り,被災者の恒久住宅への移転を				
	어디 드 드	推進,支援する				
27-1.8 応急仮設	本部長	27-1.8.2 関係部に対して応急仮設住宅の撤去と用地の原状				
住宅を処分	一个 即又	回復等の処分方針を指示する				
する		27-1.8.3 用地所有者,入居者との協議を行う				
	都市計画部	27-1.8.4 応急仮設住宅入居者の退去措置を講じる				
		27-1.8.5 応急仮設住宅の撤去,原状回復を行う				

■ 応急対策の流れ



27-1.1 応急仮設住宅需要を調査する

- 27-1.1.1 本部事務局から,り災証明発行のための建物被害調査の結果を入手する(都市計画部) 都市計画部は,区本部,消防部が実施したり災証明証発行のための建物被害調査の集計結果を 本部事務局から入手する。
 - ⇒ 23.1 被害の認定を行う

- 27-1.1.2 本部事務局から被災者データベース,要配慮者データベースを入手する(都市計画部) 都市計画部は,本部事務局から,避難者データベース及び要配慮者データベースを入手する。
 - ⇒ 7.9 避難者のデータベースを活用する
- 27-1.1.3 区本部から,要配慮者の緊急安全調査結果を入手する(都市計画部) 都市計画部は,区本部と保健福祉部が共同で実施する要配慮者の緊急安全調査の集計結果を入 手する。
 - ⇒ 22.1 要配慮者の安否を確認する
- 27-1.1.4 市営住宅, その他公営住宅の入居可能戸数を把握する(都市計画部) 都市計画部は, 市営住宅, その他公営住宅等の入居可能戸数を把握する。
 - ⇒ 27-2.2 市営住宅への一時入居措置をとる
- 27-1.1.5 住宅不足戸数を判断する(都市計画部)

都市計画部は、建物の被害状況、要配慮者の状況及び市営住宅等の入居可能状況に基づき、住宅不足戸数の判断を行う。

27-1.1.6 本部長に報告する(都市計画部) 都市計画部長は、判断した住宅不足戸数を本部長に報告する。

27-1.2 応急仮設住宅戸数を決定する

- 27-1.2.1 応急仮設住宅の建設を判断する(本部長) 応急仮設住宅の建設の判断は、災害の規模に応じて本部長が決定する。
- 27-1.2.2 災害救助法の基準をもとに、応急仮設住宅の戸数を決定する(都市計画部) 本部長(都市計画部)は、災害救助法の基準をもとに応急仮設住宅の戸数を決定する。救助法 の適用、方法及び期間は、資料3-23-1による。
 - ※ 資料3-23-1 救助の程度,方法及び期間等一覧表

(災害救助法の基準)

- ア 原則として、市内の住家の全壊、全焼した世帯数の3割以内とする。
- イ 応急仮設住宅を同一敷地又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集 会等に利用できる施設を設置できる。
- ウ 高齢者等の日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等の事業を 利用しやすい構造及び設備を有する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を設置できる。
- 27-1.2.3 建設戸数引上げについて,京都府知事,厚生労働大臣と協議する(保健福祉部) 本部長(保健福祉部)は,災害救助法の基準以上の建設が必要な場合,又は市域外への応急仮 設住宅の建設が必要な場合,建設戸数引上げ等について京都府知事,厚生労働大臣と協議する。

27-1.3 応急仮設住宅用地を選定・確保する

- 27-1.3.1 応急仮設住宅建設予定地の災害後の使用実態等の現況を把握する(都市計画部) 都市計画部は、事前に計画された応急仮設住宅建設予定地の後の使用実態等の現況を、オープ ンスペースデータベースから把握する。
- 27-1.3.2 応急仮設住宅,関連施設等の必要量から,建設用地の必要量を計画する(都市計画部) 都市計画部は,応急仮設住宅,福祉仮設住宅の全必要量及び集会施設等の関連施設の必要量から,建設用地の必要量を計画する。
- 27-1.3.3 行財政部(オープンスペース調整チーム)と連携し、用地確保の方針を決定する(都市計画部) 行財政部(オープンスペース調整チーム)と連携して用地確保の方針を決定する。
- 27-1.3.4 応急仮設住宅建設用地を選定する(行財政部)

行財政部 (オープンスペース調整チーム) は、都市計画部及び関係部と連携して、個々の用地 について応急仮設住宅用地の選定を行う。

(応急仮設住宅用地の選定基準)

- ア 応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として公有地、国有地、企業等の民有地の順に選定する。
- イ 被災者自身の土地への応急仮設住宅の建設は、個々に条件を判断する。
- ウ 企業等から提供の申込みがあった民有地については、公租公課の減免を前提とし、原則として無償提供の土地とする。

- 27-1.3.5 当該用地の所有者と用地の利用について必要な調整を行う(行財政部,都市計画部,関係部) 行財政部(オープンスペース調整チーム)は、都市計画部及び関係部と連携して、個々の用地 について応急仮設住宅の選定のための調整を行う。
- 27-1.3.6 応急仮設住宅用地の着工順位、応急・福祉仮設住宅のタイプ等の最終決定を行う(都市計画部)

27-1.4 応急仮設住宅を建設する

- 27-1.4.1 応急仮設住宅の設計を実施する(都市計画部) 都市計画部は、以下の点に配慮し、応急仮設住宅の設計を実施する。 なお、応急仮設住宅の規模、費用等は、資料3-23-1による。
 - ※ 資料3-23-1 救助の程度,方法及び期間等一覧表

(応急仮設住宅建設の方針)

- ア 高齢者,障害のある方等に配慮した住宅の仕様を原則とし,通常の応急仮設住宅にあってもバリアフリー仕様を考慮する。
- イ 個々の身体状況や生活様式、単身や多人数世帯等の世帯構成等を考慮する。
- ウ 応急仮設住宅設置後の町並みや地域社会づくりを考慮する。
- 27-1.4.2 応急仮設住宅の建設発注及び工事監理を行う(都市計画部)
- 27-1.4.3 建設事業者団体等に建設資材の提供を依頼する(都市計画部) 都市計画部は、応急仮設住宅を迅速に建設することができるよう、建設事業者団体等に建設資 材の提供を依頼する。

27-1.5 入居者資格を決定する

- 27-1.5.1 応急仮設住宅入居者基礎データを作成する(保健福祉部,区本部) 保健福祉部及び区本部は、被災世帯のり災状況、家族構成、年齢構成、要配慮者の有無等の応 急仮設入居者基礎データを作成する。
- 27-1.5.2 応急仮設住宅入居者の資力の条件を判断する(保健福祉部) 本部長(保健福祉部長)は、京都府及び国等と協議し、応急仮設住宅の入居対象者の資力の条件を判断する。
- 27-1.5.3 関係部に指示する(保健福祉部)
 - 本部長(保健福祉部長)は,応急仮設住宅の入居対象者の資力の条件を判断した結果を,関係 部に指示する。
- 27-1.5.4 応急・福祉仮設住宅の入居対象者の資格,優先順位,割合の決定を行う(保健福祉部) 保健福祉部は,都市計画部と協議して応急仮設住宅,福祉仮設住宅の入居対象者の資格,優先順位,割合の決定を行う。

27-1.6 入居者を決定する

- 27-1.6.1 応急仮設住宅入居者受付の常設窓口を設置する(保健福祉部,区本部) 保健福祉部及び区本部は、応急仮設住宅入居者受付の常設窓口を設置する。
- 27-1.6.2 応急仮設住宅入居者受付の広報,募集を行う(保健福祉部,区本部)

⇒ 4.2 一般広報を行う

27-1.6.3 応急仮設住宅入居者の審査,入居決定を行う(保健福祉部,区本部) 保健福祉部及び区本部は、応急仮設住宅入居者受付の審査,入居決定を行う。

(入居決定の方針)

- ア 入居の決定は、個々の世帯の必要度に応じて決定し、抽選等にはよらない。ただし、入居順番、又は希望する応急仮設住宅への割当てはこの限りではない。
- イ 入居決定に当たっては、高齢者、障害のある方等の要配慮者を優先するが、応急仮設住宅で の生活が長期化することを考慮して、これらの要配慮者が集中しないことを考慮する。
- ウ 応急仮設住宅は、一時的に居住の場を提供するものであり、一定の期間が経過した後は撤去 されるべき性格であることを十分説明し、理解を得る。
- 27-1.6.4 応急仮設住宅入居者の契約,鍵の引渡しを行う(保健福祉部,区本部) 保健福祉部及び区本部は、応急仮設住宅の契約,鍵の引渡しを行う。

27-1.7 応急仮設住宅の管理・保全を行う

- ⇒ 22.7 仮設住宅において要配慮者の生活支援を図る
- 27-1.7.1 応急仮設住宅の維持管理を行う(都市計画部)

都市計画部は、応急仮設住宅の維持管理を行うとともに、必要に応じて関係部等と連携して入 居者の日常生活の利便性の向上に努める。

- 27-1.7.2 応急・福祉仮設住宅入居者,要配慮者への生活支援を行う(保健福祉部,区本部) 保健福祉部及び区本部は,ボランティア等と協力して応急仮設住宅,福祉仮設住宅における入 居者,要配慮者への生活支援を行う。
- 27-1.7.3 周辺住民との交流が図れるよう配慮する(保健福祉部,区本部) 応急仮設住宅入居者が地域内で孤立しないよう,周辺住民との交流等が図れるよう配慮する。
- 27-1.7.4 自治会等のネットワークによる見守り運動が行われるよう配慮する(保健福祉部,区本部) 高齢者や単身入居者等の孤立しがちな者に対しては、自治会を中心に民生委員・児童委員やボ ランティア等のネットワークによる見守り運動が行われるよう配慮する。
- 27-1.7.5 関係部相互に連絡を取り行政サービスを提供する(保健福祉部,区本部) 行政サービスの提供に当たっては、関係部が相互に連絡を取り合い、必要に応じチーム方式で 対応する。
- 27-1.7.6 被災者の中長期的なメンタルケアを実施する(保健福祉部,区本部)

27-1.8 応急仮設住宅を処分する

27-1.8.1 関係部と連携を取り、被災者の恒久住宅への移転を推進、支援する(都市計画部)

(移転推進支援策)

- ア 恒久住宅需要の的確な把握を行う。
- イ 住宅再建に対する支援策等の周知徹底を図る。
- ウ 市営住宅等の建設計画や入居条件等の早期提示とその周知を図る。
- エ 高齢者等に配慮した市営住宅等の建設,社会福祉施設等への入所等を図る。
- オ その他住宅等に関する情報の提供を行う。
- 27-1.8.2 関係部に対して応急仮設住宅の撤去と用地の原状回復等の処分方針を指示する(本部長) 本部長は、応急仮設住宅の供与の必要がなくなったと判断した場合、関係部に対して応急仮設 住宅の撤去と用地の原状回復等の処分方針を指示する。
- 27-1.8.3 用地所有者,入居者との協議を行う(都市計画部) 都市計画部は,応急仮設住宅の処分方針が決定した場合,区本部,保健福祉部等と連携して, 用地所有者,入居者との協議を行う。
- 27-1.8.4 応急仮設住宅入居者の退去措置を講じる(都市計画部) 都市計画部は、応急仮設住宅の処分方針が決定した場合、区本部、保健福祉部等と連携して、 応急仮設住宅入居者の退去措置を講じる。
- 27-1.8.5 応急仮設住宅の撤去,原状回復を行う(都市計画部) 都市計画部は,応急仮設住宅の処分方針が決定した場合,応急仮設住宅の撤去,原状回復を行 う。

27-2 住宅の応急修理計画及び公営住宅による対応

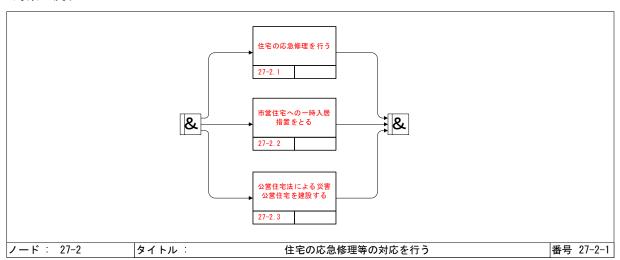
(27-2 住宅の応急修理等の対応を行う)

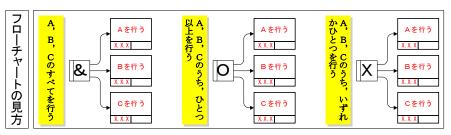
■ 実施責任者 : 都市計画部長

■ 役割分担

応急対策項目	担当		分	担	内	容	
	本部長	27-2. 1. 1	住宅の応急	急修理の	実施を判	断する	
		27-2. 1. 2	応急修理!	申込書を	・配布する		
27-2.1 住宅の応	区本部	27-2. 1. 3	応急修理	申込書を	受け付け	る	
27-2.1 住宅の心		27-2. 1. 4	応急修理	受付結果	見を報告す	る	
ぶ修理を17		27-2. 1. 5	住宅応急の	修理申込	書を集計	整理する	
	郑士 弘而如	27-2. 1. 6	応急修理は	に係わる	工事を発	注する	
	都市計画部	27-2. 1. 7	請負契約	を締結す	-る		
		27-2. 1. 8	工事監理	を実施す	-る		
		27-2. 2. 1	市営住宅の	の一時入	居募集を	行う	
27-2.2 市営住宅		27-2. 2. 2	府営住宅,	公社·	都市再生權	機構の賃貸信	主宅,他都市
		O,)公営住宅(の空家の)提供を要	請する	
への一時入 居措置をと	都市計画部	27-2. 2. 3	府営住宅,	公社·	都市再生物	幾構の賃貸信	主宅,他都市
店相直をC		0,)公営住宅(の一時入	、居募集計	画の策定を	要請する
১		27-2. 2. 4	一時募集	に関する	情報を広	報する	
		27-2. 2. 5	関係団体等	等に空家	を住宅等の	情報の提供	を依頼する
27-2.3 公営住宅		27-2. 3. 1	災害公営	仕字の建	また おおま	ナス	
法による災	都市計画部	27-2. 3. 1	災害公営				
害公営住宅		27-2. 3. 2	災害公営			<i>ا</i>	
を建設する		∠1 ⁻ ∠. J. J	火音な呂	工七七月	良くと		

■ 対策の流れ





27-2.1 住宅の応急修理を行う

27-2.1.1 住宅の応急修理の実施を判断する(本部長) 災害救助法に基づく住宅の応急修理の判断は、災害の規模に応じて本部長が決定する。

⇒ 資料3-23-1 救助の程度,方法及び期間等一覧表

27-2.1.2 応急修理申込書を配布する(区本部)

住宅の応急修理を実施することが決定した場合,区本部は、被災者に対して、応急修理申込書 を配布する。

27-2.1.3 応急修理申込書を受け付ける(区本部) 区本部は、住宅の応急修理の申込書を受け付ける。

27-2.1.4 応急修理受付結果を報告する(区本部) 区本部は、住宅の応急修理の受付結果を都市計画部長に報告する。

27-2.1.5 住宅応急修理申込書を集計整理する(都市計画部) 都市計画部は、市内の住宅応急修理申込書を集計整理する。

27-2.1.6 応急修理に係わる工事を発注する(都市計画部) 都市計画部は、市内の住宅の応急修理に係る工事を業者に発注する。

27-2.1.7 請負契約を締結する(都市計画部) 都市計画部は、市内の住宅の応急修理に係る工事に関し請負契約を締結する。

27-2.1.8 工事監理を実施する(都市計画部) 都市計画部は、市内の住宅の応急修理に係る工事監理を実施する。

27-2.2 市営住宅への一時入居措置をとる

27-2.2.1 市営住宅の一時入居募集を行う(都市計画部) 都市計画部は、市営住宅の空家を対象施設として速やかに一時入居募集を行う。

- 27-2.2.2 府営住宅,公社・都市再生機構の賃貸住宅,他都市の公営住宅の空家の提供を要請する(都市計画部)
- 27-2.2.3 府営住宅,公社・都市再生機構の賃貸住宅,他都市の公営住宅の一時入居募集計画の策定を要請する(都市計画部)

都市計画部は、府営住宅、公社・都市再生機構の賃貸住宅、他都市の公営住宅に対して、提供 可能な空家について一時入居募集計画を策定することを要請する。

27-2.2.4 一時募集に関する情報を広報する(都市計画部)

都市計画部は、市営住宅、府営住宅、公社・都市再生機構の賃貸住宅、他都市の公営住宅の一時募集に関する情報を被災者に広報する。

⇒ 4.2 一般広報を行う

27-2.2.5 関係団体等に空家住宅等の情報の提供を依頼する(都市計画部) 都市計画部は、住宅関係団体、不動産関係団体等に対し、空家住宅等の情報の提供を依頼する。

27-2.3 公営住宅法による災害公営住宅を建設する

27-2.3.1 災害公営住宅の建設を判断する(都市計画部) 都市計画部は、以下の基準に基づき、災害公営住宅の建設を判断する。

(災害公営住宅の建設基準)

災害による場合,被災地全域で500 戸以上,又は市の区域内で200 戸以上若しくは市の区域内の住宅戸数の1割以上の全壊戸数があったとき,又火災による場合は被災地全域で200 戸以上,又は市の区域内住宅戸数の1割以上の全壊(全焼)戸数があったとき,全壊(全焼)戸数の3割以内の災害公営住宅を建設する。

27-2.3.2 災害公営住宅用地を確保する(都市計画部) 災害公営住宅の建設を決定したとき、都市計画部は、行財政部(オープンスペース調整チーム) と連携して、災害公営住宅の用地を確保する。

27-2.3.3 災害公営住宅を建設する(都市計画部) 都市計画部は、災害公営住宅の用地が確保されれば、災害公営住宅を建設する。

27-3 宅地の応急危険度判定

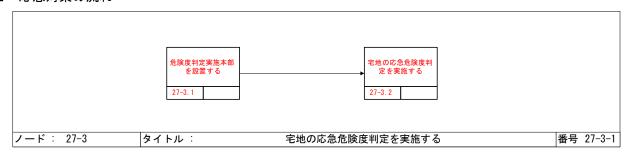
(27-3 宅地の応急危険度判定を実施する)

■ 実施責任者 : 都市計画部長

■ 役割分担

応急対策項目	担	当		分	担	内	容	
27.3 宅地の応急危 険度判定を実施 する	都市計画部		27-3. 1 27-3. 2	危険度判定 宅地の応急				

■ 応急対策の流れ



27-3.1 危険度判定実施本部を設置する(都市計画部)

本市において災害対策本部等が設置されることになる規模の降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合には、都市計画部は、被災宅地危険度判定実施要綱に基づき、危険度判定実施本部を設置する。

27-3.2 宅地の応急危険度判定を実施する(都市計画部)

都市計画部は、被災宅地危険度判定実施要綱に基づき、宅地の応急危険度判定を実施し、二次災害の軽減、防止及び住民の安全の確保を図る。

第28節 オープンスペース利用の調整計画 (28 オープンスペース利用を調整する)

■ 基本方針

市内のオープンスペースは、災害発生直後から、市民の避難場所や防災関係機関の人命救助等緊急対策の基地として利用され、その後、ライフライン事業者や防災関係機関による応急活動や復旧活動のための資材や車両置場としての需要の増大が予想される。

また、復興に向けて、応急仮設住宅の用地や、被災建物の除去に伴うがれき等の仮置場としての需要が発生するなど、オープンスペースの需要は時系列的に変化する。

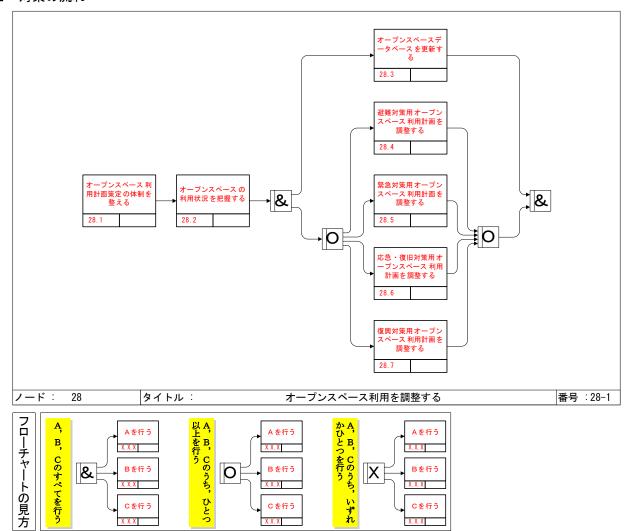
災害対策の迅速化を図るため,災害発生後,限られたオープンスペースの多目的利用を災害の状況に応じて時系列的に判断し,その効果的な活用を図る。

■ 実施責任者 : 行財政部長

■ 役割分担

■ 伎刮ガ担 応急対策項目	担当	分 担 内 容
心心外来沒自	15 3	28.1.1 オープンスペース調整の準備を行う
28.1 オープンス ペース利用計	行財政部	28.1.2 オープンスペース調整チーム要員を本部事務局に派 遣する
画策定の体制 を整える	行財政部,本部事務 局,関係部	28.1.3 オープンスペース調整チーム事務局を立ち上げる 28.1.4 関係部,関係機関によりオープンスペース調整チーム を構成する
28.2 オープンス ペースの利用 状況を把握す る	行財政部, 本部事務局	 28.2.1 区本部から避難対策用オープンスペースの状況を入手する 28.2.2 関係部,関係機関から緊急対策用オープンスペースの状況を把握する 28.2.3 航空調査等を実施し、土地利用を把握する 28.2.4 緊急対策用オープンスペースの積極的活用を関係部,関係機関に指示する
28.3 オープンス ペースデータ ベースを更新	各部・区本部	28.3.1 オープンスペース利用開始をオープンスペース調整 チームへ報告する 28.3.2 オープンスペース利用終了をオープンスペース調整 チームへ報告する
する	行財政部	28.3.3 オープンスペースデータベースを提供する
28.4 避難対策用	区本部	28.4.1 周辺の避難所等の状況を報告する
オープンスペ ース利用計画 を調整する	行財政部,本部事務局	28.4.2 避難対策用オープンスペースの利用期間を調整する
28.5 緊急対策用 オープンスペ ース利用計画 を調整する	行財政部,本部事務 局,消防部,建設部, 京都府警察,自衛隊	28.5.1 最優先でオープンスペースの利用を図る 28.5.2 緊急対策用オープンスペースの確保を要請する 28.5.3 オープンスペース調整チームと調整を行う
28.6 応急・復旧 対策用オープ ンスペース利 用計画を調整 する	行財政部,本部事務 局,各部,関係機関等	28.6.1 応急・復旧対策用オープンスペースの確保を要請する 28.6.2 オープンスペース調整チームと調整を行う
28.7 復興対策用 オープンス ペース利用 計画を調整 する	行財政部,本部事務 局,環境政策部,都市 計画部	28.7.1 復興対策用オープンスペースの確保を要請する 28.7.2 オープンスペース調整チームと調整を行う

■ 対策の流れ



28.1 オープンスペース利用計画策定の体制を整える

28.1.1 オープンスペース調整の準備を行う(行財政部)

行財政部は、本部が設置されたときは、事前に指名されたオープンスペース調整チーム事務局要員を確保し、オープンスペースデータベース(市有地情報やオープンスペース利用計画情報等)を 準備する。

(オープンスペース利用計画の内容)

	ア 地域の集合場所
第1期「避難対策用」オ	イ 避難所
ープンスペース	ウ 広域避難場所
	ア 重傷患者の緊急輸送用ヘリポート
姓。彻「取各丛然田」	イ 救出・救助用の緊急物資の集積基地
第2期「緊急対策用」オ	ウ 救助隊・救援隊等の救援拠点(派遣自衛隊、緊急消防援助隊、応
ープンスペース	援警察部隊等)
	エ 緊急輸送道路等の啓開に伴う障害物の仮置場
第3 即「戊乌 海川對英	ア 被災者の生活を支援する調達・援助物資等の集積基地
第3期「応急・復旧対策	イ ライフライン等の復旧に伴う資材,車両等の復旧拠点(電気,ガ
用」オープンスペース	ス,電信電話,上水道,下水道,鉄道,道路等)
第4期「復興対策用」オ	ア 被災家屋の除去に伴うがれき等の仮置場
ープンスペース	イ 応急仮設住宅等建設用地

ア 市街地整備用地 ア ※ 1 ※ 1 ※ 1 ※ 1 ※ 1 ※ 1 ※ 1 ※ 1 ※ 1 ※	
次百五百 <u></u>	
カ 復興用資材置場	
フィヴ	イ 災害公営住宅用地

28.1.2 オープンスペース調整チーム要員を本部事務局に派遣する(行財政部)

行財政部は、本部が設置されたときは、オープンスペースの調整に必要な資機材を整え、オープンスペース調整チーム事務局要員を本部に派遣する。

28.1.3 オープンスペース調整チーム事務局を立ち上げる(行財政部,本部事務局)

行財政部から派遣されたオープンスペース調整チーム事務局要員は,本部事務局と連携してオープンスペースデータベースの活用が可能なようにオープンスペース調整チーム事務局を立ち上げる。

28.1.4 関係部,関係機関によりオープンスペース調整チームを構成する(行財政部,本部事務局,関係部)

オープンスペース調整チームは,必要に応じて下記の関係部局及び国,京都府,自衛隊,ライフライン事業者等の関係機関との連携を図る。

	(オーノンス	(ヘース調整ナーム関係部等の構成)
オープンスペースの管理者		文化市民部,建設部,教育部,上下水道部,交通部,京都市土地開発公社,京都府等
	避難対策用	区本部, 消防部等
オープンスペース の利用者	緊急対策用	環境政策部,保健福祉部,建設部,消防部,自衛隊,京都府警察本部等
	応急・復旧, 復興対策用	環境政策部,都市計画部,建設部,上下水道部,交通部, 道路管理者,ライフライン事業者,交通事業者等

(オープンスペース調整チーム関係部等の構成)

28.2 オープンスペースの利用状況を把握する

- 28.2.1 区本部から避難対策用オープンスペースの状況を入手する(行財政部,本部事務局) オープンスペース調整チーム事務局は,区本部から避難対策用オープンスペースの状況(避難所の開設状況,避難者の状況等)を入手する。
- 28.2.2 関係部,関係機関から緊急対策用オープンスペースの状況を把握する(行財政部,本部事務局) オープンスペース調整チーム事務局は、関係部、関係機関から、緊急対策用オープンスペースの 状況を把握する。
- 28.2.3 航空調査等を実施し、土地利用を把握する(行財政部、本部事務局) オープンスペース調整チーム事務局は、あらかじめ定められているオープンスペース事前利用計画に基づき、航空調査等を実施し、その土地利用現況を把握し、オープンスペース調整チームに報告する。
- 28.2.4 緊急対策用オープンスペースの積極的活用を関係部,関係機関に指示する(行財政部,本部事務局)

オープンスペース調整チーム事務局は、オープンスペースデータベースに基づき、緊急対策用オープンスペースの積極的な活用を関係部、関係機関に指示する。

28.3 オープンスペースデータベースを更新する

- 28.3.1 オープンスペース利用開始をオープンスペース調整チームへ報告する(各部・区本部) 各部,各区本部は、オープンスペース利用開始をオープンスペース調整チームへ報告する。
- 28.3.2 オープンスペース利用終了をオープンスペース調整チームへ報告する(各部・区本部) 各部,各区本部は、オープンスペース利用終了をオープンスペース調整チームへ報告する。
- 28.3.3 オープンスペースデータベースを提供する(行財政部) オープンスペース調整チーム事務局は、地震後のオープンスペースの利用に関する情報を迅速に 整理するとともに、オープンスペースデータベースとして各部、各区本部及び関係機関へ提供し、 利用の徹底を図る。

28.4 避難対策用オープンスペース利用計画を調整する

28.4.1 周辺の避難所等の状況を報告する(区本部)

区本部は、緊急対策用、応急・復旧対策用、復興対策用に計画されているオープンスペースが避難施設として活用されている場合、本部に周辺の避難所の入所状況及び周辺の臨時の避難所への入所の可否を報告する。

28.4.2 避難対策用オープンスペースの利用期間を調整する(行財政部,本部事務局)

オープンスペース調整チーム事務局は、これらのオープンスペースに対し周辺の避難所の入所状況をもとに、必要に応じオープンスペース調整チームと協議し、避難対策用オープンスペースとしての利用期間を調整する。

28.5 緊急対策用オープンスペース利用計画を調整する

28.5.1 最優先でオープンスペースの利用を図る(消防部、建設部、京都府警察、自衛隊)

消防部,建設部,京都府警察,自衛隊等が人命の確保,二次災害拡大防止,道路啓開のため使用する緊急対策用オープンスペースは,災害発生後利用の需要が発生した場合,迅速な対応が必要となるため,事前に定める利用計画により最優先でオープンスペースの利用を図る。

- 28.5.2 緊急対策用オープンスペースの確保を要請する(建設部,消防部,京都府警察,自衛隊) 消防部,建設部,京都府警察,自衛隊は、緊急対策を実施するに当たり、緊急対策用オープンスペースが事前に定める計画では不足する場合、オープンスペース調整チームへその確保を要請する。
- 28.5.3 オープンスペース調整チームと調整を行う(行財政部,本部事務局,消防部,建設部,京都府警察,自衛隊)

消防部,建設部,京都府警察,自衛隊は、オープンスペース調整チームを構成し、緊急対策用オープンスペース確保の調整を行う。

28.6 応急・復旧対策用オープンスペース利用計画を調整する

28.6.1 応急・復旧対策用オープンスペースの確保を要請する(各部,関係機関等)

各部,関係機関等は、物資集積・搬送拠点及び区の防災拠点となる避難所の利用が事前の計画だけで対応できなくなった場合、復旧作業等に必要な資機材・車両等の配置や期間等が事前の計画では対応できない場合等、オープンスペースが必要になった場合は、オープンスペース調整チームに確保を要請する。

28.6.2 オープンスペース調整チームと調整を行う(各部,関係機関等)

要請した各部,関係機関等は、オープンスペース調整チームを構成し、時系列的に調達物資,救援物資等の増大によるオープンスペースの利用が長期化することも考慮して利用計画を調整する。 調整に当たっては、オープンスペースデータベースを活用して最適地を選定する。

28.7 復興対策用オープンスペース利用計画を調整する

28.7.1 復興対策用オープンスペースの確保を要請する(環境政策部,都市計画部)

ア 環境政策部は、事前に計画されたがれきの仮置場だけでは不足する場合は、オープンスペース 調整チームにがれき仮置場の確保を要請する。

⇒ 17.2.3 オープンスペース調整チームと協議し、「がれき仮置場」の指定を行う

イ 都市計画部は、本部長から災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設の指示があり、事前に計画 された応急仮設住宅用地だけでは不足する場合は、オープンスペース調整チームへ応急仮設住宅 用地の確保を要請する。

⇒ 27-1.3.3 行財政部(オープンスペース調整チーム)と連携し、用地確保の方針を決定する

28.7.2 オープンスペース調整チームと調整を行う(行財政部、本部事務局、環境政策部、都市計画部)環境政策部、都市計画部は、オープンスペース調整チームを構成して、がれき仮置場の指定計画の調整及び応急仮設住宅用地の利用計画の調整を行う。

調整に当たっては、オープンスペースデータベースを活用して最適地を選定する。

第29節 帰宅困難者対策計画

(29 帰宅困難者対策を実施する)

■ 基本方針

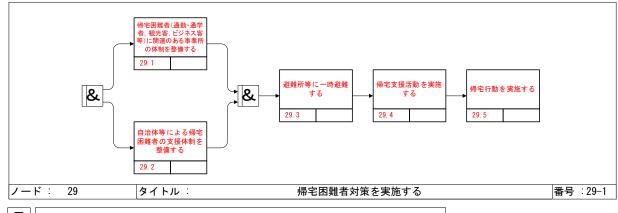
災害時には、鉄道、バス等の大量交通手段が停止することにより、通勤・通学者、観光客、ビジネス客等の帰宅が困難な状況に陥ることが予想される。こうした帰宅困難者は、災害の発生に際して、自らの身の安全を確保した後、行政機関及び報道機関等の防災関係機関が提供する情報等を入手するとともに、NTTの災害伝言ダイヤル(171)等により安否情報を登録して、安全を確保しながら帰宅することを原則とするが、帰宅困難者には様々な状況があることから、居住地のある自治体、外出先の自治体及び勤務先企業、宿泊施設、観光関連施設並びに帰宅経路沿線の事業所等は、防災情報や代替交通機関の提供等の支援策を連携して実施する。

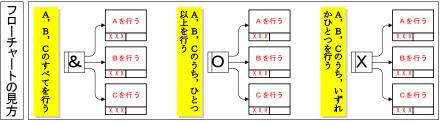
■ 実施責任者 : 本部事務局

■ 役割分却

■ 役割分担									
応急対策項目	担	当		5.	}	担	内	容	
29.1 帰宅困難者									
(通勤・通学									
者, 観光客,			29. 1. 1	災害発生	時にお	さける社	切動措置	を行う	
ビジネス客	事業所		29. 1. 2	営業時の	事業原	所防災係	本制を編	成する	
等)に関連の	事業別	29. 1. 3	関係機関	と連携	夢する				
ある事業所の			29. 1. 4	区本部長	:に情幸	日を適5	宜報告す	る	
体制を整備す									
る									
29.2 自治体等に	本部事務局		29. 2. 1	JR,禾	仏鉄の道	軍行状	況等の情	報を収集する	,
よる帰宅困難	交通部		29. 2. 2	市バス,	地下銀	鉄の運	行状況等	の情報を収集	する
者の支援体制	建設部	29. 2. 3	道路関係	《情報	(緊急2	交通路,	緊急輸送道路)を収集す	
を整備する	(年以 印)		Z	5					
C 1E IM 7 0	産業観光部		29. 2. 4	帰宅困難	産者の別	听在,	人数を推	計する	
29.3 避難所等に	事業所		29. 3. 1	被災地内	外の作	青報のリ	収集を行	う	
一時避難する	学 未///		29. 3. 2	被災者支	7援活動	動に参	画する		
			29. 4. 1	帰宅困難	望者の ラ	支援活!	動を要請	する	
	本部事務局		29. 4. 2	徒歩避難	経路,	ター	ミナル施	設を設定する)
			29. 4. 3	代替バス	べ輸送る	を依頼	する		
29.4 帰宅支援活	総合企画部		29. 4. 4	マスコミ	:, イン	ノターン	ネット等	を活用した道	路,交通機
動を実施する	사다 다 그는 때 다		厚	4等及び帰	宅支持	爰情報	を広報す	る	
	本部事務局		29. 4. 5	混乱防山	1,誘	算体制:	を整備す	`る	
	建設部		29. 4. 6	徒歩避難	経路 6	の照明	確保を要	請する	
	本部事務局		29. 4. 7	関係自治	体にか	帚宅支持	援を要請	する	
29.5 帰宅行動を 実施する	帰宅困難者		29. 5. 1	速やかに	-帰宅征	テ動を かんしん	 実施する		

■ 対策の流れ





29.1 帰宅困難者 (通勤・通学者, 観光客, ビジネス客等) に関連のある事業所の体制を 整備する

帰宅困難者(通勤・通学者、観光客、ビジネス客等)に関連のある企業・学校、宿泊施設、観光関連施設(以下、この節において「事業所」という。)の責任者等(以下、「事業所長等」という。)は、事業所において、災害の発生を知ったときは、防災体制を編成し、通常の事業活動から災害活動に移行して、帰宅困難者を支援する体制を確保する。

29.1.1 災害発生時における初動措置を行う(事業所)

事業所の従業員は、事業所内において災害の発生を知ったときは、速やかに、次の初動措置を講 じる。

(災害発生時における初動措置)

- ア 施設内の人的,物的被害の状況を把握する。
- イ 初期消火,通報,避難誘導及び避難を実施する。
- ウ 負傷者が発生した場合には、応急救護活動を実施するとともに、医師による加療が必要と判断される場合には、緊急度に応じて自力による医療機関への搬送や119番通報を実施する。

29.1.2 営業時の事業所防災体制を編成する(事業所長等)

事業所長等を指揮者とする防災体制を速やかに編成し、通常の事業活動から災害活動に移行する。 また、営業等通常の事業時間外においても当該事業所に関係のある帰宅困難者の安否確認等の対応 が必要なときは、参集基準により従業員を動員して、以下により防災体制を編成する。

(防災体制の編成と役割の例)

- ア 事業所長等を指揮者として、任務分担に応じた班別編成とする。
- イ 班
- (ア) 総務班
- (イ) 被害調査·情報収集班
- (ウ) 消火班
- (エ) 避難誘導班
- (t) 救助·救護班

(災害発生時の参集基準の例)

29.1.3 関係機関と連携する(事業所)

1事業所だけでの対応が困難と想定されるときは、本社、支社等の防災担当部署に即時及び定時報告を行い、被害に応じた活動体制を確保するとともに、本社、支社等からも災害情報を収集し、災害に関する正確な状況把握に努める。

また、地元地域、関係団体と情報を交換し、適切な防災対策を実施する。

29.1.4 区本部長に情報を適宜報告する(事業所)

災害対応の前線にある所在地の区本部に事業所等の被害情報等を報告し、適切な防災対策を実施する。また、必要に応じて所管官庁へ適宜、情報連絡を行う。

29.2 自治体等による帰宅困難者の支援体制を整備する

市本部,区本部及び防災関係機関並びに帰宅困難者の帰宅経路沿線にある帰宅困難者を支援する事業所 (以下「自治体等」という。)は、帰宅困難者の支援に必要な体制を整備する。

29.2.1 JR, 私鉄の運行状況等の情報を収集する(本部事務局)

帰宅行動には、交通機関の利用が必要になることから、本部事務局は京都府を通じてJR、私鉄の被害、運行状況、代替輸送等の情報を収集する。

29.2.2 市バス, 地下鉄の運行状況等の情報を収集する(交通部)

交通部は、市バス、地下鉄の被害、運行状況、代替輸送等の情報を収集し、本部事務局へ報告する。

29.2.3 道路関係情報 (緊急交通路,緊急輸送道路)を収集する (建設部)

建設部は、徒歩の経路となる道路関係情報(緊急交通路、緊急輸送道路)を収集し、本部事務局 へ報告する。

29.2.4 帰宅困難者の所在,人数を推計する(産業観光部)

産業観光部は、災害発生時間から帰宅困難者の所在、人数を推計し、本部事務局に報告する。

29.3 避難所等に一時避難する

災害発生に伴い, ライフライン機関等の停止が想定されることから, 帰宅するまでの間, 一時的に帰宅 困難者を避難所等に避難させる。

29.3.1 被災地内外の情報の収集を行う(事業所)

本市、本市近隣地域及び従業員等の居住地に関する被災情報を収集する。

29.3.2 被災者支援活動に参画する(事業所)

避難した帰宅困難者の生活が適切に維持されるよう、備蓄物資を活用した物資の供給、調達等支援活動に参画する。

29.4 帰宅支援活動を実施する

29.4.1 帰宅困難者の支援活動を要請する(本部事務局)

本部事務局は、徒歩帰宅に対する支援活動の協力を、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、商店街、それぞれの事業を統括する団体事務局に要請する。

※ 資料3-29-1 災害時の支援活動における相互協力に関する協定(京都府石油商業組合) 資料3-29-2 「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」にかかる覚書(関西広 域連合)

資料3-29-3 災害時における観光客への支援に関する協定書(京都商店街連盟中京東支 部等) 29.4.2 徒歩避難経路, ターミナル施設を設定する(本部事務局)

本部事務局は、JR、私鉄、市バス、地下鉄の被害、運行状況、代替輸送等の情報及び道路関係情報(緊急交通路、緊急輸送道路)から避難経路、ターミナルとなる施設を設定する。

29.4.3 代替バス輸送を依頼する(本部事務局)

本部事務局は、京都府バス協会に代替バス輸送(ターミナル施設、輸送区間等)を実施するよう 要請する。

29.4.4 マスコミ,インターネット等を活用した道路,交通機関等及び帰宅支援情報を広報する(総合企画部)

総合企画部は、本部事務局から収集した道路、交通機関等及び帰宅支援情報をマスコミ、インターネット等を活用し、広報する。

29.4.5 混乱防止,誘導体制を整備する(本部事務局)

本部事務局は、京都府警察本部に徒歩帰宅が円滑に実施されるよう混乱防止、誘導体制を整備するよう要請する。

29.4.6 徒歩避難経路の照明確保を要請する(建設部)

建設部は、徒歩避難経路の安全を確保するため、道路管理者等に照明の確保を要請する。

29.4.7 関係自治体に帰宅支援を要請する(本部事務局)

本部事務局は、市域を超えた帰宅行動が円滑に実施されるよう京都府と連携し、関係自治体に帰宅支援を要請する。

29.5 帰宅行動を実施する

帰宅困難者は、速やかに帰宅行動を実施することが、駅、集客施設などにおけるパニックなどの混乱を防止し、被災者に対する生活支援等応急活動の円滑化に有効なことを認識して、速やかに帰宅行動を実施する。

29.5.1 速やかに帰宅行動を実施する(帰宅困難者)

帰宅困難者は自治体等から提供される様々な帰宅支援活動を活用して、次に示す帰宅行動実施要領により、速やかに帰宅行動を実施する。

(帰宅行動実施要領)

- ア 周辺地域や居住地等に関する情報を入手する。
- イ 避難経路となる道路関係情報を入手する。
- ウ 帰宅支援施設に関する情報を入手する。
- エ 既存交通機関の利用の可否、代替輸送の実施状況に関する情報を入手する。
- オ 入手した情報から帰宅経路、利用交通機関等を設定し、帰宅行動計画を立てる。
- カ 帰宅行動開始前に帰宅の経路及び方法等を家族、関係者に可能な限り連絡する。
- キ 帰宅行動計画に沿いながら、常に情報の入手に努め、体調に配慮しながら居住地に帰る。また、 適宜、家族、関係者に連絡する。
- ク 帰宅できたら、直ちにその旨を関係者に連絡する。

第30節 水防計画

(30 水防活動を実施する)

■ 基本方針

この計画は、水防法第7条第1項の規定により同法第1条の目的を達成するための計画とし、降水時等に おける警戒活動の実施や洪水や土砂災害等における応急対策活動の迅速、的確な実施を図るものとする。

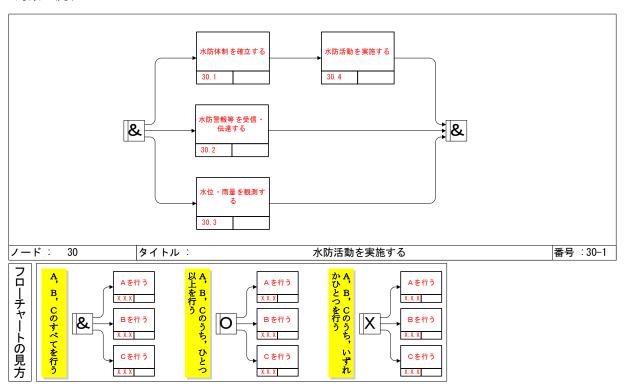
■ 実施責任者 : 消防部,建設部,水防事務組合

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
心心外来央口	<u> </u>	(1) 京都市の体制
	本部長 (市長)	30.1.1 災害警戒本部を設置する 30.1.2 災害対策本部を設置する
 30.1 水防体制を	消防部,消防団	30.1.3 水災警防本部等を設置する
確立する	水防事務組合	(2) 水防事務組合の体制 30.1.4 水防事務組合の水防体制を確立する 30.1.5 水防本部を設置する
	建設部,消防部,水防事務組合	(3) 水防資材、機材の確保及び調達 30.1.6 水防資材、機材の確保及び調達を図る
	本部事務局	 (1) 気象庁の機関が行う予報及び警報等 30.2.1 気象庁の機関が行う予報及び警報等を受信・伝達する (2) 国土交通省の機関が気象庁の機関と共同して行う洪水予報 30.2.2 国土交通省の機関が大阪管区気象台と共同して行う洪水予報を受信・伝達する (3) 国土交通省が行う水防警報 30.2.3 淀川水防警報等を受信・通報する
	建設部	30.2.4 ダム放流連絡を受信・伝達する
30.2 水防警報等 を受信・伝達	本部事務局	(4) 京都府が気象庁の機関と共同して行う洪水予報 30.2.5 京都府が京都地方気象台と共同して行う洪水予報を 受信・伝達する
する	本部事務局,建設部	(5) 京都府が行う水防警報等30.2.6 京都府が行う水防警報を受信・通報する30.2.7 京都府が行う避難判断水位(特別警戒水位)に係る水位情報を受信・伝達する
	本部事務局	(6) 京都府が気象庁の機関と共同して行う土砂災害警戒情報 30.2.8 京都府と京都地方気象台が共同して行う土砂災害警戒 情報を受信・伝達する
	本部長	(7) 本部長が行う警報等 30.2.9 本部長(市長)が行う警報等を伝達する
30.3 水位・雨量を観測する	本部事務局,各部・区 本部	30.3.1 水位を観測する 30.3.2 雨量を観測する
	消防部	(1) 消防部の対応 30.4.1 水災活動を実施する 30.4.2 他市町村への水防応援を行う
30.4 水防活動を 実施する	建設部	(2) 建設部の対応 30.4.3 河川, 道路等の災害防止を図る 30.4.4 国及び京都府からの通報を伝達する
	都市計画部	(3) 都市計画部の対応 30.4.5 危険宅地等のパトロール等を実施する 30.4.6 避難対策を支援する

応急対策項目	担	当	分 担 内 容
30.4 水防活動を 実施する	上下水道部区本部		 (4) 上下水道部の対応 30.4.7 下水処理,下水排除対策を実施する (5) 区本部の対応 30.4.8 災害危険箇所等のパトロール等を実施する 30.4.9 避難対策を実施する
	建設部,水防	方事務組合	(6) 堰堤・水こう門・樋門等の操作等 30.4.10 堰堤・水こう門・樋門等の操作等を行う

■ 対策の流れ



30.1 水防体制を確立する

本市域の水防を十分に果たすため必要のあるときは、市においては本章「第1節 災害対策活動体制の整備計画」に基づく災害警戒本部又は災害対策本部の体制を確立するとともに、水防事務組合の区域にあっては当該水防事務組合の水防計画に定める水防体制をもって当たるものとする。

(1) 京都市の体制

30.1.1 災害警戒本部を設置する(本部長)

市長(本部長)は、水防管理者として水防活動の必要があると認めたとき、又は水防警報等の通知を受けたときは、災害警戒本部を設置し、消防部、建設部、区本部その他関係する部が警戒活動をはじめとする必要な水防活動に当たる。

⇒ 1.1 京都市災害警戒本部を設置する

30.1.2 災害対策本部を設置する(本部長)

市長(本部長)は、更に必要のあると認める場合は、災害対策本部を設置するとともに、各部等においては、京都市災害対策本部要綱に定める活動体制をとるとともに、必要な災害応急対策活動を実施するものとする。

⇒ 1.3 京都市災害対策本部を設置する

30.1.3 水災警防本部等を設置する(消防部,消防団)

消防部は、必要に応じて消防局本部及び消防署に組織されている警防本部をそれぞれ水災警防本部へ移行させ、組織及び人員の強化並びに部隊の増強を行うとともに、消防団の本部に団水災警防本部及び分団に分団水災警防本部を設置し、連携して水災活動を行う。

(2) 水防事務組合の体制

30.1.4 水防事務組合の水防体制を確立する(水防事務組合)

本市域においては、資料3-30-1に示す区域の水防を関係市町と共同して行うため、澱川右 岸, 桂川・小畑川, 淀川・木津川の各水防事務組合が設置されており, これらの水防事務組合は, 各水防事務組合の水防計画の定めに基づく水防体制をとる。

※ 資料3-30-1 水防事務組合区域図

資料3-30-2 水防事務組合の水防機構及び事務分掌

資料3-30-3 水防担当河川等

30.1.5 水防本部を設置する(水防事務組合)

水防管理者は、その水防を行う区域に水防警報が発せられた場合や、その水防担当河川の水位が 府知事の定めるはん濫注意水位(警戒水位)又は避難判断水位(特別警戒水位)に達した場合、そ の他気象状況等により、水防上必要があると認めた場合は、直ちに水防本部を設置し、各水防団長 に対し水防団本部を設置するよう指示するとともに、各水防計画に基づく必要な対策を実施する。

(水防本部の設置場所)

澱川右岸水防事務組合

=京都市(建設局内)

イ 桂川・小畑川水防事務組合

=京都市(建設局内)

ウ 淀川・木津川水防事務組合 = 宇治市

(3) 水防資材,機材の確保及び調達

30.1.6 水防資材,機材の確保及び調達を図る(建設部,消防部,水防事務組合)

建設部、消防部及び水防事務組合は、備蓄資材、機材の活用を図り、これにより不足する場合は、 直ちに調達するとともに、必要な場合は「第5節 応援要請計画」に基づき、応援を要請する。

- ⇒ 5 応援を要請する
- ※ 資料2-1-11 建設局所管水防資器材一覧表

資料2-1-12 消防局所管水防資器材一覧表

資料2-1-13 水防事務組合所管水防資器材·倉庫一覧表

30.2 水防警報等を受信・伝達する

- (1) 気象庁の機関が行う予報及び警報等
- 30.2.1 気象庁の機関が行う予報及び警報等を受信・伝達する(本部事務局)

本部事務局は、京都地方気象台から通報される注意報・警報及び情報を受信し、各部等に伝達す

3.1 気象等に関する情報を収集・伝達する

国土交通省の機関が気象庁の機関と共同して行う洪水予報

近畿地方整備局が大阪管区気象台と共同して行う洪水予報は、洪水によって国民経済上重大な損害が 生じるおそれのある河川について発表されるものであり, 京都市域で指定された河川は, 次表の淀川 (淀 川、木津川、桂川)である。

(国土交通省が大阪管区気象台と共同して発表する洪水予報の指定河川)

河川名	<u>X</u>	域	水位	洪水予報
1 37.1. []	1		観測所	発表者
淀川幹川		ら桂川,宇治川,木 川三川の合流点まで	槇尾山	近畿地方整備局
宇治川	右岸 宇治市宇治大字紅斉25番の8 プロデ	コーハウロがぶるく		淀川ダム統合管
淀川支川	左岸 木津川市加茂町山田野田3	から幹川合流点まで	加茂	理事務所
木津川下流	右岸 相楽郡和東町大字木屋字桶渕22-2 丿	かり針川古伽点まで	加及	连事伤 別
淀川支川	左岸 右京区嵯峨亀ノ尾町無番地			
桂川下流	右岸 西京区嵐山元禄山町	から幹川合流点まで	桂	大阪管区気象台
	国有林38林班ル小班地先 丿			
備考	水防法第10条第2項の規定による関係区域	或	•	

(洪水予報の基準水位)

河川名	基準点	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	はん濫危険水位 (危険水位)	計画高水位	備考
淀川	枚方	4. 50	5. 40	5. 50	6. 36	
淀川幹川 宇治川	槇尾山	3.00	3. 50	3.60	_	
淀川支川 木津川下流	加茂	4. 50	5. 90	6.00	9. 01	
淀川支川 桂川下流	桂	3.80	3.90	4.00	5. 06	

- 30.2.2 国土交通省の機関が大阪管区気象台と共同して行う洪水予報を受信・伝達する(本部事務局) 本部事務局は、指定河川の名称を付けて行われる上記の洪水予報の受信を様式3-30-4の用紙により行う。本市における伝達系統は資料3-30-5のとおりである。
 - ※ 様式3-30-4 淀川水系洪水予報

資料3-30-5 淀川水系洪水予報伝達系統図(京都市関係分)

(洪 水 予 報)

〇〇川はん濫注意情報 (洪水注意報)	基準点の水位が, はん濫注意水位に達し, さらに水位の上昇が見 込まれるとき。
〇〇川はん濫警戒情報 (洪水警報)	基準点の水位が、一定時間後にはん濫危険水位に到達することが 見込まれるとき、または、避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が 見込まれるとき。
〇〇川はん濫危険情報 (洪水警報)	基準点の水位が,はん濫危険水位に達したとき。
〇〇川はん濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内で、はん濫が発生したとき。

(3) 国土交通省が行う水防警報

国土交通大臣が洪水により、国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると指定した河川について、 水防警報を行うもので、水防管理団体の水防活動に指針を与える。

なお、本市域内の指定された河川は、次表のとおりである。

(国土交通省の水防警報指定河川)

河川名	区	域	水防警報発表者
淀川幹川	左岸 宇治市宇治金井戸 右岸 宇治市槇島町槇尾 から大阪府境まで		
支川木津川	左右岸 相楽郡南山城村 から幹川合流点まで	地内(三重県境)	近畿地方整備局 淀川河川
支川桂川下流	左岸 右京区嵯峨亀ノ尾 右岸 西京区嵐山元禄山 国有林38林班ル小 から幹川合流点まで		事務所長

(水防警報を実施する対象水位観測所等)

			12.00				
河川名	観測所	所在地	位置	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	はん濫 危険水位	計画高 水位
淀川幹川	向島	伏見区 向島橋詰町	河口より 44.90km	1.30	2.00	3. 50	4. 11
支川木津川	加茂	木津川市 加茂町大字船屋	幹川合流点より 28.60km	2. 50	4. 50	6. 00	9. 01
支川桂川下流	桂	西京区 桂浅原町	河口より 50.40km	2.80	3.80	4. 00	5. 06

(水防警報の発表時期)

河川名	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
(観測所)	待機	準備	出動	解除
淀川幹川 (向島)				
支川木津川 (加茂)	はん濫注意水位を 越す8時間前	はん濫注意水位を 越す6時間前	はん濫注意水位を 越す2時間前	水防活動の 終わるとき
支川桂川 (桂)				

※ 資料3-30-6 国土交通省重要水防箇所評定基準

資料3-30-7 国土交通省重要水防箇所別調書(重点区間)

資料3-30-8-1 国土交通省直轄河川重要水防区域(越水)

資料3-30-8-2 国土交通省直轄河川重要水防区域 (洗掘)

資料3-30-8-3 国土交通省直轄河川重要水防区域(浸透)

資料3-30-8-4 国土交通省直轄河川重要水防区域(工作物,法崩・すべり)

30.2.3 淀川水防警報等を受信・通報する(本部事務局)

本部事務局は、国土交通省が発表する水防警報等の受信を、様式3-30-10の用紙により行うものとし、本市における通報系統は資料3-30-11のとおりである。

(水 防 警 報)

待機	水防団員の足留めを行うことを目的とし, 主として気象情報に基づいて行う。
準備	水防資材の点検,水こう門等の開閉準備,水防要員の召集準備,巡視,幹部の出動等に対するもので,主として上流の雨量又は水位に基づいて行う。
出動	水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて行う。
解除	水防活動終了の通知を行う。

※ 様式3-30-10 淀川水防警報・情報用紙 資料3-30-11 淀川水防警報通報系統図(京都市関係)

30.2.4 ダム放流連絡を受信・伝達する(本部事務局,建設部)

本部事務局及び建設部は、天ヶ瀬ダム、高山ダム、日吉ダムが放流される場合、関係機関からの連絡を定められた様式により受信し、関係部に伝達する。

(ダム放流連絡の受信・伝達)

- ア 淀川本川の洪水を調整するため天ヶ瀬ダムが放流される場合,国土交通省天ヶ瀬ダム管理支所 及び関西電力株式会社天ヶ瀬発電所からの連絡は,様式3-30-12の用紙により受信するも のとする。また,本市における伝達は,資料3-30-13のとおりである。
- ※ 様式3-30-12 天ヶ瀬ダム放流連絡用紙

資料3-30-13 天ヶ瀬ダム放流連絡系統図(京都市関係)

- イ 淀川本川及び木津川の洪水を調整するため高山ダムが放流される場合、独立行政法人水資源機構木津川ダム総合管理所からの連絡は、様式3-30-14の用紙により受信するものとする。また、本市における伝達系統は資料3-30-15のとおりである。
 - ※ 様式3-30-14 高山ダム放流連絡受発信紙

資料3-30-15 高山ダム放流連絡系統図(京都市関係)

ウ 淀川本川及び桂川の洪水を調整するため日吉ダムが放流される場合,独立行政法人水資源機構日吉ダム管理所からの連絡は様式3-30-16の用紙により受信するものとする。また,本市における伝達の系統は資料3-30-17のとおりである。

様式3-30-16 日吉ダム放流連絡受発信紙

資料3-30-17 日吉ダム放流伝達系統図(京都市関係)

(4) 京都府が気象庁の機関と共同して行う洪水予報

京都地方気象台が河川流域の降雨量予測を行い,京都府が河川の水位予測を行い,氾濫するおそれがあるときに,両者が共同して洪水予報を発表する。

京都府及び京都地方気象台は報道機関に対し、地域住民への報道を依頼する。

(京都府が気象庁の機関と共同して発表する洪水予報の指定河川)

河川名		区域	水位観測所	洪水予報発表者
明二 华熙二	鴨川	左岸 北区上賀茂北ノ原町1番6 右岸 北区西賀茂上庄田町16番6 から桂川合流点まで	芒加塔	京都土木事務所長
鴨川•高野川	高野川	左岸 左京区上高野奥小森町21番1 右岸 左京区八瀬野瀬町64 から鴨川合流点まで	荒神橋	京都地方気象台長
桂川中流·園 部川	桂川	左岸 南丹市日吉町中大向9番地1先から 亀岡市保津町立岩1番地2地先まで 右岸 南丹市日吉町中五味向5番地先から 亀岡市篠町山本下太田20番地先まで	保津橋	南丹土木事務所長京都地方気象台長

※ 資料3-30-18 淀川水系鴨川·高野川洪水予報文例

30.2.5 京都府が京都地方気象台と共同して行う洪水予報を受信・伝達する(本部事務局)

本部事務局は、上記の洪水予報等の受信を様式3-30-19-2の用紙により行う。本市における伝達系統は資料3-30-20-1及び3-30-20-2のとおりである。

※ 様式3-30-19-1 淀川水系鴨川・高野川洪水予報連絡用紙

様式3-30-19-2 淀川水系桂川中流・園部川洪水予報連絡用紙

資料3-30-20-1 淀川水系鴨川・高野川洪水予報伝達系統図(京都市関係分)

資料3-30-20-2 淀川水系桂川中流・園部川洪水予報伝達系統図(京都市関係分)

(5) 京都府が行う水防警報等

知事が、水防法第16条の規定により、河川において洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めたときは水防警報を、また、同法第13条第2項の規定により指定した河川の水位が避難判断水位 (特別警戒水位)に達したときは水位情報を、それぞれ発表し、その警報事項等を関係機関に通報、伝達する。

一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第30節 水防計画

(京都府の水防警報・水位周知指定河川)

河川名		区	域		発表者	水防警報	水位周知
鴨川・	鴨川		賀茂北ノ原町1番6 賀茂上庄田町16番6 荒点まで	}		\sim	洪水予報
高野川	高野川	左岸 左京区 右岸 左京区 から鴨川合流		1 }			指定河川
桂川 (周山)	右岸 右	示京区京北上黒田 いら 示京区京北栃本町	日町瀧坂1番地先 日町木屋谷14番地1番 J南48番地2地先 J正尺1番地1地先 まで	} \$	京都土木事務所長	0	0
山科川	安祥寺川	安祥寺川合流点から国管理区域界まで				0	0
天神川	開き3号	号橋から桂川合	流点(国管理区域界	引 まで		0	
弓削川	起点から	5桂川(京北)	合流点まで			0	0
小畑川	起点から	b桂川(国管理I	区域界)合流点まで	3	乙訓土木 事務所長	0	0
古川	起点から	ら久御山排水機	場まで		山城北土木 事務所長	0	

(水防警報を実施する対象水位観測所等)

河川名	観測所	所在地	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難判 断水位	はん濫 危険水位	堤防高
鴨川• 高野川	荒神橋	左京区吉田河原町14番地先	0.80	1.60	2. 30	2. 50	5. 60
桂川 (周山)	周山	右京区京北周山町	2. 50	4.00	4. 70	5. 50	6. 25
山科川	勧修寺	山科区勧修寺東出町	1.20	2. 20	2. 40	3. 40	5. 28
天神川	西院	右京区西院東貝川町	1.80	2. 50	l	_	5. 80
弓削川	五本松	右京区京北五本松町セバトロ	1.30	2. 40	2.80	3. 30	6. 74
小畑川	大原野	西京区大原野上里紅葉町	1.30	2. 20	2.60	3. 30	5. 74
古川	佐古	久御山町佐古外屋敷	1.80	2. 20	_	_	5. 30

(水防警報の発表時期)

(水) 音 14 (2) 5 (4) (7) (7)										
河川名	水位観測所	準備	出動	解除						
鴨川・高野川	荒神橋			はん濫注意水位を下回り,水 防活動の必要がなくなったと き						
桂川 (周山)	周山),1.)) (本), 文, [, [4])。	※はん濫注意水位を上回る水						
山科川	勧修寺	水防団待機水位に 達したとき	はん濫注意水位に達したとき	位とならなかった場合は, ①水防団待機水位を下回						
天神川	西院	20126		り,以降,上昇の見込み						
弓削川	五本松			がないとき ②気象警報等の解除によ						
小畑川	大原野			り、土木事務所の水防体						
古川	佐古			制を解除するとき						

※ 資料3-30-21 京都府重要水防区域(箇所)の指定基準

資料3-30-22 京都府重要水防区域個別調書(京都市関係)

資料3-30-22-1 京都府重要水防区域(京都市関係)

資料3-30-22-2 京都府河川重点警戒箇所調書(京都市関係)

資料3-30-22-3 京都府河川重点警戒箇所図(京都市関係)

30.2.6 京都府が行う水防警報を受信・通報する(本部事務局,建設部)

本部事務局及び建設部は、京都府の土木事務所から発表される水防警報を様式3-30-24, 280用紙により受信するものとし、本市における通報系統は、資料3-30-25, 27, 29, 31, 32, 330とおりである。

※ 資料3-30-23 京都府が行う水防警報の通知

様式3-30-24 鴨川・高野川水防警報連絡用紙

資料3-30-25 鴨川·高野川水防警報通報系統図(京都市関係)

資料3-30-27 桂川(周山)・弓削川水防警報通報系統図(京都市関係)

様式3-30-28 小畑川,山科川,天神川,桂川(周山),弓削川水防警報連絡用紙

資料3-30-29 小畑川水防警報通報系統図(京都市関係)

資料3-30-31 山科川水防警報通報系統図(京都市関係)

資料3-30-32 天神川水防警報通報系統図(京都市関係)

- 30.2.7 京都府が行う避難判断水位(特別警戒水位)に係る水位情報を受信・伝達する(本部事務局) 本部事務局及び建設部は、京都府の土木事務所から発表される避難判断水位(特別警戒水位) に係る水位情報を様式3-30-35の用紙により受信するものとし,本市における伝達の系統は、 資料3-30-36,37,38のとおりである。
 - ※ 資料3-30-34 京都府が行う避難判断水位(特別警戒水位)に係る水位情報の周知

様式3-30-35 避難判断水位(特別警戒水位)情報連絡用紙

資料3-30-36 桂川(周山)避難判断水位(特別警戒水位)情報伝達系統図(京都市関係)

資料3-30-37 小畑川避難判断水位(特別警戒水位)情報伝達系統図(京都市関係)

資料3-30-38 山科川避難判断水位(特別警戒水位)情報伝達系統図(京都市関係)

(6) 京都府が気象庁の機関と共同して行う土砂災害警戒情報

30.2.8 京都府と京都地方気象台が共同して行う土砂災害警戒情報を受信・伝達する(本部事務局) 本部事務局は、上記の土砂災害警戒情報の受信を様式3-32-1の用紙により行う。本市における伝達系統は資料3-32-2及び3-32-3のとおりである。

※ 様式3-32-1 土砂災害警戒情報連絡用紙

資料3-32-2 土砂災害警戒情報伝達系統図

資料3-32-3 土砂災害警戒情報の警戒区域等への情報伝達系統図

(7) 本部長が行う警報等

30.2.9 本部長(市長)が行う警報等を伝達する(本部長)

本部長(市長)が水防管理者として災害対策基本法第56条の規定に基づき行う警報等の伝達については、次のとおりとする。

(本部長が行う警報等の伝達)

ア 水位の通報:水防法第12条に基づくものをいう。

イ 堤防等決壊の通報:水防法第25条に基づくものをいう。

ウ 気象業務法第15条第3項の通知

30.3 水位・雨量を観測する

30.3.1 水位を観測する(本部事務局、各部・区本部)

本部事務局,各部・区本部は,関係機関と密接な連絡を図るとともに,水災情報システム等を活用して河川水位状況についての把握に努め,必要に応じて調査活動を行う。

各部等は、関係機関と密接な連絡をとり、各河川の状況の把握に努める。

30.3.2 雨量を観測する(本部事務局,各部・区本部)

本部事務局、各部・区本部は、大雨・洪水注意報又は警報が発表されたときその他降雨の状況により必要と認められるときは、水災情報システム等により、気象情報の把握を行うものとする。

※ 資料2-1-2 京都市雨量観測所及び京都市水位観測所

30.4 水防活動を実施する

各部等にあっては、必要に応じて前各節に示す災害応急対策活動を行うものとする。 なお、下記の部等にあっては、次の対応を行う。

(1) 消防部の対応

30.4.1 水災活動を実施する(消防部)

消防部及び消防団は、京都市消防水災警防規程に基づき水災活動を実施する。

京都市域にある水防事務組合の水防地域に対し、消防隊等を出動させた場合は、関係の水防団と相互に密接な協力のうえ活動するものとする。

30.4.2 他市町村への水防応援を行う(消防部)

他の市町村又は消防機関から水防法第23条に基づく水防応援の要請がある場合は、あらかじめ相互間に応援協定がある場合を除き、消防隊等(消防分団を含む。)の出動については、水防管理者としての市長特命によるものとする。

(2) 建設部の対応

建設部は、気象予警報、洪水予報等が発表された場合等には、必要な職員を配備するとともに、消防部、区本部等と連携して必要な水防活動を実施する。

30.4.3 河川, 道路等の災害防止を図る(建設部)

建設部は、降雨等による災害発生の危険性が予測される場合、主要道路、河川その他のパトロールを実施し、国土交通省、京都府等関係機関との密接な連携の下に、災害発生又は危険箇所の発見に努め、かつ道路にあっては事故防止のための適切、迅速な対策を講じることにより交通の安全を図る

30.4.4 国及び京都府からの通報を伝達する(建設部)

建設部は、国及び京都府から洪水等のおそれがあるとの通報を受けた場合は、別に定める連絡系統に基づき必要な情報の伝達を行うとともに、関係部等や関係機関との連携のもと、必要な水防活動を実施する。

(3) 都市計画部の対応

30.4.5 危険宅地等のパトロール等を実施する(都市計画部)

都市計画部は、降雨等による宅地への土砂災害等の防止、軽減を図るため、区本部等と連携して、 危険宅地等のパトロールを実施する。

30.4.6 避難対策を支援する(都市計画部)

都市計画部は、危険宅地等の危険性が高いと判断される場合においては、土地所有者に対し危険 防除の指導や地域住民への避難の指示等を支援する。

⇒ 6 避難応急対策を実施する

(4) 上下水道部の対応

30.4.7 下水処理,下水排除対策を実施する(上下水道部)

一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第30節 水防計画

上下水道部は、下水処理、下水排除の万全を期するため必要のあるときは、次の対策を行うものとする。

(上下水道部の対応)

- ア 下水道施設に浸水をきたした場合には、土のう等により浸水を阻止し、下水処理、下水排除を続けるものとする。
- イ 下水処理場,ポンプ所等が停電した場合は,直ちにディーゼル機関直結ポンプ又はディーゼル発 電機等の予備動力装置を運転し,下水処理,下水排除に万全を期するものとする。

(5) 区本部の対応

30.4.8 災害危険箇所等のパトロール等を実施する(区本部)

区本部は,降雨等による災害発生の危険性が予測される場合,関係部や関係機関との連携のもと, 災害危険箇所等のパトロール等の警戒活動を実施する。

30.4.9 避難対策を実施する(区本部)

区本部は、必要に応じて、所轄警察署や消防署等との連携のもとに、住民の避難対策等を講じる。 住民へ避難の準備、勧告、指示等を実施した場合にあっては、直ちに本部長にその旨の報告を行う ものとする。

⇒ 6 避難応急対策を実施する

(6) 堰堤・水こう門・樋門等の操作等

30.4.10 堰堤・水こう門・樋門等の操作等を行う (建設部,水防事務組合) 建設部及び水防事務組合は、次の措置を行う。

(堰堤・水こう門・樋門等の操作等)

- ア 堰堤,水こう門,樋門等の監視員は,毎年度当初において定めておくものとする。
- イ 監視員は、常に点検を行い、出水時の操作に支障のないようにする。
- ウ 監視員は、指示により出動してこれの警戒操作に当たり、その状況によって必要な措置をとるとともに、設置物の管理者にその措置を報告するものとする。

第31節 除雪計画

(31 除雪を実施する)

■ 基本方針

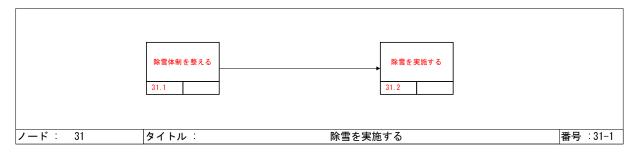
豪雪に伴い,除雪が必要となった場合は,各機関は緊密に連携しながら,あらかじめ定めた除雪路線,除雪区域,及び除雪区分に従って,速やかに対応を行うものとする。

■ 実施責任者 : 建設部長

■ 役割分担

応急対策項目	担	当			分	担	内	容		
31.1 除雪体制を	区本部		31. 1. 1	雪害対策	で 本部を	・設置す	る			
整える	建設部		31. 1. 2	機械動員	体制を	整える	,		 	
31.2 除雪を実施	建設部		31. 2. 1	除雪を実	尾施する					
する	本部長		31. 2. 2	関係機関	に除雪	を要請	する		 	

■ 対策の流れ



31.1 除雪体制を整える

31.1.1 雪害対策本部を設置する(区本部)

各区においては、必要と認められる場合、「第1節 災害対策活動体制の整備計画」に基づいて、 区雪害対策本部を設置し、雪害対策に万全を期するものとする。

⇒ 1.12 区雪害対策本部を設置する

31.1.2 機械動員体制を整える(建設部)

建設部は、保有機械での除雪が困難である場合を考慮し、建設業者の機械を掌握し、非常の場合には、直ちに借用できる体制を整えておくものとする。

(建設局所管の災害対策用車両) 単位:台

所属車種	北土事所	左 土 事 所	東土事所	南北事所	西土事所	西 土 事 所	伏 土 事 所	調管課北室	調整理課	監理検査課	計
ダンプカー	1	2	1	1	1	1	1	0	2	О	1 0
ショベル ローダー等	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	9

31.2 除雪を実施する

31.2.1 除雪を実施する(建設部)

建設部は、定められた除雪路線、除雪区域及び除雪区分にしたがって除雪を実施する。

(除雪路線,除雪区域及び除雪区分)

ア 除雪路線

除雪、凍結防止作業実施要領(資料3-31-1)による。

イ 除雪区域

北 区:雲ヶ畑, 杉阪, 真弓, 大森, 中川, 小野郷の各地区

左京区:鞍馬,花脊,大布施,広河原,久多,大見,百井,小出石,大原,静原,貴船の各地区

右京区:越畑, 樒原, 水尾, 高雄, 梅ヶ畑, 清滝, 京北の各地区

西京区:大枝沓掛地区

ウ 除雪区分

アの除雪路線について、次の区分により除雪を実施する。

(ア) 第1次除雪

一般国道	162 号, 367 号, 477 号
主要地方道	京都広河原美山線,京都京北線,佐々江下中線
一般府道	久多広河原線(久多~市原),上黒田貴船線,愛宕弓槻線,宮ノ辻神吉線,
	中地日吉線,中地熊田線,佐々江京北線,塔下弓削線,佐々里井戸線
市 道	大森道,大悲山道,周山下熊田線,田貫五本松線,清田矢谷線,下中沢線, 沢線,八幡宮清田線,沢尻弾正線,矢代宇津線,西宇野線,宇野東線,片 波線,芹生別所線,初川線,大野比賀江中江線,比賀江辻線,上野線,小 塩下黒田線,塔鳥居下線,弓削山国線,魚ヶ淵線,河端線,細野上ノ町線, 宇津世木線,荒城線,平野線,平野大向線,下宇津線,向弓槻線,大向線, 山合線,余野線,余野奥田線,室谷線,赤石線,沢尻上川線,桜木線,百 合鼻線

(イ) 第2次除雪

第1次除雪路線を除く除雪路線のうち,必要と認める路線の除雪を実施する。

※ 資料3-31-1 除雪, 凍結防止作業実施要領

31.2.2 関係機関に除雪を要請する(本部長)

本部長は、一級国道の指定区間においては、国の境界地に係る管理協定により、京都府、滋賀県が管理する路線にあっては、その管理者に早期に除雪するように要請するものとする。

第32節 農林関係応急対策計画

(32 農林関係応急対策を実施する)

■ 基本方針

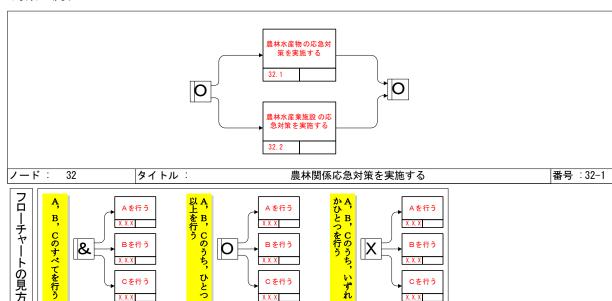
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、農林水産物及び農林水産業施設の被害の発生を防御し、又は被害の拡大を防止するための計画とする。

■ 実施責任者 : 産業観光部長

■ 役割分担

応急対策項目	担	当	分 担 内 容
32.1 農林水産物 の応急対策を 実施する			32.1.1草樹勢回復対策を指導する32.1.2病害虫予防薬剤の散布を指導する32.1.3農林種苗対策を指導する32.1.4土壌消毒等を指導する32.1.5給水源,必要資材の確保等を指導する
32.2 農林水産業 施設の応急対 策を実施する			32.2.1 公共施設の補強工事を指導する 32.2.2 共同利用施設の補強工事を指導する

■ 対策の流れ



32.1 農林水産物の応急対策を実施する

産業観光部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、農林水産物の被害の発生を防御し、又は被害の拡大を防止するために次の対策を行う。

32.1.1 草樹勢回復対策を指導する(産業観光部)

ア農作物

倒伏等の回復に必要な適切な処置の指導を行う。

イ 林産物

山林内の折損等の適切な処置の指導を行う。

32.1.2 病害虫予防薬剤の散布を指導する (産業観光部)

ア 農作物

災害による農作物の損傷及び環境の変化による病害虫の多発及びまん延が予想されるため,予防的かつ早急に被害を防止するよう指導する。

イ 林産物

山林内の病害虫発生の危険地域に薬剤散布の指導をする。

一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第32節 農林関係応急対策計画

32.1.3 農林種苗対策を指導する(産業観光部)

ア農作物

次期栽培用の自家産の種子確保及び現在栽培中の予備種苗の確保配分等について, 適切な早期処置指導を行う。

イ 林産物

- (ア) 造林用苗畑の排水実施指導を行う。
- (イ) 造林用苗畑の薬剤散布指導等を行う。
- 32.1.4 土壌消毒等を指導する(産業観光部)

産業観光部は、浸水による土壌病菌の多発及び侵入を防止するため、土壌消毒や石灰等による土壌 改良を行うよう指導する。

32.1.5 給水源,必要資材の確保等を指導する(産業観光部)

産業観光部は、干害発生時、又はそのおそれがあるときにおける給水源並びに必要資材の確保等について指導する。

32.2 農林水産業施設の応急対策を実施する

産業観光部は,災害が発生し,又は発生するおそれがある場合に,農林水産業施設の被害の発生を防御し, 又は被害の拡大を防止するために次の対策を行う。

32.2.1 公共施設の補強工事を指導する(産業観光部)

農道、堤防、用排水路、ため池、頭首工、揚排水機、林道、治山施設等で被災した場合又はそのおそれがある場合、被害の調査を早急に実施し、又は被害のおそれのある箇所の補強工事を至急施行するよう指導する。

32.2.2 共同利用施設の補強工事を指導する(産業観光部)

作業場, 倉庫, 洗場, 集荷場等で被災したとき, 又はそのおそれのある場合, 被害の調査を早急に 実施し, 又は被害のおそれのある箇所の補強工事を至急施行するよう指導する。

第33節 災害支援計画

(33 災害支援を実施する)

■ 基本方針

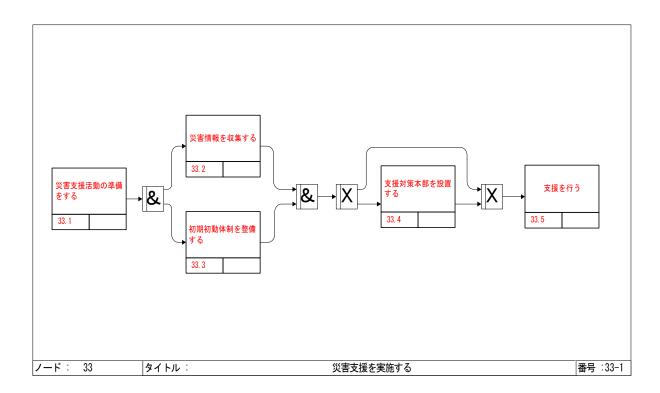
京都市域外において発生した大規模災害等に関して、災害対策基本法第67条第1項及び自治体間の災害 応援協定に基づく応援要求があった場合に、又は人道上の配慮から、被災自治体に対して支援を実施する。

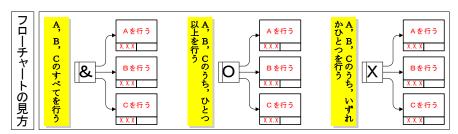
■ 実施責任者 : 各局等の長

■ 役割分担

応急対策項目	担当		分	担	内	容	
33.1 災害支援 活動の準備 をする	各局等	33. 1. 1 33. 1. 2	災害支援活動に 体制等の整備を			を検討す	⁻ 3
	各局等	33. 2. 1	分担する支援内	羽容に	応じた情	報の収集	を行う
33.2 災害情報を収集する	防災危機管理室	33. 2. 2 33. 2. 3 33. 2. 4 33. 2. 5	概括的な情報を 総括的な被害り 市長等へ取りす 各局等へ取りす	代況等 ミとめ	を取りま た情報を	とめる 報告する	
33.3 初期初動	各局等	33. 3. 1	支援に必要な要	5 昌 :	器材を確	保する	
体制を整備する	防災担当副市長,各局等	33. 3. 2	防災対策推進会				
	本部長(市長)	33. 4. 1	支援対策本部の)設置	を決定す	る	
33.4 支援対策	本部事務局 本部事務局, 各局等		支援対策本部の 災害に関する情				は制を講じる
本部を設置	本部事務局		支援対策本部の				III G III O O
する	本部事務局,総合企画 局	33. 4. 5	支援対策本部認				
		33. 5. 1	個別の局等で対	が応す	る		
	各局等	33. 5. 2	複数の局等が協	協同で	対応する		
33.5 支援を行	を行		全庁体制で対応	ぶする			
أ	本部長,本部会議構成員	33. 5. 4	支援対策本部会	議を	開催する		

■ 対策の流れ





33.1 災害支援活動の準備をする

- 33.1.1 災害支援活動に必要な体制等を検討する(各局等) 災害支援活動に関係する各局等においては、速やかに支援対策活動が実施できるよう、平常
- 33.1.2 体制等の整備を進める(各局等)

各局等においては、速やかに支援対策活動が実施できるよう、検討した体制を整備しなければ ならない。

また,市長は適宜,準備状況の確認を行い,必要があるときは支援対策活動に必要な体制等の整備を指示することができる。

33.2 災害情報を収集する

33.2.1 分担する支援内容に応じた情報の収集を行う(各局等)

から必要な体制等を検討しなければならない。

支援対策を実施する必要があると見込まれる大規模な災害又は事故等(以下「災害等」という。)が発生したときは、各局等は、災害支援活動を円滑に実施するため、災害等の発生状況について、必要な情報の収集を行う。

- 33.2.2 概括的な情報を併せて収集する(防災危機管理室)
 - 防災危機管理室は、各局等の収集した情報を取りまとめるとともに、必要に応じて、先遣隊を派遣すること等により、支援対策実施の要否の判断に必要な概括的な情報を併せて収集する。
- 33.2.3 総括的な被害状況等を取りまとめる(防災危機管理室) 防災危機管理室は,京都府,他都市又は国等と連携するとともに,テレビ・ラジオ等あらゆる 手段を活用して,被災自治体の総括的な被害状況等を取りまとめる。

33.2.4 市長等へ取りまとめた情報を報告する(防災危機管理室)

防災危機管理室は,一定の時間内で取りまとめた被害情報等を市長,副市長及び危機管理監(以下「市長等」という。)へ報告する。

33.2.5 各局等へ取りまとめた情報を伝達する(防災危機管理室)

防災危機管理室は,一定の時間内で取りまとめた被害情報等を,市長等の指示と併せて各局等 へ伝達する。

33.3 初期初動体制を整備する

33.3.1 支援に必要な要員、器材を確保する(各局等)

各局等は、京都市災害支援対策本部(以下「支援対策本部」という。)設置の基準に該当する災害等が発生したときは、被災自治体からの要請が予測される支援内容に合わせて、平常時から整備している支援体制に必要な要員、器材を確保する。

33.3.2 防災対策推進会議を開催する(防災担当副市長、各局等)

防災を担当する副市長は、支援対策の実施について協議を行うため、必要に応じて防災対策推 進会議を開催する。

33.4 支援対策本部を設置する

33.4.1 支援対策本部の設置を決定する(本部長)

本部長(市長)は、被災自治体に対して全庁体制で支援を行う場合、又は複数の関係局等による支援を行う必要があると認めるときは、本市の支援方針等の重要事項を決定するために、支援対策本部を設置する。

支援対策本部の組織

- ア 支援対策本部の構成は、市長を本部長、防災を担当する副市長を統括副本部長、 その他の副市長を副本部長とし、関係局長等を本部員とする。
- イ 支援対策本部は本部長が設置し、召集する。
- ウ 支援対策本部に関する事務は、消防局防災危機管理室及び関係局(以下「本部事務局」という。)が行う。

(支援対策本部の組織及び運営については、京都市災害支援実施要綱に定めるところによる。)

※ 資料5-1-1 京都市災害等支援実施要綱

33.4.2 支援対策本部の設置場所を決定する(本部事務局)

本部は、原則として市役所本庁舎1階会議室(E, F, G会議室)に設置する。ただし、支援の状況等によっては、消防局本部庁舎内に設置する。

33.4.3 災害に関する情報収集・必要な連絡体制を講じる(本部事務局,各局等)

本部事務局及び各局等は、支援対策を実施するため、災害に関する情報収集・必要な連絡体制を講じる。

- ※ 資料3-1-1 災害専用連絡電話
- ※ 資料3-5-3 20大都市災害時相互応援に関する協定・実施細目・連絡担当部局一覧表
- 33.4.4 支援対策本部の機能を確保する(本部事務局)

支援対策本部を市役所本庁舎1階会議室に設置するときは,災害対策本部に準じて,情報処理 に必要な情報機器(防災情報システム等)を設置する。

- ※ 資料3-1-2 本部室配置図
- 33.4.5 支援対策本部設置を通知・公表する(本部事務局,総合企画局)

支援対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次の表の区分により通知又は公表するものとする。

また,総合企画局は,支援内容に関する報道機関の取材が円滑に行われるよう連絡・調整を行い,本部事務局をはじめ各局は取材等に対応する。

(支援対策本部設置等の通知)

通知又は公表先			表先	通知又は公表の方法	実施責任者		
被	災	自治	ì 体	無線,有線電話			
各		局	等	無線, 庁内放送	本部事務局 (防災課長)		
京	į	都	府	無線,有線電話			
市			民	報道機関を通じて公表	総合企画局(広報課長)		
報	道	機	関	文書	総合企画句(仏報珠文)		

33.5 支援を行う

各局等は,防災危機管理室と連携のうえ,被災自治体からの支援要請の状況等に応じて,京都府, 他都市又は国等と連携して,必要な支援体制を構築し,対応する。

33.5.1 個別の局等で対応する(各局等)

被災自治体からの支援要請の状況等により、個別の局等が単独で対応できる場合は、防災危機 管理室と連携のうえ、個別の局等で対応する。

33.5.2 複数の局等が協同で対応する(各局等)

被災自治体からの支援要請の状況等により、複数の局等の連携による対応が必要な場合は、防 災危機管理室と連携のうえ、複数の局等で対応する。

33.5.3 全庁体制で対応する(各局等)

被災自治体からの支援要請の状況等により、全庁体制での対応が必要な場合は、全庁体制で対 なする

33.5.4 支援対策本部会議を開催する(本部長,本部会議構成員)

本部長は、支援対策の実施方針について協議を行うため、必要に応じて支援対策本部会議を開催する。

(支援対策本部会議の構成)

本部長	統括 副本部長	副本部長	本部員
市長	防災を担 当する副 市長	副市長	環境政策局長,行財政局長,総合企画局長,文化市民局長,産業観光局長,保健福祉局長,保健福祉局保健衛生推進室長,都市計画局長,建設局長,会計管理者,消防局長,交通局長,上下水道局長,市会事務局長,教育長,選挙管理委員会事務局長,人事委員会事務局長,監査事務局長,各区長,各担当区長及び本部長が指名する職員

(主 な 支 援 内 容)

- ア 他都市との応援協定等に定める支援
- イ 援助物資の提供

被災地において,食料,生活必需品,災害応急用資器材等が不足し,その調達が困難な場合,被災自治体の要請を受けて,必要な物資を確保し,被災地に搬送する。

ウ 職員の応援

被災自治体から消防活動,医療活動その他災害応急対策活動に関する職員の応援要請があるときは,速やかに消防隊,医療救護班等の必要な職員を被災地に派遣する。

エ 義援金の募集

支援対策本部は、被災者の生活再建に役立てるため、関係団体と連携し、義援金の募集を 実施し、被災自治体に送達する。

オ 行政事務の応援

災害時に需要が増大する行政事務等に従事させるため、被災自治体の要請を受けて、事務 応援や職員の派遣を通して、被災自治体の行政事務の応援を行う。

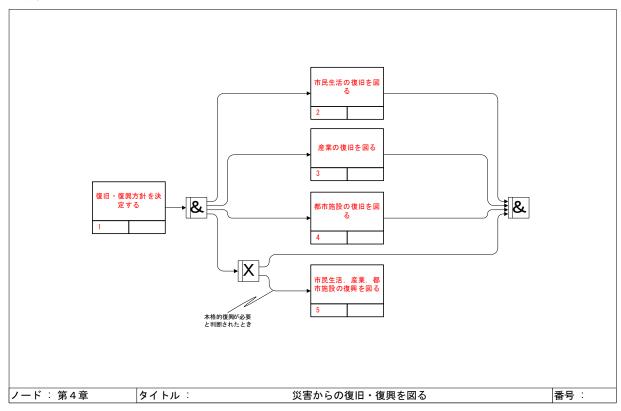
第4章 災害復旧計画

■ 計画の目的

災害発生後,被害の発生の程度に応じて,災害応急対策,災害復旧対策,災害復興対策が実施されるが, これらの対策は,直列的な関係で実施されるものではなく,対策の目的に応じて並列的に実施する必要がある。

本計画は、災害発生後、できるだけ早い段階で復旧対策を実施するための諸制度の計画を示すとともに、 併せて、できるだけ早い段階で復興へ取り組むための基本的な方針を示すものである。

■ 対策の流れ



第1節 復旧・復興方針の決定

(1 復旧・復興方針を決定する)

■ 基本方針

災害発生後,京都市災害対策本部は,緊急対策の実施後,応急対策の実施と並行して出来るだけ早い段階で復旧対策に取りかかることが求められる。復旧対策は,被災者の生活の再建を中心として,被災産業の再建,被災都市施設の再建を並行して実施する。

一方,災害による被害が激甚なものとなった場合には,災害前の市民生活や産業,都市施設を復旧するだけでなく,より京都らしく復興していくという対応が求められるようになる。

本計画は、災害後、できるだけ早い段階で復旧対策を実施するための諸制度の計画を示すとともに、併せて、できるだけ早い段階で復興へ取り組むための基本的な方針を示すものである。

■ 実施責任者 : 本部長

■ 役割分担

復旧計画項目	担	旦 当	分 担 内 容
1.1 復旧・復興 の方針を決定 する		本部員	1.1.1本部員会議で復旧・復興方針を審議する1.1.2本部員会議で復旧方針を決定する1.1.3本部員会議で復興方針を決定する1.1.4復旧・復興方針を表明する

1.1 復旧・復興の方針を決定する

1.1.1 本部員会議で復旧・復興方針を審議する(本部長,本部員)

本部長は、大規模な災害発生後、緊急対策が終了した段階で、直ちに本部員会議を招集し、災害からの復旧・復興方針を審議する。協議の内容は、基本的に「災害により現に被害を受けた市民、企業、都市をいかに早く再建(復旧)するか」、「被害規模から判断して、災害前の状態に戻すという復旧だけで十分か、本格的な復興対策を実施すべきか」の2点である。

1.1.2 本部員会議で復旧方針を決定する(本部長,本部員)

被災者、被災企業、被災都市施設の再建はできるだけ急がれるものであるため、本部員会議においても迅速な判断が求められる。

災害からの復旧は、基本的に既存の制度を用いて、被災者への金銭的援助を中心とした生活の再建、中小企業を中心とした産業の再建、公共施設を中心とした都市の再建が行われる。しかし、被害規模から判断して、既存制度の活用だけでは不十分であり、全国の国民の善意に基づく義援金の募集や、国に対して新しい制度の設置要望等を含めて、より早い段階で被災者や被災企業、被災都市施設の復旧が可能となるための方針を決定する。

- ⇒ 2 市民生活の復旧を図る
- ⇒ 3 産業の復旧を図る
- ⇒ 4 都市施設の復旧を図る
- 1.1.3 本部員会議で復興方針を決定する(本部長、本部員)

本部員会議では、復旧方針の審議と併せて本格復興の必要性、本格復興の実施体制についても審議する。災害による被害の程度により、既存制度を中心とした復旧だけでは不十分であり、本格的復興を目指すことが必要と判断された場合、応急対策及び復旧対策を中心に対策を実施する「市災害対策本部」とは別組織の、災害復興事業実施の総合調整を実施する「市災害復興本部」の設置を決定する。

⇒ 5 市民生活、産業、都市施設の復興を図る

1.1.4 復旧・復興方針を表明する(本部長,本部員)

本部員会議で決定された復旧・復興方針は、速やかに市民、企業に対して表明し、公正、適正な復旧対策の推進、復興事業の推進を可能とするため、初期的段階から情報を公開して実施していくことを示し、市民や企業の理解を求める。

第2節 市民生活の復旧計画

(2 市民生活の復旧を図る)

■ 基本方針

災害によって被害を受けた市民が速やかに再起自立するよう,既存制度を活用して被災者に対して生活再建のための各種援助を実施する。

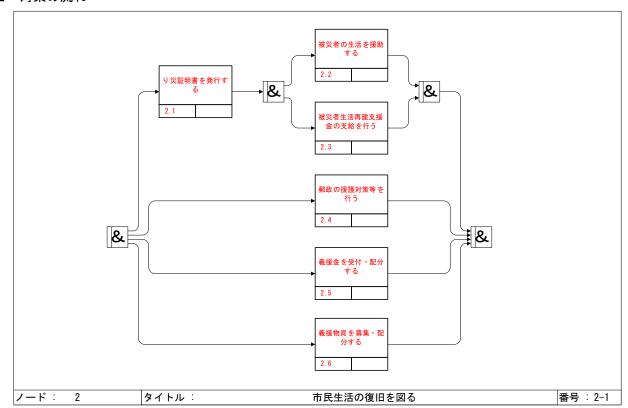
また、災害による被害が甚大な場合、被災者の生活再建のため全国から善意の義援金や義援物資が寄せられることが予想される。これらの義援金・義援物資を被災者に対し公平に分配し、被災者の生活再建に役立てる。

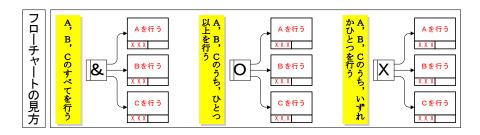
■ 実施責任者 : 文化市民部長

■ 役割分担

復旧計画項目	担当	分 担 内 容					
		2.1.1 損壊家屋の調査等の体制を決定する					
2.1 り災証明書	 区本部,消防部	2.1.2 損壊家屋等の調査を実施する					
を発行する	四个时,1月97日	2.1.3 り災証明書を発行する					
		2.1.4 り災証明書発行台帳を整備する					
		(1) 市税の減免措置等					
	区本部	2.2.1 市税の減免及び徴収猶予等の手続を行う					
	トラント・ロル	2.2.2 国民健康保険料の減免等を行う					
		2.2.3 介護保険料の免除等を行う					
2.2 被災者の生	都市計画部	(2) 融資・貸付					
活を援助する		2.2.4 災害復興住宅資金による融資を行う					
	区社会福祉協議会	2.2.5 生活福祉資金の貸付けを行う					
		2.2.6 災害援護資金の貸付けを行う					
	 保健福祉部,区本部	(3) 災害弔慰金等の支給					
	истипани, потт	2.2.7					
	/	2.2.8 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給を行う					
2.3 被災者生活	保健福祉部, 区本部						
再建支援金の	区本部	2.3.2 支給を行う					
支給を行う	保健福祉部,区本部	2.3.3 使途実績報告書を受け付ける					
	,	2.3.4 支援金の返還及び加算金・遅延金の請求書を交付する					
2.4 日本郵政グ	(郵便事業株式会社						
ループの援護	郵便局株式会社)	2.4.1 日本郵政グループの援護対策等を行う					
対策等を行う		0月 光原人本体(町八) 4.日人3.35.四 1.4					
	文化市民部	2.5.1 義援金募集(配分)委員会を設置する					
2.5 義援金を受	文化市民部,区本部	2.5.2 義援金の受付窓口を開設する					
付・配分する		2.5.3 義援金を受け付ける					
	文化市民部	2.5.4 義援金の配分方法等を決定する					
	区本部	2.5.5 義援金を配分する					
	産業観光部	2.6.1 義援物資募集品目を決定する					
	文化市民部	2.6.2 義援物資受入準備を行う					
2.6 義援物資を		2.6.3 義援物資募集の広報を依頼する					
募集・配分す	総合企画部	2.6.4 義援物資の募集を広報する					
S	文化市民部	2.6.5 義援物資受付窓口を設置する					
	文化市民部,区本部						
	文化市民部	2.6.7 物資集積・搬送拠点の義援物資を配分する					
	区本部	2.6.8 区本部の義援物資を配分する					

■ 対策の流れ





2.1 り災証明書を発行する

り災証明書は、災害救助法による各種の救助活動や市税の減免措置等の援助活動等を実施するうえで、 家屋の被害の程度によって救助や援助の対象者を証明するものであり、地方自治法第2条に定める防災に 関する事務の一環として発行するものである。

2.1.1 損壊家屋の調査等の体制を決定する(区本部,消防部)

り災証明書は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、家屋の損壊状況(全壊、流出、半壊、床上浸水等)及び火災による損害状況について調査に基づき発行するものである。

区本部及び消防部は、災害救助法の適用申請時における保健福祉部長の判断に基づき、損壊家屋 の調査等の体制を決定し、必要がある場合には、他都市等に対して調査要員の派遣の要請を行う。

- ⇒ 第3章 23.1 被害の認定を行う
- ⇒ 第3章 5.1 他の公共団体等へ応援を要請する

(損壊家屋の調査等の調査体制)

- ア 損壊家屋の調査,火災による消火損の調査結果により災害救助法の適用申請を行う場合 災害による被害の程度が小さい場合に想定され,原則として,区本部職員,消防部職員が調査 を実施する。
- イ 災害救助法の適用見込みにより申請を行う場合

災害による被害の程度が大きい場合に想定され、災害救助法適用申請のための住家の滅失の被害認定とは切り離して行われる。

この場合,区本部,消防部職員だけで調査を実施することが困難となることが予想されるため, 他都市の職員等の派遣を要請し、応援職員を含めた調査体制をとる。

また、調査対象となる家屋が膨大なものとなり簡易調査の手法を採った場合には、当初の段階から再調査の実施を計画する。

- 2.1.2 損壊家屋等の調査を実施する(区本部,消防部)
 - ア 区本部は、「り災証明書交付事務取扱基準」に基づき、家屋調査を実施する。
 - イ 消防部は、別に定める基準に基づき、火災、消火損の調査を実施する。
 - ウ 他都市の職員の応援を要請した場合は、応援職員を含めて調査を実施する。
- 2.1.3 り災証明書を発行する(区本部,消防部)
 - ア 区本部長は、「り災証明書交付事務取扱基準」に基づき、損壊家屋のり災証明書を発行する。
 - イ 消防部 (消防署長) は、別に定める基準に基づき、火災、消火損のり災証明書を発行する。
- 2.1.4 り災証明書発行台帳を整備する(区本部,消防部)

区本部及び消防部は、り災証明書の発行を終えたものについて、その後の検索用としてり災証明 書発行台帳の整備を行う。

2.2 被災者の生活を援助する

- (1) 市税の減免措置等
- 2.2.1 市税の減免及び徴収猶予等の手続を行う(区本部)

本市は、災害により損害を受けた納税者について、損害の程度に応じて、市税の減免及び徴収猶予等を行う。市税の減免にかかわる損害程度の認定、減免手続については、調査に基づき区本部で行う。

※ 資料4-2-1 個人市民税及び固定資産税の減免の基準

(市税減免及び徴収猶予等)

ア 市税の減免

災害により損害を受けた納税者については、京都市市税条例の定めるところにより、損害の程度に応じて、個人市民税や固定資産税等を減免するものとする。

なお、個人市民税と固定資産税の減免については、「災害被害者に対する市民税及び固定資産 税の減免に関する要綱」の規定に基づいて適用する。

イ 徴収猶予等

被災した市民が災害のため市税の申告その他の書類の提出や納付(納入)を所定の期限までに 行うことができない場合,又は一時的に納付(納入)ができない場合は,地方税法,京都市市税 条例等の規定に基づき,それぞれ期限の延長や徴収猶予を行う。

2.2.2 国民健康保険料の減免等を行う(区本部)

本市は,京都市国民健康保険条例の規定により,災害のため損害を受け保険料及び延滞金(以下「保険料等」という。)の納付が困難と認められる市民に対し,保険料等及び一部負担金の減免及び徴収を猶予する。

損害の程度の認定、減免手続については、区本部において行う。

2.2.3 介護保険料の免除等を行う(区本部)

本市は、災害のため損害を受け、介護保険料等の納付が困難と認められる被保険者に対して、京都市介護保険条例の規定により、保険料の減免及び徴収猶予、京都市介護保険規則の規定により、利用者負担額の減免を行う。

保険料の免除等にかかる損害の程度の認定、手続については、区本部において行う。

※ 資料4-2-2 国民健康保険料の減免の基準及び介護保険料、利用者負担額の免除の基準

(2) 融資・貸付

2.2.4 災害復興住宅資金による融資を行う(都市計画部)

本市は、住宅に被害を受けた者に対して災害復興住宅資金の融資を行う。災害復興住宅に関する 認定書の発行は、都市計画部が行う。

(災害復興住宅資金による融資)

ア 住宅金融支援機構法の規定により、大規模の災害(災害救助法施行令第1条第1項第1号から 第3号までのいずれかに該当する災害等)の場合に、住宅に被害を受けた者に対して災害復興住 宅資金(建設資金、新築住宅購入資金、中古住宅購入資金又は補修資金等)の融資を行う。

イ 申込受付は、建設、購入又は補修する住宅の所在地と同じ都道府県の「住宅金融支援機構業務 取扱店」と標示された金融機関で行う。

2.2.5 生活福祉資金の貸付けを行う(区社会福祉協議会)

京都府社会福祉協議会は、災害により被害を受けた低所得者に対し、速やかに自立更生を図るため、生活福祉資金貸付規程による災害援護資金の貸付けを行う。

貸付申込手続については、区社会福祉協議会が取り扱う。

※ 資料4-2-3 生活福祉資金(災害援護関係)の貸付基準

.2.6 災害援護資金の貸付けを行う(保健福祉部,区本部)

災害により被害を受けた世帯主に対し、災害援護資金の貸付けを行う。貸付申込は各区本部福祉 班で行い、保健福祉部長が貸付け決定し、各区本部福祉班から貸し付ける。

※ 資料4-2-4 災害援護資金貸付けの対象者、貸付限度額

(参考) 災害救助法による生業資金の貸与を行う(保健福祉部)

災害救助法による生業資金の貸与制度は、現在運用を停止しているため、その運用に関しては、 厚生労働省等の指示に従うものとする。

ア 災害救助法が適用された場合、同法の規定により被災者に対し生業資金を貸与する。

イ 貸与申込手続等の事務は、災害があった都度、保健福祉部で取りまとめる。

(3) 災害弔慰金等の支給

2.2.7 京都市災害見舞金等の支給を行う(保健福祉部,区本部)

本市は、市内において災害によって被災した市民又はその遺族に対し、「京都市災害見舞金・弔慰金交付要綱」等に基づいて、災害見舞金又は災害弔慰金を支給する。

災害見舞金,災害弔慰金の支給依頼手続については,区本部において調書を作成し、保健福祉部 長が支給決定を行い、各区本部から支給する。

※ 資料4-2-5 京都市災害見舞金・弔慰金の支給基準

2.2.8 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給を行う(保健福祉部,区本部)

本市は、災害(暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の自然現象による被害)によって死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を支給し、災害によって精神又は身体に著しい障害を受けた世帯の世帯主に対して、災害障害見舞金を支給する。

各区本部において調査を行い、保健福祉部長が支給決定を行い、各区本部から支給する。

※ 資料4-2-6 災害弔慰金·災害障害見舞金支給基準

2.3 被災者生活再建支援金の支給を行う

「被災者生活再建支援法」に基づく被災者生活再建支援金の支給を行う。

2.3.1 支給申請手続を行う(保健福祉部,区本部)

被災者生活再建支援金の支給申請手続は、区本部において受付を行い、保健福祉部がとりまとめ 府を経由し基金へ提出する。

2.3.2 支給を行う(区本部)

支給は区本部において行う。(口座振込みを除く)

2.3.3 使途実績報告書を受け付ける(保健福祉部,区本部) 使途実績報告書の受付は区本部が行い、保健福祉部がとりまとめ府を経由し基金へ提出する。

2.3.4 支援金の返還及び加算金・遅延金の請求書を交付する(保健福祉部、区本部) 区本部は支援金の返還及び加算金・遅延金の請求書の交付を行う。 保健福祉部は返還金の取りまとめをし、基金へ送金する。

※ 資料4-2-7 被災者生活再建支援金の支給基準

2.4 日本郵政グループの援護対策等を行う(郵便事業株式会社,郵便局株式会社)

2.4.1 日本郵政グループの援護対策等を行う

郵便事業株式会社は,災害が発生した場合,公衆の被災状況及び被災地の実情に応じて郵政事業 に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

なお、郵便局株式会社は、災害が発生した場合、郵便事業株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険株式会社からの通知に基づき、郵便局において、郵便業務、貯金業務及び保険業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(郵政事業計画)

<郵便事業株式会社>

ア 郵便物の送達の確保

災害の規模に応じて,運送または集配の経路若しくは方法の変更,郵便物の区分方法の変更, 臨時運送便または臨時収集便の開設等機宜の応急措置を講じ,郵便物の運送及び集配の確保また は早期回復を図る。

イ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付

郵便法第 18 条の規定に基づき、被災者の安否通信等便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し通常はがき及び郵便書簡を無償交付する。

ウ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

郵便法第18条の規定に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

エ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

郵便法第 19 条及び郵便法施行規則第 4 条に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本 赤十字社、その他総務省令で定める法人または団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免 除を実施する。

<郵便局株式会社>

郵便局窓口業務の維持

被災地により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間または取扱日の変更等の措置を講じ、郵便局の窓口業務の維持を図る。

※ 資料4-2-8 災害時における京都市と京都市内郵便局との相互協力に関する覚書

2.5 義援金を受付・配分する

2.5.1 義援金募集(配分)委員会を設置する(文化市民部)

ア 京都府において、日本赤十字社京都府支部等支援関係団体等を構成員とする「義援金募集(配分)委員会」が設置された場合、文化市民部は同委員会を通じて義援金の募集、配分を行う。

イ 京都府において義援金募集(配分)委員会が設置されない場合は,文化市民部が関係部,区本 部,関係機関と協議して義援金の募集,配分を行うものとする。

2.5.2 義援金の受付窓口を開設する(文化市民部,区本部)

文化市民部及び区本部は、義援金の受付窓口を開設する。

2.5.3 義援金を受け付ける(文化市民部,区本部)

文化市民部及び区本部は、義援金の寄託の申込がある場合、義援金受付台帳に記入するとともに 寄託者に受領書を交付し、当該現金を市会計管理者所管の歳入歳出外現金に受け入れるものとする。 ただし、区本部が義援金を一時保管する場合は、その旨を文化市民部に報告するものとする。

※ 様式4-2-9 義援金受付台帳·義援金受領書

2.5.4 義援金の配分方法等を決定する(文化市民部等)

文化市民部又は義援金募集(配分)委員会は,義援金の配分方法を決定し,被災者に対する円滑な配分を行うものとする。

2.5.5 義援金を配分する(区本部)

区本部長は、決められた義援金配分基準、方法に基づき、迅速かつ適正に配分する。配分窓口は、 区本部長が指定する場所とする。

2.6 義援物資を募集・配分する

2.6.1 義援物資募集品目を決定する(産業観光部)

産業観光部長は、義援物資の募集を広く国民に呼びかける必要があると判断した場合、食料、生活必需品等の配分計画をもとに必要品目を特定したうえで、文化市民部に必要な要請を行う。

2.6.2 義援物資受入準備を行う(文化市民部)

文化市民部は、状況に応じて京都府、日本赤十字社等と義援物資に係る調整を行い、できるだけ 被災地内での仕分け作業が発生しないような措置を講じる。

2.6.3 義援物資募集の広報を依頼する(文化市民部)

文化市民部は、総合企画部に対し義援物資募集の広報を依頼する。

2.6.4 義援物資の募集を広報する(総合企画部)

総合企画部は、義援物資募集に際し、可能な限り一定量の取りまとめ及び整理のうえ、提供するよう広報する。

なお、食料については、長期保存可能な食品に限る旨依頼する。

⇒ 第3章 4.2 一般広報を行う

2.6.5 義援物資受付窓口を設置する(文化市民部)

文化市民部は、本編「第3章 第12節 食料の供給計画」及び「第3章 第13節 生活必需品の供給計画」に基づき、物資集積・搬送拠点に義援物資受付窓口を設置する。ただし、市役所及び区役所に直接届けられた義援物資は、必要に応じて受領する。

⇒ 第3章 12.2.11 物資集積・搬送拠点を開設する

2.6.6 義援物資を受け付け、保管する(文化市民部、区本部)

文化市民部は、物資集積・搬送拠点に届けられた義援物資を受領し、義援物資受付台帳に記入するとともに、義援物資の寄託者に受領書を交付し、当該物資の保管を行うものとする。

区本部は,区役所に届けられた義援物資を受領した場合,義援物資受付台帳に記入するとともに, 義援物資の寄託者に受領書を交付し,義援物資の数量,内容等を文化市民部に報告するものとする。 特定の品目の義援物資や,企業等から同一規格で大量に届けられた義援物資については,原則と して区本部が受け付けず,物資集積・輸送拠点に搬送を依頼する。

- ⇒ 第3章 12.4.2 物資集積・搬送拠点で食料を受け入れ、管理する
- ⇒ 第3章 13.4.2 物資集積・搬送拠点で生活必需品を受け入れ、管理する
- ※ 様式4-2-10 義援物資受付台帳·義援物資受領書
- 2.6.7 物資集積・搬送拠点の義援物資を配分する(文化市民部)

文化市民部は、本編「第3章 第12節 食料の供給計画」及び「第3章 第13節 生活必需品の供給計画」に基づき、物資集積・搬送拠点で受け付けた義援物資を配分するものとする。

- ⇒ 第3章 12.4.3 物資集積・搬送拠点から食料を配送する
- ⇒ 第3章 13.4.3 物資集積・搬送拠点から生活必需品を配送する
- 2.6.8 区本部の義援物資を配分する(区本部)

区本部は、区役所に届けられた義援物資は、できるだけ直接避難所等に配分するものとする。

第3節 産業の復旧計画

(3 産業の復旧を図る)

■ 基本方針

大規模な災害が発生し,市内の経済活動に支障が生じた場合,物価の高騰,物資の不足等の問題が生じることが考えられ,更に,事業所の被害が大きくなるほど,地域経済の停滞,雇用等の問題が深刻になり,市民生活にも大きな影響を及ぼすおそれがある。

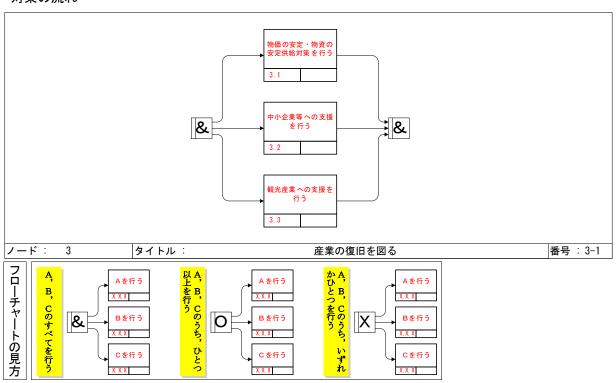
このため, 行政, 地域, 事業所等が相互に連携して, 地域経済の復旧, 復興に取り組んでいくものとする。

■ 実施責任者 : 産業観光部長

■ 役割分担

復旧計画項目	担	当	分 担 内 容
3.1 物価の安	産業観光部		3.1.1 経済団体等と連携し、営業状況等を調査する
定・物資の安	生未既儿叫		3.1.2 早期営業再開,物資安定供給を要請する
定供給対策を	女化古尼郊		3.1.3 物価を監視する
行う	文化市民部		3.1.4 便乗値上げ等の是正指導を行う
	産業観光部		3.2.1 中小企業等の被害実態を調査する
3.2 中小企業等			3.2.2 相談体制を確立する
への支援を行			3.2.3 資金確保等の支援を行う
う			3.2.4 仮設工場,共同仮設店舗等を設置する
	本部長		3.2.5 地元中小企業等への優先発注を要請する
	平印文		3.2.6 被災労働者に対する支援を要請する
3.3 観光産業へ	産業観光部		3.3.1 国内外に向けて復旧情報を発信する
の支援を行う		3.3.2 コンベンション等の誘致を行う	
の又版で11プ		3	3.3.3 観光イベント,キャンペーン等を開催する

■ 対策の流れ



3.1 物価の安定・物資の安定供給対策を行う

被災地内で物資を安定供給して市民の生活維持を図るため,生活必需品等の物価が高騰,また,買占め, 売惜しみ等が生じないよう措置を講じる。

3.1.1 経済団体等と連携し、営業状況等を調査する(産業観光部)

産業観光部は、経済団体、業界団体等と連携して、市内の量販店、商店街、市場等の事業者の被害状況及び営業状況等を調査する。

3.1.2 早期営業再開,物資安定供給を要請する(産業観光部)

産業観光部は、経済団体、業界団体等と連携して、市内の量販店、商店街、市場等の事業者に対して、早期の営業再開、適正な物資等の供給等を要請するとともに、被災企業に対して早期事業再開の支援策を検討する。

3.1.3 物価を監視する(文化市民部)

文化市民部は、消費生活総合センター等に寄せられる通報、物価調査モニター等の協力によって、物価の実態に関する情報収集に努め、物価を監視する。

3.1.4 便乗値上げ等の是正指導を行う(文化市民部)

文化市民部は、物価の監視の結果、便乗値上げや買占め、売惜しみ等の不適正な行為が行われている場合は、京都府、国と連携して是正指導等を行う。

3.2 中小企業等への支援を行う

被災企業、特に経営基盤が脆弱な中小企業に対し、産業観光部は、関係機関や団体等と連携して、各種の相談業務や早期事業再開のための資金援助等を行い、被災企業に対する早期事業再開を支援する。

3.2.1 中小企業等の被害実態を調査する(産業観光部)

産業観光部は、京都の地場産業である織物業を含めた被災中小企業等の被災実態を把握するため、 関係機関や業界団体等と連携して、被害実態調査を実施する。

3.2.2 相談体制を確立する(産業観光部)

産業観光部は、被災中小企業等の事業再開に関する各種相談に総合的かつ機動的に対応するため、 国、京都府や経済団体等と連携して総合的な相談窓口を開設し、被災中小企業等の支援を行う。

3.2.3 資金確保等の支援を行う(産業観光部)

産業観光部は、被災中小企業等の支援のため、本市の各中小企業向け融資制度による融資を的確かつ迅速に実施する。また、必要に応じて国、京都府等に対して緊急の金融対策、信用保険の特例等の措置が講じられるよう要請を行う。

- ※ 資料4-3-1 京都市の中小企業者向け融資制度について
- 3.2.4 仮設工場, 共同仮設店舗等を設置する (産業観光部)

産業観光部は、都市計画部と連携して、中小企業等向け仮設工場や共同仮設店舗等の設置を調整 し、早期事業再開を支援する。

3.2.5 地元中小企業等への優先発注を要請する(本部長)

本部長は、各部等に対し、地元中小企業等への優先的な発注を指示し、早期事業再開を支援する。

3.2.6 被災労働者に対する支援を要請する(本部長)

本部長は、市内主要企業・経済団体等に対して、被災労働者の優先雇用を要請する。また、国、京都府に対して被災労働者雇用の緊急措置を実施するよう要請する。

3.3 観光産業への支援を行う

観光・集客産業は、本市の経済や市民生活を支える重要な産業であるが、災害による市内の文化財や交通機関等の被害により、長期にわたり大きな影響を受けるおそれがある。

このため産業観光部は、観光地としての都市イメージの回復を図るべく、観光関連団体等と連携して次のような対策を実施する。

3.3.1 国内外に向けて復旧情報を発信する(産業観光部)

産業観光部は、総合企画部と連携して、国内外の旅行代理店、報道機関、観光関係団体、行政機 関等に向けて観光産業関連の復旧情報を発信し、国際観光都市京都の復旧支援を呼びかける。

また、海外向けの観光情報紙等に対し、復旧情報を提供し、海外からの観光客の集客を図る。

(観光産業関連の復旧情報)

- ア 宿泊施設,観光施設の営業状況
- イ 文化財等観光資源の公開状況,復旧状況
- ウ コンベンション施設等の営業状況、復旧状況等
- 3.3.2 コンベンション等の誘致を行う(産業観光部)

産業観光部は、京都の復旧支援のため、京都におけるコンベンション等の開催を誘致し、コンベンション参加者等に対して、京都の復旧情報を提供する。さらに、内外のコンベンション専門雑誌等へ復旧情報記事を提供する。

また、各局等は、各地で開催されるコンベンション等に参加し、積極的に京都の復旧支援を呼びかける。

3.3.3 観光イベント、キャンペーン等を開催する(産業観光部)

産業観光部等は、観光都市京都の復旧状況を国内外の人々に認識してもらうことを目的として、 観光イベント、キャンペーンを実施する。また、観光関連団体等が開催するイベント、キャンペーン等に協力する。

第4節 都市施設の災害復旧計画

(4 都市施設の復旧を図る)

■ 基本方針

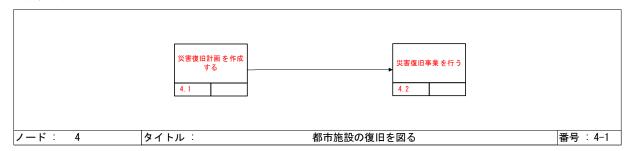
公共施設の災害復旧は,災害発生後被災した各施設の原形復旧に併せて,再度被害の発生を防止するため, 必要な施設の新設又は改良を行うなど,将来の災害に備えて事業を実施する。

■ 実施責任者 : 都市計画部長

■ 役割分担

復旧計画項目	担当	分 担 内 容
	建設部	4.1.1 公共土木施設の災害復旧計画を作成する
 4.1 災害復旧計	産業観光部	4.1.2 農林水産業施設の災害復旧計画を作成する
画を作成する	教育部	4.1.3 文教施設等の災害復旧計画を作成する
画で下及する	保健福祉部	4.1.4 厚生施設等の災害復旧計画を作成する
	各部等	4.1.5 その他の施設等の災害復旧計画を作成する
	各部等	(1) 法律により一部負担又は補助を受ける事業
	14 引守	4.2.1 一部国庫補助を受け災害復旧事業を行う
	本部長	(2) 激甚災害に関わる財政援助措置
4.2 災害復旧事	本即文	4.2.2 激甚災害に対する報告及び調査協力を行う
業を行う	本部長,各部等の長	4.2.3 激甚災害指定を促進する
		4.2.4 特別財政援助の交付に係る手続を取る
	各部等の長	4.2.5 激甚災害に係る財政援助等を受け災害復旧事業を実施
		する

■ 対策の流れ



4.1 災害復旧計画を作成する

各部等は、所管する被災施設について、法律に基づき災害復旧計画を作成する。

※ 資料4-4-1 災害復旧事業の種類

4.1.1 公共土木施設の災害復旧計画を作成する(建設部)

被災した公共土木施設については、原形復旧をするとともに、被害の状況を十分勘案して、将来 における被害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良等を計画する。

- 4.1.2 農林水産業施設の災害復旧計画を作成する (産業観光部)
 - 被災した農林水産業施設については、速やかに原形を復旧するとともに、被害の状況を十分検討 して防災に必要な施設の整備を計画する。
- 4.1.3 文教施設等の災害復旧計画を作成する(教育部)
 - 被災した学校施設の復旧については、被害の状況を十分検討し、将来における被害の発生を防止するため、耐震診断・補強設計、窓ガラスの飛散防止、設備の転倒・落下防止、ソーラーシステムの導入、プールの耐震化等に考慮して、必要な施設の新設又は改良を計画する。
- 4.1.4 厚生施設等の災害復旧計画を作成する(保健福祉部)
 - 被災した社会福祉施設、環境衛生施設、医療施設の復旧については、被害の状況を十分に検討して、将来における被害の発生を防止するため、耐震診断・補強設計、自家発電設備の強化、井戸水の利用によりライフライン確保に考慮して、必要な施設の新設又は改良を計画する。

なお、被災した民間医療施設等の復旧については、国の補助、融資制度と併せて、本市の特別融 資等によって復旧を支援する。

4.1.5 その他の施設等の災害復旧計画を作成する(各部等)

その他、街路、公園等の都市施設、公営住宅、鉄道施設等の災害復旧計画を作成する。

4.2 災害復旧事業を行う

災害復旧事業費の決定は、知事、市長の報告、資料及び実施調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は以下のとおりである。

(1) 法律により一部負担又は補助を受ける事業

4.2.1 一部国庫補助を受け災害復旧事業を行う(各部等)

国が財政の援助を行う法律及びその対象となる事業は、資料4-4-2のとおりである。各部等は、所管する施設について、法律に基づき国の援助を受け災害復旧事業を実施する。

※ 資料4-4-2 法律により補助を受ける事業

(2) 激甚災害に関わる財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合,地方公共団体の経費負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として,「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)が制定されている。

本市域に大規模な被害が発生した場合,「激甚法」による援助,助成等を受け,適切な復旧復興対策 を実施する。

4.2.2 激甚災害に対する報告及び調査協力を行う(本部長)

本部長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を府知事に報告するとともに、府が行う調査に対しても積極的に協力する。

- ※ 資料4-4-3 激甚災害指定, 局地激甚災害指定のための調査項目
- 4.2.3 激甚災害指定を促進する(本部長,各部等の長)

本部長及び各部の長は、激甚災害の指定を受ける必要があると判断するときは、府知事及び担当部局長と連絡を取り、激甚災害指定を促進する。

(激甚災害の指定)

- ア 大規模な災害が発生した場合,内閣総理大臣は,府知事の報告に基づき,中央防災会議の意見 を聞いて,激甚災害に指定すべき災害かどうかを判断する。
- イ 中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に 基づいて、激甚災害として指定すべきかどうかを答申する。
- ウ 内閣総理大臣は、この答申を受け、激甚災害であるか否かの判断及び特別措置の範囲を閣議決 定し、これらを政令で公布する。
- 4.2.4 特別財政援助の交付に係る手続を取る(各部等の長)

激甚災害の指定を受けたときは、適用対象事業を所管する各部の長は、速やかに特別財政援助の 交付に係る関係調書等を作成し、府に報告する。

4.2.5 激甚災害に係る財政援助等を受け災害復旧事業を実施する(各部等の長)

「激甚法」の適用対象事業を所管する各部の長は、財政援助等を受ける災害復旧事業を実施する。「激甚法」により、財政援助等を受ける事業は、資料4-4-4のとおりである。

※ 資料4-4-4 激甚法により財政援助等を受ける事業

第5節 大規模災害発生時の復旧復興体制

(5 市民生活、産業、都市施設の復興を図る)

■ 基本方針

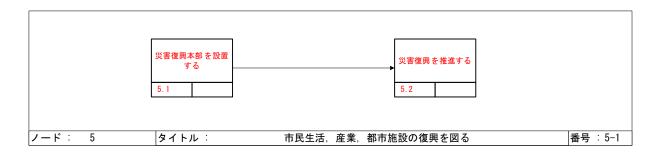
大規模な災害により本市が激甚な被害を被った場合、市民生活の復興、産業の復興、都市施設の復興に迅速に着手し、公正、適正な復興を可能とするため、災害発生の初期的段階から「災害復興本部」を設置し、「災害復興基本計画」を策定し、被災市民への災害復興計画の公表、周知を図りながら、災害復興事業を実施していく。

■ 実施責任者 : 本部長

■ 役割分担

復旧計画項目	担	当			分	担	内	容
5.1 災害復興本	本部長		5. 1. 1 5. 1. 2			·設置する L方針をā	る 表明する	
部を設置する	総合企画部, 部	都市計画	5. 1. 3	災害復興	興本部を	・運営する	5	
5.2 災害復興を 推進する	災害復興本部	5. 2. 1 5. 2. 2 5. 2. 3 5. 2. 4 5. 2. 5	災害復 災害復 災害復 災害復	興の基本 興基本計 興事業計	方針を第 一画を策算 一画等を	定する((第2期) 第3期) (第4期)	

■ 対策の流れ



5.1 災害復興本部を設置する

5.1.1 災害復興本部を設置する(本部長)

本部員会議において「災害復興本部」の設置が決定された場合は、市長を本部長とする「災害復興本部」を設置し、災害復興に関する計画の策定、災害復興事業実施の総合調整に着手する。

5.1.2 災害復興の取組方針を表明する(本部長)

本部長は、市民に災害復興本部の設置と、災害復興への取組方針を表明し、市民、企業、行政の連携による復興体制づくりを呼びかける。

5.1.3 災害復興本部を運営する(総合企画部,都市計画部)

総合企画部及び都市計画部は,「災害復興本部」の事務局を設置し,各部,関係機関の協力のもと「災害復興本部」を運営する。

(注)以下は、災害復興の概ねの流れを示すものである。

5.2 災害復興を推進する

5.2.1 災害復興体制を整備する(第1期)

復興に取り組む基本的な体制を確立し、初期段階における適切な対応を図るため、復興事業体制を確立し、被害状況の把握等を行う。

(災害復興第1期における検討課題)

- ア 災害復興ガイドライン (都市基盤, 町並み, 市民生活, 産業, 安全都市基準等の指針) の作成 組織の設置と検討着手
- イ 復興基本計画を策定する復興計画審議会(仮称)設置準備
- ウ 庁内の復興検討組織の設置(必要に応じて、庁内の機構再編)と検討開始
- (ア) 震災前のまちづくり計画の条件整理
- (イ) 被害状況の早期把握
- (ウ) 被害状況や基盤整備状況などの地域特性の整理
- (エ) 関連諸制度の整理
- エ 議会との連携(条例の制定)
- オ 復興推進区域、重点復興地域指定の検討
- カ 建築基準法に基づく建築制限の検討
- キ 被災者,被災企業等の広報・広聴体制

5.2.2 災害復興の基本方針を策定する(第2期)

復興に向けて、災害復興ガイドラインによって基本的な方針を明らかにするとともに、復興基本計画の策定の着手、地域指定等の都市計画決定を具体的に調整する。災害復興基本計画は、復興都市づくりをはじめ、経済復興、市民生活復興等市民生活のすべての分野を対象として策定する。

(災害復興第2期における検討課題)

- ア 災害復興ガイドラインの策定,周知,意見聴取
- イ 復興基本計画の策定の着手
- ウ 復興推進区域,重点復興地域の都市計画決定の調整
- エ 重点復興地域の整備事業手法の検討
- オ 建築基準法に基づく建築制限の実施(ただし、権利者の意向を十分に考慮する必要)
- カ 被災者、被災企業等の広報・広聴体制

5.2.3 災害復興基本計画を策定する(第3期)

災害復興基本計画を策定,公表し市民への周知を行う。また,全市及び地区ごとの復興の基本的な計画を策定するとともに,その実現手法を明らかにし,市民への周知を行う。

(災害復興第3期における検討課題)

- ア 災害復興基本計画の策定,公表,周知
- イ 地区別整備計画の策定,公表,周知

5.2.4 災害復興事業計画等を確定する(第4期)

復興のための具体的な事業計画を立案,作成し,住民との合意形成を進めながら,復興事業計画 等を決定する。

(災害復興第4期における検討課題)

- ア 地区別細部計画の策定
- イ 住民との合意形成
- ウ 災害復興事業計画の決定

5.2.5 災害復興事業を推進する(第5期)

災害復興事業計画に基づき、復興事業を円滑に実施する。

なお,都市復興基本方針と整合のとれている既定の都市計画事業等については,住民との合意のもとに,被災後できるだけ早期に実施する。